

平成19年 3 月第 1 回人吉市議会定例会会議録（第 1 号）

平成19年 3 月 6 日 火曜日

1. 議事日程 第 1 号

平成19年 3 月 6 日 午前10時 開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議第 1 号 平成18年度人吉市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議第 2 号 平成18年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議第 3 号 平成18年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議第 4 号 平成18年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議第 5 号 平成18年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 8 議第 6 号 平成18年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議第 7 号 平成18年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 議第 8 号 平成18年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議第 9 号 平成18年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第12 議第10号 平成18年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議第11号 平成18年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第14 議第12号 平成18年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議第13号 平成19年度人吉市一般会計予算
- 日程第16 議第14号 平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算
- 日程第17 議第15号 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議第16号 平成19年度人吉市老人保健医療特別会計予算
- 日程第19 議第17号 平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 平成19年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第22 議第20号 平成19年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第23 議第21号 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議第22号 平成19年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第25 議第23号 平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第26 議第24号 平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第27 議第25号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関
する条例の制定について

- 日程第28 議第26号 人吉市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第29 議第27号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第28号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第29号 人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第30号 人吉市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第31号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第32号 人吉市乳幼児医療費助成に関する条例及び人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第33号 人吉市一般廃棄物処理施設建設基金条例の廃止について
- 日程第36 議第34号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第35号 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第36号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議第37号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議第38号 人吉下球磨消防組合規約の一部変更について
- 日程第41 議第39号 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について
- 日程第42 議第40号 川辺川総合土地改良事業組合規約の一部変更について
- 日程第43 議第41号 訴えの提起について
- 日程第44 議第42号 訴えの提起について
- 日程第45 議第43号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第46 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第47 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第48 報第1号 人吉市国民保護計画の報告について

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第48まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程 決議第2号 福永市長に対する辞職勧告決議（案）の提出について

=====

3. 出席議員（21名）

- | | |
|-----|-----------|
| 1 番 | 笹 山 欣 悟 君 |
| 2 番 | 福 屋 法 晴 君 |

3番	永	山	芳	宏	君
4番	森	口	勝	之	君
5番	田	中		哲	君
6番	吉	村	勝	徳	君
7番	本	村	令	斗	君
8番	仲	村	勝	治	君
9番	三	倉	美	千子	君
10番	山	下	幸	一	君
11番	下	田代		勝	君
12番	簀	毛	正	勝	君
13番	杉	本	仙	一	君
14番	大	柿	長	太	君
16番	立	山	勝	徳	君
17番	田	中	照	久	君
18番	大	王	英	二	君
19番	岩	井		実	君
20番	上	原	義	武	君
21番	杉	本	春	夫	君
22番	別	府	靖	彦	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者助役	渕	上	憲	男	君
収 入 役	大	松	克	己	君
監 査 委 員	篠	崎	國	博	君
教 育 長	鳥	井	正	徳	君
総 務 部 長	沼	田	寛	仁	君
企 画 部 長	井	上	修	二	君
福祉生活部長	尾	方		篤	君
経 済 部 長	俣	野		一	君
建 設 部 長	吉	村	政	浩	君
総 務 部 次 長	多	武	芳	美	君
福祉生活部次長	上	田		泉	君
経 済 部 次 長	浦	川	康	徳	君

建設部次長	丸山善利君
総務課長	松岡誠也君
秘書課長	東俊宏君
財政課長	井上祐太君
福祉課長	中村明公君
農業振興課長	吉川泰人君
管理課長	今村修君
会計課長	大石宝城君
水道局長	末次力君
水道局業務課長	濱田芳彰君
教育次長	神瀬文夫君
教育総務課長	新村則幸君
農業委員会 農事務局長	東博君
監査委員 監事務局長	松江隆介君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	上川修一君
次長	赤池和則君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

=====

午前10時2分 開会

○議長（別府靖彦君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成19年第1回人吉市議会定例会を開会いたします。

それでは、会議を開きます。

本日の議事は、議席に配布しております議事日程第1号によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配布しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略させていただき、書類報告にかえさせていただきます。なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いをいたします。

発言の申し出

○議長（別府靖彦君） ここで執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。職務代理者 淵上助役。

○市長職務代理者助役（淵上憲男君）（登壇） 皆さんおはようございます。議長のお許しをいただき、発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

新聞等で報道されておりますとおり、去る3月3日の夜、福永市長が収賄容疑で逮捕されましたことにつきましては、議会並びに市民の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたこと、まことに申しわけなく、心からおわびを申し上げます。事件の詳細は不明であり、これからの捜査を見守りたいと存じますが、市政の停滞は決して許されません。さらに職員一丸となりまして、浮き足立つことなく、冷静に、粛々と自信を持って業務を遂行し、市民の市政への信頼を一日も早く回復するために努力をしてまいり所存でございます。議員各位には、引き続き、御指導、御支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

○議長（別府靖彦君） それでは、これより議事に入ります。

=====

日程第1 会期の決定

○議長（別府靖彦君） 日程第1、会期の決定については、去る1月26日及び2月27日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（山下幸一君）（登壇） 皆さんおはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

平成19年3月第1回人吉市議会定例会に当たりまして、去る1月26日及び2月27日に議会運営委員会を開きまして、会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告を申し

上げます。

まず、会期につきましては、本日3月6日開会、7日、8日、9日、10日、11日、12日休会、13日議案質疑、14日、15日一般質問、16日一般質問及び委員会付託、17日、18日休会、19日、20日常任委員会、21日、22日休会、23日常任委員会、24日、25日休会、26日の午前、常任委員会、26日の午後、特別委員会、27日休会、28日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問の通告は、3月9日、金曜日、午後3時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問の時間は、従来どおり50分以内、回数につきましても、登壇1回、質問席から4回以内、また議案質疑の回数は、質問席から2回以内ということに決定しております。なお、本日提案されております議案の中で、議第38号人吉下球磨消防組合同規約の一部変更について、議第39号人吉球磨広域行政組合同規約の一部変更について、議第40号川辺川総合土地改良事業組合同規約の一部変更について、この3件については、委員会付託を省略して、本日採決することにいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（別府靖彦君） 会期の決定につきましては、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（別府靖彦君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は、委員長報告どおり決定いたしました。

=====

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（別府靖彦君） 次に日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に7番、本村令斗議員、8番、仲村勝治議員を指名いたします。

=====

日程第3 議第1号から日程第48 報第1号まで

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第3、議第1号から日程第48、報第1号までの46件を一括議題とし、直ちに執行部に説明を求めます。

○市長職務代理者助役（淵上憲男君）（登壇） それでは、まず福永市政20年の報告を、市長に代わりまして代読をさせていただきたいと存じます。

第1回定例市議会のはじめにあたりまして、発言の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

私は、昭和62年5月から5期20年の永きにわたり、市民の皆様の温かいご理解と絶大なるご支援を賜り、市政運営の重責を担わせていただきまして、私の任期は現在5期目の最後の

年であります。平成19年4月30日をもって満了することになります。

この20年間、地方行政運営の舵取りの厳しさが増す中、様々な課題を抱えてのまちづくりでございまして、市政全般にわたって幾度となく難しい決断を迫られ、結果として皆様には全てが満足のいただけるものばかりではなかったかと存じますが、幸いにも多くの方々から頂戴いたしました数々のご指導ご激励によりまして、多くの成果をあげることができましたことに対しまして、衷心から謝意を表する次第でございます。

就任以来、5期20年間多くの市民の皆さんから寄せられました信任の重さを十二分に受け止め、全体の奉仕者として謙虚に、かつ、一党一派に偏らない公正な市政を執行するため全力を注いでまいりました。これまで「市政は市民のためにある」の基本理念のもと、執行部と議会は車の両輪ということを心掛け、議員各位並びに市民の皆さんのご理解ご協力を仰ぎ、さらに、国・県のご支援を賜りながら誠心誠意努力をしてまいりました。

市民にとって「自分たちの地域に対し、自信と誇りと愛情を持つこと」がまちづくりの第一歩であり、心豊かな社会をつくり上げることが、私たちに課せられた最大の課題であるという観点から、2期目の市政をお預かりした平成3年に第3次総合計画を策定し、目指すべき都市像として「物語都市ひとよし」を掲げました。

その背景にあった社会的な課題としてグローバルという言葉に代表される国際化、産業革命とも比類される情報化社会の到来、地球規模での環境問題の高まり、地域的な課題として全国平均を大きく上回る少子高齢化への対応、そして、地域が高速道新時代を迎えたことによる受け皿づくりがございました。第3次総合計画「物語都市ひとよし」では、都市の主人公である市民一人ひとりの日々の生活の中に新たな発見や可能性があり、ほかの都市には置き換えられない本市固有の風土に根ざした豊かな生活環境づくりやそれを支える人づくりをテーマにしてまいりました。

また、平成13年度から現在も計画期間中である第4次総合計画でも、さらに発展させる形で「物語都市ひとよし」を継続し、国、地方あげての厳しい改革の時代にあっても自らの責任と選択によってさらなる日本のふるさとを目指していくことを標榜し、誇りを持って長い歴史や風土の中で培われてきた文化、風景、あるいは心豊かなまちづくりや各種事業の礎として、次世代に語りついでいくことに力を注いでまいりました。この間、物語都市づくりにご理解とご支援をいただきました議員各位や市民の皆様には厚くお礼申し上げます。

今議会は、私に取りまして最後の定例市議会でございますので、これまで議員各位並びに市民の皆様とともに取り組んでまいりました、主な市政の軌跡を総括して申し上げてみたいと存じます。

まず、市役所の組織機構改革でございますが、時代時代の行政ニーズに対応した簡素で効率的な組織を目指し、絶えず見直しを行ってまいりました。就任当初からしますと、組織の統廃合により、2課21係を削減したほか、超高齢社会を迎え、福祉や高齢者の生きがいづく

りに対応した機構改革を進めてまいりました。

また、職員の数につきましても、市民100人に対し職員1人を目標に定数削減を進め、この20年間に47人を削減しております。また、平成16年には定員適正化計画を策定しまして、計画的に職員の削減を実施しておるところでございます。

平成14年度には第3次行政改革大綱「人吉市行政経営計画書」を策定いたしまして、急激な社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に迅速かつ的確に対応するため、100項目からなる実施計画のもと事務事業に取り組み、平成19年度が最終年度となります。

行政改革に伴う指定管理者制度でございますが、公の施設に関し、従来の管理委託制度により本市の出資団体などへ管理運営を委託しておりました養護老人ホーム延寿荘や、知的障害者授産施設うぐいす荘・希望ヶ丘学園、並びに老人福祉センターや国民宿舍くまがわ荘につきましては、平成18年4月から指定管理者による管理運営を行っております。

まちづくり関係でございますが、まちづくりは人づくりと申しますように、本市ではその契機として平成2年にまちづくり西日本交流会議を開催し、その後様々なまちづくり団体の支援を行ってまいりました。なかでもふるさと創生推進事業の活用では、平成2年の推進事業条例制定以来、16年間で80件、9,288万円の助成を行い、地域固有の伝統文化の継承や地場産業の振興などを支援し、活力ある地域づくりにご活用いただいております。

姉妹都市関係でございますが、鹿児島県指宿市とは、昭和54年以来27年間の長きにわたり、両市の温泉祭りや子どもの交歓会などを通じて交流を深めており、平成18年8月には、合併された「新指宿市」と姉妹都市盟約の再締結を行いまして、両市民の福祉向上と市勢の発展を目指し、さらなる交流推進を図っていくことを再認識したところでございます。

消防・防災関係でございますが、これまで市民生活の安全を確保するため、災害などの未然防止やその対応を積極的に推進し、災害をはじめとする危機管理体制の確立を図ってまいりました。特に、常備消防とともに地域防災の中核的存在となります消防団につきましては、設備の近代化と組織強化による地域の防災力の充実に努めまして、平成8年には大規模災害にも対応できるよう消防団の再編成を行ってまいりました。消防団諸氏におかれましては、幾多の災害に身を挺して対応していただいたことに対しまして衷心からお礼申し上げ、今後消防団員としての一層の士気の高揚と技術の向上を図っていただくとともに、職務遂行にさらに邁進されますよう望みます。

防災関係でございますが、近年、私たちの身近で子どもが巻き込まれる犯罪が多発する中、平成16年に制定いたしました「人吉市犯罪を許さないまちづくり条例」に基づき、各校区に自主防犯パトロール隊を発足していただきました。現在、このパトロール隊を中心に地域住民や関係機関などが一体となりまして、市民ぐるみによる地域安全運動を積極的に展開しており、犯罪や事故のない安全で明るい地域社会の実現に近づいていくものと存じます。

男女共同参画関係でございますが、平成2年に婦人対策室を熊本市に次いで設置し、翌年

には婦人問題懇話会を設置するなど、婦人をめぐる諸問題の現状や課題及び活性化を図るためにスタートしたこの事業は、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定により本市におきましても、現在の男女共同参画推進懇話会からご提言を受けまして、平成15年度に「人吉市男女共同参画基本計画」を策定するとともに、地域リーダーの育成に取り組んでおるところでございます。

河川関係でございますが、就任以来、国、県のご理解とご協力の下、様々な河川整備に関わってまいりました。この20年間で川づくりも相当変化してまいりまして、治水上の安全性に加え多自然型川づくりによる自然環境への配慮が重視されるようになり、球磨川河川整備につきましても議会と共に「安全でうるおいのある川づくり」や「魚がのぼりやすい川づくり」を進めてきたところでございます。この間、中川原の蛇籠による緑化や小柿地区の桜つつみ、散歩道路の改良や階段工の整備並びに自然石による護岸の整備、そのほか荒瀬・瀬戸石両ダムへの魚道の設置など球磨川における新たな河川環境が創出されております。

情報推進関係でございますが、本市では、国の「e-Japan」戦略により、平成14年度に情報化計画を策定し、市内LANの整備や職員同士の情報共有並びに事務の簡素効率化を図るとともに、総務省が推進しました中央省庁と都道府県、市区町村を接続する総合行政ネットワークの整備も行い、住民満足度の向上に向け電子自治体への基盤整備を進めてまいりました。さらに地域イントラネット構築も行いまして、市役所庁舎と本市の主な施設を接続しネットワークを通じてインターネットを経由することにより、情報発信と情報収集が可能となり、本市のホームページから市民の方々をはじめ市外へも最新の情報提供を行い、効果的な活用を図っておるところでございます。

住民基本台帳関係でございますが、平成6年2月から住民票などの発行を電算化し、平成15年8月の住民基本台帳ネットワークシステム第2次サービスの開始に続き、平成16年2月には戸籍電算システムを稼動いたしまして、情報ネットワークを活用した市民サービスの向上と事務効率化を推進してきたところでございます。

ごみリサイクル関係でございますが、リサイクルの基本となる資源ごみの分別収集を、平成5年6月からスタートし、今後とも、関係機関や各種団体と連携を行いながら、地球環境にやさしい循環型社会の構築が図られていくものと存じます。

高齢者福祉関係でございますが、本市の高齢化率は20年前の昭和62年が約14%であったのに対し、現在では27%を超え、毎年プラス0.65ポイントずつの伸びで推移してきており、この状況は、全国平均よりも高齢化が10年以上早いペースで先を進んでいる状況でございます。私の就任当初からある程度は予想され、そのためにも長期的な高齢者対策として「元気な高齢者、活力ある高齢社会づくり」の実現を進めることが重要な課題であり、その対策となる「高齢者生活産業都市づくり基本計画」に基づいた特色ある継続的な取り組みを行い、本市最大の組織であります老人クラブの強化に努めてまいりました。

次に、高齢者福祉の大改革となりました平成12年の介護保険事業のスタートに際しまして、制度の適正な運用に万全を期す一方で、介護予防を目的とする介護保険対象外の「デイサロン事業」など、本市独自の自立支援対策の推進に努力してまいりました。更に、平成15年には、将来の地域社会の縮図とも言える高齢化率が50%に達した矢岳地区に、地域住民が相互に支え、自らが地域社会を創り上げていくための介護予防施設「岳寿館」を建設いたしております。

障害者福祉関係でございますが、高齢者福祉と同様に大きく変革する20年間であったと存じます。就任当初の昭和62年に、本市初の知的障害者授産施設「希望ヶ丘学園」を開設いたしまして、障害者福祉に対する礎となるスタートでございました。これを機に、障害者への理解や社会参加機会の促進など、早急な課題が明らかとなり障害者福祉に対するより強い想いを持って施策の展開を図っておるところでございます。

その起点が、「福祉のふれあい村」整備でございまして、平成3年に民間活力を導入し、福祉サービスの質の向上と適正な施設運営を目的とした人吉市社会福祉事業団の設立となり、翌平成4年に「官」から「民」による希望ヶ丘学園と延寿荘の管理運営がスタートいたしました。その後、平成11年に知的障害者入所授産施設「うぐいす荘」を開所いたしましたが、当時は、障害者福祉の在り方が施設から在宅へ変化する時期であり新規の施設整備は困難な状況にございましたので、当時、県下で唯一のデイサービスセンター及び障害児の地域療育センター「スイスイなかま」を併設した総合的サービスの提供を目指すため、知的障害者の一貫した支援システムを確立する中核施設として整備を行っております。

児童福祉関係でございますが、少子化が急速に進む中、これまでも保育所保護者負担金助成事業による保護者の方の経済的負担軽減や保育サービスの充実を主とするサービスを行ってまいりましたが、平成10年度に策定いたしました児童健全育成整備計画書「ひとよし子どもプラン21」に基づき、様々な子育て支援に取り組み、平成11年度からは「人吉市地域子育て支援センター」を開設し、子育て家庭の支援拠点作りを進めておるところでございます。

平成16年度には、乳幼児健康支援一時預かり事業（通称「あひるハウス」）に着手するとともに「人吉市次世代育成支援行動計画」を策定し、より充実した子育て支援策に取り組み、平成18年度には子育て中の家族が気軽に集える場として、人吉市つどいの広場（通称「九ちゃんクラブ『ふれあい広場』」）を開設したところでございます。また、児童手当や乳児医療費助成事業の対象年齢も年々引上げ、現在、乳児医療費助成は、基本的に2歳児までは無料、3歳児医療はひと月1,500円という一部負担金はございますが、就学前までを対象とさせていただきます。

疾病予防と健康づくりの推進でございますが、県の指定を受け昭和63年度から平成2年度までの3箇年で実施しましたヘルスプラン事業により、従前の住民健康診査に加え超音波検診と大腸がん検診を他市に先駆けて実施いたしております。現在は、住民健康診査の更なる

充実により、疾病の早期発見・早期治療、加えて疾病予防に積極的に取り組んでおるところでございます。また、国の健康づくり運動「健康日本21」の本市版であります「人吉ヘルスプラン21」を策定いたしまして「健康で生き生きとところふれあう人吉」を目指し、生涯を通しての健康づくりを推進いたしております。

介護予防関係でございますが、平成12年4月に施行されました介護保険法は、国の予測を上回る少子高齢社会に突入するとともに後期高齢者が前期高齢者を上回るといった現状のもと制度の見直しが急務となりまして、平成18年4月に、介護保険制度の持続可能性の確保や明るく活力ある超高齢社会の構築、及び社会保障の総合化を基本視点に大幅な改正がされております。

特に、介護になってからの対策ではなく、介護予防を重視したシステムへの転換が求められ、その拠点施設としまして、保健センター内に人吉市地域包括支援センターの設置や活力ある健やかな老後を目指して、地域包括支援センター運営協議会を設置するとともに、更に大きな課題であります、認知症や高齢者虐待などの早期対応のために人吉市高齢者地域包括支援ネットワーク会議の立ち上げを行い、関係機関と連携強化に努めておるところでございます。また、365日24時間、高齢者が安心して在宅生活の継続ができますよう、高齢者夜間休日相談対応事業もスタートいたしております。まだまだ、スタートして間もない地域包括支援センターでございますが、介護予防施策を充実するべく、今後さらに介護予防事業の推進が図られていくものと存じます。

農業振興関係でございますが、本市における重要施策の一つとして、農林業の振興を掲げ、独特の風土や文化と地域資源を生かし「山の幸、里の技が生きる」農村風景都市づくりを背景にしながら、これまで農業環境の変化に対応した足腰の強い、近代的・創造的農業の確立など長期展望に立った農業施策に取り組んでまいりました。特に、就任当初から「農林業ルネッサンス」と称し、これまでの前例にとらわれない様々な取り組みを展開してきたところでございます。

次に、平成15年8月に認定を受けました構造改革特区「森林の郷農林業げんき特区」への取り組みでございますが、平成17年6月には農家民泊を開業しようという本市の農業者や関係者が集まり「人吉市グリーンツーリズム推進協議会」を発足し、これまで都会の大学生を招いた国土交通省所管の地域づくりインターン事業の受け入れや、農家民泊開業に向けた各種の研修会に取り組んでまいりました。

畜産関係におきましては、平成3年から肉用牛の優良系統への改良を目的とした受精卵移植推進協議会を発足し、以来バイオ技術を活用しながら、畜産農家の所得向上を図ってまいりました。平成11年には「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行されたことを受け、平成15年度からその規制対象となる畜産農家を対象として、「畜産環境保全緊急対策整備事業」を実施し、必要な堆肥化施設や機械などの導入経費の助成を行っ

てまいりました。その成果としまして、市内の畜産環境は着実に改善され、家畜排泄物の適正な管理及び堆肥の有効利用が促進されてきたところでございます。

商工業を主体とした本市経済の活性化でございますが、就任当初から企業誘致を重点施策として取り組み、東京・大阪・福岡で開催いたしました地域開発懇談会をはじめ様々な施策を行ってまいりまして、特に梢山工業団地の造成に伴う優良企業3社の誘致と、平成7年開校の中小企業大学校の誘致は、人吉球磨地域の経済活性化に与えた影響は大きいものがあったものと存じます。

中心市街地の活性化策でございますが、平成10年度の中心市街地活性化法の制定を受け、本市におきましてただちに中心市街地活性化基本計画を策定し、国に提出、承認を受けて事業を実施してまいりました。その事業推進機関として商工会議所に商業を活性化するための機関であるTMOを設置していただき、ハード・ソフト両面において、商店街をはじめとした関係者と協議しながら地区毎に計画を推進してまいりました。

次に、地場産業育成の一環としての球磨焼酎関係でございますが、国際条約による廃棄物の海洋投棄が本年中にできなくなることを受けまして、焼酎粕のリサイクル施設を議会や地元大柿町内などの御理解のもと建設することができました。鹿児島などの同様な施設の稼働が遅れている中、本市のこの施設は所期の目的どおり稼働しており、成功例として他県からも視察が絶えないところでございます。

また、球磨焼酎の販路拡大事業として、ジェトロの支援によるLL事業を平成16年度から3箇年継続事業として行い、イギリスのスコッチウイスキーとの交流事業を支援してまいりました。イギリスからスコッチの専門家を招聘し、製造技術面の指導を受けたり、こちらから視察団を組みスコットランドを訪れたりとの交流によりその成果は大きなものがあったと確信いたしております。今後とも球磨焼酎がほかの地場産業に与える経済効果に大いに期待し、今後の事業発展を期待いたします。

観光振興関係でございますが、市政の重点施策の一つとして取り組んでまいりました。四季折々の美しい風景や伝統並びに文化など本市が持つ多くの魅力を活かしていくことと民間の活力を積極的に活用すること、そして人吉球磨は一つを基本理念に努力いたしてまいりました。まず、昭和63年に民間主導の人吉温泉観光協会がスタートしたことにより、イベントや観光客誘致活動などにも弾みが付き、民間活力による新しい散策コースの設定や魅力ある施設ができたものと存じます。

平成7年の九州縦貫自動車道人吉・えびの間の開通に併せて、官民一体となった「ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン」をスタートさせ、人吉球磨圏域一体の観光振興事業を展開してまいりまして、「相良三十三観音めぐり」や「球磨川温泉郷スタンプラリー」、「人吉球磨は、ひなまつり」などが、当地域への県内外からの誘客増につながり、点から面への事業展開がなされておるところでございます。これまでハード事業としまして、観光地基盤整

備におきましては、平成元年に人吉クラフトパーク石野公園のオープンや平成9年には人吉駅前にからくり時計が完成し、観光客に喜ばれておるところでございます。

「み仏の里づくり」でございますが、この人吉球磨地方には隠れ念仏の歴史がありますので、地域に伝わる様々な物語を持った歴史や史跡をまちづくりに生かしておるところでございます。また、この地域には「相良三十三観音めぐり」がございますので、平成12年度から観音堂周辺整備に年次計画で取り組み、これまで5箇所の観音堂駐車場や参道を整備してまいりまして、秋の開帳期間中には参拝者が延べ4万8,000人を超えるまでとなり、今後も増えるものと確信いたしております。

農林整備関係でございますが、本市の重要な基幹産業であります農業の発展のためには、生産基盤の整備は大変重要でございます。ほ場整備につきましては、古仏頂地区・馬水川地区・七地地区・小柿地区・南人吉地区・木地屋地区・日添地区が平成8年度までに完成いたしまして、本市における都市計画区域の用途地域を除いた、整備可能区域面積の96.9%の整備が完了いたしております。

かんがい施設でございますが、まず、県営事業として北人吉地区の水田に川辺川から取水し、用水供給している万江川用水路隧道のコンクリート壁面の基幹水利施設補修事業と平成10年度から上原田地区において、畑地かんがい推進モデルほ場設置事業を実施していただきました。この2つの事業により水田に安定した用水の供給が行えるほか、畑地における水を利用した営農への取り組みが行われ、事業効果が着実に表れておるところでございます。

また、田代町内の中央を流れております田代溝につきましては、疎水後90数年を経過している歴史ある農業用水路でございます。段塔町にある取り入れ堰や導水路となる山間部の開水路部分が朽化し、漏水が多く用水不足を来しておりましたので、平成17年度から改修に着手し平成20年度の完成に向け、現在工事を進めておるところでございます。改修が済みますと用水不足が解消され、清流という地域資源を生かした成長型農業が行われると期待をいたしておるところでございます。

林業関係でございますが、昭和39年の木材の輸入自由化に伴いまして、林業従事者の雇用喪失や高齢化及び後継者不足に加えて、木材価格の低迷が依然と続いていることから、森林の手入れ不足や、皆伐後の植栽が行われないなどの問題が生じております。このような状況において、本市では国や県の補助を受け、これまでに林業の近代化やコスト低減を図るため大型の高性能林業機械の導入をはじめ、作業道の開設や間伐などの各種事業へ積極的に取り組み、森林のもつ水源涵養や森林整備に努めながら林業振興及び林業従事者の雇用拡大を図っておるところでございます。

川辺川総合土地改良事業でございますが、昭和59年に計画決定がされたこの事業は、かんがい排水事業に先行して農地造成や区画整理工事が進められてまいりましたが、農業、農村を取り巻く諸情勢の変化から受益面積の見直しや、農家負担の軽減を考慮した事業計画の変

更手続きが平成6年に行われ、変更計画決定となりました。しかし、この変更計画へ異議申し立てが行われ、平成15年の判決で国側が敗訴いたしております。

その後、熊本県を総合調整役に関係6団体による事前協議が始まり、昨年7月14日まで計78回にわたる協議が行われ、その結果、県におきまして農林水産省から提案があった「既設導水路活用案」で進めていくとの整理がされたところでございます。しかしながら、相良村から事前協議終了後すぐに事業へは参加しないとの表明がなされ、相良村長は事業組合からの離脱や事業組合の解散を要求されておるところですが、現時点におきましても、5市町村への具体的な説明はされていない状況となっております。一方、今年1月には、農林水産省は、国土交通省の照会に対し、利水はダムに依存しないとの回答をされておりますので、治水と利水を切り離すことにより、今後それぞれの事業がスムーズに進んでいくことを期待いたしますと存じます。

高速道路関係でございますが、九州縦貫自動車道は、平成7年7月の人吉えびの間片側開通から平成16年12月に4車線化となり、青森から鹿児島まで日本列島を縦貫する高速道路はすべて4車線以上でつながりました。このことは、人吉球磨地域の経済発展に大きく寄与いたしており、国・県・議員各位並びに関係各位に厚く感謝申し上げる次第でございます。

国道関係でございますが、本市と大口市を結ぶ国道267号につきましては、平成16年4月28日に念願であった久七峠バイパスが開通いたしまして、冬期でも安全で快適な通行ができるようになり、観光や商工業の活性化に大きく貢献しております。現在は平成21年度までの計画として、西間上橋から蓑野橋までの交通安全施設等整備事業が進められておるところでございます。改めて、バイパス貫通にご尽力をいただきました国並びに熊本・鹿児島両県の関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

都市計画関係でございますが、今までに様々な街路事業を行ってまいりまして、九州自動車道人吉インターチェンジへのアクセス道路として、市民の皆様方が道路改良を待望されておりました南泉田鶴田線や下林願成寺線、並びに県道坂本人吉線の農免道路交差点から南側に延びる駒井田瓦屋線や、願成寺合原線の道路改良工事に全力を挙げて取り組んだ結果、現在、アクセス道路としての機能を十分に発揮しておるところでございます。

また、人吉駅蓑野線におきましては、人吉駅から人吉橋の区間につきまして、旧産交バスターミナルまでを県の直轄事業で行い、残りの区間を本市の事業として整備を行うとともに、県下で初のセットバックに関する地区計画を平成3年12月に制定し、沿道の皆様方に道路境界から1メートルのセットバックと建築物につきましても、景観を損なわないよう配慮していただいた結果、本市の玄関口にふさわしい街なみを形成することができました。

景観行政につきましては、人吉の自然、歴史、文化、環境を守りながら、「物語都市ひとよし」にふさわしい街づくりを心がけ、青井神社前の市道青井宝来線、紺屋町周辺の青井二日町線、九日町鍛冶屋町線では、石畳を取り入れ段差をなくすなどの道路改良を行い現在、

人にやさしい散策道となっております。

街並み景観につきましては、市内において唯一昔ながらの職人町の風情を漂わせる鍛冶屋町通りを、平成15年3月に制定した「人吉市街並み景観形成要項」による景観形成推進地区に指定しており、平成16年度から地区住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業を実施するなど通りの景観の保存や形成に努めてきたところでございます。

大橋架け替え事業でございますが、本事業は、都市計画街路紺屋町南町線外1線事業として平成7年度に着手し、平成15年度に道路改良に着工した後、平成16年度から大橋架け替え工事に取り組んでおりまして、現在、事業進捗は約85%となっており、本年中の大橋完成に向けて鋭意建設中でございます。

平成16年度から地方道路整備臨時交付金事業で工事に着手いたしております球磨川架橋につきましては、現在、下部工を建設中であり平成19年度から上部工に着手することになります。

公園関係でございますが、人吉城跡公園を本市のシンボリック公園と位置づけ、平成7年度から平成16年度まで、快適景観整備事業により樹種転換を中心にモガリ垣やベンチの設置・ソイル舗装などの整備を行ってまいりました。平成17年度と18年度におきましては、市民の皆様や観光客に城内の景観や市街地の風景を楽しんでいただく憩いの場となるよう、三の丸の西側と東側に東屋を建設いたしました。長い年月は要しましたが、人吉市民の心のふるさとであり、また、心の拠り所としての憩いの場、さらには、本市を訪れる人々を優しく迎える公園として大方整備することができたものと存じます。

石野公園は本市の球磨川南部における総合公園として平成元年のオープン以来、伝統工芸館などの展示施設や木工館・陶芸館・鍛冶館などの体験施設ほかを整備してまいりまして、多くの観光客や親子づれなどに利用されております。開園以来、平成18年12月までに延べ162万4,000人の入園者があり、人吉球磨はひなまつりの会場となるなど観光スポットの一つとして定着したのではないかと存じます。

駅前ふれあい広場でございますが、人吉駅前の活性化を図り、市民の憩いの場として、平成2年度に国鉄清算事業団から用地を購入し、平成3年度から平成4年度にかけて、駐輪場・バラ園・イベント広場などを整備いたしました。特に、面積1,000平方メートルのバラ園は、国際ソロプチミスト人吉から寄贈された1,100本、40数種のバラが植えられ、春から秋にかけて市民の憩いの場となっております。また、平成9年には人吉駅前からくり時計が完成し、市民や観光客に喜ばれておるところでございます。

公営住宅整備事業でございますが、社会資本の整備並びに地元の景気対策として、これまで老朽化した市営住宅の建て替え事業を継続して行ってまいりました。昭和61年度から63年度までに相良団地、平成元年度から平成6年度までに西瀬団地の建て替えを行いまして、平

成6年度に市営住宅の再生マスタープランを策定しております。この計画に基づきまして、平成7年度に与内山団地建て替え事業に着手し、平成13年度に完了しております。引き続き、平成14年度からは、中原団地建て替え事業に着手し、平成16年度に完了しております。また、平成14年度に人吉市住宅マスタープラン並びに公営住宅ストック総合活用計画を策定し、平成17年から高齢化社会に合わせた東間団地建て替え事業に取り組んでおります。

総合交通体系関係でございますが、ＪＲ湯前線の廃止に伴い平成元年10月に第三セクターとして開業したくま川鉄道株式会社は、昨年10月で開業18年を迎えました。開業以来、代表取締役社長として会社運営に携わってまいりましたが、近年、車社会の発達と少子化の影響を受け、通勤通学の利用者が年々減少しており、厳しい運営を余儀なくされておりますことから、イベント列車の運行やおかどめ幸福駅を活用した観光客誘致並びに、国内旅行業の積極的な展開などを行い、社員一丸となって経営の安定化に取り組んでおるところでございます。

学校教育関係でございますが、学校施設は子どもたちにとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、また、地域においては住民の交流や災害時の避難場所という拠点施設でもあります。このように学校施設は重要であるという認識のもと、教育環境の充実や安全性確保のため、田野小学校や第一中学校の全面改築、西瀬小学校の屋内運動場やプールの改築、水はけを良くするため各小中学校の運動場の改修、そのほかそれぞれの学校において課題であった施設整備に努力をしてまいりました。今後も、各学校の校舎は老朽化してきておりますので、耐震化などを含め計画的に施設整備を行ってまいります。

子どもの登下校の安全確保でございますが、昨年の8月末にこども王国保安官制度が全校区での取り組みとして発足し、現在、児童生徒の見守り活動をしていただいております。こども王国保安官は、平成5年に策定いたしました「こども王国ひとよし基本構想」を根拠としており、現在、老人クラブなどの高齢者の方々にお願いしておりますが、今後は、市民みんなで行う“子どもたちをやさしく見守るまちづくり”につながっていくことを期待いたしております。

いじめや不登校問題でございますが、大きな社会的課題となっておりますので、本市では、文部省から平成10年度と11年度の2箇年度に委託事業を受けまして「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」を実施し「こころの相談日」を設けるなど、広く相談が受けられる体制づくりに着手しております。平成10年度に設立した「人吉市不登校対策連絡協議会」は、平成17年度に「人吉市学校支援ネットワーク連絡協議会」へと名称を変更し、多様な問題を抱えた児童生徒の態様に応じたきめ細やかな支援ができるように取り組んできたところでございます。今後は、いじめは絶対に許さないとの認識に立ち、学校・家庭・地域が連携し問題解決が図られていくものと存じます。

昭和48年に開設されました高齢者大学・中央婦人学級も年齢の拡大や男女共学にするなど

時代に合わせた改革を経ながら、市民のニーズを尊重した講座を取り入れ推進してまいりましたが、受講生の減少や公民館の充実などもあり平成18年度をもって閉校し、これまでの講座を校区の公民館に移行するとともに、市民大学の事業は中央公民館事業として続け、今後も生涯学習の推進に積極的に邁進してまいりたいと存じます。また、子ども達の健全育成を目的に、相良藩願成寺駅図書室の開設や学校週5日制に伴い相良藩寺子屋などさまざまな事業に取り組んでまいりました。今後は「こども王国ひとよし」を推し進めることにより子どもたちが明るく健やかに成長するため、PTAや各種団体と協力しながら家庭教育力や地域教育力の向上のために様々な取り組みがなされていくものと存じます。

文化財関係でございますが、人吉城跡の整備は、公有化と発掘調査を図りながら順次進めてまいりました。多門櫓・角櫓・長塀は、平成5年に歴史的建造物として復元が完了し、「くまもと景観賞」を受賞いたしております。また平成15年度からは市庁舎北側の西外曲輪の整備に着手し、念願の歴史資料館となる「人吉城歴史館」の建設、馬場後の復元、「ふるさと歴史の広場」の整備、水ノ手門横の長塀復元などの一連の整備事業を推進してまいりましたが、19年度に予定している堀合門の復元工事で一応の終了になります。このような中、昨年4月に人吉城跡が「日本百名城」の一つに選定されたことは望外の喜びであり、今後、「ふるさと文化の継承と創造」の場として、市民や観光客が集い・学び・くつろぐ空間となることを期待しておるところでございます。

また、在任中、市内の数ある文化財の中から、老神神社や岩屋熊野座神社が国指定重要文化財に指定されましたが、平成17年度から、昨年創建1,200年を迎えた青井阿蘇神社を国宝に格上げ指定するための調査を行っており、市民の皆様と同様に、国宝指定が早期に実現するよう切望するところでございます。

次に文化振興でございますが、永い伝統をもつ「犬童球溪顕彰音楽祭」も平成元年から市民音楽祭を併催するようになりまして、年々参加者も増加し昨年は第60回記念音楽祭の開催となりました。市民ぐるみの音楽祭として確実に定着するとともに、本音楽祭のコンクールで育った子どもたちが世界で活躍する時代を迎えておりますし、この音楽祭を通じて台湾の音楽家鄧雨賢氏を顕彰した音楽祭との民間交流が始まりましたことは、今後、本市の文化振興に大いに役立つものと存じます。また、本年度で53回目を迎えた「人吉球磨総合美展」も年々出品者と出品数、ともに増加し盛会となっております。このように、音楽や絵画といった文化の力を積極的にまちづくりに活用することは、豊かな美しい都市のたたずまい、本市ならではの情景と市民生活におけるうるおいの創出に必ずつながっていくものと存じます。

スポーツ振興関係でございますが、本市では生涯スポーツの振興・スポーツ団体の育成と指導者の養成、スポーツ施設の整備と活用を目標に、積極的に各種事業を進めてまいりました。昭和63年度からはそれまでにスポーツ活動の参加の機会が少なかった少年のスポーツ体験学習としまして、アドベンチャースクールを開設し、カヌー教室や水泳教室・サイクリン

グ教室など、人吉の自然を活かした野外活動を中心に冒険心やチャレンジ精神を養うことに重点を置いたプログラムを取り入れ、子どもたちに大変喜ばれております。

また、平成8年度に完成いたしました人吉スポーツパレスは、高齢者や障害者、市民の誰もが気軽に安心して利用できるスポーツの拠点施設としてオープンして以来、数多くの皆様に利用していただいております。トレーニングルームは若い女性にも人気が高いようでございます。平成11年には国民体育大会、平成13年には高校総体、平成17年には県民体育祭のバレーボールのメイン会場としてその機能を発揮いたしております。

平成11年3月には、元・読売巨人軍監督川上哲治氏の偉大な功績をたたえとともに、大変努力されたことを将来の子どもたちに伝えるために「川上哲治記念球場」が落成いたしております。オープン以来、県規模の少年野球大会やプロ野球選手による野球教室をはじめ各種野球大会が開催されており、本球場でプレーした子どもたちの中から将来活躍する野球選手が出現することを楽しみに、この球場を活用した少年野球のメッカづくりに取り組むとともに、スポーツを通じて交流の輪が広がることを期待いたしております。

生涯スポーツ関係では、早起きソフトボール大会、人吉駅伝大会、各校区の体育大会を開催いたしまして、市民の皆様方の健康増進に努めております。また、それまで実施しておりました新春マラソンを、平成16年度から「人吉温泉マラソン大会」として盛大に開催し、市内はもとより、県内外を問わず全国から多くのランナーの方々に参加していただいております。本年も2,368人の方々に参加していただいております。今後ますます盛んになることを期待いたしております。

上水道関係でございますが、本市の上水道は、昭和32年の一部給水開始から今年の11月で50周年を迎えます。この間、施設の拡充に努めてまいりまして、現在では重要な都市基盤整備として欠くことのできないものとなっており、これまでの主な建設改良事業としましては、昭和62年度に赤池地区の施設改良事業や平成2年度に大畑地区の拡張改良事業のほか、平成11年度に茂ヶ野水源地周辺環境整備事業などの施設整備を行い、平成17年から第6期拡張事業としまして、下戸越町の簡易水道を上水道に統合するよう事業を進めておるところでございます。

公共下水道関係でございますが、昭和57年から一部供用を開始し、平成17年度までに要した事業費は約281億858万円、整備面積は認可面積1,029ヘクタールの内、756.22ヘクタールで、整備率73.5%となっております。また、普及率につきましては、70.7%、水洗化率86.8%であり県下で熊本市に次いで第2位となっております。ところでございます。

以上、過去20年間にわたる主な市政の総括的なご報告を申し上げますが、このように、市政を担当することができましたのも、関係ご当局並びに議員各位の格別のご高配とご支援があったからでございます。さらには、市職員全員の献身的な努力と市民各位のご理解、ご協力のたまものでございます。こころからお礼申し上げる次第でございます。

○議長（別府靖彦君）　ここで暫時休憩します。

午前11時7分　休憩

午前11時23分　開議

○議長（別府靖彦君）　休憩前に引き続きまして再開いたします。

○市長職務代理者助役（淵上憲男君）（登壇）　引き続きまして、ご提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要をご説明を申し上げます。

議第1号平成18年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や最終決算見込みによるもののほか、職員の希望退職に伴う退職手当、及び多目的運動広場の一部を買い戻すための公有財産購入費などの追加補正を行うものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億5,744万4,000円を増額し、歳入歳出の総額を158億8,542万1,000円とするものでございます。

議第2号平成18年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出の総額をそれぞれ88万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を9,619万3,000円とするものでございます。

議第3号平成18年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第3号）は、事業費がほぼ確定したことによる補正でございます。

歳入歳出をそれぞれ6,981万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を44億9,236万円とするものでございます。

議第4号平成18年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算案（第2号）は、主に医療給付費の減に伴うものでございまして、歳入歳出をそれぞれ1億4,450万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億2,119万1,000円とするものでございます。

議第5号平成18年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出をそれぞれ450万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ760万6,000円とするものでございます。

議第6号平成18年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は、介護保険料の歳入見込みによる減額及び国庫負担金・県負担金・支払基金交付金の内示に伴うものでございまして、歳入歳出をそれぞれ8,919万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を31億5,893万9,000円とするものでございます。

議第7号平成18年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第3号）は、主にサービス計画費収入の減に伴うものでございまして、歳入歳出をそれぞれ433万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,649万7,000円とするものでございます。

議第8号平成18年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は事務事業費の精算で

ございまして、収益的収入及び支出につきましては、収入の営業収益1,009万8,000円、支出の営業費用を1,955万8,000円をそれぞれ増額いたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費900万円を減額いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,153万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額843万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,164万7,000円と繰越利益剰余金処分額6,145万5,000円で補てんすることにいたしております。

議第9号平成18年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出予算に3,777万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を17億5,669万3,000円とするものでございます。

議第10号平成18年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出それぞれ5万円を増額し、歳入歳出予算の総額を21万6,000円とするものでございます。

議第11号平成18年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を775万6,000円とするものでございます。

議第12号平成18年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,667万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,717万6,000円とするものでございます。

議第13号平成19年度人吉市一般会計予算案についてご説明いたします前に、平成19年度の地方財政対策についてその概要を申し上げますと、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に増加するものの、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増などにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。このため、今回の地方財政計画の歳出につきましては、総人件費改革基本方針に沿った、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制、並びに地方単独事業費の抑制を図りながら、併せて、地方財政計画の規模抑制に努めることで財政不足の圧縮を図っていくことを基本として計画されております。このような厳しい地方財政計画の中であって、国は地方公共団体の安定的財政運営に必要な「一般財源総額」につきましては、平成18年度以上の額を確保したところであります。しかし、一方では、地方財政計画の根幹を支えております地方交付税の総額は、4.4%の減、地方の財源不足を補う臨時財政対策債は9.5%の減となされており、本年度から本格的な税源移譲が実施されるものの、地方の景気低迷などが影響しまして、依然として所用一般財源の確保に相当な困難を要すると考えられ、財政力の弱い地方自治体は、厳しい財政運営を強いられると予想されております。

それでは、今回の予算編成の概要について申し上げますと、まず税源移譲における影響額でございますが、本年度、所得税から個人住民税への税源移譲が行われるものの、16年度から18年度までの暫定措置として配分されておりました所得譲与税が廃止となりますので、その影響額は、800万円余りの増と見込んでおります。次に、税制改正における影響額でござ

いますが、恒久的減税の廃止に伴い、定率減税措置が本年度、全廃となりますので、1億500万円余りの増を見込んでおります。ただし、恒久的減税を補てんしておりました地方特例交付金が、本年度、廃止となりますので、9,800万円余りの減と見込んでおるところでございます。したがって、税源移譲及び定率減税の廃止による影響額は、合わせて270万円余りの増と見込んでおるところでございます。

また、地方交付税のうち、普通交付税につきましては、補正係数等が不明であるため、見込みが困難でございますが、地方財政計画の伸び率で見込み、更に、3%減額をしたところの、18年度交付決定額と比較いたしまして、1億6,800万円余りの減、特別交付税が18年度最終見込み額と同額を、臨時財政対策債が3,500万円余りの減と見込んでおります。

一方、歳出でございますが、骨格予算で編成を行い、投資的経費につきましては、国庫補助事業のうちの継続事業、及び単独事業のうち緊急性を要するもののみ計上いたしております。

なお、これら財源不足を補うために、当初予算におきましては、減債基金及び地域福祉助成基金の取り崩し、並びに地域再生事業債などで対応をいたしております。

歳入歳出予算の総額は139億5,062万7,000円となり、前年度当初予算と比較しますと4.8%の減となっております。

議第14号平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ9,115万3,000円といたしております。

議第15号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億9,699万6,000円といたしております。

議第16号平成19年度人吉市老人保健医療特別会計予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ4億8,465万7,000円といたしております。

議第17号平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,139万7,000円といたしております。

議第18号平成19年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,850万円といたしております。

議第19号平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,853万8,000円といたしております。

議第20号平成19年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額を収入では、水道料金による営業収益を主とする水道事業収益5億9,655万6,000円を計上、支出では水道事業の運営及び維持管理などの営業費用を主とする水道事業費用5億857万6,000円を計上、当年度予定純利益8,168万1,000円を見込んでおります。

資本的収入及び支出の予算額は、収入では4,500万1,000円で、主なものは企業債4,000万円と工事負担金500万円でございます。支出では3億1,259万4,000円で建設改良費2億486万

4,000円と企業債償還金1億573万円が主なものとなっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,759万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額932万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,979万4,000円と、繰越利益剰余金処分額8,847万1,000円で補てんすることにいたしております。

議第21号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億9,836万円といたしております。

議第22号平成19年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20万円といたしております。

議第23号平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ572万円といたしております。

議第24号平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ372万5,000円とするものでございます。

議第25号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案は、昨年6月に公布されました地方自治法の一部を改正する法律において、助役及び収入役の制度の見直し等が行われたことに伴い、人吉市職員定数条例、人吉市特別職報酬等審議会条例など合計12本の条例につきまして一部改正するものでございます。

議第26号人吉市副市長の定数を定める条例案は、同じく地方自治法の一部を改正する法律において、本年4月1日以後は、副市長の定数は条例で定めることとされましたので、今回新たに条例を制定するものでございます。

議第27号人吉市職員の給与に関する条例の一部改正案は、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成19年4月1日から第3子等の扶養手当の額が5,000円から6,000円に引き上げられることなどに準じて、条例を改正するものでございます。

議第28号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案は、国において公務員の勤務条件を民間に準拠したものとするため休息時間が廃止されましたので、本市においてもこの制度改正に準じて同様の改正を行うものでございます。

議第29号人吉市行政手続条例の一部改正案は、行政手続法の一部を改正する法律が公布及び施行され、条例において引用している法律の条文に移動がありましたので、所要の改正を行うものでございます。

議第30号人吉市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令が施行されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

議第31号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、学校運営協議会委員及び学校評議員の報酬等につきまして、所要の改正を行うものでございます。

議第32号人吉市乳幼児医療費助成に関する条例及び人吉市予防接種事故災害補償条例の一

部改正案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、平成19年4月1日から結核予防法が廃止されることに伴い、関連する2本の条例につきまして改正するものでございます。

議第33号人吉市一般廃棄物処理施設建設基金条例を廃止する条例案は、平成18年度末をもって汚泥再生処理センターの稼働の準備が整い、この基金の所期の目的は果たされましたので、この条例を廃止するものでございます。

議第34号人吉市水道条例の一部改正案は、最高裁判断により水道料金債権の消滅時効が5年から2年に変更され、債務者から時効の援用がないと債権債務が消滅しない民法上の取扱いになりましたので、料金債権について弾力的に事務処理が図られるように条例の一部を改正するものでございます。

議第35号人吉市下水道条例の一部改正案は、下水道法施行令の一部を改正する政令が公布及び施行され、下水の基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第36号人吉市手数料条例の一部改正案は、愛がん用鳥獣の飼養登録に関する事務につきまして、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき熊本県から事務の移譲を受けることに伴い、平成19年4月から本市において手数料を徴収することができるように条例を改正するものでございます。

議第37号市道占用料徴収条例の一部改正案は、道路法施行令の一部を改正する政令が公布及び施行され、条例において引用している政令の条文に改正があったことに伴い、条例を改正するものでございます。

議第38号から議第40号までの人吉下球磨消防組合理約の一部変更について、人吉球磨広域行政組合理約の一部変更について及び川辺川総合土地改良事業組合理約の一部変更についての3件は、地方自治法の一部を改正する法律により収入役制度について見直しがあったことにより、各組合の規約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定により、規約の整備について関係市町村議会で同文の議決を要するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議第41号及び議第42号の訴えの提起についての2件は、市営住宅の明渡し請求に係る訴えの提起でございます。市営住宅の入居者のうち、家賃滞納が長期に及んだ方に対しまして、法的措置へ移行する旨の警告などを行い家賃の納入を指導してまいりましたが、改善が図られず、自主的な滞納の解消が見込めないため、公営住宅法第32条第1項第2号及び人吉市営住宅条例第38条第1項第2号の規定に基づき、市営住宅の家賃等の請求及び明渡し請求訴訟を提起するものでございます。

議第43号公平委員会委員の選任につき同意を求める案件は、釜田元嘉氏の任期が本年3月31日で満了となりますので、後任として中島祐一氏を選任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

諮第1号及び諮第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件は、平成16年4月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されていましたが中村曳孝氏、北島マサコ氏のお二人につきまして、任期が平成19年3月31日をもって満了となりますので、それぞれ後任として松本善胤氏、豊岡正子氏を推薦することにつきまして議会の御意見を求めるものでございます。

報第1号人吉市国民保護計画の報告についての案件は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる「国民保護法」の規定及び平成17年に閣議決定しました「国民の保護に関する基本指針」並びに「熊本県の国民の保護に関する計画」を踏まえ、本市における武力攻撃事態等に対する平素からの備えや予防、またその対処、そして被害が発生した場合における復旧等につきまして、国民保護法第35条第6項の規定に基づき報告するものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（別府靖彦君）　ここで暫時休憩します。

午前11時46分　休憩

午後1時8分　開議

○議長（別府靖彦君）　休憩前に引き続き再開いたします。

補足説明からお願いします。

○企画部長（井上修二君）（登壇）　それでは、私の方から議第1号平成18年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。第2条の継続費の補正につきましては、第2表、継続費補正により御説明いたします。第3条の繰越明許費につきましては、第3表、繰越明許費補正により御説明をいたします。第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表、債務負担行為補正により御説明いたします。第5条の地方債の補正につきましては、第5表、地方債補正により御説明をいたします。

8ページをお願いします。第2表の継続費の補正でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費の球磨川架橋建設事業の変更でございますが、地方道路整備臨時交付金の配分枠及び上部工の仮設ヤードにかかわる用地確保が困難したことに伴い、年度、年割額をそれぞれ変更するものでございます。

8 款土木費、4 項都市計画費の人吉大橋架け替え事業でございますが、19年度に予定いたしておりました大橋左岸上部工工事を前倒ししたことに伴い、18年度及び19年度の年割額をそれぞれ変更するものでございます。

9 ページをお願いします。第3表の繰越明許費の補正でございますが、3 款民生費の地域密着型サービス拠点施設整備補助金から8 款土木費の単独事業紺屋町南町線外1 線までの9 件につきましては、年度内に事業が完了できないため、繰越明許をお願いするものでございます。

10ページをお願いします。第4表の債務負担行為の補正でございますが、変更としまして、給食調理業務委託料は業務委託契約に伴い限度額を2 億6,000万円から2 億5,384万円へ変更するものでございます。また、県議会議員一般選挙ポスター掲示場設置等委託料でございますが、18年度中に執行することとしたことに伴い、廃止するものでございます。

第5表の地方債の補正でございますが、追加といたしまして、保健センター駐車場整備事業債ほか3 件を計上いたしております。

次に変更でございますが、退職手当債から12ページの現年発生補助災害復旧事業債までの10件の変更は、事業費の確定及び最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

13ページをお願いします。次に廃止でございますが、下林南願成寺線道路整備事業債ほか1 件は、臨時地方道整備事業債へ振りかえたことなどにより、廃止するものでございます。

18ページをお願いします。歳入でございますが、1 款市税、1 項市民税から21ページの7 項都市計画税までは最終調定見込み額及び17年度決算における収納率などを勘案し、それぞれ補正をいたしております。

22ページをお願いします。2 款、2 項、1 目自動車重量譲与税から27ページの8 款、1 項、1 目の自動車取得税交付金までは、いずれも最終見込みによる補正でございます。

28ページをお願いします。10款、1 項、1 目地方交付税の1,823万3,000円の増額は、普通交付税でございますが、既に確定はしていましたが、国税収入の増に伴い、調整率で減額されていたものが追加交付されたことによる増でございます。

29ページから31ページを省略しまして、32ページをお願いします。14款、1 項、1 目民生費国庫負担金の1,063万円の減額補正から3 目災害復旧費国庫負担金の3,599万1,000円の減額補正は、事業費の最終見込みによる補正でございます。

33ページをお願いします。14款、2 項、1 目民生費国庫補助金の2,541万7,000円の減額補正は、事業費の最終見込みによる補正でございます。3 目土木費国庫補助金の7,340万6,000円の増額は、東間団地第2 期建設工事及び大橋左岸上部工工事の19年度予定分を18年度に前倒ししたことに伴う増のほか、球磨川架橋建設事業の事業費の確定に伴う減でございます。4 目教育費国庫補助金の1,587万5,000円の減額は、人吉城跡保存整備事業費補助金などの交付決定などによるものでございます。

34ページから35ページまでを省略いたしまして、36ページをお願いします。15款、2項、2目民生費県補助金の2,087万5,000円の減額は、事業費の最終見込みによる補正でございます。

37ページをお願いします。7目土木費県補助金の1,071万1,000円の増額は、産交バスの運行補助などに対する地方バス等特別対策費補助金でございます。

38ページから39ページを省略させていただきます。

40ページをお願いします。16款、2項、1目不動産売払収入の161万7,000円の増額は、土地売払収入でございます。法定外公共物の里道及び水路の売り払いに伴う収入でございます。

41ページを省略しまして、42ページをお願いします。18款、1項、2目介護保険特別会計繰入金4,018万7,000円の増額は、過年度事務費の精算に伴う繰入金の補正でございます。

43ページをお願いします。18款、2項、7目減債基金繰入金を1億円減額補正をいたしております。

44ページから47ページを省略しまして、48ページをお願いします。21款市債は、第5表地方債補正で説明しましたので省略します。

49ページから50ページを省略しまして、51ページをお願いします。歳出でございますが、2款、1項、1目一般管理費の9,178万5,000円の増額補正でございますが、この中には、職員の希望退職などに伴う退職手当8,131万5,000円及び52ページの水道事業退職者退職金繰出金1,955万8,000円などを計上いたしております。

53ページから57ページを省略しまして、58ページをお願いします。3款、1項、1目社会福祉総務費の1,932万1,000円の増額補正でございますが、この中には、国民健康保険事業特別会計繰出金3,000万円などを計上いたしております。2目心身障害者福祉費の5,203万6,000円の減額補正でございますが、これは、自立支援給付費など事業費の最終見込みによる補正でございます。

59ページから63ページを省略しまして、64ページをお願いします。4款、2項、1目清掃総務費の623万5,000円の増でございますが、この中には汚泥再生処理センター建設事業債の起債償還にかかわる普通交付税算入に伴う人吉球磨広域行政組合負担金623万8,000円などを計上いたしております。

65ページから69ページを省略しまして、70ページをお願いします。8款、2項、3目道路新設改良費の1,210万6,000円の増額補正でございますが、この中には、県営事業負担金1,426万円などを計上いたしております。8款、2項、5目橋梁新設改良の1億6,853万6,000円の減額補正でございますが、これは、球磨川架橋建設事業の事業費の最終見込みによる減額補正でございます。

71ページをお願いします。8款、3項、2目住宅費の1億5,230万7,000円の増額補正でござ

ざいますが、これは、東間団地建設事業の19年度予定分の第2期工事を18年度に前倒ししたことに伴う補正でございます。

72ページをお願いします。8款、4項、1目都市計画総務費の4,955万9,000円の増額補正でございますが、この中には産交バスの32系統に対する運行補助などに対する地方バス運行等特別対策補助金などを計上いたしております。8款、4項、4目街路事業費の1億6,402万3,000円の増額補正でございますが、これは、大橋左岸上部工工事の前倒しなどに伴う補正でございます。

73ページを省略しまして、74ページをお願いします。8款、5項、2目河川改良費の3,580万円の増額補正でございますが、これは県営事業負担金の補正でございます。

75ページから76ページを省略しまして、77ページをお願いします。10款、2項、3目学校建設費の1,100万8,000円の減額補正でございますが、これは、東小学校プール改修工事の入札に伴う減などでございます。

78ページから79ページを省略しまして、80ページをお願いします。10款、5項、5目文化財保護費の2,990万3,000円の減額補正でございますが、これは、史跡人吉城跡保存整備事業の補助の確定などに伴う減額補正でございます。

81ページをお願いします。10款、6項、2目体育施設の4,996万円の増額補正でございますが、この中には上漆田町の多目的運動広場用地として、土地開発基金で先行取得しました総面積10万8,494.55平方メートルのうち、その一部4万2,029.95平方メートルを一般会計で買い戻すための用地購入経費などを計上いたしております。

82ページから83ページを省略しまして、84ページをお願いします。11款、3項、1目道路橋梁災害復旧費の5,395万9,000円の減額補正でございますが、これは、災害復旧事業の最終見込みによる減額補正でございます。

85ページをお願いします。12款、1項、1目元金の1,321万8,000円の減額補正は、17年度借入分の確定などに伴う減でございます。

86ページから87ページを省略しまして、88ページをお願いします。14款予備費に2億2,784万8,000円の増額補正をいたしております。

以上で議第1号についての補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして御提案申し上げます議第13号平成19年度人吉一般会計予算案の補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

第2条の地方債補正につきましては、第2表の地方債により御説明をいたします。第3条の一時借入金につきましては、一時借入金の最高限度額を従来の15億円から20億円に変更いたしております。第4条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用するこ

とができる場合を定めております。

10ページをお願いします。第2表の地方債補正でございますが、臨時財政対策債は、対前年度比9.5%減の地方財政計画の伸びで計上いたしております。退職手当債は19年度も国の発行条件に基づき試算を行い計上いたしております。元気な地域づくり事業債から弓道場建設事業債までの5項目につきましては、それぞれの事業に対するものでございまして、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。地域再生事業債は、臨時地方道整備事業債など通常の起債を充当した残りの一般財源に対し起債を充当するものでございます。

次に、第1条の内容につきまして、主なものを事項別明細書により御説明します。

14ページをお願いします。歳入でございますが、1款市税、1項市民税のうち1目個人が13億6,974万4,000円で前年度と比較して2億6,648万円の大幅な増となっております。これは、税制改正に伴い個人所得が従来の3段階累進税率から一律10%に比例税率化されたこと。さらには、定率減税が廃止されたことに伴う増などでございます。2目法人が4億1,999万6,000円で、前年度と比較して2,299万4,000円の減となっております。これは、景気低迷によるものなどでございまして、現年分の法人均等割が273万9,000円の減、法人税割が2,025万5,000円の減となっております。

15ページをお願いします。2項固定資産税、1目固定資産税が17億7,261万5,000円で、前年度と比較しますと3,545万8,000円の増となっております。これは、土地は減少しているものの、家屋及び償却資産の増によるものでございます。

16ページをお願いします。3項軽自動車税、1目軽自動車税が7,787万7,000円で、前年度と比較して156万1,000円の増となっております。

17ページをお願いします。4項市たばこ税、1目市たばこ税が2億2,038万7,000円で、前年度と同額を計上いたしております。

18ページから19ページまでを省略させていただきます。

20ページをお願いします。7項都市計画税が2億2,535万2,000円で、前年度と比較しまして78万3,000円の増となっております。なお、税につきましては、18年度調定見込み額に17年度決算における収納率等を勘案し計上いたしております。

21ページをお願いします。2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税1億3,650万4,000円から22ページ、2項地方道路譲与税の4,777万8,000円、24ページの3款利子割交付金の1,442万9,000円、25ページの4款配当割交付金457万5,000円、26ページの5款株式等譲渡所得割交付金778万3,000円につきましては、18年度最終見込み額及び19年度地方財政計画の伸びを勘案し計上いたしております。

なお、前後しますが、23ページをお願いします。所得譲与税は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い廃目となっております。

続きまして、27ページをお願いします。6 款地方消費税交付金が 3 億9,493万9,000円で、19年度地方財政計画を勘案し、18年度当初予算額と同額を計上いたしております。

28ページを省略しまして29ページをお願いします。8 款自動車取得税交付金が6,104万8,000円で、18年度最終見込み額及び19年度地方財政計画の伸びを勘案しまして計上いたしております。

30ページをお願いします。9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金が1,114万6,000円で、前年度と比較しまして6,769万9,000円の減となっております。これは、恒久的減税を補てんするために交付されておりました減税補てん特例交付金が廃止となったことによるものでございます。なお、今回計上いたしております交付金は、18年度児童手当の支給対象年齢の引き上げに伴う地方負担額の増加に対応するために創設された児童手当特例交付金でございます。

31ページをお願いします。2 項特別交付金は、恒久的減税を補てんする減税補てん特例交付金が19年度から廃止されたことに伴い経過措置として設けられたものでございまして、19年度地方財政計画を勘案しながら見込み額2,630万円を計上いたしております。

32ページをお願いします。10款地方交付税のうち普通交付税でございますが、19年度地方財政計画では4.4%の減となっておりますが、補正係数等が不明であるため、この段階において最終的な交付額を見込むことができませんので、18年度確定額の4.4%減で試算を行い、さらに3%減額した35億2,000万円で計上いたしております。

次に、特別交付税でございますが、18年度現計予算と同額の5億円で計上いたしております。

33ページを省略しまして、34ページをお願いします。12款分担金及び負担金、1 項負担金のうち1 目民生費負担金の2億8,644万5,000円のうち地域活動支援センター事業、町村負担金270万2,000円及び地域障害者相談支援事業町村負担金1,154万8,000円でございますが、これは、障害者自立支援法の施行に伴い地域生活支援事業の一環として同事業を人吉球磨圏域で取り組んでおりまして、その負担割合に基づく4町5村分の負担金を計上いたしております。3 目農林水産業費負担金500万7,000円は、田代溝地区の農業用水施設整備に対する錦町の負担金でございます。

35ページをお願いします。13款使用料及び手数料、1 項使用料のうち6 目土木使用料が2億557万3,000円で、前年度と比較して318万7,000円の増となっております。これは、市営住宅家賃の増によるものでございます。

37ページをお願いします。2 項手数料のうち1 目総務手数料が2,784万7,000円で、納税証明及び住民基本台帳の手数料を計上いたしております。

38ページをお願いします。14款国庫支出金、1 項国庫負担金のうち1 目民生費国庫負担金が11億6,753万4,000円で、前年と比較して6,128万3,000円の増となっております。これは、

障害者自立支援法の施行に伴い、障害者サービスのメニューが再編されたことによる自立支援給付費負担金の増、さらには昨年児童手当法の改正に伴う被用者小学校修了前特例給付費負担金の増などがございます。

39ページをお願いします。2項国庫補助金のうち1目民生費国庫補助金が2,947万円で、前年度と比較しますと5,272万2,000円の減となっております。これは、さざなみ保育園の園舎改築に伴う次世代育成支援対策施設整備交付金の減などによるものでございます。3目土木費国庫補助金が6億6,375万4,000円で、前年度と比較しまして1億578万6,000円の減となっております。これは、19年度に予定しておりました東間団地第2期建設工事及び大橋左岸上部工工事を18年度に前倒したことに伴う地域住宅交付金及び地方道路整備臨時交付金の減などによるものでございます。4目教育費国庫補助金が4,985万8,000円で、前年度と比較しまして6,635万6,000円の減となっております。これは、東小学校プール改築に伴う公立学校等施設整備費補助金及び人吉城跡保存整備事業費補助金の減などによるものでございます。増加分としまして、弓道場建設のための安全・安心な学校づくり交付金2,500万円を計上いたしております。

40ページを省略しまして、41ページをお願いします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金が5億3,961万1,000円で前年度と比較しまして9,290万7,000円の増となっております。これは、国庫負担金と同様、自立支援給付費負担金及び被用者小学校修了前特例給付費負担金の増によるものでございます。

42ページをお願いします。2項県補助金のうち、2目民生費県補助金が7,171万7,000円で、前年度と比較して3,904万6,000円の減となっております。これは、障害者サービスのメニューが再編されたことに伴う障害者通所援護事業費補助金などの減によるものでございます。また、増加分といたしまして、国庫補助金と同様、地域生活支援事業費補助金426万1,000円などを計上いたしております。4目農林水産業費県補助金が6,944万9,000円で、前年度と比較しまして2,000万3,000円の減となっております。これは、大野地区の基盤整備促進事業費補助金などの減によるものでございます。

43ページをお願いします。5目教育費県補助金が341万1,000円で、前年度と比較しまして1,393万円の減となっております。これは、人吉城跡保存整備事業費補助金の減などによるものでございます。

44ページをお願いします。3項委託金のうち、1目総務費委託金が1億587万7,000円で、前年度と比較しまして6,849万2,000円の増となっております。これは、県民税徴収費委託金が県民税が税源移譲により増収となることなどに伴う増及び県議会議員選挙、参議院選挙、県知事選挙などの委託金の増によるものでございます。

45ページから48ページまでを省略させていただきます。

49ページをお願いします。18款繰入金、2項基金繰入金のうち3目地域づくり推進事業基

金繰入金が1,448万8,000円で、これは、史跡人吉城保存整備事業などに対し基金を取り崩すものでございます。4目地域福祉助成基金繰入金1億2,000万円でございますが、これは、在宅福祉の充実などを目的とした事業などに対し基金を取り崩すものでございます。7目減債基金繰入金でございますが、1億円の基金取り崩しをお願いいたしております。

50ページをお願いします。3項財産区繰入金、1目財産区繰入金が1,230万7,000円で、前年度と比較しまして528万5,000円の増となっております。これは、藍田財産区議会議員選挙費繰入金の増などによるものでございます。

51ページをお願いします。19款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金1億4,000万円を計上いたしております。

52ページから54ページまでを省略させていただきます。

55ページをお願いします。4項雑入のうち3目雑入が8,790万1,000円で、前年度と比較しまして1,465万9,000円の減となっております。これは、2節民生費雑入の社会福祉事業団給与費等負担金受入金の減などによるものでございます。

57ページをお願いします。21款市債につきましては、第2表で説明しましたので省略させていただきますまして58ページをお願いします。歳出でございますが、1款議会費が1億9,777万3,000円で、前年度と比較しまして701万1,000円の減となっております。これは、議員定数の削減に伴う議員等報酬の減などによるものでございます。

60ページをお願いします。2款総務費1項総務管理費のうち1目一般管理費が8億7,328万7,000円で、前年度と比較しまして6,867万3,000円の減となっております。これは、定年退職者の減に伴う退職手当の減などによるものでございます。

63ページから66ページを省略させていただきますまして、67ページをお願いします。7目企画費が5,663万5,000円で、前年度と比較しまして756万円の減となっております。これは、人吉球磨広域行政組合負担金の減などによるものでございます。

68ページから73ページを省略しまして、74ページをお願いします。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費が1億272万8,000円で、前年度と比較しまして896万8,000円の増となっております。これは人件費の増などによるものでございます。

75ページを省略しまして、76ページをお願いします。4項選挙費のうち2目県議会議員選挙費に1,272万8,000円を、78ページの3目市長市議会議員選挙費に2,420万2,000円を、79ページの4目藍田財産区議会議員選挙費に536万7,000円を、80ページの5目参議院議員選挙費に1,896万2,000円を、81ページの6目県知事選挙費に650万円の選挙執行経費を計上いたしております。

83ページから86ページまでを省略しまして、87ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費のうち1目社会福祉総務費が10億8,283万7,000円で、前年度と比較しまして5,920万2,000円の増となっております。これは、平成20年4月から創設運営される後期高齢

者医療制度に伴う後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発委託料及び熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の増などによるものでございます。

89ページをお願いします。2目心身障害者福祉費が5億7,809万6,000円で、前年度と比較して3,276万8,000円の増となっております。これは、自立支援給付費及び地域生活支援事業に要する経費の増などによるものでございます。

91ページをお願いします。3目老人福祉費が1,917万6,000円で、前年と比較しまして1,473万1,000円の減となっております。これは、一般会計で予算化しておりました生きがい活動支援通所事業、デイサロン事業委託が介護保険特別会計の中に地域支援事業へ移行したことによる減でございます。

92ページから93ページまでを省略させていただきます。

94ページをお願いします。6目老人福祉センター費が982万円で、前年度と比較して1,364万5,000円の減となっております。これは、老人福祉センター駐車場整備事業の減などによるものでございます。

95ページを省略しまして、96ページをお願いします。2項児童福祉費のうち1目児童福祉総務費が4,386万円で、前年と比較して5,026万3,000円の減となっております。これは、さざなみ保育園の園舎改築のための補助金の減などによるものでございます。

97ページをお願いします。2目児童措置費が16億742万8,000円で、前年と比較して4,278万円の増となっております。これは、昨年の児童手当法改正に伴う児童手当の増などでございます。このほか保育所運営負担金、乳幼児医療費などを計上いたしております。

98ページから101ページまでを省略しまして、102ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費が5億919万6,000円で、前年度と比較しまして25万8,000円の減となっております。これは診療報酬の引き下げ及び高齢者の患者負担の見直しに伴う103ページの老人保健医療特別会計繰出金の減などによるものでございます。

104ページから109ページまでを省略しまして、110ページをお願いします。2項清掃費のうち1目清掃総務費が10億163万5,000円で、前年と比較しまして1,886万3,000円の減となっております。これは、111ページの19節負担金・補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合負担金でございまして、一般廃棄物処理施設建設事業の減などによるものでございます。

112ページから113ページまでを省略しまして、114ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費のうち2目農業総務費が1億5,861万8,000円で、前年度と比較しまして1,395万6,000円の増となっております。これは、人件費の増によるものでございます。

115ページをお願いします。3目農業振興費が7,400万7,000円で、前年度と比較しまして1,325万1,000円の減となっております。これは、117ページの19節負担金・補助及び交付金の圃場整備事業償還金補助の減などによるものでございます。このほかに中山間地域等直接支払事業交付金などを計上いたしております。

118ページをお願いします。5目農地費が8,796万3,000円で、前年度と比較しまして2,078万2,000円の減となっております。これは、大野地区の基盤整備促進事業の終了に伴う減などでございます。このほか田代溝地区の農業用水路を整備するための元気な地域づくり整備事業などを計上いたしております。

121ページをお願いします。2項林業費のうち2目林業振興費が1,719万円で、前年度と比較しまして3,991万9,000円の減となっております。これは、骨格予算編成に伴う市有林整備事業など投資的経費の減などによるものでございます。

123ページを省略させていただきまして、124ページをお願いします。7款商工費、1項商工費のうち2目商工業振興費が2億192万円で、前年度と比較して409万9,000円の減となっております。これは、ジェットロの支援事業として実施しましたLocal to Local産業交流事業補助金の減などによるものでございます。

126ページから127ページまでを省略しまして、128ページをお願いします。4目石野公園運営費2,250万4,000円でございますが、前年度と比較しますと410万8,000円の減となっております。これは、石野公園管理運営費の見直しに伴う各工芸館管理運営業務委託料の減などによるものでございます。

131ページをお願いします。8款土木費、1項土木管理費のうち1目土木総務費が9,556万2,000円で、前年度と比較しまして1,180万1,000円の減となっております。これは人件費の減などによるものでございます。

133ページをお願いします。2項道路橋梁費のうち1目道路橋梁総務費が8,905万5,000円で、前年度と比較して1,950万1,000円の減となっております。これは、人件費の減によるものでございます。

134ページをお願いします。3目道路新設改良費が5,907万3,000円で、前年度と比較しまして8,923万9,000円の減となっております。これは骨格予算編成に伴い臨時地方道整備事業など投資的経費の減などによるものでございます。そのほか広域行政組合の受託事業でございます一般廃棄物処理施設周辺整備事業、祇園堂栗林線道路改良工事などを計上いたしております。

135ページをお願いします。4目橋梁維持費が770万円で前年と比較して750万円の増となっております。これは、人吉橋橋梁調査業務委託によるものでございます。5目橋梁新設改良費が3億3,110万6,000円で、前年度と比較して5,592万4,000円の増となっております。これは、球磨川架橋建設事業の増によるものでございます。

137ページをお願いします。3項住宅費のうち1目住宅管理費が5,348万1,000円で、前年と比較しまして610万2,000円の減となっております。これは、市営住宅アスベスト調査委託料の減などによるものでございます。

138ページをお願いします。2目住宅建設費6,062万4,000円で、前年度と比較しまして

2億777万8,000円の大幅な減となっております。これは、東間団地第2期建設工事を18年度へ前倒ししたことに伴う減でございます。

そのほか139ページの15節工事請負費に年次計画に基づく住宅用火災警報器設置工事及び桜木団地外壁改修工事を計上いたしております。

140ページをお願いします。4項都市計画費のうち、1目都市計画総務費が5億1,185万7,000円で、前年度と比較しまして5,597万8,000円の減となっております。これは、公共下水道事業特別会計繰出金の減などによるものでございます。

141ページをお願いします。4目街路事業費が8億7,845万4,000円で、前年度と比較しまして9,251万9,000円の減となっております。これは人吉大橋架け替え事業を18年度へ前倒ししたことに伴う減でございます。

144ページを省略しまして、145ページをお願いします。9款消防費、1項消防費のうち1目消防総務費が4億1,748万2,000円で、前年度と比較して2,988万9,000円の増となっております。これは、19節負担金・補助及び交付金の人吉下球磨消防組合負担金の増によるものでございます。

146ページを省略しまして147ページをお願いします。3目消防施設費が589万9,000円で、前年度と比較して1,518万円の減となっております。これは、骨格予算編成に伴う防災基盤整備事業の減などによるものでございます。

148ページから149ページまでを省略しまして、150ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費のうち2目事務局費が1億2,448万4,000円で、前年度と比較しまして2,049万5,000円の減となっております。これは人件費のほか通学路危険箇所マップ印刷及びこども王国保安官ジャンパー購入の減などによるものでございます。

153ページをお願いします。2項小学校費のうち1目学校管理費が1億1,443万6,000円で、前年度と比較しまして1,362万7,000円の減となっております。これは、鹿目分校の休校に伴う管理費の減のほか、西小学校ホール排煙設備工事の減などによるものでございます。

155ページを省略しまして、156ページをお願いします。3目学校建設費が存目1,000円で、前年度と比較しまして1億3,780万円の減となっております。これは、東小学校プール改築工事のほか、東小学校及び西小学校の屋内運動場耐震診断業務委託料の減などによるものでございます。

157ページを省略しまして、158ページをお願いします。3項中学校費のうち2目教育振興費が2,646万7,000円で、前年度と比較しまして908万8,000円の減となっております。これは、教科書改訂に伴う教師用教科書等購入費の減などによるものでございます。このほか本年度熊本県中学校総合体育大会を人吉球磨圏域で開催するための教育振興会補助金などを計上いたしております。

160ページを省略しまして、161ページをお願いします。5項社会教育費のうち1目社会教

育総務費が1億8,365万9,000円で、前年度と比較して1,254万5,000円の減となっております。これは、人件費の減などによるものでございます。

162ページから165ページまでを省略させていただきます。

166ページをお願いします。5目文化財保護費が5,439万3,000円で、前年度と比較しまして1億5,925万円の減となっております。これは、史跡人吉城跡保存整備事業の減などによるものでございます。

169ページをお願いします。6項保健体育費のうち1目保健体育総務費が1億1,718万8,000円で、前年度と比較しまして2,015万6,000円の減となっております。これは、人件費の減によるものでございます。このほか第5回人吉温泉マラソン大会実行委員会補助金などを計上いたしております。

171ページをお願いします。2目体育施設費が1億3,563万2,000円で、前年度と比較して1億2,101万9,000円の増となっております。これは、弓道場建設に伴う建設工事及び設備品の増などによるものでございます。

173ページをお願いします。4目スポーツパレス運営費が3,827万4,000円で、前年度と比較しまして317万4,000円の増となっております。これは、柔道用畳購入経費の増などによるものでございます。

それから、175ページをお願いします。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費が1億5,783万7,000円で、前年度と比較して836万8,000円の増となっております。これは、人件費の減及び給食調理業務委託の増などによるものでございます。

177ページから181ページまでを省略させていただきます。

182ページをお願いします。12款公債費、1項公債費のうち1目元金が12億7,213万3,000円で、前年度と比較して1,664万4,000円の増となっております。これは臨時財政対策債など元金償還金の増などによるものでございます。

183ページを省略しまして、184ページをお願いします。13款諸支出金、2項基金費につきましては、1目人吉市財政調整基金から185ページの11目人吉市減債基金までは預金利子の積み立てを計上いたしております。なお、人吉一般廃棄物処理施設建設基金は、事業終了に伴い同基金条例の廃止を今議会に御提案申し上げておりまして、廃目といたしております。

186ページをお願いします。14款予備費に5,345万5,000円を計上いたしております。

以上で、議第13号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○福祉生活部長（尾方 篤君）（登壇） 私の方から議第15号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど説明がございましたので省略をさせていただきます。第2条は、一時借入金の最高額を4億円とするものでございます。第

3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして主なものを説明させていただきます。国保予算の性格上、歳出の方から説明をさせていただきます。

23ページをお願いしたいと思います。1款総務費、1項総務管理費のうち1目一般管理費に9,936万円を計上いたしております。国保担当職員の給与、諸手当等の経常事務費、それに医療制度改革に伴う電算システム改修委託料が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、1項療養諸費は医療費の支払いに要するものでございまして、療養給付費、療養費、それに医療費審査支払手数料を合せて28億9,155万4,000円を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。2項高額療養費といたしまして2億8,586万5,000円を計上しておりますが、この制度は、高額な医療費につきまして自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。

32ページ、3項出産育児諸費として2,345万円、33ページ、4項葬祭費としまして646万円を計上いたしております。

35ページをお願いいたします。3款老人保健拠出金でございますが、医療費拠出金と事務費拠出金を合せて7億7,850万6,000円を計上いたしております。

36ページをお願いいたします。4款介護納付金は2億3,319万4,000円を計上いたしておりますが、これは、介護保険第2号被保険者の分でございます。

37ページをお願いいたします。5款共同事業拠出金は、高額な医療費を保険者間で共同で支弁する事業でございまして、合計で5億5,048万円を計上いたしております。

38ページをお願いします。6款保健事業費に2,516万7,000円を計上しておりますが、これは、短期人間ドック事業やはり・きゅう・マッサージ券の補助交付金等の費用でございます。

43ページをお願いいたします。10款予備費としまして9,000万円を計上いたしております。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。8ページからになります。お戻りをいただきたいと思いますが、1款の国民健康保険税につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。1目療養給付費等負担金でございますが、一般被保険者の保険医療費、老人保健医療費拠出金及び介護納付金に対する国の負担金でございまして9億1,446万円を計上いたしております。2目高額医療費共同事業負担金に1,448万5,000円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。3款、2項国庫補助金でございますが、1目財政調整交付金としまして普通調整交付金、特別調整交付金合せて3億706万2,000円を計上いたしております。2目総務費補助金は、新規になりますが、平成20年度から後期高齢者医療制度に伴う電算システム改修に対するもので250万円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。4款県支出金、1項県負担金、1目高額医療共同事業負担

金に1,448万5,000円、次の13ページになりますが、2項県補助金、1目県財政調整交付金に1億9,863万5,000円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。5款療養給付費等交付金、退職被保険者等医療費に対する交付金でございまして10億7,117万8,000円を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。6款共同事業費交付金でございしますが、これは、共同事業拠出金を財源として交付されるものでございまして、1目高額医療費共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金を合せまして5億2,033万6,000円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。8款繰入金でございしますが、1項、1目一般会計繰入金は3億5,480万9,000円を一般会計から繰り入れていただくものでございます。

18ページの2項、1目財政調整基金繰入金は1億2,000万円の基金の取り崩しをお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。9款繰越金に8,000万1,000円を計上いたしております。

20ページから22ページは省略をさせていただきます。

それでは、ここでもとに戻りまして国保税について御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。国保税の予算といたしましては、事業の運営に要する経費から国庫支出金、交付金等を差し引きました残りを国民健康保険税で賄うという仕組みになっております。したがって、平成19年度に被保険者の方に御負担をお願いする国保税は、医療費分と介護納付金分を合せた一般被保険者国民健康保険税を10億9,893万円、同じく退職被保険者等国民健康保険税を2億9,325万7,000円と見込んでおります。

以上が国民健康保険事業特別会計の補足説明でございます。

続きまして、議第18号平成19年度人吉市介護保険特別会計予算案について補足説明をさせていただきます。

議第18号でございます。予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど説明がございましたので省略をさせていただきます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

事項別明細書により主な御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。まず、歳入の主なものとしましては、1款、1項、1目65歳以上の第1号被保険者の方々の保険料でございしますが、保険料段階の第1段階から第6段階までの年額を算定しておりまして、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料を計上しております。それに過年度分の滞納繰越分普通徴収を合計いたしまして、総額5億5,317万8,000円を計上しております。

10ページをお願いしたいと思います。3款国庫支出金の1項国庫負担金、1目介護給付費

負担金 4 億9,152万7,000円は、本市介護保険財政に国からの現年度負担分として居宅給付費、施設等給付費及び過年度分の費目の設置による合計額でございます。

11ページをお願いいたします。3 款国庫支出金の 2 項国庫補助金、1 目調整交付金 2 億2,698万1,000円は、現年度分の介護給付費に対します交付額と過年度分の費目の設置による合計額でございます。2 目及び 3 目の地域支援事業交付金につきましては、要支援、要介護状態になることを防止するための事業に対する交付金でございまして、2 目の介護予防事業に1,007万6,000円を計上いたしております。また、3 目の包括的支援事業に任意事業は、地域包括支援センターの運営に関する経費1,004万1,000円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。4 款支払基金交付金、1 項、1 目介護給付費交付金は、現年度分で 8 億8,175万4,000円と過年度分の費目の設置でございます。これは40歳から64歳までの第 2 号被保険者から支払っていただく保険料についての社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。2 目の地域支援事業支援交付金は、介護予防事業に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございまして1,249万4,000円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。5 款県支出金、1 項、1 目介護給付費負担金は、現年度分で 4 億3,289万3,000円と過年度分の費目の設置でございます。これは、本市介護保険財政への県からの負担分でございます。

16ページをお願いいたします。7 款、1 項一般会計繰入金の合計 4 億6,267万4,000円は、市の一般会計からの繰入金でございます。

17ページから21ページまでを省略させていただきまして、22ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款、1 項、1 目一般管理費の6,421万8,000円は、介護保険関係職員の給料、諸手当、そして、一般事務費でございます。

25ページをお願いいたします。1 款、3 項介護認定審査会費でございますが、1 目の介護認定審査会費1,249万5,000円と 2 目の認定調査費等費1,772万3,000円を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。2 款は保険給付費でございまして、1 項が要介護 1 から 5 までに認定されました方々の介護サービス等の諸費でございます。これには 1 目の居宅介護サービス給付費から 6 目の居宅介護サービス計画給付費までの総額25億6,834万7,000円を計上いたしております。

30ページをお願いいたします。2 項の介護予防サービス等諸費でございますが、これは、要支援 1 及び要支援 2 と認定されました要介護状態が軽度の高齢者を対象とする介護予防サービスに対する保険給付費でございまして、1 目の介護予防サービス給付費から 5 目の介護予防サービス計画給付費までの総額7,769万円を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。3 項の高額介護サービス等費は、被保険者が介護サービス等を利用された場合、原則 1 割の自己負担を支払うことになっておりますが、この自己負担

が一定の額を超えた場合に、保険から支給されるものでございまして、合計額6,020万円を計上いたしております。

33ページをお願いいたします。国保の特定入所者介護サービス等費は、施設サービスでは、居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置としまして限度額を超えた分につきまして保険から支給されるものでございます。合計額1億3,453万4,000円を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。3款、1項、1目財政安定化基金拠出金303万6,000円でございますが、保険給付の財政不足が生じたとき、貸付金や交付金などの必要な費用に充てるための拠出金でございます。

36ページをお願いいたします。5款は地域支援事業費でございまして、1項、1目の介護予防特定高齢者施策事業費2,562万4,000円は、要支援、要介護になるおそれのある高齢者に対する事業費でございます。2目の介護予防一般高齢者施策事業費2,134万7,000円は、介護予防の推進、啓発などに要する経費を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。2項、1目の包括的支援事業費1,949万4,000円は、地域包括支援センターの運営費等でございます。

39ページをお願いいたします。2目の任意事業費533万1,000円は、嘱託職員の人件費などでございます。

41ページをお願いいたします。6款、1項、1目財政安定化基金償還金は、過年度介護保険給付において不足した分を財政安定化基金から借り入れておりまして、本年度の償還分といたしまして3,130万円を計上いたしております。

42ページ以降は省略をさせていただきます。

以上、御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道局長（末次 力君）（登壇） お疲れのことと存じますが、私の方から議第20号平成19年度人吉市水道事業特別会計予算案の補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数を1万5,581戸、総給水量423万1,149立方メートル、1日平均給水量を1万1,592立方メートルと定めております。

第3条及び第4条につきましては、4ページから8ページにかけて予算実施計画書に基づいて説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入では、1款水道事業収益に5億9,655万6,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、1項営業収益に5億9,591万6,000円、これは、水道料金のほか各種手数料などの収入でございます。2項営業外収益に63万7,000円、これは預金利子などで、3項特別利益3,000円は存目でございます。

5ページをお願いいたします。支出でございますが、1款水道事業費用に5億857万6,000

円、内訳といたしまして1項営業費用に4億3,326万7,000円、これは、各施設の管理費、人件費等のほか建物、構築物、機械装置などの減価償却費や構築物、量水器などの撤去に伴います資産減耗費などでございます。2項営業外費用に7,011万6,000円、これは企業債の利息分と消費税などで、3項特別損失319万3,000円、これは、過年度損益修正損などでございます。

6ページでございますが、4項予備費に200万円計上いたしております。

7ページをお願いいたします。4条に規定しております資本的収入及び支出でございます。まず、収入では、1款資本的収入に4,500万1,000円、内訳といたしまして1項企業債に4,000万円、これは、下戸越町配水管布設工事に係ります企業債でございます。2項の工事負担金500万円は、公共下水道工事などに伴います負担金工事で、3項固定資産売却は存目でございます。

8ページの支出でございますが、1款資本的支出に3億1,259万4,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、1項建設改良費に2億486万4,000円、これは、一般改良工事及び負担金工事等の構築物費、機械及び装置費、営業設備費でございます。2項企業債償還金に1億573万円、3項予備費に200万円を計上いたしております。また、支出に対しまして収入が不足する額の補てんにつきましては、先ほど職務代理者から説明がありましたので省略させていただきます。

再度2ページをお願いいたします。第5条でございますが、企業債の限度額を4,000万円としまして、利息償還の方法などについて定めております。

3ページでございますが、第6条は一時借入金で限度額を100万円、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第1項営業費用と第2項営業外費用の項間の流用することができる場合を定めております。第8条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費で、職員給与費1億4,029万1,000円、交際費を5万3,000円と定めております。第9条は、繰越利益剰余金の処分でございます。減債積立金を8,847万1,000円と定めております。第10条は、たな卸資産の購入限度額を868万円と定めておりまして、これは、量水器や材料費等の購入の限度額でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（別府靖彦君） ここで暫時休憩します。

午後2時17分 休憩

午後3時33分 開議

○議長（別府靖彦君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

今、補足説明が終わったところであります。議第1号から報第1号までの提案理由の説明は全部終了したところであります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第40 議第38号

日程第41 議第39号

日程第42 議第40号

○議長（別府靖彦君） 次に、先ほど議会運営委員長の方から報告があり、決定しましたとおり、議第38号、議第39号、議第40号の3件については、本日委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議、採決することにいたしましたので、今から採決をします。採決は分割して行います。

それじゃまず議第38号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決いたします。

議第38号について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第38号は原案可決確定いたしました。

次に、議第39号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。

議第39号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第39号は原案可決確定いたしました。

次に、議第40号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

7番議員の発言を許可します。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。

○7番（本村令斗君）（登壇） 議第40号川辺川総合土地改良事業組合規約の一部変更に対する反対の立場から討論を行います。

この議案は、地方自治法の改正に基づき、6月より川辺川総合土地改良事業組合の収入役を会計管理者に置きかえるためのものです。

私は、川辺川総合土地改良事業組合自体を即刻解散すべきであるという思いから、この議案に反対します。

相良村の矢上村長は、川辺川総合土地改良事業からの離脱を表明し、2月2日には相良村村議会も事業組合の解散協議に同意しています。このように事業組合からの離脱は、明らかに相良村の意思であり、ほかの市町村は、この相良村の意思を尊重して事業組合の解散協議

を行うべきです。

最大受益地と言われる相良村が事業への不参加を決めた今日、国営事業は成立しないことは明らかであり、事業組合は存続の必要性が消滅しています。それどころか、川辺川総合土地改良事業に固執するならば、それぞれの地域に合った利水事業の実現がおくれてしまいます。

また、存続の必要性が消滅している中で、事業組合に負担金を出し続けることは税金のむだ遣いにもなってしまいます。事業組合に会計管理者を置いて、むだな税金の受け入れ態勢を存続する必要は全くないと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（別府靖彦君） 以上で討論を終了します。

それでは、採決をいたします。採決は起立採決といたします。

議第40号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（別府靖彦君） 結構です。起立多数であります。

よって、議第40号は原案可決確定いたしました。

ここで会議時間の延長をいたします。暫時休憩します。

午後 3 時 38 分 休憩

午後 4 時 20 分 開議

○議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

=====

日程の追加について

○議長（別府靖彦君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

決議第 2 号福永市長に対する辞職勧告決議（案）を日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

=====

追加日程 決議第 2 号 福永市長に対する辞職勧告決議

○議長（別府靖彦君） 提出者の説明を求めます。

16 番。

○16 番（立山勝徳君）（登壇） 大変お疲れのところではありますが、ただいまから決議第 2 号についての提案をさせていただきたいと思います。

私は、20年前に福永市長が誕生したときに、同じこの議会に議員として席を置いた一人です。その福永市政20年の最後の議会となるこの議会に、このような決議案を提案をしなければならなくなったことについて甚だ残念だと思っています。

しかし、市民の付託を受けて、市民の代表として、この席に籍を置く以上は、やはり議員として今回の不祥事に対する考えを示すべきだと思いますし、そういう立場から提案を申し上げますが、本文の朗読によって提案理由の説明にかえさせていただきたいと思います。

(決議案 朗読)

決議第2号

福永市長に対する辞職勧告決議（案）

人吉球磨広域行政組合が発注した汚泥再生処理センターの競争入札妨害で、人吉市が派遣した元人吉球磨広域行政組合事務局長（現企画部部付）が逮捕され、さらに、同組合が運営するごみ処理施設「人吉球磨クリーンプラザ」の燃料納入で、福永市長自身が業者から現金を収受したとして、3月3日、熊本県警に逮捕されるという異常事態は、広域行政並びに市行政に重大な支障が生じたばかりか、郡市民の行政に対する信頼を大きく失墜させ、汚点を残したと言わざるを得ない。このような事態になったことについて、広域行政並びに市行政の最高責任者である福永市長の政治的、道義的責任は重大である。

よって、本議会は、福永浩介市長に対して、みずからの責任と意思によって、市長の職を辞任することを勧告するものである。

以上、決議する。

平成19年3月6日

人吉市議会

決議第2号

福永市長に対する辞職勧告決議（案）の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年3月6日

人吉市議会議長 別 府 靖 彦 様

提出者 人吉市議会議員

立 山 勝 徳	笹 山 欣 悟
本 村 令 斗	吉 村 勝 徳
上 原 義 武	大 王 英 二
福 屋 法 晴	仲 村 勝 治
森 口 勝 之	田 中 照 久

以上であります。

○議長（別府靖彦君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで本件については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。21番議員の発言を許可します。（「21番」と呼ぶ者あり）

21番。

○21番（杉本春夫君）（登壇） ただいま提案されました決議第2号について反対の立場で討論いたします。

まず、事件は事件として厳粛に受けとめます。しかしながら、ここでは、冷静に事を考えるべきだと思います。

反対の理由として1点目、3月3日に逮捕されました。きょうは3日後の3月6日であります。なぜこのように早々に辞職決議（案）を出さなければならないのか。その理由が私にはわかりません。

逮捕はされましたが、有罪か無罪かわかりません。もちろん日本でも世界でも逮捕されたら統計上、有罪率が高いということは事実でございます。

しかしながら、国際人権規約の中で、市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条2項に「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定される権利を有する」。このように明確に記載されておるところであります。

私は、選挙で選ばれた政治家にとって、議会からやめろと言われることは、本人にとって人権を無視されるに等しいことだと思います。ですから、無罪とされる権利を有している現在、本人の人権のことも考えると、私はこの段階でこのような決議をすべきではないと考えます。

2点目に、本件は、人吉市発注の事業ではないわけです。人吉市の事業で問題になったわけでないのに、なぜ本市の議会がこのような決議を早急にしなければならないのか。こういう疑問があります。行政組合には、理事会も議会もあります。第一義はそこが判断すべきだろうというふうに考えております。

以上のことで、現段階でこのような決議を出すことについては反対であります。

○議長（別府靖彦君） 討論の要求は以上であります。

以上で討論を終了します。

お諮りします。決議第2号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決をいたします。

採決は起立採決といたします。

決議第2号について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（別府靖彦君） 結構です。可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

可否同数の場合は、現状維持が例となっておりますが、本件は異常な事態だというふうに認識しております。本件について議長は可と裁決いたします。よって、決議第2号は可決されました。

=====

○議長（別府靖彦君） 以上で本日の議事は全部終了しました。本日はこれをもって散会いたします。

午後4時33分 散会

平成19年 3 月第 1 回人吉市議会定例会会議録（第 2 号）

平成19年 3 月13日 火曜日

1 . 議事日程 第 2 号

平成19年 3 月13日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議第 1 号 | 平成18年度人吉市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 2 | 議第 2 号 | 平成18年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 | 議第 3 号 | 平成18年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 4 | 議第 4 号 | 平成18年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 5 | 議第 5 号 | 平成18年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算
（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議第 6 号 | 平成18年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 7 | 議第 7 号 | 平成18年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 8 | 議第 8 号 | 平成18年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議第 9 号 | 平成18年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第10 | 議第10号 | 平成18年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第11 | 議第11号 | 平成18年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第12 | 議第12号 | 平成18年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第13 | 議第13号 | 平成19年度人吉市一般会計予算 |
| 日程第14 | 議第14号 | 平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算 |
| 日程第15 | 議第15号 | 平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第16号 | 平成19年度人吉市老人保健医療特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第17号 | 平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議第18号 | 平成19年度人吉市介護保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議第19号 | 平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議第20号 | 平成19年度人吉市水道事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議第21号 | 平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議第22号 | 平成19年度人吉市国民宿舎特別会計予算 |
| 日程第23 | 議第23号 | 平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 議第24号 | 平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算 |
| 日程第25 | 議第25号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関
する条例の制定について |
| 日程第26 | 議第26号 | 人吉市副市長の定数を定める条例の制定について |
| 日程第27 | 議第27号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい |

て

- 日程第28 議第28号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第29号 人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第30号 人吉市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第31号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第32号 人吉市乳幼児医療費助成に関する条例及び人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第33号 人吉市一般廃棄物処理施設建設基金条例の廃止について
- 日程第34 議第34号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第35号 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第36号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第37号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第41号 訴えの提起について
- 日程第39 議第42号 訴えの提起について
- 日程第40 議第43号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第41 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第42 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 報第1号 人吉市国民保護計画の報告について

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

2．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

3．出席議員（21名）

1 番	笹 山 欣 悟 君
2 番	福 屋 法 晴 君
3 番	永 山 芳 宏 君
4 番	森 口 勝 之 君
5 番	田 中 哲 君
6 番	吉 村 勝 徳 君
7 番	本 村 令 斗 君
8 番	仲 村 勝 治 君

9番	三 倉 美千子 君
10番	山 下 幸 一 君
11番	下田代 勝 君
12番	簀 毛 正 勝 君
13番	杉 本 仙 一 君
14番	大 柿 長 太 君
16番	立 山 勝 徳 君
17番	田 中 照 久 君
18番	大 王 英 二 君
19番	岩 井 実 君
20番	上 原 義 武 君
21番	杉 本 春 夫 君
22番	別 府 靖 彦 君

欠席議員 なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者助役	淵 上 憲 男 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	沼 田 寛 仁 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福祉生活部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	吉 村 政 浩 君
総 務 部 次 長	多 武 芳 美 君
福祉生活部次長	上 田 泉 君
経 済 部 次 長	浦 川 康 徳 君
建 設 部 次 長	丸 山 善 利 君
総 務 課 長	松 岡 誠 也 君
秘 書 課 長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
情 報 課 長	荒 巻 通 君
福 祉 課 長	中 村 明 公 君

農業振興課長	吉川泰人君
管理課長	今村修君
会計課長	大石宝城君
水道局長	末次力君
水道局業務課長	濱田芳彰君
教育次長	神瀬文夫君
教育総務課長	新村則幸君
農業委員会 農事務局長	東博君
監査委員 局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	上川修一君
次長	赤池和則君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

=====

午前10時1分 開議

- 議長（別府靖彦君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は議案質疑を行います。議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、直ちに質疑を行います。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第1 議第1号

- 議長（別府靖彦君） まず、日程第1、議第1号平成18年度人吉市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。ありますか。（「16番」と呼ぶ者あり）

16番。

- 16番（立山勝徳君） おはようございます。それでは、議第1号関係で、私の委員会に付託をされない分について、二、三お尋ねをしておきたいと思います。

まず、1点目は、議案書の30ページ、8目教育使用料、そして、4節の保健体育使用料、夜間照明使用料からスポーツパレス使用料、これずっと何カ所かのそれぞれのスポーツ施設があるわけですが、それが軒並みに収入の方が減っておりまして、これは、こういったスポーツ施設が利用者がそれだけ総体的に少なくなったのかなというふうに受けとめてるわけでありまして、金額的に減った理由、それから、利用者の状況について、わかっておることについてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、52ページ、1目の28節、金額で1,955万8,000円、水道事業退職者退職金繰出金というふうにあるわけですが、これは私の記憶では、以前は水道事業関係者の退職者の場合には、市役所本体に帰って来て、そこで退職金の支給というふうになるというふうに思っております。しかし、今回は繰出金というような形で出ておりますので、該当者が何人なのかということがわかりませんし、また、このような形になったのは、私の勉強不足かもしれませんが、いつごろこういうふうな扱いになったのかなということで、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、60ページ、3目母子福祉費、20節扶助費マイナスの494万4,000円、高等職業訓練促進費の減ということであります。これが制度ができた背景といいますか、これは寡婦となった人たちの子育ての場合に、その自立支援を助けるとか、あるいは、頑張ってる場合の最後の1年の支援を特に行うとか、そういった趣旨で設定をされた制度だというふうに理解をしております。かなりマイナスの494万4,000円ということで、あんまり利用があってないというふうに思うわけですが、該当者がなかったのか、あるいは、希望者が少なかったのか、そういった状況になぜ利用が少なかったのかという点についてお尋ねをしておきます。

それから、94ページの次に、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書ということで調書が出てるわけですが、これを見てもみますと、16、17、18年度それぞれに地方債の状況が金額的に書いてあるわけですが、普通債で見まして、16年度が143億、18年度が150億ということですからかなり伸びがあります。これをもう少し下の方を見てもみますと、総務部関係、これが16年度は37億6,000万で、18年度は46億5,000万というふうにかなり年度を追って伸びてきておる。退職者の問題かなというふうに思うわけですが、この点について御説明をいただきたい。

それから、民生費関係、これを見てもみますと、16年度の57億から、いや、5億7,000万から18年度は4億9,000万ですか、そういうふうにかなり減ってますが、この理由。

それから、最後の教育費関係、これも見てもみますと総体的に16、17、18というふうにながってきてますが、こういうふうになった理由。

以上、4点お尋ねをします。

- 教育次長（神瀬文夫君） おはようございます。それでは、私の方から立山議員の質疑に対して御答弁いたします。

18年度予算の13款使用料及び手数料、1項使用料、8目教育使用料、4節保健体育使用料の減額についてということでございますけれども、12月の最終補正予算を組みます時点におきまして、前年度と比較をいたしましたところ収入減が予想されるということで、こういう減が予想される施設におきまして、今回補正の見直しをお願いをしておるところでございます。

議員が申されますように、利用者の状況ということでございますが、各施設ごとに、少しちょっと長くなるかと思いますが、述べてみたいというふうに思っております。

17年度と18年度の施設の利用状況でございますが、本来ならば12月の補正を組む時点でございまして、11月末現在で集計をするべきであったわけでございますが、私の方でちょっと勘違いいたしまして、ことしの2月現在の利用状況で一応比較をしておりますので、そのところで増減について説明をさせていただきたいというふうに思っております。

夜間照明の施設でございますが、これは第一市民運動広場、村山テニスコート等が含まれますけれども、17年度と18年度を比較した場合に約1,500名のこは増になっております。それから、弓道場につきましては、3,507名の増です。それから、射撃場につきましては、198名の減。それから、球磨川トレーニングセンターにつきましては34の増。それから、市民プールについては137の増。それから、スポーツパレスにつきましては3,775の増。それから、相撲場につきましては373の減ということになっておりますけれども、それぞれの施設におきまして、当初予算を組みますときの数値と現実の数値というのが食い違いが出てきたということでの減が大きなことじゃないかなというふうに思っております。

それと、特にスポーツパレスにおきまして3,775人もの利用者がふえておるわけござい

ますけども、これにつきましては、昨年実施されましたところの人吉球磨グリーン・ツーリズムとか、日本ハンドボールリーグ戦とか、バレーボールのVリーグ戦なんかがありましたけれども、使用料の一部減免などの申請があっておりますもんですから、そういうことで利用者がふえておる割には使用料が逆に減ってきておるといようなことで、これは実情に合った類推をしまして、実情に合わせまして今回は補正をやっておるといことでございます。

以上、御答弁申し上げます。

- 総務部長（沼田寛仁君） おはようございます。今、立山議員から御質疑を受けましたので、お答え申し上げます。

まず、何名今回やめるのかということですが、水道事業関係では1名でございます。また、こういう制度はいつからかということですが、平成10年に水道局、それから総務部、企画部で協議をしまして、このような方法をとっております。で、基本的には退職時に所属します部署、例えば、水道事業会計でございますと水道事業から支給する。また、一般会計でございますと、一般会計から支給する。その支給率につきましては、10年以上在職した場合のみでございます。これを案分するというので、今回一般会計の方から案分によりまして水道事業会計の方に繰り出しをしております。

以上、お答え申し上げます。

- 福祉生活部長（尾方 篤君） おはようございます。私の方から、議第1号平成18年度人吉市一般会計補正予算、60ページでございますけども、3款、2項、3目母子福祉費、20節扶助費でございますけども、まず、この事業の概要について簡単に申し上げたいと思います。

本事業は、母子家庭の母が就職の際に有利であり、生活の安定につながる一定の資格取得を目指し、修業年限2年以上の養成機関で修業する場合、12カ月を上限としまして修業期間の最後の3分の1の期間について、1月10万3,000円の訓練促進費を支給するものでございます。国、県の補助を受けながら、平成15年の8月から実施をいたしております。

一定の資格と申しますのは、看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士などでございますが、その対象資格につきましては平成17年度に県が理容師と美容師を加え、本市も熊本県が定める資格としまして、事実上の運用をしておりましたが、準看護師についても対象資格として運用して構わないとの県の判断を得ております。平成18年12月に本市の要項もこの3資格を正式に加えて改正を行ったところでございます。

支給の対象となる方は、国、県の要綱に準じまして、児童扶養手当の支給を受けているか、または、同様の所得水準にある母子家庭の母であること、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得を見込まれること、修業または育児と修業の両立が困難であると認められることの条件を満たした方となっております。

なお、手続としましては、申請書と必要書類を提出をしていただきまして、福祉生活部内の関係職員で構成します支給審査委員会で審査を行っております。その審査結果をもとに市

長が支給の可否を決定することになります。今まで申請いただいた方の中で、支給が認められなかった方はおられません。

実績としましては、平成17年度に看護師の資格を3名の方が取得されました。2名の方が八代看護学校に3年間通われ、1人当たり123万6,000円の訓練促進費を支給しております。また、1名の方が熊本中央高等学校衛生看護専攻科に2年間通われ、82万4,000円の訓練促進費を支給しております。

平成18年度におきましては、当初予算で4名を見込んでおりましたけども、受給できる該当者からの申請がございませんでした。これは、対象資格を取得できる専門学校が近隣になかったこと、修業と日々の生活の両立が困難であることなどが理由として考えられております。

ただ、先ほど申しましたように、平成18年12月からの要項改正によりまして、理容師、美容師及び準看護師を対象資格に追加できましたことによりまして、今後の訓練促進費支給予定者として、現段階で把握しておりますのが、人吉準看護学院に通われる生徒さんで平成19年度が1名、平成20年度が4名おられるということでございまして、今後利用される方がふえるものと考えております。

以上、お答えいたします。

- 企画部長（井上修二君） おはようございます。95ページの地方債の現在高の見込に関する調書の中で、総務債の増加要因は何かということですが、臨時財政対策債などのほか、退職手当債の増によるものでございます。

それから、民生債が減少傾向にあるがということでございますが、これは厚生福祉施設整備事業、老人ホームの延寿荘などでございますけども、この起債償還の終了によるものでございます。

それから、教育債の減でございますが、これは義務教育施設整備事業債の償還終了に伴う減でございます。

以上でございます。（「16番」と呼ぶ者あり）

- 議長（別府靖彦君） 16番。
- 16番（立山勝徳君） 4点質疑をしたわけですが、大方わかりましたが、3点目の母子福祉費の扶助費の関係であります。これは、ことしは4名分予算化したが、なかったということでのマイナスが出てきたわけですが、私が考えてたのは、その該当者の資格、認定資格が厳しすぎてそういうふうになったのかなと考えてたんですが、聞いてみますと、そうでもないのかなという気がいたします。

ただ、一つだけ考えるのは、今、部長が言われた資格要件の中に、児童扶養手当を受給しているという問題があるわけですね。この児童扶養手当というのは、母子家庭であっても、例えば両親と同居してる場合とか、児童扶養手当の対象にならない、そういったネックがあ

るんですよね。ですから、母子家庭そのものの親子2人の収入は少ないけれども、たまたま、じいちゃん、ばあちゃんと一緒におったがために同じ世帯構成ということで、非常に児童福祉手当の資格要件としてのハードルが高い、そういうふうな実態があると思ってますから、これが入っているならば、それが連動してのいわゆる高等職業訓練促進費の受給資格にそれがはね返ってくるというふうになるんじゃないかなと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

児童扶養手当で所得の制限はもちろございます。その場合に、同居した場合には両親の所得も加味されるということになりますけども、段階的な停止制限ということで、全額支給停止ということであれば、児童扶養手当の受給資格はないということになりますけども、今のところ所得制限で支給停止になっておられる方というのは、ちょっと今手持ちの資料がございせんけども、そんなに高額でない限りは児童扶養手当の停止ということにはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（別府靖彦君） ほかに質疑はありますか。ほかに質疑はありませんか。

○16番（立山勝徳君） 私は終わります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） じゃ、日程第1、議第1号については、ほかに質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第2 議第2号

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第2、議第2号平成18年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第3 議第3号

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第3、議第3号平成18年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第4 議第4号

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第4、議第4号平成18年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第５ 議第５号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第５、議第５号平成18年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「16番」と呼ぶ者あり）

16番。

- 16番（立山勝徳君） ただいまの議案の中で、13ページをごらんになっていただければいいと思いますが、当初の予算額に対して執行率が非常に悪いといえますか、少ないといえますか、そういう形でここずっと、この問題についての利用率といえますか、利用数についてずっと注目してるんですけども、なかなか完全に有効活用というのがないというふうに取り扱っております。

で、そういう面から見まして、なぜこの利用があんまりないのかということについての分析を、所管の方ではどういうふうにご検討されているのか。もう少し有効活用してもらえたら、どうした方がいいのか、そこらあたりについてのお考えがあれば、お尋ねをしたいと思います。

- 福祉生活部長（尾方 篤君） それじゃ、高齢者住宅整備資金貸付事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、高齢者の居住環境を改善することをもって高齢者の福祉増進を図るための住対策とし、昭和48年にスタートいたしました。平成19年度以降は年間5件程度の数値で推移してまいりました。その後新しい高齢者の住宅整備対策とし、平成12年度施行の介護保険制度における住宅改修事業と、平成14年度からの高齢者住宅改修助成事業を実施してまいりまして、その際に、当該事業のあり方について検討を行っておりますが、いずれの事業も趣旨はもちろんのこと、利用対象の要件等が異なることから、市民の方々にとっては利用の選択肢が広がり、住宅のバリアフリー化に向けた支援環境が拡大されることになるとの判断から、貸付件数の動向ではなく、事業の必要性にかんがみ継続の方向で進めてきたところでございます。

しかしながら、今般の傾向といたしまして、貸付回収金の延滞がふえる等の新たな課題もありまして、また、民間金融機関における限度額、貸付要件等の制約が緩やかで、しかも、比較的低金利の、利用しやすい制度が多様にあること等を考慮し、事業の存続につきましては総合的な観点から見きわめるをする必要があると考えておりますし、さらには、政策的なことでもありますので、今後慎重に対処してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

訂正方をお願いします。この事業が48年度からスタートをしまして、平成19年度と申し上げたそうです。平成9年度以降が年間5件程度ということでございます。訂正方お願いいたします。

- 議長（別府靖彦君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第6 議第6号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第6、議第6号平成18年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第7 議第7号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第7、議第7号平成18年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「16番」と呼ぶ者あり）

- 16番（立山勝徳君） 6ページの1目介護予防サービス計画費収入についてお尋ねをいたしますが、これは、昨年設置をしました地域包括支援センターの経費を補うものというふうに理解をしているわけですが、地域包括支援センターの設置というのは、地域における介護あるいは介護予防の拠点となるものだというふうに認識をしまいったところですよ。

したがって、この介護予防サービス計画というのがかなり希望が多くて、さばき切れないくらいの計画の策定というのが出てくるんじゃないかなというふうに私は予測をとったんですが、少なくともこの金額面から見ると、計画費収入という面から見ると、非常に予測に反して少なかったということでもありますから、その分だけ利用が少なかったんだというふうに理解せざるを得ないんですけれども、ここらあたりについてどのくらい見込まれて、また、その包括支援センターが設置をされたという趣旨、目的に照らして、こういう結果になったことについてどういう分析をされているのかということで、お尋ねをしたいと思います。

- 福祉生活部長（尾方 篤君） それでは、介護予防サービス計画費収入減につきましてお答えいたします。

介護予防サービス計画費収入といいますのは、介護認定を受けられた要支援1及び要支援2のうち、介護保険のサービスを利用された方々の計画作成代として、介護保険から給付されるものでございます。これを新予防給付事業といいまして、地域支援事業の介護予防事業と特別会計も分けて事業を行っております。

この今回の計画費収入の減となりました理由で大きなものは、認定者数が見込みより大幅に減になったということでございます。平成19年3月末で見込んだ認定者数は734名、利用者数が586名でございまして、補正予算積算時点での見込みで、認定者数が407名、利用者数が309名と大幅に減となっております。認定者が予想より減った原因につきましては、要介護1相当のレベルの方から要支援2の認定を受けられる方が、国の示した基準より少なかったことが要因の一つと考えております。また、認定は受けられましたが、家族や地域の支援があるなど、サービスの受給率も見込みの80%より76%と低くなったことも要因となっております。

新予防給付の目的は、可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるようにすることでありまして、例えば、その有する能力に応じ、今まで利用していたホームヘルパーに家事を頼まれていた回数等を減らし、御自分でおできになることはとりやめたりすることも適切な支援と考えております。

認定者数につきましては、見込み違いもあり大幅な減となりましたが、認定者数を状態の悪化でこれ以上ふやさないために、地域支援事業とも連携をしながら介護予防事業を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（別府靖彦君） ありますか。16番。

○16番（立山勝徳君） 今の答弁で一定わかったんですが、主な理由として、介護度1、2の数が減ったことだというふうに答弁があったんですが、逆に考えれば、非常に介護の認定といいますか、それが厳しくなって利用しにくくなったという利用者からの声も聞くわけですが、その点についてはどうでしょうか。

○福祉生活部長（尾方 篤君） 地域支援事業の予算減につきましての最大の理由は、全国的に問題になっております特定高齢者の決定者数が少なかったということでございます。厚労省が当初、高齢者の5%が特定高齢者になると予測をしておりましたが、実際は全国平均で0.21%にとどまっている状況でありまして、県平均におきましても0.41%、本市におきましては0.81%の特定高齢者の決定となっております。

また、本市は基本検診が8月から10月にかけての実施であるため、結果が出るのが例年秋以降であることに加えまして、特定高齢者を決定するために基本検診に新たに追加されました基本チェックリスト及び医療的評価について、検診機関も初めてのことでなれていないこともありまして、例年よりもさらに検診結果が届くのがおくれたため、2月以降の特定高齢者の決定となったものでございます。

さらに、特定高齢者の介護予防事業対象者の内容におきましても、運動、栄養、口腔等の通所型介護予防より、認知症、うつ、閉じこもり等の訪問型介護予防事業対象者が多かったことも、要因の一つであると考えております。

以上の理由から、特定高齢者を対象とした事業所委託による運動、口腔、栄養等の通所型介護予防事業の展開ができなかったものでございます。

また、食の自立支援事業におきましては制度の変更がありまして、通所型介護事業を利用している者は、食の自立支援事業の併用ができなくなったことにより、利用が極端に減じたことも理由の一つでございます。

地域支援事業の趣旨及び目的に照らしての分析でございますが、介護予防の拠点としてスタートしました地域包括支援センターにおける地域支援事業におきましては、全国的に当初の予測に反し、地域支援事業の特定高齢者施策が進んでいない現状にある中で、本市におきましては、民生委員さんなど関係機関との連携によりまして、県下でも特定高齢者の決定率は高くなっております。特定高齢者の訪問型介護予防事業を実施している市町村は、12月末現在で県下でまだ14市町村にとどまっております。その実績数の41%が本市の実績ということでございます。

それから、先ほどお答えしました介護認定基準というのは、これまでと余り変わっていないというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○16番（立山勝徳君） 終わります。

○議長（別府靖彦君） 議第7号、ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第8 議第8号

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第8、議第8号平成18年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第9 議第9号

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第9、議第9号平成18年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第10 議第10号

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第10、議第10号平成18年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第11 議第11号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第11、議第11号平成18年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第12 議第12号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第12、議第12号平成18年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第13 議第13号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第13、議第13号平成19年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「8番」と呼ぶ者あり）

8番。

- 8番（仲村勝治君） 8番でございます。10款、7項学校給食センターで、175ページでございます。で、学校給食センター運営費の比較のところで836万8,000円の増と、それから、176ページの13節の委託料、この委託料の中の給食調理業務委託料の中に、これは食材発注分まで含むのかをお尋ねしておきたいと思います。

以上の2点です。

- 教育次長（神瀬文夫君） 仲村議員の議案質疑に御答弁いたします。

平成18年度と19年度を比較した場合に、今回の学校給食センターの予算の中で836万8,000円が増額になっているが、その理由はということでございますけれども、回答を申し上げます。

現在、学校給食センターの調理業務の正職員数は5名でございますけれども、2名が今度定年退職となります。残る3名につきましては、4月から一般職への職種変更を予定しております。職種変更を予定している調理職員の3名のうち1名分を平成19年度当初予算10款、7項、1目の学校給食センター費の中に暫定的に予算をしておりますけれども、その人件費約890万円となっております。

現在、学校給食センターには調理業務の職員以外に4名の事務職員がおります。平成19年度におきましても、現行と同じ人員数4名を予定しておりますけれども、当初予算におきましては、先ほど述べました職種変更予定の職員1名分を加えた5名分の人件費となっております。4月の人事異動によりまして5名のうちの1名はほかの部署に配置をされる予定というふうになっておるところでございますけれども、職員の気持ちを大切に、職種変更に考慮して、このような予算措置となっております。

人事異動等がありましてから、これが確定いたしましたから、1名分の人件費につきましては9月の補正予算で減額をいたしていきたいということで考えております。予算ベースにおきましては前年度並みに、もしくは若干の減となる見込みでございます。

それから、2点目の委託料の中で、給食調理業務委託料は食材発注も含むのかという質問でございますけれども、これにつきましては、12月の議員からの質問におきまして説明をしたとおりでございます。今回の学校給食調理業務委託につきましては、食材発注事務も調理業務の一環としてとらえ、食材発注事務に関する人件費等を加えまして委託料の積算根拠としておるところでございます。

以上でございます。

○8番（仲村勝治君） 終わります。

○議長（別府靖彦君） ほかに質疑はありませんか。19年度一般会計、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第14 議第14号

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第14、議第14号平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第15 議第15号

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第15、議第15号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第16 議第16号

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第16、議第16号平成19年度人吉市老人保健医療特別会計

予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第17 議第17号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第17、議第17号平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第18 議第18号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第18、議第18号平成19年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第19 議第19号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第19、議第19号平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第20 議第20号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第20、議第20号平成19年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第21 議第21号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第21、議第21号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第22 議第22号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第22、議第22号平成19年度人吉市国民宿舎特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第23 議第23号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第23、議第23号平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第24 議第24号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第24、議第24号平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第25 議第25号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第25、議第25号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第26 議第26号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第26、議第26号人吉市副市長の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第27 議第27号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第27、議第27号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第28 議第28号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第28、議第28号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第29 議第29号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第29、議第29号人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第30 議第30号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第30、議第30号人吉市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第31 議第31号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第31、議第31号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第32 議第32号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第32、議第32号人吉市乳幼児医療費助成に関する条例及び人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第33 議第33号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第33、議第33号人吉市一般廃棄物処理施設建設基金条例の廃止についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第34 議第34号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第34、議第34号人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第35 議第35号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第35、議第35号人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「16番」と呼ぶ者あり）

16番。

- 16番（立山勝徳君） 議第35号についてお尋ねをしますが、これは下水道の浄化排水の基準値の改定に関する条例の改正でありますけれども、この基準値がこのように変わったことによって、下水道事業の運営に対して具体的にどのような影響が出てくるのか、そこを1点だけお尋ねしておきたいと思います。

- 水道局長（末次 力君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

平成18年11月27日付でございますけれども、県を通じまして国から下水道法施行令の改正の通達がありましたので、それに基づいて人吉市下水道条例を改正するわけでございますが、特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量の基準値が、1リットル当たり5ミリグラムから、1リットル当たり2ミリグラムに強化されております。

これは亜鉛が下水道の終末処理場において処理することが困難な物質であるため強化されたもので、これにより、処理場への負荷が減り機械類の延命の一つとして考えられるのではないかと存じております。また、処理場から出て行く放流水、脱水汚泥の亜鉛含有量が減少するため、環境の面から見ても好ましいのではないかと存じております。

以上、お答えいたします。

- 議長（別府靖彦君） いいですか。
 - 16番（立山勝徳君） 終わります。
 - 議長（別府靖彦君） 議第35号、ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第36 議第36号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第36、議第36号人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「16番」と呼ぶ者あり）

16番。

- 16番（立山勝徳君） 何だかきょうは私のために議案質疑の日を設けていただいたような気がしてならないんですが、一応チェックした中身でございますから、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

議第36号の関係は、愛がん用鳥獣の飼育登録に関する事務が県から市の方に移譲されたということでありますが、お尋ねの1つは、これはもちろん市の歳入となって入ってくるというふうに思いますが、県に間接的に返すということはないのかどうか。純然たる市の歳入となるのか。

それから、2つ目は、この登録申請を受け付けたことによって、市がどのような義務あるいは業務が新たに発生するということはないのかどうか。

それから、3点目ですが、この対象の鳥獣類というのはどういう種類なのか。

以上、3点お尋ねをします。

- 経済部長（俣野 一君） おはようございます。議第36号人吉市手数料条例の一部を改正する条例について、お答えをいたします。

先ほどこの手数料が市の純然たる歳入になるのかという御質問でございますが、これは市の歳入になります。歳入金額は手数料として3,500円でございます。

それと、どういう義務、業務が発生するかということでございますが、県からの移譲によりまして平成19年4月1日から愛がん用鳥獣、メジロ、ホオジロに限り、先ほどどういう種類ということでございましたが、メジロとホオジロでございます。メジロ、ホオジロに限り捕獲許可及び飼養等に関する事務を行うことになります。どのような義務が発生するかということでございますが、メジロ及びホオジロの飼養については、1世帯につきいずれか1羽と限られておりまして、飼養登録の期間は1年間となっております。また、毎年更新登録が必要となってきます。なお、ホオジロにつきましては、新たな捕獲ができなくなりましたので、飼養鳥の更新登録のみとなります。

以上、お答えいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

- 議長（別府靖彦君） 16番。

- 16番（立山勝徳君） 今、答弁ではメジロとホオジロということだったんですが、ちょっと漫画チックな質問になるかもしれませんが、愛がん用鳥獣といいますと、かなり種類がたくさんあるんですね。何でメジロとホオジロだけなのかと、そういう単純な疑問がわ

くんですが、そこあたりがわかっておれば、答弁をいただきたいと思います。

- 経済部長（俣野 一君） 実は、今回県の方から権限が移譲されるのは、以前県がやっておりました業務でございまして、そのとき県でやっております愛がん鳥獣といわれますものは、メジロとホオジロこの２種類でございまして、それをそのまま今回市の方に権限移譲するということでございまして、そのほかの鳥獣というからに、獣といわれるものは、ないようでございます。以上、お答えします。

- 16番（立山勝徳君） 終わります。

- 議長（別府靖彦君） ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第37 議第37号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第37、議第37号市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第38 議第41号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第38、議第41号訴えの提起についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第39 議第42号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第39、議第42号訴えの提起についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第40 議第43号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第40、議第43号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第41 諮第1号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第41、諮第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第42 諮第2号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第42、諮第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第43 報第1号

- 議長（別府靖彦君） それでは、日程第43、報第1号人吉市国民保護計画の報告についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- 議長（別府靖彦君） それでは、以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時3分 散会

平成19年 3 月第 1 回人吉市議会定例会会議録（第 3 号）

平成19年 3 月14日 水曜日

1．議事日程 第 3 号

平成19年 3 月14日 午前10時 開議

日程第 1 一般質問

- 1．仲 村 勝 治 君
- 2．森 口 勝 之 君
- 3．田 中 哲 君
- 4．吉 村 勝 徳 君
- 5．簀 毛 正 勝 君
- 6．田 中 照 久 君

2．本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3．出席議員（21名）

1 番	笹 山 欣 悟 君
2 番	福 屋 法 晴 君
3 番	永 山 芳 宏 君
4 番	森 口 勝 之 君
5 番	田 中 哲 君
6 番	吉 村 勝 徳 君
7 番	本 村 令 斗 君
8 番	仲 村 勝 治 君
9 番	三 倉 美千子 君
10番	山 下 幸 一 君
11番	下田代 勝 君
12番	簀 毛 正 勝 君
13番	杉 本 仙 一 君
14番	大 柿 長 太 君
16番	立 山 勝 徳 君
17番	田 中 照 久 君
18番	大 王 英 二 君

19番	岩 井 実 君
20番	上 原 義 武 君
21番	杉 本 春 夫 君
22番	別 府 靖 彦 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者助役	淵 上 憲 男 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	沼 田 寛 仁 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福祉生活部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	吉 村 政 浩 君
総 務 部 次 長	多 武 芳 美 君
福祉生活部次長	上 田 泉 君
経 済 部 次 長	浦 川 康 徳 君
建 設 部 次 長	丸 山 善 利 君
総 務 課 長	松 岡 誠 也 君
秘 書 課 長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
情 報 課 長	荒 巻 通 君
福 祉 課 長	中 村 明 公 君
農業振興課長	吉 川 泰 人 君
管 理 課 長	今 村 修 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	末 次 力 君
水道局業務課長	濱 田 芳 彰 君
教 育 次 長	神 瀬 文 夫 君
教育総務課長	新 村 則 幸 君
農業委員会	東 博 君
農事業務局長	
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	上	川	修	一	君
次	長	赤	池	和	則	君
庶務係	長	村	並	成	二	君
書	記	和	泉	龍	二	君

=====

午前10時2分 開議

- 議長（別府靖彦君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は一般質問を行います。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

- 議長（別府靖彦君） ここで執行部から議第29号人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について訂正の発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

職務代理者、淵上助役。

- 市長職務代理者助役（淵上憲男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。貴重な時間をいただきまして、まことに申しわけございません。3月6日に議員各位にお配りをいたしました議案書におきまして、条例改正案に誤りがございました。本会議に提案を申し上げました議案書の10ページでございます。

議第29号人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての案件につきまして、改正案中「第1条第2項」とありますが、正しくは「第1条第1項」でございます。このように訂正をさせていただきたいと存じます。

なお、お手元に正誤表を配付いたしております。お手数をおかけし、まことに申しわけございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（別府靖彦君） 訂正方、よろしくお願いします。

=====

一般質問

- 議長（別府靖彦君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「8番」と呼ぶ者あり）
8番。

- 8番（仲村勝治君）（登壇） それでは、8番、仲村でございます。通告に従いまして一般質問をいたしたいと思っております。

まず、4年間の任期の最後の議会になりますが、議案提案者が収賄容疑で逮捕され、議場にいないという異常な議会でございますが、職務代理者において的確な回答がされると思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず学校給食についてお尋ねいたします。

学校給食センター調理業務委託の業者選定は、公募によるプロポーザル方式を採用されたわけですが、プロポーザル方式とは、コンペ方式の設計案を評価するのに対し、設計者を評価する方式と考えられております。今回の調理業務の委託業者選定については、選定委員14

名が選出されています。職名を上げれば、助役、教育長、教育次長、総務部長、企画部長、企画部次長、経済部長、教育総務課長、学校教育課長、市内小中学校校長会会長、市PTA連絡協議会会長、同じく副会長、学校給食センター所長、同じく係長であります。

業者選定委員会で学校給食について専門的な意見が出されたのか。技術力、経験、創造力などがどう判断されたのか。また、選定委員として当事者の学校給食センター所長と係長がどんな意見を述べたのか。業者決定までの経過を知る上で議事録が非常に重要と思います。第1回の選定委員会から業者決定までの選定委員会の議事録の公開ができるのか、お尋ねいたします。

それから、食材の発注についてお尋ねいたします。

給食費は、人吉市学校給食センター管理運営規則第6条の規定に基づき、学校長が徴収し、人吉市学校給食センター指定の金融機関に納入するようになっています。給食費は、学校給食センター運営委員会会長の平成17年度決算報告では、約1億5,932万円と報告されています。給食費、つまり食材費で食材を購入するわけですが、調理業務委託料の中に食材発注費用も含まれていると説明されています。

2点お尋ねいたします。食材の発注をだれがだれにするのか。食材購入代金は発注業者に一括して支払うとありますが、食材購入代金の支払い方法は調理業務委託契約の中に明記されているのか、お尋ねいたします。

それから、受託する会社の人員構成についてお尋ねします。調理業務委託業者選定基準に明記されています業務遂行能力について、調理業務に従事する者については23名以上とし、3分2以上は実務経験のある調理員とするとあります。調理業務を受託した会社の人員構成についてお尋ねいたします。

人事管理についてお尋ねいたします。人吉市から人吉球磨広域行政組合に事務局長として派遣した職員が1月25日、競争入札妨害の疑いで逮捕され、2月14日に熊本地方裁判所に起訴されました。2月19日から3月31日まで休職とされ、休職期間中の給料は100分の60を支給するとあります。地方公務員法第27条には、職員の分限及び懲戒については公正でなければならないとされています。次のことをお尋ねいたします。

免職、休職の事例は過去にあったのか。休職期間中の給料、扶養手当及び住居手当それぞれの100分の60以内を支給することができるとなっている。今回100分の60と上限にした理由は何か、お尋ねいたします。また、3月31日以降の市としての考え方をお尋ねいたします。

次に、観光行政でお尋ねいたします。

3月8日の人吉新聞報道によりますと、新幹線くまもと創りプロジェクト人吉球磨地域推進本部の開催による肥薩線開通100周年とくま川鉄道20周年の意見交換会があったようです。また、県内各地で同じような記念事業が開催されています。玉名市歴史博物館では錦絵に見る西南戦争、菊池市では「菊池源吾を語るシンポジウム in 菊池」が開催され、西

南の役について記念事業が取り組まれています。

人吉市でも、観光客増加を図るために西南の役130周年、日野熊蔵氏の初フライト100周年などの企画がされているのか、お尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

- 市長職務代理者助役（淵上憲男君） 給食センター関連の質問のうち、議事録の公開について私の方からお答えをいたしたいと存じます。

人吉市学校給食調理業務委託業者選定委員会は、平成18年9月1日に施行いたしました人吉市学校給食調理業務委託業者選定委員会設置要項に基づきまして、昨年9月29日に開催をいたしました第1回業者選定委員会から11回にわたり実施をしてきたところでございます。

設置要項第5条の規定によりまして、選定委員会の議事は公開しないものとしておりますが、これはあくまで会議そのものを非公開としたもので、会議の議事内容については情報公開の対象としてとらえておるところでございます。

既に一部市民の方から選定委員会議事録の開示請求もあっております。議事録が整理でき次第、情報開示を行ってきたところでございます。

以上、お答えいたします。

- 教育長（鳥井正徳君） おはようございます。お答えをいたします。

第1点の食材の発注はだれがするのかということでございます。これまで学校給食センターの運営委員会の食材発注を学校栄養職員が行ってまいりました。今後はこれまでどおり学校栄養職員が給食の献立を立案し、学校栄養職員が作成する品目、数量、産地、使用日を記載した発注一覧表により、委託会社が納入業者に発注することになります。この内容については、調理業務に関する業務仕様書に明記しているところでございます。

それから、支払いが明記されているかということでございますが、運営委員会と委託会社の協定書に明記する予定でございます。

3番目の受託する会社の人員構成ということでございますが、今回受託する「株式会社人吉市学校フーズ」の人員構成について、3月の段階では、社長を含む、この社長は学校給食センターの現場責任者を兼務する人でございます。従業員総数は、5名の構成でございます。

去る2月19日に正式に市との調理業務に関する委託契約を結んでおり、現在学校給食センターに勤務しております嘱託及びパート職員23名全員を社員として雇うことになっております。したがって、4月から28名の人員構成で会社を組織されると報告を受けておるところでございます。

以上、お答えいたします。

- 総務部長（沼田寛仁君） おはようございます。では、仲村議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の、過去に休職並びに免職の事例はあったかということでございますけど

も、免職はあっております。

まず、昭和59年8月29日、国民宿舎の職員でございますけども、無断職場放棄で免職となっております。次が平成6年2月2日、納税課の職員が市税収納金着服で懲戒免職となっております。それから、平成17年2月23日、昨年でございますけども、水道局の職員が水道料金の着服で免職となっております。休職等は今まで発生はしておりません。

次に、休職期間中の給料100分の60の上限はなぜかということでございますけども、今回の分限処分と言いますのは、刑事休職ということで行いました。これは本人の非違行為を問うものでなく、公務運営上の観点から本人の同意を得ず、行政の方が処分する制度でございまして、制度上この間は給与を支給するということになっております。

ただし、勤務実績がございませんので、給与条例第15条第8の規定によりまして、刑事休職の場合には100分の60以内というふうに規定しております。

今回は、休職期間中にも共済掛金等は本人の負担になります。ということで、それらの事情を考慮しまして100分の60の支給を決定いたしました。

それから、今後はどうするのかと、3月31日以降どうするのかということでございますけども、今後の経緯を見まして、現在起訴されておりました、裁判公判が恐らく3月中には開催されるという話を聞き及んでおります。今後の経緯を見ながら、改めて人吉市職員懲戒等審議会を開きまして、再度検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○経済部長（俣野 一君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

観光行政、各種の記念事業でございますが、2年後の肥薩線全線開通100周年及びくま川鉄道20周年を初め、2010年には日野熊蔵氏初フライト100年を迎えます。

これらの現在の対応を申し上げますと、肥薩線及びくま川鉄道につきましては、鉄道沿線の関係市町村が多数あることから、球磨地域振興局が事務局となり、ことし6月ごろをめどに、官民一体となった実行委員会を発足するよう準備が進められております。

日野熊蔵氏につきましては、市職員によるプロジェクトチームを設置いたしておりました、熊蔵氏の親族調査、お孫さんと面談するなど情報収集をしている段階でございます。平成18年3月には市のホームページの偉人紹介コーナーで約3分間の映像を掲載いたしまして、その周知活動の取り組みを始めております。また、郷土史家渋谷敦先生の出版などの御尽力もあり、航空家、発明家としての熊蔵翁を県に対し熊本県近代文化功労者の申請をいたしておりました、昨年、念願の認定をいただいたところでございます。

西南の役130周年につきましては、特にイベント開催の予定はございませんが、本年度におきまして、西南の役ゆかりの地に設置してあります5カ所の案内板のリニューアルを進めているところでございます。また、来年度中には西南の役に加わった屯田兵にまつわる看板を設置する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（別府靖彦君） 8番。

○8番（仲村勝治君） それでは、2回目の質問に入ります。

受託する会社の人員構成についてお尋ねしたんですが、この調理業務委託業者に調理業務を委託するに当たって、現在のパートとか嘱託、この職員については、大体雇用の安定を図るために委託したいということを示されたわけですが、今の回答では、社長1名、それから従業員5名、それからパートのような職員ですかね、これを23名、全員で28名という構成になっているというぐあいですが、この従業員の確保を5名よりももう少し多くできなかったのかと思います。委託費が6,300万円ばかりあるもんですから、これ正規な職員として会社が雇うべきじゃなかったのかなという考えがございます。それで、一応これは要望として、会社の方にももう少し従業員として雇ってもらうようにしていただくようにできないか、要望してみたいと思いますから、よろしくお願いいたします。

それから、2回目の質問で、人員管理の100分の60以内を上限とした理由なんですが、これは公務の運営とか、100分の60以内というのは、これは市長の裁量権の範囲で休職者にも給与を出すことができるというぐあいになっていたと思いますから、市長の裁量権の範囲で100分の60を出したと理解していいわけですか。

それから、懲戒処分はまだなされていないわけですが、懲戒処分の方は刑が確定してからということになるのか、その点もお尋ねしておきたいと思います。

それから、給食センターの調理業務のことについてなんですが、食材の発注事務を民間にさせることで従来とは全く違った方法になると思いますが。説明いたしますと、人吉市と調理業務委託契約をA社といたします。このA社は、調理業務委託と食材発注事務をするわけでございますが、調理業務を受託した会社が発注事務を開始しますが、A社は食材を発注、それから納入業者は食材を納入します。納入業者は代金の請求を食材を発注したA社にいたします。A社は、食材購入代金の支払いを契約の相手方、つまり人吉市長というぐあいになるんですが、人吉市長に請求します。人吉市長は、一般会計の範囲内ではこの食材費については予算に計上されていませんので、教育委員会の方に払ってくれということになると思いますが、教育委員会の方も一般会計の中では予算に計上されていません。ですから、学校給食センター運営委員会の会長である教育長が支払い命令と言うんですかね、を学校給食センター運営委員会にして、食材費を食材発注事務に支払う、そして食材発注事務委託会社が代金を納入業者に支払うという流れになるのかなという思いがしていますが、今協定書に明示してあると言われましたが、その協定書の明示した部分、そのところはどこの部分か、というところをお尋ねしたいと思います。

それから、もし、これはあってはならないということなんですが、もし事故が発生した場合、責任の所在が問われますが、人吉市の責任はどうなるのかということをお尋ねしておき

たいと思います。

それから、調理業務を委託した場合、代金の請求というのが発生するんですが、これは一般会計から支払っている調理業務を人吉市が委託会社に払うわけですね、6,346万ぐらいの予算で払うわけですね。この中には食材費のことは全然ないということと考えていいわけですね。

それから、食材費がないということになりますと、準公金であります給食費、これは1億6,000万円あるんですが、この食材発注分を委託会社の民間人といいますか、それに扱わせていいのかどうかということをお尋ねしたいと思う、扱い。資材の発注分、扱わせてと言うといかんですが、1億6,000万円を使って資材の発注をするということになるわけなんですが、そのところができるのかどうか、そのところをお尋ねしたいと思います。

以上について、2回目を終わります。

- 議長（別府靖彦君） 観光行政はいいですか。観光行政については（「観光行政はいいです」と呼ぶ者あり）いいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

質問がわかりますか。（「少しは。意味がわからんとところがありますので」と呼ぶ者あり）聞き取りのところはどうなっていますか、わかりますか。ちょっと仲村議員、質問のところ、何を質問するかをちょっと整理していただけますか。（「休憩した方が」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。質問が整理できれば、そのまま続けますけど。

- 8番（仲村勝治君） 一番問題点は、公金を民間人に（「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり）じゃ休憩お願いします。

- 議長（別府靖彦君） 質問者が休憩をという話ですので。ちょっと質問ですから、休憩じゃなくて、質問をしていただければ、別に答えられなければ休憩でもするし、質問を整理してください、ます。

- 8番（仲村勝治君） 事故が発生した場合の人吉市の責任とですね。（「それはわかりました」と呼ぶ者あり）それと、調理業務を委託した場合、この資材発注も入っているんですが、準公金の食材費1億6,000万円ある、これを民間が（「聞いてってくださいよ、わかりますか。質問ですから、わかります」と呼ぶ者あり）民間の会社が注文を受けてこの金を支払うわけですね。そういう協定になっているんでしょう。だから、そのところをお尋ね、民間人がその食材費を扱っていいのか、そういうことでお尋ねします。

- 教育長（鳥井正徳君） 済みません、うまく聞き取れないで申しわけなく思っております。

食材発注の流れの中では、協定書に今から予定でございます。詳しくは協定書に相談しながら書いていく、書いているというんじゃないくて、まだ今からでございます。大体向こうとの、委託会社との連絡調整はできておりますけれども、まだ正式にでき上がっているわけございません。

それから、事故の場合の市の責任は、もちろん市でございます。また、そういう事故はあ

ってはないことだと思っております。

それから、調理業務の委託は市がやるものでございます。

それから、支払いの関係ですけれども、給食費を集めたのは学校運営協議会の方に入ります。そして、毎月その委託会社が納入業者に契約で頼むわけですが、その納品書あたりは学校運営協議会と委託会社の方に入ってきます。後で御説明もあればしますけれども、入ってきます。そうしますと、運営委員会の方で納品書あたりを精査しまして、それと委託業者から入ってくる支払いの明細、そういうのをあわせて精査をしまして、毎月その分だけ学校運営協議会の方から支払うということになっておりますので、お金を全部やるというわけではございません。そういうことになっております。

以上でございます。

- 総務部長（沼田寛仁君） それでは、仲村議員の2回目の御質問にお答え申し上げます。

分限休職の100分の60は市長の裁量権かということでございますけれども、これにつきましては、市の方にあります人吉市懲戒等審議会を開きまして、今回の件につきまして分限休職が適当であろうというふうな結論を出しまして、市長の方に提出をしております。その結果、市長の裁量権で100分の60を決定いたしました。

それから、今後処分はどうするのかということでございますけれども、あくまでも今から訴訟が始まりまして、結審いたします。結審した段階でその罪状によって処分については決定をしてまいります。

以上、お答え申し上げます。（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（別府靖彦君） 8番。

- 8番（仲村勝治君） それでは、3回目の質問に入りたいと思いますが、この調理業務の委託は、人吉市とこの調理A社委託会社が契約を結ぶわけですよね。この委託会社は学校給食運営委員会とは全然契約してないんでしょう。そして、契約していないところがどうしてその食材費を取り扱うのか、そここのところの契約書とか、さっき言われた協定書ですかね、そういうのがどういうぐあいに明示されて一括支払いになっていくのか、そういうところをお尋ねしたいんですが、もう一度正確に答えていただきたいと思います。

- 教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

食材発注の契約ということですが、まず三つございまして、人吉市と委託会社が調理業務委託契約に食材発注事務を含み契約を締結いたします。これが第1点、人吉市。

2点目は、人吉市学校給食センター運営委員会と委託会社が食材の支払いや食材発注の依頼に関する契約をいたします。これは協定書でございます。

三つ目に、委託会社と指定納入業者は、食品の品目や契約期間、納入の条件、代金の支払い等について契約をいたします。三つの契約があります。人吉市と学校給食運営委員会と委託会社でございます。

したがいまして、食材費の支払いの流れということですが、まず給食費を学校給食センター運営委員会事務局が各学校へ請求をし、学校側は保護者から集めた給食費から請求額分を運営委員会に納入します。次に、人吉市が委託会社に食材発注事務を含み調理業務委託料を支払います。次に、運営委員会は、委託会社から請求一覧表と納入業者からの収入伝票を確認し、毎月銀行振込にて委託業者に一括して支払います、毎月でございます。次に、運営委員会からの入金後、委託会社は納入業者ごとに支払いすることになっております。流れは以上でございます。（「８番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） ８番。

○８番（仲村勝治君） 流れは三つということだったんですが、（「四つ」と呼ぶ者あり）人吉市と、あっ、四つ、四つ調理業務委託の中に食材発注事務を含んでいるんですね。これは人吉市と契約ですよ。その契約した中身にまた協定書というのが別個にする。この協定書はどうして協定書になっているのかな。こちらの方、協定書の方は金額が大きいんですよね、取り扱う金額が、１億６,０００万。そして、その協定書によって食材代金を学校給食センター運営委員会から食材発注事務委託会社に払うということですね。これはどうして契約できないのかなと思いますが、今回の調理業務の委託については、議会のチェックというか、議会が発言するのが非常にできないような体制になっているのかなと思うんですが、この議会にも市民にももっとわかりやすくはっきりしたこのシステムちゅうですか、ができてもらわないと、この食材費からまた支払われる納入業者についても、この納入業者については、もう全然人吉市の方から外れて、民間会社で取り扱ってしまうということになってしまいますから、不透明になると私は考えます。

だから、もっと市民にわかるような流れちゅうですか、いえば、食材発注事務は完全に二つに分けて、調理業務と食材発注事務を二つに分けて契約できないのか。二つに分けた場合１億６,０００万円というその金額は、議会に提案されるのかなという考えがありますが、それは別にしといて、私がお尋ねしたいのは、食材発注事務とこの調理業務を二つに分けて風通しがよくなるようなスタイルにできないのかなということをお尋ねしたいと思います。どうして一緒になったのかですね。

○教育長（鳥井正徳君） 食材料の発注事務についてのあれですけれども、食材料の発注事務につきましては、学校給食センター運営委員会の中で学校代表として学校栄養職員が行って来ました。発注事務については、これまではですね。学校給食費は、学校給食法で保護者が負担し、すべて食材料に充当することになっておりますため、学校給食費の中で食材発注に係る人件費、管理費や諸経費を含む委託料の支出はできません。

さらに、学校給食法では、学校給食の運営に要する経費は設置者が負担することが規定されています。また、食材料の入札事務、請求や支払い事務手続については、すべて運営委員会の職員、これは市の職員でございます、が行って来ました。このことは、実質運営委員会

の事務は、県と市の職員が行ってきたことでありまして、食材発注を事務委託することで市の職員が行うべき仕事の軽減が図られます。

したがって、市の経費として調理業務委託に食材発注事務の経費を含んで委託することとは何ら問題はないと考えておるところでございます。

仲村議員から先ほどイメージ図をいただきましたが、この中で私たちと違いますのは、この人吉市は食材はこの方に移るといふ、人吉市が別にあるということで、人吉市の中にこの学校運営センターはあるということで、これをここに持ってきていただくと、話が合うんじゃないかと思うわけですが。しかし、議員は議員のお考えがございますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。（「８番」と呼ぶ者あり）

- 議長（別府靖彦君） ８番。規定回数５回目、最後です。
- ８番（仲村勝治君） わかりました。それでは、今、学校給食法で学校給食の食材に充てるということなんですが、この金額が大きいんですよね、１億６,０００万ぐらいですね。だから、今まで市がやっていた入札方式、市の職員で。これをそのまま取り入れて、調理業務は調理業務のみに委託することはできなかったのか。どうしてこの複雑な体系をとられたのか、そのところが私は理解できないから質問しているんですが。お互い理解できないままに並行線になると思いますので、そのところは今回また勉強してからまた質問したいと思いますが。納入業者に支払うシステム、これは完全に民間になってしまうわけですね。大金を、公金を支払った場合には、検収とか検査が要るんですが、人吉市が資材購入代金を払うんですが、人吉市の立ち会いというのは要らないのか、そのところはこの協定書の中に入ってくるのかということをお尋ねしておきたいと思います。

もう５回になりましたから、以上の質問で大体終わりますが、まだちょっと言い足りないところがあるんですが、この４年間に私の質問に、また要望等、いろいろ親切に答えていただきまして、本当にありがとうございました。今後とも町の中で会ったら、にこにことお話ししていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

回答をもらって、私の一般質問を終わりたいと思います。

- 教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

貴重な御提案をいただきまして、ありがとうございます。チェック体制は物すごく厳しくしております。これまで以上になるんじゃないかと、そういうことを考えて食材費の支払いなんかも、ああいうふう組織になってきたと思っております。

協定書にこれからは、議員が指摘されましたようなことも含めまして、しっかり入れていきたいと思っております。やはり給食費というのは、保護者から集金するものでございまして、市が集金するということになりますと、いろいろな問題が出てまいります。今でさえも未納問題等もありまして、保護者の方々が一生懸命集めていただいて、市に納入するんじ

やなくて、運営委員会の方で扱っているから、何とか市の方でもうまくいっていると思っております。ひとつ指摘の検査については十分やっていくつもりでございます。いろいろ御質問いただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。（「終わります。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 次の質問者をお願いします。（「４番」と呼ぶ者あり）

４番。

○４番（森口勝之君）（登壇） おはようございます。４番議員の森口でございます。私にとりまして初めての一般質問登壇は、平成15年６月定例会初日の２番手でありました。そして、そのときの１番バッターは、今は亡き谷岡徳雄議員、先輩でございました。そして本日、16回目でございますけれども、任期中最後の一般質問もまた初日の２番手ということで、何か不思議な縁と申しましょうか、くじ運のめぐり合わせを感じながら今登壇したところであります。

ところで、私は今回の一般質問ほど悩んだことはございません。通告締め切りぎりぎりまで悩みまして、結局、積み残し案件１件だけの質問に絞り込ませていただきました。

それはどういうことかと申しますと、まず福永浩介市長が御不在であるということ。そして、その福永市長に対する辞職勧告決議案に私みずから提案者となっていること。という理由からであります。

果たしてそのようなものが今さら市政の根幹部分について一般質問することにどのような意味があるのか。むしろ、それはいかながなものかという範疇に入るのではないかなという強い思いがよぎったからであります。

実は私は今般の最後の一般質問を非常に楽しみにしておりました。川辺川ダム建設問題でありますとか、あるいはまた人吉市内でも、先般子供の置き去り事件が発生しておりますが、いわゆる「赤ちゃんポスト」に対する考え方、これは人の命、子供の人権、それからまた倫理上の問題等々包含をしておりますので、特に福永市長の豊かな御見識に基づいた御意見をお伺いしてみたいと思っておりましただけに、それもかなわぬ事態となり、まことに残念至極であります。

しかしながら、残念ではありますけれども、さきの辞職勧告決議は、是は是、非は非とその判断を勇気を持って下していかなばならない、議会議員として当然の行動であったと、今も確信をいたしております。例えば、自分の子供が警察に逮捕されれば、親として当然驚き、嘆き、悲しみ、心の中で泣きながらしかり、そして反省を促す、まさにそのような心境であります。有罪とか無罪とか、それ以前の問題であります。確かに一般的には、疑わしきは罰せずという概念があります。しかしながら、それは刑法、刑訴法、いわゆる司法分野での大前提であります。

今般の一連の事件は、御自分の部下並びに側近の方が逮捕、起訴された上、遂には福永市

長御自身も逮捕され、しかも市長室において、別件ではありますけれども、50万円を受け取ったとみずから認められております。これは行政の長として、3万7,000数百市民の代表としていかなるものであったかと思わざるを得ません。ここは一つ御自分の責任と判断に基づいて明確に意思表示をされた方がよろしいのではないですかと、そういう思いから決断をしたところであります。むしろ、福永市長の御性格からして、我々の行動に対しては一定の評価、御理解をしてくださるのではないかとさえ私は思っております。

私は、初めての一般質問の冒頭、自分の政治信条を述べさせていただきました。それにつきまして、福永市長から全く同感であるという言葉をしていただきまして、非常に感激したことを今でも鮮明に覚えております。

ここで、いずれ近い将来、接見をされるでありますよう洲上憲男助役をお願いをしておきます。私は、福永浩介市長を全否定するつもりは毛頭ありません。過去20年間の御労苦に対して深甚なる敬意を表する者であります。現在どのような日々をお過ごしであるか知るよしもありませんが、風邪などを召されぬよう、体調管理には万全を期され、一日も早く元気なお姿で再び人吉の地へ帰られまして、市勢発展のため原点に立ち返って、大所高所から御指導くださいと、そう申しておったとお伝えくださいますよう、ぜひともお願いをしておきます。

それでは、教育委員会に1点だけ質問いたします。

国の重要文化財であります岩屋熊野座神社の保存整備活用計画につきまして、これまでの経緯及び現状、そして将来の展望はどのようなになっているのか、お聞かせください。

○教育次長（神瀬文夫君） おはようございます。それでは、私の方から森口議員の御質問に対しまして御答弁をいたします。

岩屋熊野座神社の保存整備計画のこれまでの経緯、現状、将来の展望についてということについて説明をさせていただきます。

まず、これまでの経緯でございますが、岩屋熊野座神社は、平成14年12月26日に国指定重要文化財となりました。指定された物件は、中央殿、左殿、右殿、拝殿、覆屋、鳥居一基となっております。

平成15年6月議会におきまして、議員から国の重要文化財に指定された岩屋熊野座神社について、国指定となった経緯、観光についても、寄与できる整備、活用についての市の方針についてということで質問がございまして、当時の教育長は、早急に保存と活用のための計画書の策定を行いたいと答弁をしておりました。9月議会におきましては、岩屋熊野座神社保存調査委託料を要求をいたしてきたところでございます。

平成15年9月議会におきまして、議員から岩屋熊野座神社の調査費として補正予算を取り上げていただいたと。今後どのような工程で作業を進めるのかということについて概略を教えてほしいという質問がございました。当時の教育長は、神社社殿の測量、図面の作成、建

物の傷みぐあいの調査、それにあわせて神社関係者との協議の上、保存修理計画、環境保全計画、防災計画を検討して、保存活用計画書を作成しますと答弁をしております。平成16年3月に建築調査や破損状況調査についての報告、保存修理概算工事費の算出、修理後の活用についての内容で重要文化財建造物岩屋熊野座神社保存活用計画書としてまとめました。

次に、現状についてでございますが、人吉市教育委員会では、神社関係者の早期に修理工事を行いたいという要望を受けまして、平成17年12月、文化庁に対しまして、保存修理工事の実施について要求いたしました。これに対し文化庁は、台風災害や北日本の雪害を受けている建造物の保存修理を優先するので、18年度実施は見送りという回答でございました。

その後、平成18年8月に文化庁による現地調査がありまして、修理方法を再検討するようにと指導を受けております。この指導を受けまして、昨年末に平成19年度の国庫補助による修理の実施について要求をいたしましたが、去る2月に行われましたヒアリングで、またも北日本の雪害による建造物の保存修理を優先するということで、19年度も見送らざるを得ないという文化庁の回答になっております。

ただし、文化庁の担当調査官からは、岩屋熊野座神社の保存修理については、地元の熱意を肌で感じた。じっくり腰を据えて取り組みましょうという指導を受けております。

3月13日のきのうでございますが、文化庁の担当調査官に視察をしていただき、現状を詳しく説明をいたしたところでございます。

このような文化庁との協議の結果につきましては、その都度神社関係者に教育委員会の担当者が出向きまして、詳しい報告を行っているところでございます。

最後に、将来の展望でございますが、文化庁も神社関係者の岩屋熊野座神社に対する熱意は十分に理解されておりまして、人吉市教育委員会といたしましても、修理工事が国庫補助事業として採択されるよう、文化庁、県、神社関係者と密に協議を行いながら、引き続き早期着工に向けて要求をしていく所存でございます。

修理後は、単なる文化財建造物としてだけではなく、境内や周辺的环境等の整備を進めていただき、岩屋熊野座神社が地域の歴史遺産、さらには人吉市の観光的スポットとなるように支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 4番。

○4番（森口勝之君） 岩屋熊野座神社の保存整備活用計画について、詳しく御報告いただきまして、ありがとうございました。きのうも査察があったということで、大変うれしく思っております。

この件に関しましては、聞いてはおりましたけれども、ある程度聞いておりましたけれども、教育委員会の皆さん方、本当に一生懸命取り組んでいただきまして、氏子町内、5町内あります。東間下、上、それから蓑野、古仏頂、木地屋、この氏子町内の一員として感謝を

しておきたいと思います。

実はきのう、国会の参議院の予算委員会で安倍総理大臣は、たしか公明党の議員の方の質問だったと思いますけれども、こう回答されております。美しい国は地域にこそ存在すると。地域の活性化なくして国の活性化はないんだというようなことを答弁で発言されておりました、私も大変僭越ですけど、同感であります。総理のコピーになって申しわけないんですが、要するに、魅力ある人吉、活気ある人吉、その原点というのは、やっぱり人吉にいろんな地域がありますけれども、地域の活性化があって、そういう集合体があって人吉全体が盛り上がっていくんじゃないかなと、そういうようなことを常々感じております。

例えば、特にこの岩屋神社の周辺地域におきましては、平成14年12月26日、国の重要文化財に指定をされました。それをきっかけにして、それまでちょっとお祭りが寂しかったものですから、これは何とかいいきっかけだということで、本祭りが11月29日であります、その祭りをちょっと盛り上げようやということで、祭り盛り上げ実行委員会というようなのができまして、地区の秋祭りにしようということで取り組まれました。最初はもちつき大会とか、ミニバザーとか、あるいは子供みこしとか、小さな祭りだったですけど、それが4年、5年とたつうちに、どんどん盛り上がってきまして、露天商の方も3回目くらいお見えいただいております。それから、氏子町内の方々、有志の方々が、じゃうちもバザー出させてくれとか、大いに今にぎわうようになってきました。しかも、総代の方も非常に気合が入っておりまして、昨年お祭り用ののぼり旗、1本5,000円以上しますけれども、それを募集されたところ、何と100本以上集まりまして、それを地区にずらっと立てました。露天商の方も、人吉・球磨にお祭りはいっぱいあるけど、こんなのぼり立つところはなかばいいというようなことで、どんどんどんどん盛り上がってきているようであります。

そういう地域、地域にとりまして、何かきっかけがあれば、地域が盛り上がっていくんじゃないかなと思っております。また、そして、そういうきっかけ、仕掛けると言ったらおかしいんですけど、そういうきっかけづくりをしていくのも我々の一つの仕事かなというようなことも思っております。

どうぞそういうことで、例えば、政府は、地方応援プログラムというような、頑張る地方応援プログラムですか、を立ち上げるようでございますが、人吉市におかれましても、頑張る地域応援プログラムというようなことをお考えいただいて、そういう地域にはどんどん、さっきおっしゃっていただきましたように、支援をしていていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

最後でございますが、本当にこの4年間、いろいろ御指導いただきました。福永市長を初め、淵上助役、それから大松収入役あるいは鳥井教育長、篠崎代表監査、末次水道局長、東博農業委員会局長、以下執行部の方、本当にお世話になりました。それから、市民の方にもお礼を申し上げたいと思います。どうぞ今後とも末永く御指導と、御支援と言っているのか

な、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます、任期中最後の一般質問を終わります。

○議長（別府靖彦君） ここで暫時休憩します。

午前11時6分 休憩

—————

午前11時22分 開議

○議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

それでは、次の質問者。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。5番議員の田中哲でございます。通告に従いまして2点ほど質問いたしますが、ここ数日の寒の戻りで風邪を引いておりますので、声の聞き取りにくい部分があるやもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

さて、私は、12月議会において福永市長の突然の6選不出馬表明がなされたときは、各方面に超弩級の激震が走ったと表現しましたが、今回の市長逮捕にはそれ以上の驚きでありました。5期20年の長きにわたり市政をリードされ、勇退を前にしての今回の逮捕は、返す返すも残念のきわみ、そして断腸の思いでありましょうが、どうか市長におかれましても、この先どういう立場になられますとも、健康に気をつけていただき、御自愛いただきますようにお願いしたいと思います。

また、今期限りで退かれる各部長並びに職員の皆様におかれましても、同じくこの先、健康に気をつけていただきまして、御自愛いただきますようお願いします。そして、どうか今後の市勢発展のために御尽力いただきますようお願いします。

なお、淵上助役におかれましては、市長職務代行者としてこの難局のかじ取りを立派に果たされますようお願いをすることでございます。

さて、通告の1点目の大規模製材工場建設について、1回目の質問であります。

既に皆さん方もマスコミ等で御承知と思いますが、林野庁の新生産システム事業を活用し、県産材の利用拡大を図ろうと、あさぎり町深田の熊本県森林組合連合会球磨共販所に計画されている大規模製材工場建設についてであります。新聞報道によりますと、県内最大規模の製材工場、来年4月創業を目指していると新聞報道にありますが、また一方では、木材市場関係者や既存の製材業者に不安の声があるとも報道されております。

そういった中で2月8日には、球磨川流域の約70社の製材業者が県に対し、計画の再検討を求める要望書と質問状も提出されているとのことでもあります。森林を取り巻く情勢は、木材価格の長期低迷により林業経営の圧迫ばかりでなく、ひいては現在問題になっています伐採後の植林放棄や間伐、造林等の不足にも影響し、そして今日では、シカを初めとする鳥獣類の被害も含めて、森林崩壊が言われて久しいわけでもあります。有効な対処方法もなく、林

業関係者ばかりでなく、私たちも本当に森林の現状を心配していますし、四方を山に囲まれた人吉にあっては、本当に深刻な問題ではなかろうかと思うわけであります。荒廃していく森林をどうにかしたいとはだれもが思っていることでありますし、そのことは、ひいては国民みんなの課題ではないでしょうか。

その中で今回の新生産システム事業による大規模製材工場建設ということが発表され、言ってみれば、関係する業者にとってみれば、唐突とも受け取れる今回の発表であり、それも来年の4月より操業開始すると聞いていますので、事は緊急を要する問題であります。

今回の新生産システム事業による大規模製材工場建設の報道があったとき、既存の製材業者の中には2000年導入されました大規模小売店舗立地法、いわゆる大店立地法が導入され、それまでスーパーや百貨店など大型店の出店を事実上規制していた大規模小売店舗法、いわゆる大店法の改正により、法の施行前に顕在化しなかった地域の中小商業者の一層の衰退化と空き店舗が増大したことを、我が身を重ねて心配されているのが現実ではないでしょうか。そこで、当然市の担当課でも、県の説明を受けられ、一連の経過を当然御存じだろうと思います。

そこで、質問いたします。今度の新生産システム事業とは具体的にどういう事業で、その収支、事業内容と事業主体、それから大規模製材工場、この製材工場と呼ぶからには、大分大きな製材所と予想されますが、その規模と本格的操業までの日程はどうなっておるのか。また、ほかの県にこういった事業を導入しているところがあるのか、あるとすれば、そこで課題はないのか。今回のこの事業を導入するに当たって、市はどのように関与しているのか。また、市の基本的スタンスはどうなのか、お尋ねいたします。

次に、通告の2点目であります草津川上流開発問題についてであります。

この問題は、過去の平成15年の12月議会、それから16年の12月議会と、私も2回取り上げてきたところであります。今回、関係町内会と酒造会社とで協定書を交わすと聞いているところであります。どうかこの将来、両方に遺恨のないように、また子や孫にきれいなこの川を残してやれるような協定書の作成を願っているところであります。

草津川は、球磨川に流れます鹿目を源流とする鹿目川の中流域、ちょうど下戸越町と上戸越町の境で、鹿目川に合流する川であります。源流は田野町の裏手あたりから流れる川で、人吉でも人手のついていない自然が残された、まさに訪れる人を和ます数少ない川であります。5月連休時に見ごろを迎える秀望のツツジも、この草津川の近くにあります。その草津川の上流域が開発され、焼酎工場が建設されまして、現在既に操業している状況のようであります。過去の質問では、下流域に簡易水道の取り入れ口がありまして、それが直接川の表面水を取り入れているという問題もあり、また川水が生活用水、農業用水として利用されている問題もありまして、草津川の水質の保全を強く求めてきたところであります。

そこで、1番目に、その後の経過はどうだったのか。また、水の保全に対してどういう対

策をとらえているのか、お尋ねします。

2番目が、その焼酎工場を含む私有地を貫きます里道、法律的には公衆用道路と言うそうですが、その公衆用道路が私有地の入り口で施錠により封鎖してある問題、ある面では非常に地元住民の感情を逆なでするような問題であります。このことについては、16年の12月の議会で公衆用道路とは一般交通の用に供する道路となっており、一般的に所有者において何らの制約を設けずに開放されている状況にあり、客観的に広く特定多数の人の用に供するものと言う。と当時の総務部長の答弁がなされております。現在どうなっているのか、お尋ねします。また、その道路を封鎖されていたそもそもの原因は何だったんでしょうか、お尋ねします。

1回目を終了します。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えします。

大規模製材工場建設、いわゆる新生産システム推進事業についてでございますが、まず事業の趣旨でございますが、森林整備の推進を促進するため、成熟期を迎えた人工林資源を活用し、生産・流通・加工のコストダウンを図り、消費者ニーズに応じた流通・加工体制を構築し、地域産材の利用拡大を図り、林家の収益性向上の実現と間伐や再造林による森林整備の促進と循環型森林施業の確立を目指すというものでございます。

次に、事業の内容でございますが、モデル事業として全国で11カ所指定を受け、うち九州では、熊本、大分、宮崎、鹿児島において実施することとなっております。その内容は、地域産材の安定供給体制を構築するため、施業効率化の体制整備、条件整備、情報提供及び実証調査事業のソフト事業と戦略的木材流通・加工施設整備のハード事業と聞いております。

次に、事業主体でございますが、全体的な事業の内容については、ソフト事業とハード事業に区分されており、まずソフト事業については、施業の集約化を図るモデル事業、森林所有者などの情報データベース化事業、森林施業・素材生産・流通などのコストダウンを図るモデル事業などがあり、その内容に応じて、県森林組合連合会、単位森林組合、素材生産事業体が事業主体となっていくことができるようでございます。

次に、ハード事業については、強い林業、木材産業交付金の望ましい林業構造の確立というメニューのうち、高性能林業機械の導入と作業路の開設及び戦略的木材流通・加工体制モデル整備で製材工場の大型化を推進し、品質が確かな製品を安定的に供給するための木材加工施設を導入するもので、森林組合、林業事業体、民間団体、地域材を利用する民間団体等が事業主体となっていくことができるようでございます。

次に、規模と本格的操業までの日程でございますが、ハード事業については、今回あさぎり町深田に計画されている大型製材工場とその他の民間企業等が実施する施設がございまして、熊本県内における全体的な規模は、平成22年度目標で16万立方メートルの原木消費を目標とした施設を平成19年度から平成20年度の2カ年計画で整備する予定になっております。

今回、あさぎり町深田の県森林組合連合会共販所に計画されている製材施設については、協同組合を設立し、当初5万立方メートルの原木消費を行い、最終的には10万立方メートルの原木を消費し、5万立方メートルの間柱、ラミナ材の生産を行う計画となっております、出資金が1億円、設備費が22億5,150万円で、参加予定事業体は、県森林組合連合会、銘建工業株式会社、原田木材株式会社、県下の森林組合、木材市場、素材生産業者などとなっております、平成19年度事業で実施しまして、平成20年4月からの稼働予定でございます。

次に、他県にこのような事業を導入しているところがあるのか。あるとすれば、そこでの課題はないのかということでございますが、本生産システム事業は、全国11カ所で行うこととなっております、対象とする樹種は、杉、ヒノキとなっておりますが、九州4県の熊本、大分、宮崎、鹿児島につきましては、杉が対象樹種となっているようでございます。それぞれ大型の製材加工場を建設または規模拡大をする予定でございまして、実現すれば、原木の確保が課題になることが予想されますが、各地域における現状については把握されていないようでございます。

次に、今回このような事業を導入するに当たって、市の関与は、市のスタンスはどうかということでございますが、県森林組合連合会が主体となり、協同組合を設立して行うこととなっております、人吉市では人吉市森林組合は参加されるようでございます。市は直接的には関与しておりませんが、平成19年1月11日に新生産システム事業についての説明会がっております。

次に、草津川上流開発問題について、経過、現在の状況、道路についてということでございますが、まず経過についてでございますが、平成16年9月に市が仲介する形で工場建設にかかわる説明会を開催して以来、地元の町内会長さんと酒造会社の間で数回にわたる文書などによるやり取りを交わしていただきました。その後、会社側から市を通さずに直接交渉をし、みずから解決していきたいとの申し出がありましたので、お任せしてきた次第であります。

酒造会社としては、基本的に自然を汚すような施設ではないということで、実際に見てもらうことが最良とし、地元に対し、工場の見学会を開催しながら、地元との交渉を続けられ、それに対して地元の皆さんも納得していただいている状況でございます。

建設完了後、私どもも現場確認をしてまいりましたが、環境保全対策も含めて、すべて関係法令に沿って許可を取られ、まず原料となる米は、別の場所で洗い、持ち込み、蒸留された製造かすはリサイクルン株式会社がタンク車で引き取る。その他、トイレに関しても、施設外に漏れることはなく、最終的には浄化された水はくみ取りに依頼すると。その他考えられるのが、施設内の床清掃などに使う雑排水でございますが、排水処理設備を徹底し、河川の水以上の汚染は出さないということでございます。

次に、封鎖してあります道路の件でございますが、ここは里道ではなく、私道になってお

ります。会社としては、食品工場でもあり、工場内への無断立ち入りは衛生的にも問題があるということで、現在は通行を拒否されている状況でございます。あくまでも私有地ということでございますので、地元との協議を重ねていただき、公衆用道路として通行できる方向で検討をお願いしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君）　５番。

○５番（田中　哲君）　２回目の大規模製材工場建設についての質問であります。

ただいま部長より詳しく説明があったところでございますが、趣旨はだれもがよく理解できると思います。まさしく林業不振の原因と、問題が木材価格の長期低迷にあることはもちろんであります。趣旨で言われましたように、事業の内容がソフト事業とハード事業からなり、ソフト事業では施業の集約化、森林所有者等の情報データベース化、森林施業や素材生産・流通等の低コストダウンを図る、またハード事業では戦略的木材流通・加工体制モデル整備で製材工場の大型化を推進し、品質が確かな製品を安定的に供給するための木材加工施設を導入するということのようでありますが、今回はどうもハード事業での大規模製材工場建設ばかりが目立った施策のようにも受け取られがちであります。この新生産システム事業がソフト事業とハード事業がうまくかみ合っこそ成功するものと思いますが、そのソフト事業が伴わないうちの大規模製材工場導入は余りにも拙速に思われますが、市の見解をお伺いします。

また、既存の製材業者さんの県への要望書では、年間10万立方メートル以上の集材については、山林の現状を見た場合、作業道整備や間伐の手入れが不十分で実態とかけ離れていると疑問を投げかけ、補助事業により既存の製材業者への原木の安定供給が絶たれたり、再造林がなされないまま山が放置されれば、地元業者の倒産や失業者の増加を招くと、計画の再検討を要望され、また年間10万立方メートル以上が供給されるとするその根拠、また供給されなかった場合の責任の所在、計画実施後も既存の製材所に従来の原木が供給できる確約の５点について質問状を提出され、２月15日までの回答を求めておられるそうでありますが、どういう回答だったのでしょうか、お伺いします。

人吉にも林業関係者も多く、林業も人吉の基幹産業というのであれば、やはりこの問題に市としても大いなる関心を持って、積極的にコミットしていく必要があるのではないのでしょうか、お尋ねします。

２回目の草津川上流域の開発問題であります。

今回、酒造会社と関係町内とで協定書を取り交わすようになっておるようでありますが、双方の関係者にとりまして納得いく協定書の作成に、市といたしまして協力していただきますようお願いを申し上げておきたいと思えます。

ところで、協定書の作成において、水質の保全についてはこういった対策が講じられるの

か、お尋ねします。

それと、先ほど指摘しました道路封鎖の問題を解決する方法で協定書に盛り込むことはできないのか、お尋ねします。

また、現在焼酎かすの運搬に大型のタンクローリーで搬出されているようですが、その運搬ルートが当初のルートより変更されています。当初は昨年12月議会で道路維持の問題で取り上げました戸越大原線、この市道は、もともと県のシラス対策でできた比較的道路幅もありますし、人家もほとんどない市道であります。なぜかこの市道を利用せず、わざわざ狭い、離合場所もなく、そして人家も多い市道、それも路肩が危険な戸越草津線という市道を利用されておるのか、今まで大きな車両がほとんど通ることのなかった地元住民から見ますと、本当に迷惑なタンクローリーの通行であります。また、旧来の古い道路でありますので、道路損傷の問題も緊急の問題であります。なぜこの戸越草津線を通行しておられるのか、余り運行時間には関係ないような気がするわけであります。そこで、タンクローリーの通行ルート変更はできないのかということで、この問題も協定書の中に文書化することで解決していただきたいと思います。

また、もう1点は、今後の問題発生時の解決方法をどのように協定書に盛り込まれるのかをお尋ねします。

以上、2回目を終了します。

○経済部長（俣野 一君） 2回目の御質問にお答えします。

まず、新生産システム推進事業でございますが、施業の集約化とは、森林組合等が複数の森林従事者の森林を取りまとめて、伐採、植林、保育のなどの施業を一体的に実施することです。施業の集約化を図るとともに、機械化の推進や人員の効率的配置等により、生産性が向上し、計画的な事業実施が可能となり、素材の安定的な生産も図られます。

次に、低コストで安定的な原木供給はどう行おうかということでございますが、森林組合素材生産事業体は、作業員の増員を計画しており、これに木材市場を含めて、安定供給体制を構築するよう話し合いを進めています。これに対し、県でも、機械や施設に対する助成や技能研修の実施など、積極的に支援することと聞いております。また、新工場稼働時には、市場の流通量を監視する協議会の設立が検討されているようでございます。このようにさまざまな角度から原木供給への取り組みが図られており、支障は生じないものと考えられます。

次に、これらの体制が整わないうちの大規模製材工場導入は余りにも拙速に思うが、市の見解を伺いたいとのことでございますが、県の方でもいろんな観点から分析され、協議検討なされた結果、現在の林業情勢を見きわめた判断ではと考えております。

次に、県への要望の確約5項目についての回答はどうなったのかとお尋ねでございますが、このことにつきましては、県に照会したところ、当事者と調整中のため、回答については未定とのことでございます。

次に、市としてもこの問題に積極的にコミットしていく必要があるのではないかと御質問でございますが、議員御指摘のとおり、林業も農業と同様に、本市の基幹産業であり、今回の事業が人吉球磨地域にとりましての林業、木材産業の起爆剤となるのではと思いますが、既存製材所の中には不安に思われている方々がおられるようでございますので、今後の状況の推移も見ながら、積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、草津川上流開発問題について、協定書の締結の件でございますが、いかに環境保全に徹底した施設であっても、将来的にも問題が出ないとは限りませんので、河川の汚濁に関することを初め、地元と禍根を残さないためにも、お互いに理解した上で協定を結ぶことは不可欠だろうと思っております。現在、協定書内容を地元主体で検討されているところだとお聞きしておりますが、早急に締結できるよう双方にお願いしてまいりたいと思います。その協定書の締結の際は、人吉市なり、行政の立会のもとで行うということになるかと思しますので、水質保全に関する法令や県条例の厳守は当然のこと、問題発生時のために焼酎かす処理工場の例を参考に、監視委員会の設置なども検討していただくよう指導してまいりたいと思います。さらに、施設内道路の件につきましても、相互理解の上、協定書の中で解決していく方向で助言してまいりたいと思っております。

焼酎かすの運搬車両の通行に関しましては、球磨焼酎リサイクル株式会社の管理下にありますので、そのように指導するとともに、この酒造会社の運搬車両の通行に関しても、市道下戸越大原線の利用をしていただくよう伝えてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君）　５番。

○５番（田中　哲君）　３回目の質問でございます。

大規模製材工場建設についてであります。ただいまの答弁の中で、県への要望書、要望書の５項目については、２月15日をもって、回答を待っておられるようでございますが、もう既に１カ月を過ぎております。回答では、当事者と調整中のため未定との回答だったようではありますが、県におかれましても、この要望書に真摯にこたえていただきたいと、市といましてそのように要望していただきたいと、このように思っております。

今回の新生産システム事業において、趣旨にありますように、低コストで安定的な原木供給を実現するためでしょうか、計画では新規の製材工場が木材市場を、市場を通さず、直接森林所有者もしくは素材生産者と協定によって原木を購入するというふうにも聞いておりますが、詳細はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

また、木材の市場関係者の反応はどうなのでしょう、お尋ねします。

次に、今回の新生産システム事業において、流通加工体制の構築ということで、そちらのノウハウを持った民間の大きな会社が実施主体の組合構成になっているということであります。もちろん私も民間の主導には賛成であります。が、しかし、そこでお尋ねであります、

名前が上がっている会社はどういう会社なのか、そもそも補助金を伴った事業との整合性とはどうなのか、お尋ねします。

なお、最初から特定の会社が参加することについての違法性はないのかどうか、お尋ねします。

次に、草津川上流開発の問題でございます。

今後、関係町内会と酒造会社の協定書に向けて、これに対して、市としましても積極的に関与していただくものと思っておりますが、聞くところによりますと、町内会としては、来月、4月であります。町内会の総会で町民の承認を得たいとの考えを持っておられるようでもありますので、もうあまり時間的余裕もございませんが、将来子々孫々まで、きれいな川を初め、環境を残すため、立派な協定書ができますように努力していただきますようよろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○経済部長（俣野 一君） 3回目の質問にお答えします。

現在の原木流通体制にかんがみて、原木の集荷、選別、ストックの観点から、木材市場を活用した方が有利という判断から、新規製材工場で利用する原木は木材市場を通して調達することになると聞いております。したがって、市場関係者は本事業に極めて協力的だと聞いております。

次に、市場関係者の反応はどうかということですが、原木市場との間で話し合いにより、お互いの協議が整っているようだと聞いております。

次に、名前が上がっている会社はどういう会社なのかというお尋ねですが、銘建工業株式会社で、全国有数の建材メーカーであり、全国的な販売シェアを持っており、製品販売の危惧はない会社と聞いております。今回の製材工場は協同組合組織であり、関係者が協同で事業運営がなされるもので、補助上は問題ないということでございます。

次に、現在こういう時勢に最初から会社の名前が出ているということは適法なのかとのことでございますが、新生産システム推進対策事業の要綱の中で、都道府県、市町村、森林組合、林業事業体、民間団体、地域材を利用する法人等が明記されており、本来1企業に対して補助をすることも可能であり、全く問題ないと思えます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 5番。

○5番（田中 哲君） 4回目の大規模製材工場建設についてであります。工場建設は来月から建設に入り、来年の4月から操業の計画ということで、時間的余裕はないのでありますが、先ほど申しましたように、いわゆる2000年に大店立地法が導入され、地域の中小商業者の一層の衰退化と空き店舗の増加が見られたようなことに既存の製材所がならないように、今回の新生産システム事業を注視していかなければいけないだろうと思えます。

また、今日まで林業発展や地域発展の牽引力になってきた既存の製材業者の不安をただ傍観するでなく、市として今何ができるのか、これからどうするのかを、早急に製材業者の声に耳を傾けるべきではないでしょうか。また、製材業者あたりからは、市に対して、今のところ何らのコンタクトもないのでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（俣野 一君） 4 回目の質問にお答えします。

今後、市に対し、製材業者の方からのお尋ね、要望等につきましては、関係団体とも連携をとりながら対応してまいりたいと存じます。現在、製材業者の方からの市へのコンタクトはあっておりませんが、関係者の間で協議を継続しておられると聞いております。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 5 番、最後になります。

○5 番（田中 哲君） 今回の新生産システム事業は林野庁が主体となった事業であり、市の直接的主体事業ではございませんし、また、どのモデル地域もスタートしたばかりということであります。この新生産システム事業が、その趣旨で言われたように、ソフト事業、ハード事業ともにうまくいくように関係者はそれぞれ努力されることでありましようが、このシステムの歯車の一つが狂えば全体が転ぶようなこの危うさを思うのは、既存の製材業者さんばかりではないような気がするわけであります。どうか市にとりましても、関係団体と連携をとりながら、既存の製材業者さんの不安にも最大限の注視を払っていただきますようお願いをして、質問を終了します。

○議長（別府靖彦君） ここで暫時休憩します。

午後 0 時 7 分 休憩

午後 1 時 11 分 開議

○議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

次、お願いします。（「6 番」と呼ぶ者あり）

6 番。

○6 番（吉村勝徳君）（登壇） 6 番議員の吉村です。予定より大分早い時間に回ってきましたので、前に同じ質問の整理がよくできないままに質問することになってしまいました。なるべくかぶらないような質問をしたいと思いますけども、かぶったときにはかぶったなりの答弁をお願いいたします。

まず、第 1 点目は林業問題でございます。

直前の同僚議員でかなり詳しい内容について答弁をなされましたけども、この問題は新生産システム推進事業、こないだまで、ほんの二、三日前まで何が何だかさっぱりわからない、その割にはかなり郡市内の事業者の皆さん、これは木材関係の事業者の皆さんにはかなりの心配をなされ、県あたりにも要望書なんかを出されていると思います。その中で、事業主体

や内容などということで1回目の予定でしたが、ほとんどそこは田中さんが引き出してくれましたので、その後について質問を続けていきたいと思います。

普通の場合、このような大規模な事業計画がなされたときには、その周辺関係団体や市町村行政など、十分皆さんが理解、納得できるような説明会があってしかるべきだと思うんですね。この事業については、大部分が国の補助事業で推進されているというだけで、県や市などの関係機関に資料を求めてきたんですが、内容のわかりにくい紙切れ二、三枚ほどの資料しか出てこなかったんです。私たちはどうもこのシステムそのものよりも、事業推進の意味すらも理解ができないのであります。そのような中で、先ほど田中さんの質問に少しは答えられてきましたが、それでもよくわかりません。その中で、市内で製材業を営まれる業者の皆さん方が熊本県に対して要望書を提出されております。市当局はその事実を知っておられたんでしょうかね、知っておられれば、その内容などを教えていただきたい。それから、これを1回目にしておきます。

それから、川辺川ダム問題と、2点目で、これは私のライフですので、ちょっと厳しい話になるかもしれませんが、この問題で、2月の検討小委員会、これは東京で、国交省で毎月行われているわけですが、市長発言がございまして、少し我々にとって、何で今さらそういうことを言わないのかんのかいというような発言を市長がなされております。ここで市長に少々苦言を呈するつもりでしたが、市長が不在になられましたので、いたし方ありません。この中で市長以外の人にこの問題を問いかけても、ちょっと答えが出しにくいと思いますので、この問題は省かせてもらいます。

しかし、その小委員会の中では、検討小委員会の中ですが、突然、委員長が穴あきダムの話を持ち出されました。委員長の見解を疑わざるを得ないわけですね。なぜなら、ダムについての話とその前にあって、皆様からいろいろおしかりやら苦言やらあって、余りいい話じゃないというようなことまで言われてたダム、これはその小委員会、検討小委員会の中でダムの話はすべきじゃないと、すべきじゃないよりも、する必要もない話であったということで、その前の委員会でかなり追求されてた委員長が突然、穴あきダムなんていう話を持ち出されて、我々は委員長の見識を疑わざるを得ないということになってしまいました。

このような現場と全くかけ離れた、机の上の話しか知らない人たちによって河川改修がなされてきた事実があります。その結果が、日本国土次々と破壊されてきたのはまさに当たり前であり、今さらながら背筋が凍る思いであります。今、国土は、日本国土はどんどんどんどん海の侵食によって小さくなっております。なぜそうなるか、それはまさに川からの砂利の供給が追いつかずに、海砂利をどんどんどんどん取り上げるだけの、供給がなされないままに消費をなされている、海の砂利の採取の問題でこのように国土が小さくなっているというような事実があちこちから指摘されているのも事実です。

しかも、この穴あきダムの話がどのような影響を及ぼすものか、この球磨川にです、こ

の2年間、人吉市含めたこの流域の住民の皆様は砂防ダムの影響で2年間濁り水を見てきたわけですから、穴あきダムがどのような悪影響を及ぼすかということは、今さら国から説明を受けなくても、十分その身をもって体験しておられるわけです。このようなごまかし、ごまかし以外の何ものでもない話、我々には通用しないことを国交省は知るべきではないでしょうか。

その上、そのほかの先生、これは九州大学大学院工学研究員教授と、えらい御立派な肩書きを持っておられる先生でございますが、39年、40年に人吉市に発令をされた、これは私の記憶の中では多分4回発令されていると思いますが、避難命令、これはその流域にはだれもいちゃならん、みんな逃げなさいという命令です。この避難命令に対してさえ、その事実さえも湾曲して、その避難命令でさえ、熊本県がちゃんと説明をしていないから、そのようなデマが、デマを市民が信用すると、デマが飛ぶと、このように検討小委員会の中で明言をなされたんであります。

そこで、私は、この問題については1点だけの質問をいたします。過去において、人吉市に避難命令は何回、どのような理由で発令されたのか、その年月日と理由をお伺いいたします。

私のダム問題は、今回、新利水が主題でありまして、今の問題はちょっと余分なものかもしれません。これからが本題です。この問題は、相良村の事業組合からの脱退を認めさえすれば何の問題もないはずであり、なぜ相良村の脱退が認められないのかを1点お伺いした上で話をします。ですから、それがなぜ脱退を認めないのかの1点、はっきりした理由をお伺いいたします。

それから、一番頭の痛いのはこの問題でございます。きょうも、まず初日に、しょっぱなに出てきました、学校給食の業者選定について、仲村さんがかなり突っ込んで話をされましたけども、ますますわからなくなってしまいました。この問題は、市民の皆さんからたくさんの質問やら苦情やら、何で私が苦情を受けないかんのかと思うぐらい寄せられてきました。業者の選定やその経緯などをお聞きした上で、市民の声として話を進めたいと思いますので、その経緯、できたら文書などが残っていれば、そちらの方も配布していただければと思います。

以上3点について、1回目の質問をいたします。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えします。

まず、新生産システム事業について、このことについては、製材業者から要望の中で確約の5点についての御質問書が出されていたと、これについて市は知っていたかということでございますが、市の方では直接聞いておりませんで、新聞報道で知りました。県からは直接聞いてはおりません。

それと、新利水計画、川辺川問題、新利水計画についてでございますが、新利水計画につ

きまして、ちょっと経緯等を含めまして答弁したいと思います。

新利水計画策定につきましては、昨年7月まで78回行われました事前協議におきまして、関係機関で協議を重ねてまいりました。その間、関係農家を対象とした説明会やアンケートを行い、農家の皆さんの意向の把握にも努めてまいりました。その結果として、対象面積を1,290ヘクタールとし、水源につきましては、昨年7月に事前協議におきまして、熊本県が農林水産省から御提案がありました、既設導水路活用案で進めていくとの整理もなされたところでございます。その後、相良村におきまして、組合からの離脱を表明されたり、組合の解散協議を求められておりますが、6市町村で事業を進めていくことが、球磨郡市の北部第一の基幹産業である農業の発展のために必要であると認識しているところでございます。

そういうことで、川辺川土地改良事業組合としては、既設導水路案によりまして、相良村も含めた6市町村での事業継続を考えております。したがって、組合の解散は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○総務部長（沼田寛仁君） では、吉村議員の御質問にお答え申し上げます。

過去に避難命令を出したかどうかという御質問でございますけども、資料が飛散しまして、手元にありません。よって、新聞報道を確認いたしました。によりますと、昭和46年8月15日の新聞に避難命令という言葉が載っております。また、同じく昭和47年7月6日、昭和57年7月26日と、3回は確認できました。昭和39年、40年につきましては、手元に資料がございませんので、確たるお答えはできかねます。どうぞ御了承をよろしくお願いいたします。

また、理由等につきましては、資料がございませんからはっきり言えませんが、球磨川の増水によります溢水、破堤等のおそれがあったというか、判断の中で避難命令をやったんではないかというふうに推測をしております。

以上、お答え申し上げます。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

このたびの業者選定の経緯について御質問でございますので、その経緯をお答えいたします。回を追って申し上げますので、少し長くなるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

人吉市学校給食調理業務委託業者選定委員会は、民間委託に関する基本計画に沿って、平成19年9月1日に施行いたしました人吉市学校給食調理業務委託業者選定委員会設置要項に基づき組織したものでございます。委員の構成は、助役を委員長、教育長を副委員長としまして、関係部長及び次長が5名、教育委員会の課長が2名、給食センターから2名、市内校長会の代表1名、市PTA連絡協議会の代表2名の計14名となっております。

それでは、回を追って申し上げます。9月29日にまず第1回の選定委員会を開きました。委託業者の選定方法について、指名競争入札方式、指名によるプロポーザル選定方式、公募

によるプロポーザル選定方式の3つの方法で検討し、公募によるプロポーザル選定方式で実施することを決定いたしました。方法決定の理由といたしましては、広く公募することで機会を均等に提供することができ、公平性が保たれることや、参加した企業の提案内容を詳細に聞くことができ、選定基準に基づいて選定されるため、発注者の意向を十分伝えることができることなどが上げられました。さらに、参加希望業者に対する説明会の開催通知内容、選定委員会の年間スケジュール、業者選定基準等について審議を行いました。

10月11日第2回選定委員会では、調理業務委託に関するプロポーザル実施要領や業務提案書の内容、さらに、第1次選定審査における質問項目ごとの評価方法や評価表策定等について審議しております。

10月30日第3回選定委員会では、第2回の審議に引き続き、調理業務委託に関するプロポーザル実施要領や業務提案書の内容、さらに、第1次選定審査における業務提案書の質問項目ごとの評価方法や評価表作成等について審議し、1次選定の内容を決定いたしました。また、12月議会へ提案予定の調理業務委託に関する設計内容や債務負担の設計等について審議し、決定を行ったところでございます。

11月27日第4回選定委員会では、11月15日に実施した業者説明会の結果について、9業者の説明会参加があったことなどの報告があり、1次、2次の選定基準の策定について審議し、あわせて、第2次選考に係るプロポーザル要領の内容決定、1次、2次の選定審査評価表について協議を行ったところです。

12月7日第5回選定委員会では、今回の調理業務委託参加希望者からの業務提案書が提出されましたので、各選考委員に配布いたしました。また、第1次選定審査における業務提案書質問項目ごとの評価方法について最終確認を行うとともに、第2次選定審査を委員共通の視点で見るための評価方法の検討を行っております。さらに、第2次選定では、配布あるいは説明予定の調理業務委託に関する業務提案書の具体的審議を実施したところでございます。

12月22日第6回選定委員会では、各委員の1次選定評価審査評価表を提出いただき、1次選定の評価集計を行いました。今回の提案募集では6業者からの提案があり、2業者については、市内に本社を置く法人ではなかったため評価対象外とし、残る4業者の業務提案内容評価の結果、4業者ともに1次通過とすることを決定したところでございます。また、業務仕様書の内容検討や第2次審査の評価基準の検討、さらに、第2次選考現場説明会の内容について審議を行いました。

1月4日第7回選定委員会は、仕事初めからの審議となりましたが、業務仕様書及び食材発注業務内容の審議、決定を行うとともに、第6回選定委員会で提案のあった調理試食会の実施内容について検討を行いました。

1月11日第8回選定委員会では、調理試食会実施要領に基づいて、4業者の調理試食会を実施いたしました。業務提案書や言葉の説明だけではなく、きちんと選考するためにも、給

食センターでの現場責任者の候補を選定委員の目で実際に見てもらい、調理する際の現在の状況、例えば調理の際の皆で衛生管理状況、食品の取り扱いや調理の手際などでございます。状況を各委員が把握することで、第2次選考の参考としたところでございます。

1月19日第9回選定委員会では、1月11日に実施した調理試食の感想や気づいた点を各委員が出し合いました。また、第2次選定審査の評価基準についても最終的な審議を行ったところでございます。

1月29日の第10回選定委員会では、第2次選定審査の最終プロポーザルとなりました。が、午前9時から午後4時までの日程で、くじで決まった順番に各社のプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしました。業者からの提案説明は30分以内、委員からの質問に答えるヒアリングを45分以内で行いましたが、各社とも誠意ある御提案をいただいたところでございます。終了後、直ちに選定作業に入り、選定基準に基づいて選定委員個別評価記入及び審査判定記入を行い、審査判定集計の後、全選定委員へ結果を報告、全会一致の承認をいただいて、委託候補者が決定したところでございます。その際、委託候補となった業者から業務提案があったとおり、会社組織変更を確認した上で、新規の会社と契約を締結することを委員全員の総意で決定をいたしました。

2月8日第11回選定委員会は、約半年にあたり実施してきた選定委員会の最終でありましたので、これまでの経過を再度事務局から報告し、委託候補者から提案された会社登記の定款を確認した上で委員会の承認を得ております。さらに、今回の委託に関する業務提案書が提出され、内容審査の後、承認があったところでございます。

以上、11回にわたります経緯を御報告申し上げます。なお、この膨大な議事録の公開につきましては、仲村議員にお答えしたとおりで、公開する予定にしております。

それから、プロポーザルという言葉何回も使いましたが、プロポーザルについてちょっと御説明ようございますですか。特にプロポーザルについて説明を申し上げますと、プロポーザル方式は、入札方式、いわゆる安価な金額を選ぶ方法とは異なりまして、対象となる委託業務に関して、発注側の計画を理解してもらい、それに対する業務提案書を提出してもらいます。その後、審査方法や審査基準を定めた選定基準に従って、契約者の選定を公平かつ適正に行うために設置されました選定委員会において、当該業務に対する申込者の意欲や理解力を見定め、業務提携の内容についてのヒアリングやプレゼンテーションによって選定し、最終的に選定された業者と随意契約を結ぶ方法でございます。

以上、お答えいたしました。（「6番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 6番。

○6番（吉村勝徳君） 今それぞれ答弁をいただきましたが、要望書の中身は市は知らないということでございます。要望書の中身を少し要約して申し上げます。この要望書の中で業者の皆さんが一番心配してられるし、全く怒っておられるところのまず一番大きな問

題は、地元の中小規模製材業者に対して情報の提供が全くなかった。ということは、地元は無視をされた、このことでそう感じ、非常に怒り心頭というような様子であります。少なくともこの問題は行政主導でやってこられたような話でございます、行政主導の誘致をされているようでございますが、行政とは何なんですか。私ども人吉球磨にとって、林業と農業、この2つは大事な基幹産業ではないんですか。少なくともこれまではそういう扱い、扱いとは言いませんが、少なくともそういう話で進んできたのではないかと我々は感じてきております。都合のいいときだけ基幹産業に持ち上げるというような話では、ちょっと話がしにくいんですが、なぜもっと早くこの話が立ち上がったときに、業者さんたちにも納得のいく説明を行えなかったのか、その姿勢を疑わざるを得ないわけです。熊本県から、私がこの話をし始めたときに、熊本県からこれだけの説明しか受けておりませんという資料、役所からいただきました。何と全3ページにも及びました、こんなもんです。たったそれだけの説明資料によれば、基本構想やら理念やらと少々の新工場の概要が表記してありましたが、その内容たるや、熊本県の林業生産システム概要と、県関係者が心配ないと、業者さんたちに説明をしただけの根拠などが全く見当たらないんですね。生産林家への手当て、森林育成、具体的な説明は一切ございません。ただ数字だけが羅列してあるだけです。一切ないに等しい中で、生産量だけが増大する現状には触れていません。しかも、林業の現実を見る限り、熊本県や人吉市など行政にして、常日ごろよりこの手当てをしていかなければならないこと、要するに、このシステムに及ばないんですね。そのようなことを改めて列記してあるだけで、何もこの新事業を立ち上げるにして、改めてうたい上げるようなことではなかったんじゃないかと思われます。

その上、地元業者さんたちに、業者さんたちはその要望書の中でこうも言われておりいます。山林の現状を見た場合に、統計上の数字と余りにも大きくかけ離れた数字であり過ぎると。しかも、かなり山林荒廃が進んでおる現状の中で、10万立方もの原木を供給することになれば、既存の地元業者への安定供給などは全く望めない。そこで供給が絶たれたり、無理をして原木の供給伐採を続ければ、再造林がなされないまま、放置林などが増加する一方で、山腹崩壊などにより、河川への土砂流出など大被害の発生原因にもなりかねないなどと、自然破壊の危険が増大するなどと心配をされておるわけです。これは、この人たちは林業のプロであります。山のプロであります。この人たちの言うことをもう少し真摯に受けとめるべき必要があるんじゃないでしょうか。

私も川辺川ダム、この後やりますけど、川辺川ダムの問題で、国交省は森林の保水力は全くないと、あっても微々たるもんだというように保水力を認めていない現状の中で、この問題が実現化してしまいますと、今問題になってる川辺川ダムを3つつくろうが、4つつくろうが、追いつく限りではないというような心配をしております。その上、私の飯の種でもあります球磨川の尺アユなどの存亡は全くそこに見えないのであります。なくなってしまうと

言っても過言ではないと思います。

しかもですよ、しかも、もっと怖い話です。この話に非常に詳しい人がそろっと教えてくれたんですね。これはとんでもない話だぞと。10万立方と、今でさえ山、人吉市内、人吉市の郡部で出されている原木が約16万から20万に足りないぐらいの原木しか出されてないと。しかも、その原木は、1番ばたから4番ばたまで、山で切った材木のすべてだと。この事業は、10万立方だけの数字で見れば10万立方、まさにそれだけだけど、その10万立方を供給するためには、少なくとも30万、40万の木を切らなければ10万が供給できないんだと。なぜ、わかりませんでした、しばらくは、意味が。なぜ、10万立方と言ってるのに、30万も40万も必要なのかと。実はここが落とし穴ですね。この工場は1番ばたしか使用しないんだと。わかりますかね、1番ばたというのは、一番根元の部分です。3メートルだけです。木はそれでは済みません。杉材、ここは杉材を使うと言ってますから。その上に2番、3番、4番、伸びがいいとこの40年生だったら4番ばたぐらいまでありますけども、それをどこが処理するのか。実は、2番、3番、4番の処理をどうするのか、残木ですね、まさにこの場合残木です。全く話に出てきません。県からの書類、いろんな説明資料には出てきておりません。この事業の進め方次第では、この商品価値が低くなった原木を地元には押しつけられるのではないのか。いずれにしても、10万立方もの一番いいところをとられてしまう、資本力でまさるところがとってしまう、そうなれば、少なくとも資本に余裕のないところの地元の中小業者は、その2番、3番という残原木、あえて私はここで残原木と言います、残原木に手を出さざることになりません。

人吉球磨の材木のブランド、ブランド名、これは今までだれが守り通してきたんでしょうか。紛れもなく、資本力に少し劣っている、あっ、ごめんなさいね、劣っている地元の中小製材業者さんたちがこの人吉球磨の林材ブランドを守り通してきたのは明らかな事実であります。しかし、このままでいきますと、その球磨ブランド木材の維持はとても無理になるだろう。それが一番心配なんだと。そうなった上で、競争力を失ってどんどんどんつぶれていく。今まで行政は農業と林業は基幹産業だと言ってきた立場は、どこにどう位置づけをすればいいんでしょうかね。非常に心細い話になると思います。原木の供給絶たれた中小製材工場などは倒産しかねません。

県の説明では、このような発生などないと言われているそうです。しかし、これは現実的にそうならざるを得ないということは目に見えているということでもあります。そうなりますと、今まで山に、山じゃない、製材所に勤めていた人たちの失業者ということになりますが、果たしてこの推進事業で得られる雇用者と、その人たちの小さな中小企業がつぶれていくことによる失業者の増加と、どちらが早いし、どちらが大きいんですか。何を根拠に熊本県は心配はないんだと言ってるのか、その根拠があればここでお知らせいただきたいんですが、人吉市にそれを言っても無理なことかなという気もしますが、わかっていればお答え

いただきたいと。そのことについて2回目の質問をいたします。

それから、川辺川のダム問題です。

いずれにしても、総務部長から、46年、少なくとも47年、57年、この3回については避難命令が出された、その原因については、余り我々には喜ばしくないような話をされましたが、ここではっきりと申し上げておきます。46年、47年、57年、これは市房ダムの決壊のおそれがありますから、流域の皆さんは避難をしてくださいということで、はっきり市房ダムの決壊のおそれという理由があった。これは私もその当時からほとんど出ておりますので、消防の現職でございました、出ておりますので、間違いありません。

そこで、これだけはっきりした事実が出てきた以上、ダムの問題は別ですね、この問題に関しては。ダムをつくろうがつくるまいが、そのようなことは関係ありません。そのような事実があったという事実は事実として、やはり検討小委員会の中に何らかの申し入れ、もしくは、私にしてみれば抗議をしていただきたいと。そのことによって、初めて正当な河川環境をつくるための検討小委員会の話し合いがなされるんじゃないかと思っておりますので、そのことで申し入れをする気があるのかないのかということをして1点お伺いいたします。

それから、新利水です。そもそもこの問題は非常に答えにくいし、ということはわかっております。なぜなら、この問題は既に福岡高裁で農水省が負けたときに話は決着がついてるはずですが。しかしながら、農業に水が必要であるということは、これは紛れもない事実であり、我々反対派もこのことについて異議を唱えたことはありません。やり方に問題がある、いろいろなその問題を提起してきたわけです。

もともとこの問題は、裁判以後、高裁の裁判以後に、ダムからの水にこだわり続けてきたがためにここまで行き詰ったんじゃないんですか。我々はそう思ってます。いろいろな話がありました。しかし、ダムにこだわらなければ、もう既に結論としてこの利水計画は立ち上がってなきゃいかなかった話です。ここまで話が行き詰った以上、その責任は組合幹部、その手先となっていていろいろ働いてきた一部外郭団体がありますけども、その人たちにあるのではないですか、私はそう思ってます。問題がここまでこじれてしまえば、今さら川辺川に相良村が、帰ってくれと言っても、それはもう帰らないでしょ。だとすれば、相良村を脱退認めて、水の必要なところだけで改めて組合をつくり直して事業を進めてはいかがですか。

私は今まで、人吉市に関しては、上原田台地に水の云々ということでは私たちに提言をしてきたつもりです。しかし、組合の脱退を認めない、脱退をする気も、結局脱退をさせる気もない。そうであっても、このままでは同文議決がとれない以上、相良村が同文議決は、もうこんなもんは上程すらしないというところまでいってしまった以上、組合運営上どうしようもないところまで行き詰ってしまったんじゃないですか。これ以上、水の欲しいと言ってる農家にずっと待たせるんですか。それよりも、組合を解散して、水の欲しい各町村、市が欲しいと言うんなら市も加えましょう。その中で事業を新たに進めるべきじゃないんです

か。

我々、今まで市長と対決すると、市長は私の質問に対してはちゃらんぽらんでよかってこないだからずっと言われてます。私と面に向かってですよ。しかし、そんなちゃらんぽらんな話じゃないんです。農業に水が要らないなんて、夢みたいなばかげた話をする気ありません。人吉の台地、今のところこれ上原田ですが、水がないのなら、これはこれでもう待たなきゃしょうがないでしょう。しかし、私は前回の議会でも、一般質問の中で提言としました。水はあるんです。しかも、安定した安い水が。なぜそれが使えないのか、私はそのことが非常に気にかかってます。事業を進める、工事を進めるというのではなくて、事業を進める、そのことが農家に一時も早く安定した水を届けることができるんじゃないかならうかと思いますので、あえてもう1回質問いたします。川辺川利水事業から、解散をしないというのであれば、それは解散しないでもいいでしょう。じゃあ、人吉が脱退する意思はないのか、その上で新たな水源として上原田台地の水の工法を考えるとというようなことは考えられないかどうか、質問いたします。

それから、もう一つ頭の痛いのが残ります。今、鳥井教育長が長い御説明をいただきました。しかし、長い説明をいただきましたけども、中身については私は全く触れる気はございません。なぜなら、私は市民の声として話を進めていきたいと思しますので、その中身について触れる気はないと申し上げておきます。

まず、選定委員、あくまでも断っておきますよ、私は市民の声として話を進めたいと、市民の声を言っていきますので、逃げではありませんけども、かなりきついことを言わせていただきます。この人たちはすべて市長の取り巻きじゃなかったんですか。「ノー」と言う人がだれかいたんですか。プロポーザルと説明をされました。今聞けば、なるほどそっちの方が、ある特定の人に利益を与えるためにはそっちの方が都合がよかったんだなあと、そのように屈曲をして考えざるを得ないんですね。なぜなら、採点がないから。人の感情だけでこれは採点がつけられますね、プロポーザルでやると。これまでに9月、12月と、議会が開催されるたびにこの問題提起がされてきたんです。市当局とここには書いてありますけども、これにお答えになっていたのはほとんど教育長1人でした。教育長も立場としてかなり厳しい顔をされ、お疲れでございました。しかし、教育長、頑として一步も譲ることなく、ある意味では御立派な態度でございました。

しかし、今考えれば、すべてこの結論があったからではないんですか。この結論があったからというちょっとゆがんだ方向からの目で見れば、市民たちにも、おお、やっぱそぎゃんじゃったとばいといって、変な意味での納得ができる話です。現にそうやって市民は納得してます。ですから、私にこの問題でこのような何か苦情やら質問やらがいっぱい来るんじゃないかと思ってますし、多分私のところに言ってくる人もそう思ってると思います。

この事業では、最初から、民間委託の話が出た時点から、業者の名前が出たり消えたりし

てましたね、3つも4つも。ここであえて名前を出すのはやめにしますけども、市当局も多分御存じだったと思います。しかしながら、いずれにしてもその業者さんたちは、市内である程度の信用もお持ちであり、それなりの実績もお持ちの業者さんたちが多かったんです。しかしながら、委託業者が発表されると驚きましたね。今まで余り市内で聞いたことのないお方、会社の名前なんて初めて聞きましたよ。みんなそうです。さあ、市民もびっくりしましたよ。

しかも、ここは何回も言いますよ。しかも、ここからが本題ですよ、本題。その業者と言われるのが、あの市長をもって、市長の大恩人の身内だというじゃないですか。だれがどう考えても、その大恩人逮捕されて、それから何日かしてからこの契約がなされた。だれがどう考えても、全く、理解してくださいとか、納得してくださいとかと言える立場でも話でもないと思うんです。人吉市に関係をしておられる、これは給食だけじゃないですよ、土木屋さんからすべての業者、人吉市に関係しておられるすべての業者です、この人たちが今になってみんな言われます。人吉はな、仕事ん欲しかれば、市役所に行ったっちゃもらわれんとか。人吉の仕事しよごたれば、あの恩人のところへ通わんばいかんとか。何ばどぎゃんして幾ら持っていくか何かちゅうたあ、そんなとき次第たいと。まさにデマなら幸いです。しかし、そうやって仕事をとってこられた業者さんたちが堂々と言われるんですから、我々はそれを信じざるを得ない。人吉市ではそうしなければ仕事はいただけない、それが通常であると。

その話が真実であるとすれば、今、鳥井教育長、この選定委員会の経緯についていろいろお話されました。合計11回も選定委員会をしましたと。これ何だったんですか。全くむだじゃなかったんですか。それとも、後々我々にこうやって説明をするためにのみ選定委員会をしたんですか。そうとしかとれないじゃないですか。

市長は、入札制度なんか、たび重なる市議会議員の要求に対しても、頑として耳も貸さず、かたくなに自分の考えを押し通されました。しかし、その姿勢がこのような大恩人の市政介入を許してきたんではないでしょうか。もっと厳しく言うなら、そういうふうに市長が仕向けてきたんではないかと、我々はそう信じざるを得ないんです。しかし、その大恩人も市長本人も、今県警本部に逮捕されるという大変不名誉な実績をつくられてしまいました。人吉市民には大変な大恥をかかさせていただきました。

しかも、この業者選定が行われたのがその後、その大恩人が逮捕されて3日後か4日後かということを知れば、あきれ返って、我々はいいた口がふさがらないと。普通、恥を知る人なら、このようなことは本人も辞退すべきであって、そこへ持っていくこと自体も、そもそも狂気のさたと言わざるを得ない。全く市政の何と考えているのか、市民にどのような言いわけをするのか、きれいごとで済むような問題じゃない。

それでなくても、今までの営業実績、営業上の信用など積み上げてきた業者さんが外され、

まだそれほどの営業実績も信用も少ない、何か聞くとところによりますと、横西町あたりで小さなお店を営んでおられたというふうな話も聞き及んでおりますけども。その人たちが、その人が学校給食、3,000食、4,000食もの供給をしなければならない学校給食の委託業務を受けると。信用できません。我々は安心して子供たちに学校給食を食べなさいよと言って、学校給食を食べさせる自信はありません。

人吉市では、実績のない人、実績のない会社にこのような大事業を任せることができるのか、その1点について伺いをいたします。

○経済部長（俣野 一君） 2回目の御質問にお答えいたします。

新生産システム事業について、県の説明のように本当に原木の供給は大丈夫かと、根拠があれば教えてほしいということでございますが、県より根拠についての詳しい説明は受けておりませんので、そこら辺につきましてはわかりかねます。ただ、県内の素材生産量については、平成17年の80万立方メートルより、平成22年にはプラス16万立米増の96万立米に整備するとの説明は受けております。

次に、新利水計画でございますが、人吉市として、水源として上原田台地だけの水源は考えないのかというような御質問でございますが、先ほどの相良村の脱会を含めまして、これにつきましては、川辺川総合土地改良事業組合での正副組合長会議で決定されるものであると考えております。

以上、お答えいたします。

○総務部長（沼田寛仁君） では、2回目の御質問に御答弁申し上げます。

小委員会での議論につきましては、私どもは新聞紙上で報道されたこと以上は知りません。よって、ここでお答えというのは非常に難しゅうございます。どうぞ御理解ください。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

ただいま、市民の声からとしていろいろお話がございました。ただ、私には、業者選定委員会ではそういううわさとか、そういうのは一切関係ないと私は思います。そう断言できると思います。公平公正に選定するために回を11回も重ねたわけでございます。

なお、話の中にある人の逮捕の問題が出ましたが、選定した後に逮捕があったと理解しております。

信頼回復のためには、もういろいろあると思いますが、実績のないというような話がありましたが、4つの業者が全部2次選定までいかれて、4つの業者とも学校給食調理については実績のない業者ばかりでございました。その点は御理解願いたいと思います。大きい小さいということはありませんけれども、しかしながら、私はずっと話を聞いておりまして、業者の、プロポーザルを通じて、誠意ある本当に具体的な、甲乙つけがたい提案をいただきました。こういうまでに人吉市の子供たちにいい給食をやってあげたいという並々ならぬあれをひしひしと感じました。ですから、私は、冗談にも、4つの会社、個人で協力してやっ

てもらえたら100点だがなとも言ったことです。しかし、そうするわけにもいきません。その中から、学校給食に対する取り組み姿勢や安全衛生管理、業務遂行能力などを十分一人一人で聞きながら審査をいたしました。そして、その上で、選定委員会において自信を持って選定した業者でございます。今後の学校給食調理業務を十分に遂行してくれるものと確信をしているところでございます。初めての経験でございますので、いろいろ課題も生じてくることは事実だと思いますが、これだったら、人吉、いわゆる人吉方式での学校給食の展望が開けたと私は思っております。いろいろ私は過去のことは知りませんけれども、そのことにまつわっているいろいろなうわさがあったことはわかっておりますし、私にも問い合わせの電話等もあります。しかし、最高の業者と思って選定した業者でございます。今後、実績でおこたえしていかなばならないというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「６番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君）　６番。

○６番（吉村勝徳君）　いろいろ答弁はいただいておりますけども、この問題の難しいところ、これは林業問題でございますが、この問題の難しいところは、いずれにしても、人吉が余り関知しないというところでこの問題に答えをさせるのも部長あたりには申しわけございませんけども、やはりこれは、これから先のこともありますので、もう少し市の対応、覚悟のほどを聞いておきたいと思います。

少なくとも、これから先、原木の供給を絶たれたり、おかしなものを押しつけられたりするようなことがあってはならないことですが、現実的にそのようなことが起きたとき、なぜ起きたときという心配をするかという、今、人吉球磨の林業生産、県の資料では中小林家ということも書いてありますが、その中で、実は山で木を切る人が非常に少なくなっている、職人さん、これは命がけの仕事ですね、非常に危ない仕事です。その中で、職人さんたちが、伐採をする職人さんたちが少なくなっている現状があります。これを新たに養成しない限り、その人たちを、職人さんたちをつくり上げない限り、現在の伐採量がこのように飛躍的にふえる可能性はないとはっきり断言できる現状にあります。もう既に60歳を超えて、もうよそでいうなら定年をされてるようなおじいさんたちが細々と木を切って出してるというような現状を認めるべきであります。いや、認めざるを得ないというところまで来ると思います。そういう中で、原木の供給は、県が言うように、心配ないというのは全く机上の空論であります。

そこで、二つ三つ、新たに市の対応を見定めておきたいと思いますが、システムの中で生産をされた材木の行き先など、それから小規模林家への働きかけ、これは県がちょっとはうたってますけど、具体的なもの何もありませんので、働きかけ、要するに、作業道といいますが、小規模林道じゃなくて、作業道などをつくったとき、その後をどうするのかというふうなことで、市の中でわかってれば、具体的なお話を、返答をいただきたいと。

それから、木材市場を通じるということでもありますので、なお余計、木材市場での原木の確保が難しくなります。そのようなときに、もし地元の業者さんたちに不自由が生じたときに、対応要望があったとき市はどのようなことを考えているのか。それはやはり非常に緊急を要する問題として出てくるはずですので、ある程度の対応は考えておかねばならないと思いますので、その対応方式をお伺いいたします。

それから、川辺川の問題です。新聞紙上でしか知らないからお答えができないというような話でしたが、それもおかしい話であります。なぜなら、市長が毎回出て、会議に出席されているわけですから、恐らく市長の話が下まで行ってないというような話になると思いますけども、それにしても、今の答弁はちょっとおかしいんじゃないかと思います。

したがいまして、急いでそのことを調べた上で、調べた上で、その対応について私に発表して、教えていただきたい。この問題はここで余り議論しても意味はないかもしれませんが、やはりちゃんとした地元の事実を知らしめておく。でないと、ちゃんとした河川管理はできないという観点がありますので、大至急でこの問題はよろしく願いいたします。

それから利水の問題です。これは事業組合の問題であって、人吉市の問題ではないと、私に言わせれば、無責任過ぎますよと言いたい。なぜなら、人吉市の中に水が欲しいと言ってるわけですから、その問題を人吉市の中で話し合いをするというのは、何も事業組合だけの問題じゃないと思うんですね。人吉市の中での話をちゃんとした上で事業組合に持っていくのが筋だと思うんです。事業組合の問題ではないんです、市の問題です。そういう認識を持った上で、私は急いでこの問題に対応していただきたいと思う。でないと、いつまでたってもこの問題は農家を振り回すだけで、農家の収入の安定にもつながらないし、農業の安定にもつながらないと思います。この問題はどこまでいっても、今の現状のままでいってしまいます。もうそのような余裕は今の農家の皆さんにはないはず。農家人口の老齢化、我々が考えるよりも、もっとスピードを上げて進んでおると思います。この問題についてもう1回御返答をいただきます。

それから、ごめんなさいね、林業問題、もう1回。どのように対応ができるのか、その対応を考えるのかということで、もう1回お答えをいただければ幸いです。

それから、学校給食問題、これはもう私が今まで見てきた中で、鳥井さん、ごめんなさい、鳥井教育長もそう答えざるを得ないような範疇の中での答えしか出てきませんでしたけども、いずれにしても、いずれにしてもですよ、この問題がこのままこじれたまま進んでいきますと、私は、いや、うちの子には学校給食食わせんよと、もう現にそういう声が市内で、子供を学校にやっているとところから私にも聞こえてくるところがあるんです。きれいごとを並べると、幾らでもきれいごとは並ぶんです。確かに教育長が今、学校給食問題はどこも初めてじゃないか、実績はないじゃないかと、そんなことを聞いているわけじゃないです。市内でどれだけの給食を、どれだけのものをやってきたか、そのことの実績を言ってるんです。学校給食の

実績がないのは当たり前の話じゃないですか。学校給食今まで自分たちでやってきたんですから。そんなお答えをいただくためにこの問題を話してるわけじゃない。

いずれにしても、この問題の中で、子供たちが安心して食べられないと親が思えば、私のところは子供は食わせんよと、もう要らんと言われたときにどうするのか、その責任だれがとるのか、私はそこんどこまで教育長の覚悟を聞いておきたいと思います。

3回目を終わります。

○経済部長（俣野 一君） それでは、3回目の御質問にお答えします。

システムでの生産、大型製材工場での生産品の行き先ということでございますが、先ほども田中議員の質問の中でも答えましたように、製品の、大型製材工場からは、間柱とか、ラミナ材の行き先でございますが、先ほどもお答えしましたとおり、銘建工業株式会社あるいはプレカット工場、建材店、銘建工業株式会社から、あるいはプレカット工場、建材店、工務店等への流れがあるようでございます。

それと、地元業者への対応はと、地元の業者さんへの対応はということでございますが、今後の林業振興上からも、共存共栄ができるような方向性が見出されることを望んでおりまして、県への要望等につきましては積極的に対応してまいりたいと考えております。

それと、川辺川土地改良事業でございますが、基本的な考え方でございますが、川辺川土地改良事業組合といたしましては、既設、先ほども申しましたとおり、既設導水路活用案によりまして、相良村を含めた6市町村での事業計画継続を考えているということでございます。

以上、お答えいたします。

○教育長（鳥井正徳君） きれいごとで済まされることではないとおっしゃいましたけれども、きれいごとでお答えしたわけではないということを御理解願いたいと思います。私の今の本当の気持ちでございます。これまで以上に子供たちに安心安全でおいしい給食を提供する以外にない、これについて全力を尽くす以外にないというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（別府靖彦君） 6番。

○6番（吉村勝徳君） 私にしては珍しく時間ぎりぎり使わせていただきましたが、少し最後には要望なりで終わらせていただきたいと思います。

まず、大規模製材工場ですが、これは先ほどからたびたび言ってるように、人吉市の問題ではないという難しい問題はありますけども、やはりそのような問題が起きたときに、いち早く地元の業者を保護できるように対応を常に考えておいていただきたいと、これは一番最後には要望という形にしておきます。

それから、川辺川のダムの問題です。これはもう何回やっても同じことだと思いますが、少なくとも、ここでどれだけ議論しても水は上がらない。それよりも、一時も早く水の上が

る方法、既存の方法にこだわってれば、水は上がりません。上原田台地に一時も早く水が上がるようなほかの方法も模索するよう、私はここで話をしておきます。

それから、学校給食ですね、一番頭痛いのは、教育長も頭痛いでしょうけども、わからなくて、中身がよくわからないで、あちこちから話を持ってこられる我々の頭の痛さも理解をしていただきたい。私はあえてここで最後に、お願いにはならないですが、要求に近い形でお話をさせていただきます。私はこの業者、今さら契約をした上で業者に、業者を変えろというのは非常に難しいのはわかっております。しかし、私はそうすべきだと、それが人吉市のこれからクリーンな政治をつくっていくためには絶対の必要条件だと思います。契約を変更ができなければ、やはり業者にもう1回契約の辞退を申し入れすべきではないかと、また、そうすべきであろうということを提言して、私の一般質問は終わります。

ここの議会に上がってまいりまして4年間、いろいろ皆さんの気に入らんことも申し出てまいりましたが、すべて人吉市市民の生活の改善を図り、住みやすいまちをつくるために申し上げてきたつもりです。このことを御理解いただいて、来期上がってこれるかどうかわかりませんが、また上がってきたいと本人は願っておりますので、そのときにはよろしく願いいたします。私の一般質問を終わります。

○議長（別府靖彦君） 暫時休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時42分 開議

○議長（別府靖彦君） 再開いたします。

次、お願いします。（「12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（簀毛正勝君）（登壇） 12番議員の簀毛でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、観光振興の球磨川下りの振興についてです。

平成17年6月に実施されました国民生活に関する世論調査によりますと、今後の生活で特に重点を置きたい分野としては、レジャー、余暇生活を上げる人が33.2%となっております。食生活等を抑えて最も高く、観光に対する需要が高くなっているようであります。本市において観光振興は大変重要な産業であり、その中でも球磨川下りは本市の観光の目玉であり、先ほど申し上げましたとおり、観光に対する国民の需要も高いことから、本市の発展のために、観光並びに球磨川下りの発展に期待をしているところでございます。

そこで、観光並びに球磨川下りの現状について質問します。まず、人吉市の観光客の推移はどのようになっているのでしょうか。次に、球磨川下りの利用者の推移はどのようになっているのでしょうか。次に、球磨川下りの運行状況及び主な運行停止の原因はどのようにな

っているのでしょうか、お尋ねします。

次に、農林業振興の林業の活性化についてです。

現在、地球温暖化対策など、環境保全面で森林の果たす役割に期待が高まっております。一方、材価の下落などにより、各地で間伐のおくれ、造林放棄などが見られ、持続的可能な森づくりが困難なところが見られるようになってきております。また、林業従事者の高齢化や担い手不足、少子化など、森林の維持をだれが受け継いでいくのか、林業の担い手の不足が問題になってきています。

そのようなことで、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るために、次世代の森林環境整備を担う人材の育成及び確保が重要であります。学校教育は、多くの人の森林、林業に対する認識の度合いをつくるもので、各個人の森林、林業観の形成に大きく影響することから、特に学校教育と連携した森林、林業体験学習の推進が必要であります。

そこで、林業に関する学校教育について質問します。

まず、林業に関心を高めるための教育について、学校教育の中でどのように位置づけられているのでしょうか。

次に、学校教育における森林・林業教育の普及及び実施状況はどのようになっているのでしょうか。

次に、農産物関税撤廃の影響試算についてです。

現在、我が国の将来にとって重要な意味を持つ貿易交渉が行われています。多国間貿易のルールづくりであるWTOの交渉と、2国間での関税撤廃を目指すFTA交渉、及び経済連携協定でありますEPA交渉であります。

先日、農林水産省が、経済連携協定になどによる農産物関税撤廃による影響試算を公表しました。それによりますと農産物の関税撤廃を行うと食糧自給率の大幅な低下はもとより、国内産業全体や農業の持つ他面的機能などにも甚大な打撃を与えるということであります。私は、この結果を多くの人に知ってもらい、国内農業について多方面での議論をする必要があると思います。

そこで質問します。農林水産省が公表した農産物関税撤廃の影響試算について御説明ください。生産額の影響、農産物加工業への影響、食糧自給率への影響、国内総生産への影響、就業機会への影響、多面的機能への影響。

次に、公民館事業推進の公民館事業の活性化についてです。

心の豊かさや生きがいの実感あるいは社会の変化に対応するための知識や技術を習得が求められる中、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を活用できるような生涯学習社会の構築を実現することがますます重要となってきています。生涯学習は、学校教育や社会教育に限らず、スポーツ活動や文化活動、趣味の活動などさまざまな機会をとおして行われます。また、これらの活動の場も校区公民館、学校、カルチャーセンター等

の民間教育施設、図書館、文化施設、スポーツ施設など多岐にわたっています。本市には、5つの小学校区に校区公民館がつくられ生涯学習が行われています。また、平成14年度から15年度にかけて公民館指導員も配置され、活発に公民館活動が展開されています。

そこで、本市の生涯学習及び校区公民館施設の現状について4点質問します。

まず、どのような方たちを対象にして、どのような公民館講座を開催されているのでしょうか。

次に、公民館講座の受講状況はどのような状況でしょうか。

次に、講演会、研修会等の短期講座の実施状況はどのようになっているのでしょうか。

次に、ハード事業の進捗として校区公民館へのエアコンの設置状況はどのようになっているのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず、観光振興、球磨川下りの振興について。

本市の観光客の推移でございますが、昭和54年から平成17年までの熊本県観光統計によりますと、宿泊客と日帰り客の観光客総数は80万人台を平均として維持している状況でございます。平成元年12月の九州自動車道八代人吉間の開通後の平成2年には初めて100万人を超えまして、平成17年では82万人でございました。

次に、球磨川下りの利用者でございますが、昭和56年の13万7,000人を最高に、平成2年から4年にかけては11万人台でございましたが、年々減少を続け、平成18年には4万7,000人と、これまでの中では最も少ない人数となりました。参考といたしまして、船頭の人数と所有する船の数を申し上げますと、昭和56年当時は、船頭104人、船52艘でございましたが、現在は船頭48人、船24艘という状況でございます。

運行状況はということでございますが、昨年の状況では増水及び台風の影響で清流、急流コースの両方が完全欠航した日数は19日間ございました。また、急流コースから清流コースに変更して運航した日数は50日ありました。内訳は、強風で7日、増水で17日、渇水で26日でございました。なお、清流コースだけが運航される11月から3月まで渇水による欠航はございませんでした。

次に、農産物関税撤廃の影響試算についてお答えいたします。

本年2月26日に農林水産省が明らかにした試算によりますと、日本が世界貿易機関WTOや経済連携協定EPAなどの国際交渉で関税など農産物の国境措置を全廃した場合、国内農業生産額への影響は約3兆6,000億円減少し、これは、農業総算出額の42%に当たるようでございます。

次に、農産加工工業への影響でございますが、内外価格差が大きい米・麦や砂糖、牛肉、乳製品、加工用果実などを中心に市場を失う品目が続出し、国内農業の縮小に伴い生産資材

や飼料、農業機械などの製造業や運送業などへも影響が拡大するようでございます。

食糧自給率への影響は、現在の40%から12%に落ち込み、食糧安全保障が完全に崩壊するとなっております。国内総生産額GDPへの影響は約9兆円減少に達し、就業機会への影響は全就業者の5.5%に相当する約375万人分の就業機会が失われるおそれがあるとしてあります。

多面的機能への影響ですが、生活活動が低下し、耕作放棄地等が増加しますと、水田涵養機能や洪水防止機能などが低下すると思われます。

以上、お答えいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

林業に関心を高めるための教育についてでございます。

まず、林業関係の学習は、農業等を専門とする高校で学習することになっております。小学校におきましては、国土の保全や水資源の涵養のための森林資源の働きを5年生で学習いたします。次に、中学校では、環境保全の立場から社会科や理科で森林の重要性を学びますが、森林について特別に学ぶことはございません。また、技術家庭科で木材を主材料とした物づくりで、木材の種類やその特徴、使用方法について学習する程度となっております。いずれにいたしましても小中学校では専門高等学校のように教科として学ぶことはないのが現状でございます。以前は森林の重要性が産業にあったわけですが、現在の義務教育においては環境保全の立場としての重要性に変化をしております。

そのような中での実施状況でございますが、教科としては学習いたしません。総合的な学習の時間においては子供の実態や教育目標に応じて各学校が独自に活動する計画をすることが出来ます。例えば、この総合的な学習の時間の中で、炭焼き体験であるとか植林体験等について体験的に学習を進めることが出来ます。議員御指摘のように学校教育は多くの人の森林・林業に対する認識の土台をつくるもので、各個人の森林・林業感の形成に大きく影響することから、特に学校教育と連携した森林・林業体験学習は重要であると考えております。現代社会は地球温暖化防止等も求められています。自然環境の中にある森林の環境機能とともに、しっかりとした森林・林業感をはぐくんでいく必要があると強く認識しているところでございます。

次に、公民館推進事業についてでございます。

校区公民館ではどのような方たちを対象にして講座を開いているか、受講状況、短期講座の実施状況、あるいはエアコン設置状況についてでございますが、第1点の公民館講座はどのような方たちを対象に開催しているかと申し上げますと、対象といたしましては市内在住の成人の方でございます。校区の垣根を払って希望する講座はどこでも受講できるようにしております。東西校区公民館では、かな書道、3B体操、太極拳、リフォーム、押し花、料理、着物着つけなど8講座、東間校区公民館では、3B体操、社交ダンス、フラダンス、

絵画の4講座、大畑校区公民館では、竹細工、太極拳、着物着つけ、生け花の4講座、西瀬校区公民館では、竹細工、太極拳、球磨の六調子、3B体操の4講座、中原校区公民館では、書道、社交ダンス、3B体操、着物着つけの4講座、合計で24の講座を開設いたしております。

受講状況でございますが、現在ではそれぞれ校区公民館の特色を出した講座を開催しておりますので、校区を越えてたくさんの方々が受講しておられます。東西校区公民館では181名、東間校区公民館では85名、大畑校区公民館では60名、西瀬校区公民館73名、中原校区公民館では76名、合計でこじしは475名の多くの方々に受講していただいております。

校区公民館での短期講座といたしましては、東西校区公民館で地域の安全を考える会とか人権教育講座とか子育てセミナーとか歴史探訪講座の4講座、東間校区公民館では3B体操、民舞の2講座の開催をいたしておるところでございます。

次に、エアコンの設置状況でございますが、東西、中原、大畑、西瀬、東間公民館とも調理室、体育館以外の部屋には冷暖房を設置いたしております。

以上、お答えいたしました。（「12番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 12番。

○12番（簗毛正勝君） それでは、2回目の質問をいたします。

まず、観光振興の球磨川下りの振興についてです。

先ほど、本市の観光客の推移及び球磨川下りの利用状況等の現状について御答弁をいただきました。球磨川下りの運航状況についても御答弁をいただきましたが、増水及び台風の影響で欠航した日数が19日、増水及び渇水により急流コースから清流コースに変更された日数は37日とのことで、運航のコース変更の原因の一つとして、水位が低く運航ができないからというようなことがあるようです。私は、そのようなことがあるならば、球磨川下りは本市の観光振興にとって大変重要な資源であることから新しい航路の開拓が必要であると考えます。

そこで、質問します。本市の持続的な観光振興のために新しい球磨川下りの航路の確保が必要であると思います。このことについてどのようにお考えでしょうか。国土交通省などへの働きかけを行っておられるのでしょうか、お尋ねします。

次に、農林業振興の林業の活性化についてです。

先ほど林業教育について御答弁をいただきましたが、林業教育を通じて木材のよさや住みよい環境をつくり出すためには林業が大変な役割を果たしているということ。木材の生産、環境の保全などを目的として、よりよい森林づくりのために林業が不可欠であることを学ぶことは大変重要なことであります。また、国土の7割を占める森林は、地域の自然条件や社会、経済条件の違いを反映し、多様な動植物が生育する豊かな森林生態系をはぐくんでおり、自然体験学習等の場としても最適であります。

さらに、複雑で変化に富んだ森林の中では周囲の状況等を的確に判断し行動することが必要です。森林内で子供たちがみずから体験をし、学ぶことをとおして子供たちの生きる力のはぐくまれます。また、森林内での体験学習を深めることにより、人と森林の関係などについて実感をもって理解することができます。そのようなことで林業の活性化や林業の担い手の不足の解消及び環境保全教育のためにも林業教育についてこれまで以上に推進していただくようお願いいたします。

さて、2回目は間伐の推進ということで質問をしていきます。

間伐は、森林の成長に応じて過密になった立木の一部を抜き切りするもので、健全で活力ある森林を育てていく上で必要不可欠な作業であります。昭和30年代、40年代は全国的に植林が活発に行われましたが、そのころに植えた木が今間伐をしないとイケない時期になっております。しかし、木材価格の低落傾向、産業構造の変化等で山林は放置されたままになっているのが実態です。森林所有者は所有森林の整備、保全を行う際、そのコストを負担していますが、現状では一部の森林所有者は所有森林から将来木材を生産してもこのコストを回収する見込みがないと判断しております。これが森林の整備、保全を滞らせる一因になっております。このため森林所有者が木材生産を目的として所有している森林の整備、保全を進めるには、適切な生産活動を通じて生産された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者が負担したコストを回収できることが重要であります。そのようなことで間伐の推進及び間伐材の利用推進が近隣整備、林業活性化のために重要な施策となってきました。

そこで質問いたします。まず、本市における間伐の実施面積などの現況はどのようなになっているのでしょうか。次に、素材生産の間伐と切り捨て間伐の割合はどのような状況でしょうか。次に、持続可能な森林経営の活性のために間伐の推進及び間伐材の利用推進が重要ですが、このことについて執行部の御見解をお聞かせください。

次に、農産物関税撤廃の影響試算についてです。

先ほど説明をいただきましたが、国境措置としての関税を撤廃すれば安価な外国産農産物が大量に国内に流入し、国内農産物は市場を失って103兆6,000億円もの国内生産が減少し、また、農産物加工品の国境措置もなくなるため製造コストの安い外国産の加工品の輸入増加によって国内の農産物加工業の生産も萎縮され、ほかの産業にも影響が波及し、国内総生産GDPが合計で約9兆円も減少するとともに、多くの失業者が発生し、食糧自給率は10%台前半にまで低下し、地下水涵養など農業が有する多面的機能が低下するなど甚大な影響が出るということでございました。私は、アメリカやカナダ、オーストラリアなど大陸型の超大規模農業に島国の日本の農業が関税という垣根をなくして互角に競争することは不可能であると思います。また、消費者は農産物に安心安全を求めており、具体的な食糧不安の兆しが高まる中、関税を堅持して食糧自給率を高めることを最優先にすべきであると考えます。

そこで質問します。執行部は、この農産物関税撤廃の影響試算及び経済連携協定 E P A 交渉などをどのようにとらえられているのでしょうか、御見解をお聞かせください。

次に、公民館事業推進の公民館事業の活性化についてです。

先ほど、御答弁をいただきましたが、活発に公民館講座が開催されており、住民の教養の向上、健康の増進等が図られており、公民館が地域の生涯学習活動を支え、地域の大きな教育力になっていることを改めて認識することができました。校区公民館は地域に密着した極めて日常的で身近な施設です。公民館事業は講座のみの事業ではなく多様な事業を考えていく必要があります。地域の拠点となる必要性があります。そのようなことで2回目は地域活性化という視点から公民館事業について質問したいと思います。

まず、子供の居場所づくりについて質問したいと思います。子供たちの穏やかな育成のためには、家庭・地域・学校がそれぞれの教育力の充実に図るとともに、それらの教育力を結集していけるような環境づくりを行うことが重要であります。しかし、最近の青少年の問題行動の深刻化や青少年を巻き込んだ犯罪の多発など、その背景には家庭や地域の教育力の低下の問題があると考えられます。このため家庭・地域・学校が一体となり、心豊かでたくましい子供を社会全体ではぐくむため、放課後や休日に地域の大人の協力を得て子供たちの活動拠点を確保し、スポーツや文化活動など多く多彩な活動が展開されるように取り組む子供の居場所づくりの推進を積極的に図る必要があります。一方、これから心豊かな経験と能力を持っている方が今後大量に現役を引退されます。今後、これらの方々に対しての地域貢献を促し、活力ある地域社会づくりを行っていくことがまちづくりのポイントではないかと考えます。

そこで質問します。校区公民館は人が集まりやすく、子供たちが安全で安心して活動できる場所です。校区公民館を活用し、現役を引退された豊かな経験と能力を持っている方などに御協力をいただいて、子供たちの放課後や週末の時間を利用してさまざまな体験活動や地域住民との交流活動などを実施するような子供の居場所づくりや地域ぐるみの子育て支援について本市の取り組み状況及び執行部の御見解をお聞かせください。

次に、親が子育てを学ぶ場所の提供ということで質問したいと思います。

親は子供たちとコミュニケーションをとりながら、子供たちを穏やかに成長させるために力を注ぐ必要があります。また、今日、さまざまな原因から家庭の教育力の低下が指摘され、1人の親に対していま一度家庭を見つめ直すことが求められています。しかしながら、親が子育てを学ぶような場所がないように感じられます。教育の原点は家庭にあると言われますが、子供にとって親は人生最初の教師でありますので、子供にとって親はどうあるべきかを考え、子育ての責務やその楽しさなどについてあらゆる場の提供が必要ではないかと考えます。

そこで質問します。子供たちの成長の段階に応じて必要となる親の役割や家庭のあるべき

姿を学んだり、家庭教育について考える場の提供などを公民館事業の中で行うということについて執行部の御見解をお聞かせください。

次に、学習施設として有効活用ということで質問したいと思います。

小学校、中学校だけじゃなくても地域には高校生もいますが、夏休み期間などには図書館においてカルチャーパレスの会議室等を開放しておられる取り組みを行っておられるようで、多くの方々が来ておられるという話を耳にいたします。

そこで質問します。校区公民館は地域に密着した極めて日常的で身近な施設でありますので、校区公民館のエアコンがある部屋を、夏休み、冬休み、春休みの期間などに子供たちに学習の場の提供ということで開放するようなお考えはありませんでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○経済部長（俣野 一君） 2回目の御質問にお答えいたします。

観光振興、球磨川下りの振興について。

新しい航路という御意見でございますが、現在の航路を確保するだけでも多大な経費を必要としております。これまでショートコースについて計画されておりましたが、事務所及び駐車場設置経費、航路維持経費など、現在の維持費に加え新たな費用発生が生じてしまいまして、くま川下り株式会社では検討をしておりますが実現するには大変厳しい現状にあるようでございます。そのようなことで、市といたしましては新航路について国土交通省への働きかけは進んでいない状況でございます。

また、既存の航路につきましては、ここ数年来の大雨、洪水等により航路が著しく悪化している箇所もあると聞き及んでおります。既設航路の大規模土砂除去には多大な経費が必要となりますので、観光人吉にとって球磨川下りはなくてはならないものであり、市民共有の財産であるという認識を国、県に対し御理解いただきますとともに、安全な航路が確保できるようあわせて要望してまいりたいと考えております。

次に、農林業振興、林業活性化についてお答えします。

まず、1点目の本市の間伐実施面積でございますが、本市の平成18年度現在における間伐実施面積、これは国有林を除きますが、283ヘクタールでございます。

次に、2点目の間伐実施の中で素材生産と切り捨ての割合についてお答えします。

間伐実施面積283ヘクタールのうち、素材生産が32.5%、92ヘクタールでございます。切り捨てが67.5%、191ヘクタールとなっております。

3点目の間伐の推進及び間伐材の利用促進についてお答えいたします。

森林は、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止や国土保全、水資源の涵養、木材生産等多面的な機能を有しており、この機能を維持増進するためには林業生産活動を通じて森林資源の循環利用を推進する必要があります。しかしながら、近年の木材価格の長期低迷等から森林管理上不可欠な間伐の手おくれ林分が増加しているのが現状でございます。このような

状況に対応するため間伐を早急に必要とする森林について本市でも熊本の森間伐材利用推進事業、高齢級間伐促進事業等に取り組み、適正な森林の管理に向けた事業を行っているところでございます。

次に、農産物関税撤廃の影響試算についてお答えします。

経済連携協定 E P A などの国際交渉での関税など、国境措置の関税撤廃につきましては、農業だけでなく地域経済、関連作業にも影響を及ぼし、地域社会の維持、伝統文化の伝承が損なわれ、緑豊かな農村経済の崩壊につながる非常に大きな問題と心配しております。

以上、お答えいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

公民館事業の活性化についてでございますが、1点目の公民館の活用と経験豊かな方々からの御指導あるいは放課後等を利用した体験活動と地域の方々との交流、子供の居場所づくり、地域ぐるみの子育て支援についてでございますが、各校区公民館では子供講座を校区民講座として開設をしております。東西校区公民館では囲碁・将棋、英会話、折り紙、エアロダンス、親子運動教室の5講座、東間校区公民館では茶道、おもしろ科学、大畑校区公民館では料理、英会話、中原校区公民館では折り紙、手づくりチャレンジのおのこの2講座を開設いたしております。私は、今後何とかこれをもっとふやせないかと検討しているところでございます。

西瀬校区公民館では、議員御提案のとおり、豊かな経験と能力をお持ちの地元の方々や専門家に講師を依頼し、竹とんぼ、竹馬、切り絵教室や熊本南部森林管理所へ4人の講師を依頼して森林教室、親子のきずなをより一層深めていただく願いを込めまして親子ハイキング、親子グラウンドゴルフ、親子人権教室、親子料理教室や西瀬校区子供育成会と合同でたこづくり教室、日本野鳥の会へ講師3名を依頼しまして野鳥の観察教室、出前講座といたしまして南陵高校に学校訪問し動植物の見学と観察会、2月には郷土の歴史探訪として人吉城歴史館を訪問し地下室遺構等について学習いたしております。子供の居場所づくりや地域ぐるみの子育て支援の一翼を担っておると思っておりますが、今後も地域住民の方々との交流活動等や家庭や地域の教育力の向上に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

2点目の家庭教育についてでございますが、校区公民館事業といたしましては、さきに申し上げました東・西校区公民館で短期講座として行いました子育てセミナー、西瀬校区公民館で行いました親子講座等ございまして、家庭教育講座といたしましては実施いたして今のところありません。

3点目のエアコンのある部屋の開放についてでございますが、5つの校区公民館はいつでも御利用のある場合は図書室の開放をいたしておりますが、西瀬校区公民館での利用者は1月から現在まで55名の子供たちが読書、宿題調べの場として利用し、大畑校区公民館では下校途中で子供たちが校区公民館を訪れ、御家族の方が迎えに来られるまでの時間帯を宿題

や読書、予習・復習の場として利用しております。今後は簗毛議員御提案のとおり、夏休み、冬休み、そして春休みの期間、指導員が在館している時間帯の開放につきましては今後前向きに協議いたしたいと考えております。ただ、東西公民館ではもう非常に利用者が多くてその場がとれるかどうかは今のところ検討してみないとわかっておりません。いずれにいたしましても、この子供の居場所づくりについては前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（別府靖彦君） 12番。

○12番（簗毛正勝君） では、3回目の質問をいたします。

まず、観光振興の球磨川下りの振興についてです。

観光客は、その消費活動によって経済的な波及効果をもたらします。その効果は単なる旅行消費だけでなく生産波及効果や雇用創出効果が、さらには地域活性化など多岐に及びます。したがって、観光の振興は大変重要な施策であります。特に本市は観光産業の発展に力を入れていることから、新しい球磨川下りの航路を確保し、運航環境を向上させることが本市の観光、さらには本市の発展に大きく寄与します。このようなことで球磨川下りが安定して運航できるように執行部において御尽力いただき、本市の観光が発展するように要望して、このことについては終わります。

次に、農林業振興の林業の活性化についてです。

先ほど、間伐の実施状況及び間伐の推進について御答弁をいただきましたが、間伐は健全で多面的な機能を発揮する森林を育成するため大変重要であります。また、地域の山から生産された材が利用されない限り持続的な森林管理は困難となります。つまりは間伐の実施とあわせて間伐材の利用を促進することが重要であります。そのようなことで公共機関、公共関係工事での間伐材の利用推進など間伐率が向上するように強く推進していただきますようお願いいたします。

3回目は、仕事の確保並びにコスト削減の観点から林業の活性化について質問します。

まず、仕事確保の観点からですが、山間地域は、過疎化、高齢化が進み、外国から安い木材が輸入されていることが原因で多くの人が林業では生活ができなくなり、林業不振となり、林業従事者や林業関係者にとってはいかに仕事を確保するかが課題となっています。そのようなことから林業不振の解消や雇用促進の一環として市有林の間伐、新植等の施業計画をした施業計画が重要であります。本市における森林施業計画の策定状況はどのようになっているのでしょうか。また、森林施業計画の認定状況はどのようになっているのでしょうか。

次に、コスト削減の観点からですが、まず、林地の団地化、集約化を行うことで効率的な森林施業を行うことが可能ですが、このことについてどのような取り組みが行われているのでしょうか。

次に、労働生産性の向上及びコスト削減のために高性能林業機械導入の推進が必要であり

ますが、例えば、高性能林業機械は市で購入し低料金で貸し出すなど、高性能林業機械導入の推進について執行部のお考えをお聞かせください。

次に、農産物関税撤廃の影響試算についてです。

食糧供給力は一度失われれば回復が難しいものであります。そのため食糧自給率が大幅に縮小し不測の事態が生じた場合には国内の農業生産で国民を養うことができない状況となり、国民の生活基盤が脆弱し、国全体の存亡にかかわります。また、農産物関税撤廃の影響は、産業に占める農業や関連産業の割合高い地方など大きくなることから本市にも大きな影響を受けます。そのようなことで私たちの生活基盤を守るために地方経済のかなめとなる農業を守るためにも国境措置が絶対不可欠であるという認識を持っていただき、住民の方々にも適切な国境措置である農産物への関税は、農業者のためだけでなく消費者も含めた国民全般の方々のためにも必要であるわけでありますので、このことを広くPRをしていただくことを要望して、このことについては終わります。

次に、公民館事業推進の公民館事業の活性化についてです。

子供たちの思いやりや行動力や協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさは学校生活だけで身につくものではなく、家族や同じ地域で暮らす多くの人々たちと触れ合いながら得られるものだと考えております。また、子供の居場所づくりを通じて退職した方々などの大人の活躍の場も広がります。そのようなことで校区公民館や多くの地域の方々の御協力を得て子供の居場所づくりや家庭教育について考える場の提供、校区公民館のエアコンのある部屋を学習の場として提供することが実現することにより社会の宝である子供たちが安全に安心して活動でき、生きる力、確かな学力をはぐくむことができるようになるよう要望いたします。

3回目は、公民館事業における学習の評価と発表の機会について質問します。

本市においては生涯学習が活発に実施されていますが、生涯学習が継続して続けるためにはだれもが学習機会を得ることも重要であります。その学習成果の発表の場と学習成果を評価する仕組みがあることが大変重要であります。

そこで質問します。人々の生涯学習の学習活動を活発にさせるために学習成果の発表の場を設けることや学習成果を評価する仕組みが大切であります、このことへの取り組み状況と今後の展望について執行部のお考えをお聞かせください。

以上で3回目の質問を終わります。

ちょっと待ってください。まとめたいと思います。

- 議長（別府靖彦君） ちょっと待ってください。ちょっと。
- 12番（簗毛正勝君） よかですか。
- 議長（別府靖彦君） ちょっと待ってください。
- 12番（簗毛正勝君） まだ質問したいと思いますが。

- 議長（別府靖彦君） 質問の3回目、まだ残ってますか。
- 12番（簗毛正勝君） はい。残ってますので。
- 議長（別府靖彦君） じゃ、ちょっと待ってください。
- 12番（簗毛正勝君） 議長、済みませんでした。よかです、それで。よかです。
- 議長（別府靖彦君） いいですね。
- 12番（簗毛正勝君） はい、よかです。
- 議長（別府靖彦君） 俣野経済部長、お願いします。（「よかです」と呼ぶ者あり）
- 経済部長（俣野 一君） 3回目の御質問にお答えいたします。

林業活性化について、仕事確保の観点からでございますが、まず、1点目の本市における森林施業計画の策定状況について市で把握している範囲でお答えいたします。

本市の林野面積1万6,016ヘクタールのうち、国有林5,875ヘクタールを除く1万141ヘクタールの中で約6,469ヘクタールについて施業計画が立てられ、これに基づき森林施業が計画的に実行されているところでございます。また、森林施業計画が立てられていない13,672ヘクタールについては共有林及び小規模な個人有林、一部未立木地等でございます。

次に、2点目の森林施業計画の認定状況についてお答えいたします。

現在、本市における認定状況は、人吉市、人吉市藍田財産区、人吉市森林組合、第一索道商事株式会社、熊本県林業公社が認定を受けております。個人有林については、人吉市森林組合の中に入っております。

3点目の林地の団地化、集約を行うことで効率的な森林施業を行うことが可能であり、このことについてどのような取り組みを行っているかについてお答えいたします。

林地の団地化及び集約化の取り組みについては、森林の現状に精通されている人吉市森林組合、木材業者等の林業事業体の方々に推進へ向けた啓発及び団地化への取り組みをお願いしております。その結果、現在2カ所に団地ができております。林地の団地化、集約化ができますと現在取り組んでおります森林整備地域活動支援交付金事業への取り組みができるようになり、さらに、森林整備の推進が図られますので、林業の団地化、集約化へ積極的に取り組んでいきたいと考えております。

4点目の高性能林業機械導入の推進でございますが、林業に要します高額な高性能林業機械等の導入につきましては、維持管理面及び財政的負担も大きいことから、人吉球磨10カ市町村も出資いたしまして、多良木町に株式会社人吉球磨林業機械センターを設立し、林業機械の整備・充実を図っておるところでございます。18年度は人吉球磨10カ市町村の負担金の拠出とともに、国・県の補助を受けまして老朽化した高性能林業機械3台の買い換えを行っております。今後、機械利用料金につきましては関係機関との協議を持ちながら取り組んでいきたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○教育長（鳥井正徳君） 3 回目の質問にお答えいたします。

まず、講座の学習成果の発表の場でございますが、各校区公民館とも年度末におのこの独自の各種フェスティバル、成果発表会でございますが、学習発表会を実施しております。本年度も各校区公民館におきまして盛大に実施しております。私もできるだけ参加するようにしておりますが、年々盛大にといえますか充実してきているように強く感じております。また、その学習成果の評価につきましては、一般的に言われるような評価はいたしておりません。技術が上がったとか下がったとかそういうことで……ありませんが、学習をとおしての知識、技術の習得、地域づくり、仲間づくり、健康増進等の目的を踏まえた中での成果と今後の課題、取り組みにつきましては、講師の先生の意見を伺ったり、指導員の意見をまとめて社会教育委員会に報告をし、次年度へ生かすよう努めているところでございます。これがことしの成果をまとめたもので社会教育委員会に報告をしております。

議員は、公民館の活性化について議員から貴重な御提言をいただきました。私も校区公民館は、今後、地域、校区の活動の核となるようになってほしいとどこでも申し上げているところでございます。核となってキーとなって地域の活性化に役立ててほしい。あるいは、役に立つように利用してほしいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「12番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 12番。

○12番（簗毛正勝君） 4 回目の質問をいたします。

まず、農林業振興の林業の活性化についてでございます。

高性能機械の導入は、生産性の向上、省力化、労働安全性の改善、機械化による林業労働の魅力づくりによる若年労働者参入を促進し、林業活性化に不可欠な手段となってきております。また、高性能林業機械の導入を図っていくためには機械の能力に見合った生産量を確保するとともに、機械を効率的に稼働させるために団地化を図ることが必要であります。そのようなことで団地化及び高性能機械の導入を促進し、林業の活性化が図られるよう要望して、このことについては終わります。

次に、公民館事業推進の公民館事業の活性化についてです。

先ほど生涯学習の発表の場及び学習成果の評価について御答弁をいただきましたが、生涯学習の学習活動が活発になってきており、学習成果の評価が大切であります。発表することにより学習意欲が高められ、学習の評価を的確に行うことにより学習成果が上がり、その学習成果が自己の生活や地域社会に還元される環境が必要であります。ぜひ公民館事業を学習の場の提供で終わるのではなく、地域社会に還元されるような事業を行っていただくよう要望をいたします。

最後に、3月議会が改選前の最終議会となるわけですが、これまで議会運営にかかわられた皆さん方の御苦勞に感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。

- 議長（別府靖彦君） 時間の延長をいたします。

暫時休憩します。

午後 3 時43分 休憩

午後 4 時 1 分 開議

- 議長（別府靖彦君） それでは、休憩前に引き続きまして再開いたします。

お願いします。（「17番」と呼ぶ者あり）

17番。

- 17番（田中照久君）（登壇） 17番議員の田中でございます。私も今期勇退ということを決意しておりまして、20年間、最後の一般質問でありますので、執行部の皆さん、どうか1回で終わるようなすばらしい答弁をいただければ、すべてやると言っていたいただければもう1回で終わりますので、よろしくお願いをいたします。

今回の議会でございますが、議会開会日に市長の20年間の実績、そういったものを職務代理者が報告されまして、私もすばらしいことだなと、いろいろと私も同じ62年から議員させていただきまして関係上そういった感慨深い思いで聞いておりましたけれども、御存じのように今議会は市長不在の中での議会でございます。また、人吉市始まって以来の市長逮捕ということでございまして、人吉市のこれは本当に残念なことでございますが汚点であり、一市民としても非常に残念なことでございます。理由はどうであれ、逮捕されたということは事実でございますので、しかし、職務代理者を中心にして今議会が開会をされておりますので、精いっぱい通告をしておきました項目に従いまして質問をしてみたいというぐあいに思います。

まず、第1点目でございますが、地域の力を生かした農山村づくりということで今回通告をいたしております。国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、既に日本の人口は減少に転じ、2055年には約9,000万人になると予測をされております。また、2030年には日本の人口の約3人に1人が高齢者となると、また、高齢化も加速しているようでございまして、こうした人口の減少と高齢化は農山村地域では特に深刻な問題でございます。

例えば、農業だけを見ましても農家人口は2000年から2020年にかけて37%減少し、高齢化率は2000年の53%から2020年には65%に達すると予測されていますし、待ったなしの取り組みが必要になると思います。

現在、国の方でも農業者の高齢化や後継者不足等の深刻化により地域農業が希薄化しないように経営安定対策の諸施策が進められているようであります。同じ業種でも地域によって状況は異なり、それぞれの地域がそれぞれの特性を生かした独自の取り組みが必要ではないでしょうか。農林水産省では具体的な政策目標として平成28年度までの農山村への定住者150万人増、また、2地域居住者300万人増を掲げて、国を挙げて農山漁村と都市の交流を図

る方針であると言われております。

新聞等の報道によりますと、今回の通常国会で農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案が提出されるようであります。このような法案が通りますと農山漁村活性化プロジェクト支援交付金とあわせて制度面、資金面でも農山漁村を強力にバックアップする体制が整うことになると思います。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の要綱は現在作成中のようにございますが、予算の規模は341億円のようにございます。この交付金、農林水産の縦割りがなく、施設を一気に整備が可能になるし、市町村への助成となるというものであります。

ここで山形県と奈良県の事例を少し紹介をしてみたいと思いますが、山形県の高畠町でございますが、ここの取り組みの概要でございます。平成8年度に和田地域のリーダー22名で構成する和田ゆうきの里づくり推進協議会を設立し、地域のグリーンツーリズムを推進、平成12年度には約200年以上前の旧家を改修した研修施設、学習館、平成13年度には地元の間伐材を活用した宿泊施設、さらに、平成14年度には地元の農産物を活用した加工体験等を実施できる農産物加工体験交流施設、食の里天恵を整備し、整備地区一帯を「ゆうきの里・さんさん」と命名し、グリーンツーリズムの総合的な推進を図っているというものでございます。また、成果でございますが、成果の概要、年間入り込み者数は、平成12年度で500人から平成16年度には約1万1,000人に拡大、平成14年度に整備した農産物加工体験交流施設では地域住民が加工体験の指導に当たるなどグリーンツーリズムによる地域づくりが進展をしております。その成功の要因として平成13年度に和田ゆうきの里交流事業運営委員会を設立し、町内交流関連施設や関係機関、団体との連携を図りながら事業を展開、ゆうきの里・さんさんのホームページを開設し、全国に広く情報発信を実施をしていると。30年以上の歴史ある有機農業運動から築かれた都市消費者との交流関係が基礎でありますし、まほろばの里農学校を通じ都市住民が多数移住をしていると。そして、また、市町村の人口でございますけれども、2万6,700人がその後、市町村への年間の入り込み客数として16万2,494人になっているというのが山形県の実例でございます。

それと、もう一つ、奈良県の曽爾村という所でございますけれども、この取り組みでございますが、概要といたしまして曽爾村は曽爾高原や屏風岩など観光資源の豊富な村であると。村内には観光産業と結びつけた曽爾高原ファームガーデンがあると。当クラインガルテンは、都市住民に滞在しながら農業に親しんでもらうことが目的で、1区画に休憩施設と菜園が設けられ、年間単位で利用が可能な施設として整備をされており、心行くまで農村生活ができる。そして、また、平成15年から利用者の募集を開始し、現在は30区画すべて利用されているというものでございます。都市住民等の農作業が不慣れな利用者に対し、地元農業者がアドバイスする活動も実施をされている。成果といたしまして地元農業者の交流が盛んになり、収穫祭、盆踊り等のイベントににぎわいがもたらされていると。都市住民等の利用者に対す

る農業指導や交流活動が地元農業者の生きがいになっている。荒廃の危機にあった農村を保全する役目を担ったと。農地の利用集積を図り、ハウレンソウ栽培などの品質向上と効率的な農作業ができるようになった。成果の要因といたしましては、奈良県初の滞在型市民農園という存在が注目を浴びておりますし、定期的なイベント開催による交流の活性化ということございまして、ここでも村の人口が2,213人に対し年間の入り込み数が36万人であるということでございます。

都市と農山漁村の共生、交流に関する世論調査によりますと、農山漁村地域への2地域居住については都市住民の38%が願望を持っているようでございます。また、年齢別では団塊の世代を含む50歳代が46%、最も高いと言われておりますし、定住についても都市住民の21%が願望を持っているとのことであります。また、都市生活者の10人に1人は農村に定住して農業を希望しているという調査結果も出ているようでありますし、高齢化が進む農山漁村の活性化に向けて大きな転換期と考えますが、市としてこのような考え方はないかお尋ねをいたします。

次に、企業誘致でございますが、福永市長も就任当初から企業誘致は重点施策として取り組みをされたものでありますが、これまでも10数年間にわたり地域懇談会を、東京、大阪、福岡で人吉市出身の会社の社長を初め学識者などに集まっておいただき、企業の進出や人吉市の発展についていろいろな思想や助言をいただきました。が、それによって企業が何社を誘致できたのかということでございますけれども、これは私が考えますに地域開発懇談会での成果というのはたしかなかったというように思います。また、現在、梢山工業団地にはホーケン人吉ですとか共栄精密ですとか森松工業がございますが、これは地域開発懇談会で誘致できた企業ではないと思っていますがどうでしょう、間違っていたら教えていただきたい。現在、企業誘致について行政としてはどのような取り組みをされているのかをお尋ねをしておきたいと思っております。

次に、3点目の観光、城内整備についてでございますが、今回の市長の施政方針を見ますと文化財関係の整備は平成18年度で終了ということですが、年間をとおした観光客の取り組みのためには復元の継続は必要ですし、季節に応じた花木の植栽などを行ってはどうか。私たちの子供のころには城内の桜は有名でございましたし、それに、また5月に見ごろになりますツツジの植栽などを考えられないものでしょうか。ツツジはある程度の傾斜があっても植栽は可能ですし、花も長持ちしますし、例えば数万本といったぐらいの植栽をしますと見ごたえもあるように思います。また、それと今球磨川沿いの方にモミジが数本あると思いますが、秋はそういったモミジも十分に人の心を癒してくれるものだと思いますので、もう少しモミジの木などもふやして、都市公園としての人吉市の名所となる公園にできないものかをお尋ねをいたしておきます。

次に、市民の声からということで、学校給食センター委託についてでございますが、本日

2名の同僚の議員がこのことにつきましては質問をされておりますので、重複を避けて質問をいたしたいというぐあいに思います。また、私は民間委託を否定するものではございません。保護者などからの苦情、今回は民間委託と決まった後にそういった苦情等をかなりいただいております。

そこで質問をするわけですが、まず、第1点目に、学校給食センターが民間委託されることがそういうことで決まりましたけれども、今回の給食センターを委託された業者名、また、委託された業者の実績、従業員数等について教育長にお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず、地域の力を生かした農山村づくりということで、都市住民の営農につきましてお答えいたします。

まず、都市住民の新規就農あるいは営農指導、永住につきましてお答えしたいと思います。

まず、新規就農に当たりましては、技術・農地・資金などさまざまな問題がありますが、県が設置しております新規就労相談センターや農業委員会、JA等、関係機関と連携を図りながら就農相談や情報の提供を行ってまいりたいと存じます。営農指導につきましてはJA営農センターや各専門部会、振興局、農業普及及び指導課と一体となり、技術指導や経営指導を行っていかなきゃならないと考えております。

また、都市住民の永住につきましては、耕作する農地の確保や居住する住宅等さまざまな問題があると思いますが、農業委員会の保有する農地情報や関係各課と連携し、人吉市において新規就農できるよう受け皿づくりを考えていきたいと思っております。

次に、企業誘致について、現在はどうような企業誘致の取り組みをしているのかということでございますが、地域開発懇談会につきましては、昭和63年度から平成15年度まで主に東京・大阪・福岡で開催してまいりました。ちょうどこの時期はバブル崩壊後で日本経済全体が停滞しているときでございまして、設備投資を拡大するような会社がない厳しい状況でございました。実際、誘致に結びつく情報もほとんどないときでございました。しかし、各地区の参加者とのネットワークを切らさないように人吉市の情報を発信してまいったところでございます。現在もそのネットワークを利用した企業訪問は継続しているところでございます。

この懇談会を休止した現在は、リサーチ方法を変えようということで、財団法人日本立地センターにリサーチ業務を委託して企業の動向を調査しているところでございます。調査対象にしましても自動車関連産業に絞るとか地域を限定するなど、当方が欲しい情報に的を絞り実施しております。このリサーチでの優良情報には直ちに立地センターの職員とともに企業訪問も行い、梢山工業団地を初め人吉市の売り込みに当たるということで実施しております。ここ数年、大都市圏においては大企業を中心に景気も回復し、その関連産業にまで設備

拡大の動きが見えてきており、このリサーチの中でも有力情報がありましたので、まだ具現化はしておりませんが、今慎重に交渉を進めているところでございます。

以上、お答えとします。

- 教育次長（神瀬文夫君） 私の方からは人吉城内周辺の今後の整備計画についてということにつきまして御答弁を申し上げます。

国指定の史跡であります人吉城跡の本格的な整備につきましては、昭和19年度に保存管理のための計画書を策定した上で、翌年度から整備のための資料を得るため発掘調査がスタートをしております。市議会でも平成9年9月に城址公園整備及び資料館建設に関する協議会を設けていただき、平成3年6月からは特別委員会を設置していただきました。以来、平成9年12月まで議員におかれましては委員長として市民の意向を代弁する形で執行部とともに城跡整備を強力に推し進めていただきました。この間に多門櫓などの建造物復原事業や樹種転換事業などが実現し、歴史資料館の建設場所や財源などの基本計画についても審議をしていただいたところでございます。また、御審議いただきました内容を基礎といたしまして作成いたしました整備計画は文化庁の特別活用事業に採択されるということになりまして、平成15年度からはふるさと歴史の広場事業として人吉城歴史館建設や西外曲輪の整備、水ノ手門周辺整備などが実現しておりまして、平成18年度に予定しておりました堀合門復原工事は19年度に実施ができますと一応の事業完了となります。

今後の城跡の整備計画でございますが、平成15年度に中世城部分の追加指定もありまして、指定面積が増加しておりますし、市庁舎移転計画もございますので、これまでの修理や整備の実績を整理した上で新しい整備計画の検討が必要となるかと存じます。議員御指摘の建造物復原につきましては、復原に必要な資料の収集を図りながら、所管省庁と協議を進めるほか、季節に応じた花木の植栽につきましても都市公園として管理を行っております建設部とともに、場所や樹種、効果などの検討を進めていかなければならないと考えております。

人吉城跡は昨年4月に日本100名城に選定されておりますので、名城にふさわしい史跡づくりに向け、より一層努力していく所存でございますので、議員各位の御支援と御指導方をよろしくお願いする次第でございます。

以上、お答えいたします。

- 教育長（鳥井正徳君） それでは、私から調理業務を委託する会社の概要についてお答えを申し上げます。

まず最初、申し上げますが、12月議会で答弁してきましたとおり、今回の調理業務の民間委託は、あくまで学校給食管理運営の一部を委託することでありまして、学校給食センターの管理運営は市が直営で行うということでありまして、どうも学校給食センター全体を民間委託するというふうに誤解されている向きも一般にあるような感じがいたします。そういうことははっきりと、こう、知らせたいなと思っております。御質問の内容は今回委託する調理

業務の委託先はどういった会社かと、概要にお答えいたします。

市と契約を締結いたしました会社は、「株式会社人吉学校フーズ」という会社であります。この会社の事業目的といたしましては、学校給食調理業務並びに学校給食にかかわる食材の仕入れ及び販売と会社定款に記載されております。専ら学校給食にかかわるということでございます。この会社の前身は個人経営のフレンチ・イタリアンレストランでありまして、調理師2名を含む総従業員数が5名ということであります。実績といいますと、平成13年10月にビストロ・ビザビという店名で開店され、店のオーナーは中務雅章さんとおっしゃいますが、オーナーは昭和63年にフランスのホテルレストラン「ル・ランパール」で研修後、料理人として大阪や東京のフランス料理店に勤務し、銀座や横浜のフランス料理店の料理長として手腕を振るったと聞き及んでおります。この中務氏の経営するビストロ・ビザビが人吉市学校給食センターの調理業務委託先と決定後、平成19年2月1日に会社設立をいたしました会社が先ほども申し上げました株式会社人吉学校フーズでございます。本人が社長であり、現場責任者として、また、プロとしての20年間の調理経験を生かし、学校栄養職員と相談しながら、いかに学校給食の向上につなげてもらうか期待をしているところでございます。

去る2月19日に正式に調理業務に関する委託契約を結んだところですが、現在、学校給食センターに勤務しております嘱託員及びパート職員23名全員を株式会社人吉学校フーズの社員として雇用内定しており、4月からの本格稼働に向けて準備を進めてもらっているところでございます。私としましても、このすぐれた現場責任者のもと、これまで市の職員として調理経験を積んだ23名全員がそれぞれのモチベーションを高めながら今後も学校給食の調理作業を実施していくということで、安全衛生管理面、調理技術面においても何ら心配しておりません。どうか御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。（「17番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 17番。

○17番（田中照久君） 一定の答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたしたいと思っております。

まず、地域の力を生かした農山村づくりでございますが、都市住民が農業技術等を研修する研修施設や地元との交流の場の提供などにはできないものか、また、滞在型市民農園の整備や集落道等の生活環境整備、こういったものも地域間居住の推進には考えられないものか。また、地域提案メニューなどを活用し、地域の独自の発想で新たなビジネスの創出などは考え方はできるのではないかとこの気持ちがございますし、また、ブランド農産物栽培、加工施設など整備を行い、地場産品を活用した雇用、また、推進なども必要ではないかと。また、農地、山林をめぐる散策道や地元食材供給施設など農山村の豊かな自然を丸ごと活用した交流人口の拡大などは推進できないものかなど、再度これをお尋ねをしておきたいというぐあいに思います。

次に、企業誘致でございますが、今さら企業誘致、先ほど部長から非常に何か、企業誘致につきましては、バブルが崩壊、地域開発懇談会ですか、これはバブルの崩壊後であった、なかなかそのためできなかったというような答弁でございましたし、また企業訪問はしていると、的を絞ってやっているということでございまして、企業誘致ができるような感触を今聞いたところでございますが、本当に私たちも今さら企業誘致といっても進出している企業などはないといった考え方になりがちでございました。果たしてそうかというぐあいに思いまして、私は市のPRがまだまだ不足しているのではないかとというぐあいに思っております。例えば、市役所の中に企業誘致専門の職員を数名つくり対応すべきじゃないかと考えますがどうでしょう。

また、私、同僚の議員と福井県の方に研修に行き、企業誘致について勉強させてもらいましたが、その研修先の話では、企業誘致専門のコンサルとの定期的な企業誘致に関する会合を持っているということでございましたし、先ほど申し上げましたけれども企業誘致専門の職員を配置しているとのことでございました。それと、企業誘致の話が来た場合、そういったコンサルとの定期的な話の中で企業誘致の話が来た場合にはすぐに何はさて置いて対応するというでございましたし、また、電話等での交渉は、交渉ですとか打ち合わせは一切しないと。すぐにそういった専門職員をそこに走らせる、そして相手の顔を見ながら交渉をすると、その方が相手企業に対しても非常によい印象を与えると。また、相手企業に土地などを見せる場合にはできる限り市のトップが、トップみずからが、その私たちが行きました福井では市のトップが駅まで迎えに行き、現地での説明もしているということでございましたし、また、企業からのいろんな要望があった場合、そういった場合はすぐに実行する。例えばどういうことかといいますと、私たちが行きましたところは、福井県でございますけれども、非常に寒い所でございました。そこに企業誘致のそういった用地を確保してありましたけれども、そこがもういっぱいなんです。そして、それでは足りないと。また、土地を拡張しないと次の企業がもう来れないような状況だと。やり方ではそれぐらい企業誘致ができている所も現在あるわけです。

だから先ほど申し上げましたようにそういった専門職員といったものをやっぱし配置することが大事じゃないかというぐあいに思いますし、また、企業誘致をした場合、あくまでもその企業誘致で働く人は市内に住民票がある方を優先的にとると。そして、本当に20人30人といった会社でございましたけれども、そういうのが幾つもあるわけです。そこがほとんど若者なんです。20歳から30歳代の若者なんです。そういった若者が定着することによって結果的にはそのまちも発展していくし、また、お年寄りを使わないということではございませんで、例えば50歳ぐらいまでは使いますよと、しかし、そういう方々というのは外でいろんな何ていいますか重機といいますかフォークリフトといいますかそういった運転とか、そういった方々にはそういった高齢者の方も採用しておりますという話がございました。そ

して、また、若い方々で結婚もしたりいろんな問題もあると思うんですが、そういった方々には、もう住宅の世話までするという話でもございました。そういった取り組みをすることによって先ほど申しましたように、その市では本当に、もうあとは議会の方からもっと土地を広げると、そして、もっともっと企業誘致に力を入れてくれということで、大変うれしい悲鳴ですといったような話を聞いたわけです。ですから、いつ来るかわからんような誘致の仕方ではなくて、そういった専門的な職員といいますか、そういうのを私は配置する必要があるんじゃないかなというぐあいに思うんです。

いつでしたか、もうかなり前の話ですが、1回私、この本会議でもそういった話を取り上げました。市長に対して、まちづくりで1人の女性の係長さんがあって、その人が本当にまちづくりに一生懸命になって、この方がもうそのまちづくりをやってしまうまでは、その市長が、当時の私が研修に行った先の市長でございますけれども、この方が、終わるまではこの職員をここから外さんと、そういった職員をつくったらどうですかと、福永市長に申し上げたことがございましたが、そういった考えは毛頭ございませんということで一蹴されましたので、その後言っておりませんけれども、しかし、その後はすばらしい街並み景観整備ができ上がって立派なまちになっておるということであります。

ですから、企業誘致にしましても、そういった、例えば企業誘致専門に本当にすぐでも走れるような、今きょう電話いただいた。そしたら、もうすぐその会社に飛んでいって、先ほど言いましたように、顔を見ながらの交渉を進めている。そういうスピードというのが大事じゃないかなというぐあいに思うんですね。ですから、そういった取り組みができないものかどうか、お尋ねをしておきたいというぐあいに思います。

次に、観光問題でございますが、これも一定の答弁をいただきましたので、再度お尋ねをしますが、現在のこのふるさと歴史の広場の整備工事によって、城内が次第ににぎわいのある場所になっていくと思いますが、年間を通じて一層の集客を図るためには、平面的な復元だけではなく、例えば山城の復元、また大手門の復元、また武家屋敷等の建造物の立体的な復元などは、より一層観光客の目を引きつける魅力あるものになると考えますが、そのような考えはないか。また、石野公園にあります古民家などを、今2棟ございますけれども、それをそのまま歴史資料館の横の方に移築したら、これはまたすばらしいものになると思うんです。ですから、そういった考えがないものか、再度お尋ねをしておきたいというぐあいに思います。

次に、市民の声ということで、学校給食センターの委託についてでございますが、私がなぜこのような質問をしたかといいますと、子供を持つ保護者は何も知らないわけですよ。いろいろPTA会とか、いろんなそういうところに報告しておりますという声でございますけれども、それは下まで伝わってないんですね。ですから、2月19日に委託契約を結ばれたのであれば、やはり学校ですとか、そういった保護者にはすぐに伝えるべきであったと思いま

すし、また、この会社は、私が聞きましたところでは、民間委託が決まる何か一月ぐらい前には、先ほども吉村議員の方から話がありましたが、もう店もやめて、学校給食センターの仕事をすると言っておられたということでございますし、それが事実なら、11回ですか、選考委員会をやられるわけでございますけれども、この選考委員会はあくまでも、私はそういうことから考えますと、形式的なものであったのではないかというぐあいに思いますが、どうでしょうか。

また、今回選考委員会で試食をされたと聞いております。これは当然栄養士が食材を選び、その食材で調理をして判定を下されたと思いますが、試食をされた執行部の方々は何を基準に評価をされたのか、それぞれお答えをいただきたいというぐあいに思います。

以上、2回目です。

- 経済部長（俣野 一君） 2回目の御質問にお答えいたします。

地域の力を生かした農山村づくりということで、議員の方からいろいろ新規農業者の研修施設とか、あるいは独自の発想で農産物を考えられないかとか、ブランド栽培の推進とか、ことをいろいろ御指摘、お勧めいただきましたが、議員が示していただいた他市の事業等も参考にさせていただきながら、現在、国などの制度を活用し、定住・交流人口の増あるいは受け入れ体制の構築を検討してまいりたいと考えます。

以上、お答えします。

- 市長職務代理者助役（淵上憲男君） 企業誘致専門の職員を配置する考えはないかという御質問でございますけれども、御提案まことにありがとうございます。この件につきましては、5月1日には新市長が誕生されますので、新市長の方針、お考えをお聞きしながら対応してまいりたいと存じます。
- 教育次長（神瀬文夫君） まず、2回目の答弁をいたします前に、先ほどの答弁におきまして、「昭和59年度に保存管理のための計画書を」というべきところを、「平成19年」と申したそうでございます。訂正をよろしく願います。

それでは、2回目の質問に対しまして答弁をいたします。

史跡の整備を図る上で建造物の復元は、史跡を具体的に説明することが可能となり、視覚的にも効果が高い整備手法であると思っております。人吉城跡の整備でも、これまで多門櫓、隅櫓、長堀の復元が実現し、19年度には堀合門の復元を計画しております。

議員御指摘のように、武家屋敷や大手門、中世城部分での建造物復元は、人吉城跡の価値をさらに高めて、観光客の増加にも結び付くものと思われれます。今後作成予定の新しい整備計画の立案では、発掘調査結果や文献資料を踏まえて、文化庁や県と十分な協議を経ながら検討してまいりたいと思います。

次に、石野公園にある民家の移築についてでございますが、もともと農家建築でありますので、人吉城内の整備に使用することが適切かどうかという問題があります。また、管理を

行っている建設部の意向も考慮しながら検討する必要があるかというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

この会社が選定される１カ月前に店を閉じて云々という話でございますが、これは、もし選定されたらという話だろうと思うんです。されたらこういうことをやる、一生懸命やると、その話なんですね。妙なふうに、それがそうなったと思いますが、選定されたら一本でいくというような話と思います。また、そうだったと思います。

それから、ですから、形式的な選定委員会ではございませんでした。これは仲村議員にもお話ししたとおり、公正公平な選定をするためでございます。ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

それから、試食会の基準という話でございますが、特別に基準は設けておりません。料理を見ながら、調理を見ながら、どういうところに気を配ってやっておられるのか、それから、調理の技術はどうか、そういう、そして、これはおいしかった、おいしくなかったとか、そういうものはねらいではございませんで、本当に調理業務委託できるのかなという観点から、それぞれが見たことでございます。ですから、それが選定に大きく影響したとか、そういうことではなくて、それも参考の一つとして見たわけでございます。

ちなみに、調理内容は学校栄養職員が提示しまして、肉ジャガ、青菜とチリメンの中華あえもの、スパゲッティ・ナポリタン、澄まし汁、オリジナル調理１品の５品をつくっていただきました。試食といたしますかね、それぞれ食べて、どれもおいしかったです。しかし、全体的に衛生管理面とか調理の状態とか手際とか、そういうのを見ると、おのずとある程度わかった面もございました。そういうことでございましたので、御了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。（「議長、１７番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） １７番。

○１７番（田中照久君） それでは、３回目でございますが、地域の力を生かした農山村づくりについてということでございますが、先ほどから申し上げましたが、今から先はもう御存じのように、団塊世代の取り組み等によって、また、そういったお年寄りであっても、そういう方々がふえることによって、人吉が活性化してきますと若者も定着するというぐあいに思うんですね。

ですから、いずれにしても行政として、もっともっと積極的な取り組みをしてほしいし、また、先ほど市長職務代理者が申されましたが、新市長としっかりとやっばり、新市長、どなたになるかわかりませんが、しりたたきというちょっと語弊がありますが、そういうことで取り組みをしていただきたいというぐあいに思います。

それとまた、企業誘致につきましても、このようにして企業誘致ができますと、先ほど申

しましたように、都会に出ていった若者たちもまた帰ってくるし、そういったＵターン組が帰ってくる土壌づくりにもなると思うんですね。真剣に前向きに考えていただきたいと思えますし、これまでの市長の考え方というのが、きょうは市長がいらっしゃいませんので、ちょっとあれですけども。よそはよそたいと、うちのうちというような、何回か研修先に行ったことも含めながら質問しますと、そういった答弁がこれまでもあってました。

しかし、そういった成功した例、よいことといえますか、しっかりとやっぱり人吉でも可能なものは積極的に取り組むべきであるというぐあいに考えますし、私たちが研修に行った市も人吉と余り変わりませんでした。しかし、真剣に執行部の皆さん方が知恵を出し合って、本当にすばらしい人吉づくりをしようと今努力はしておられると思うんですが、それ以上に、他市のそういった研修先でのことも、やっぱり人吉でできることはどんどん取り入れていただきたいし、そして先ほど、本当に職務代理者がいとも簡単に、新市長と今後検討させていただきますということでございましたので、それに期待するしか後はございません。何回言っても、これは答弁は一緒だろうというぐあいに思いますので、そういうことにしておきたいというぐあいに思います。

また、観光問題でございますが、いろいろと申し上げてみましたが、人吉の観光を私は語る上で、この城内整備ちゅうのが最も重要だというぐあいに考えますし、また、先ほど申しましたが、日本じゅうにこういった天守閣というのはどこでもございますが、山城というのが意外とないわけですね。本当に少ないと思います。この少ない山城の復原というのは、相良700年の歴史を知ってもらう上でも非常に大事なものだと考えますし、また、近い将来、市庁舎も移転になると思います。その跡をどのようにするのか、今から真剣に考えておくべきだと思いますし、市の都市公園として、1人でも多くの観光客に来てもらうように、来てほしい、そのためには、再度申し上げますが、現在、芝の植栽が城内グラウンド終わりました。球磨川の道路沿い、けさ方、総務部長が「あそこに桜ば植えるごと、田中さん、言いなっせ」て、そういう話をさせていただきました。あっ、なるほどな、そしたら、また一段と桜の名所もすばらしいものになりますよということがございまして、あそこに二、三十本ぐらいの桜植えたら、それはもうすばらしいものになると思うんです。

そしたら、その手前はきれいな芝が植栽されておりますから、そしたら、また一つの名所として、もっともっとすばらしいところになってくるんじゃないかというぐあいに思いますし、先ほど申し上げました、あの石野公園の古民家ですが、これは農家建築でございますから云々じゃなくて、そういった消極的な考えじゃなくて、もっと前向きに、それでいいじゃないですか。今から一からそういうのを建築するちゅうよりは、あるやつを持ってきて据えたら、皆知らんわけですよ、正直なところ。そしたら、金もかからんでしょう、そんなには。ただ上をふきかえるだけの費用は要るかもわかりませんが、本当に移築すれば、これはまた、この城内ちゅうのはすばらしい、その歴史資料館を見にきたお客さんが隣にそういうものが

あったりしますと、隣ですか、前ですか、そういうものがありますと、そこもやっぱりぜひ見てみたいということになってくると思うんですよ。

確かに国指定の城内でございますから、そう簡単にはいかんということも知っております。私たちも、文化庁にもいろんなことで何回か特別委員会でも行かせていただきました。しかし、そんな中で、どうしてもだめだと。文化庁でいろんな話をしましたときに、人吉市の市長初め、本当にこれは市民の総意なんですよという強い熱意があれば、文化庁としてもやぶさかじゃございませんよという話も、過去にも伺ったことがございます。

それだけのやっぱり熱意を持った取り組みちゅうのが非常に大事になってくるといいうぐあいに思いますので、これもぜひまた、ここでお答えをいただくと、新市長と検討しますということになると思いますから、5月には新市長が誕生いたしますので、ぜひその新市長と、それも含めましてひとつ取り組みをしていただきたいというぐあいに、これも要望をしておきます。本当言えば、もう最後ですから、余り要望はしたくないんですが、しかし、仕方ございませんので要望しておきます。

そしてまた、議員をやめまして一市民となりましたら、ちょこちょこ見て、ちょこちょこまた陳情もしたいなというぐあいに考えてもおりますので、ひとつよろしく願いをしておきます。

それと、学校給食センターでございますが、一年前にやめたというのは、それはそうしたら一生懸命にやるという話であったということでございますので、これは教育長を信用して、そうだったんでしょう。

そしてまた、試食というのが5品ですか、つくってもらってすべてうまかったと。私は考えますのに、やっぱり給食センターですから、子供たちの口にいろんな、例えば、肉ジャガですとかてんぷらですとか、いろんなそういったもの、スパゲッティだけじゃなくてそういったあらゆるものを、先ほど申しましたように、やっぱり栄養士あたりが出した食材でもって、今回残り4社ですか、皆さんやっぱりすばらしい技術を持っておられると思うんですよ。ですから、そういう方々にあらゆる、先ほど教育長がおっしゃったように、公正公平にということであれば、そういったものまでつくらせて、そして、公正公平に私は判断されるべきであったのではないかと。民間委託をされましたから、もう今さらそれをどうこうということにはならないと思いますけれども、しかし、私の考えとしては、しまったなと、私もこれ賛成した手前、民間委託に賛成した手前、本当に今になって後悔しております、なぜ賛成したかと。

やぶさかじゃないと言いましたけれども、結果的にはそういった、何かいろんな人の話を聞きますと裏はどろどろしてるなということ、もうちょっと私も勉強不足でございましたが、しかし、もう今になっては仕方ございません。今議会であと2人の議員がこのことについていろいろと質問されるようでございますので、後はそういった方々にまたお話もお聞

きを試してみたいというぐあいだと思います。

以上で私の質問終わります。（傍聴で拍手する者あり）

○議長（別府靖彦君） お疲れさまでした。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（別府靖彦君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時56分 散会

平成19年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成19年3月15日 木曜日

1. 議事日程 第4号

平成19年3月15日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 岩 井 実 君
2. 三 倉 美千子 君
3. 杉 本 仙 一 君
4. 大 柿 長 太 君
5. 本 村 令 斗 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（21名）

1 番	笹 山 欣 悟 君
2 番	福 屋 法 晴 君
3 番	永 山 芳 宏 君
4 番	森 口 勝 之 君
5 番	田 中 哲 君
6 番	吉 村 勝 徳 君
7 番	本 村 令 斗 君
8 番	仲 村 勝 治 君
9 番	三 倉 美千子 君
10番	山 下 幸 一 君
11番	下田代 勝 君
12番	簀 毛 正 勝 君
13番	杉 本 仙 一 君
14番	大 柿 長 太 君
16番	立 山 勝 徳 君
17番	田 中 照 久 君
18番	大 王 英 二 君
19番	岩 井 実 君

20番	上 原 義 武 君
21番	杉 本 春 夫 君
22番	別 府 靖 彦 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者助役	淵 上 憲 男 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	沼 田 寛 仁 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福祉生活部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	吉 村 政 浩 君
総 務 部 次 長	多 武 芳 美 君
福祉生活部次長	上 田 泉 君
経 済 部 次 長	浦 川 康 徳 君
建 設 部 次 長	丸 山 善 利 君
総 務 課 長	松 岡 誠 也 君
秘 書 課 長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
情 報 課 長	荒 巻 通 君
福 祉 課 長	中 村 明 公 君
農業振興課長	吉 川 泰 人 君
管 理 課 長	今 村 修 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	末 次 力 君
水道局業務課長	濱 田 芳 彰 君
教 育 次 長	神 瀬 文 夫 君
教育総務課長	新 村 則 幸 君
農業委員会 農 業 委 員 会 長	東 博 君
農 務 局 長	
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	上	川	修	一	君
次	長	赤	池	和	則	君
庶務係	長	村	並	成	二	君
書	記	和	泉	龍	二	君

=====

- 議長（別府靖彦君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

一般質問

- 議長（別府靖彦君） それでは、直ちに一般質問を行います。質問者、お願いします。（「19番」と呼ぶ者あり）

19番。

- 19番（岩井 実君）（登壇） おはようございます。私が出るとすぐみんなで笑いますけども、19番議員の岩井でございます。けさほど新聞を見てまして、「あれ」と思ったのが、出かける前でございます。東国原宮崎県知事、「太陽は東からのぼる」という本を出されるそうでございます。私の方はどうも東の方じゃないような感じがしております。

今議会は、私にとりましては最後になります。本当にお別れの議会となるわけでございますが、ああこの議場もこうして質問ができるのもきょうで終わりだなと思いめぐらすときに、一抹の寂しさを覚えずにはいられません。そうした万感の思いを込めながら3点の質問をいたしますが、その前に下球磨消防組合で何か不祥事があったようでございます。たしかけさの新聞についております。そのことは消防組合の議員さんは3名ほどおられます。だれでしたかね、あの方はどなたですかね。そういう形の中で、その中で審議をされれば私はいいというふうに思っております。そうした万感の思いを込めながら3点の質問をいたしますが、まず1点目は、市長が取り組んでこられた市政への評価についてであります。

福永市長は、5期20年にわたり市政に取り組んでこられました。昨年12月、議会の一般質問の中で、このあたりで身を引くのも天の道、元気なうちにやめるのも一つの人生との表現で市長選6期目への立候補はしない旨を表明されたために、関係者や市民は驚きとともに大きな波紋を引き起こし、私もびっくり仰天で、本当にうったまがったというのが本音でございます。6期目の挑戦はだれもが確信をしていたことであり、市長自身もだれだれが出るならば自分も出ると言っておられたという話を耳にしていたので、突然の勇退表明にある疑問を持っていたことも事実であります。しかし、先日の施政方針の中で、「自分たちの地域に対し自信と誇りと愛情を持つことがまちづくりの一步であり、心豊かな社会をつくり上げることが私たちの課題である」と、そのように述べられました。

この20年間、バブル全盛期から経済が落ち込んでいくという時代に、この人吉市では平成元年の高速道の開通から平成7年のえびの間の開通と、モータリゼーションの波が押し寄せ、

新たな経済的变化がありました。その対策として、梢山工業団地への企業誘致、中小企業大学の開校、さらにはスポーツ交流都市を掲げられ、国体の誘致に伴うスポーツパレスの建設、総合計画「物語都市ひとよし」づくりのための地域に埋もれている方を掘り起こし、活性化へつなげるために川上記念球場の建設や高木少将の顕彰、またソフトとして犬童球溪顕彰音楽祭の発展、新たに御仏の里づくりにおける観光事業への取り組みなど、数え上げれば多くの業績は確かにあったと私も評価はしております。本来は、市長御自身から20年間の市政への評価をお聞きをしたいと、そのように思っておりましたが、聞くことができませんので、市長代行であります助役にお尋ねをいたします。

次に2点目として、今回発生した一連の不祥事に対する今後の対策についてであります。

まず、ことし1月25日に突然市の幹部職員が逮捕のニュースがテレビ、新聞などで報道され、私も自分の目を疑いましたが、紛れもない事実には愕然といたしました。非常にショックを受けた次第でございます。それから間もなく今度は後を追うように、これまで市長を支えてこられた民間人の1人も逮捕され、市長みずからが命の恩人と公言されたほどの側近者逮捕劇に、ちまたのうわさでは「市長までいくとじゃなかるうか」とささやかれておりましたが、図らずもそれが現実となってしまいました。3月3日に任意同行から逮捕とのニュースに、やっぱりそうであったかと、私の疑問も解けた思いがしております。

市長という立場上、このような不祥事は絶対に起こしてはならないことであり、絶対に許せないことであります。せっかくの20年間の長きにわたって市政をつかさどり、有終の美を飾って市役所を後にされる直前に、何と情けないことか、私はあえて申し上げたい。市長、あなたまでもがなぜと、人吉市民はだれもが怒り、悔しい思いでいっぱいだと存じます。しかし、人間である以上、間違いが起こり得ることはだれにでもあることと私も承知はしているものの、やはり市長であるがゆえに複雑な気持ちであります。

そこで、執行部として今後の対策をどのように考えておられるのかをお尋ねをいたします。

次に3点目は、指名入札についてであります。今回の一連の不祥事を教訓にして、工事全般にわたり地元の業者で指名入札を実施してほしいとの願いを込めて質問をいたします。

最近、日本じゅうの市町村長はもとより、知事までもが汚職に染まる現実に、この人吉市もかと思えば、怒りが込み上げてまいります。しかも、それはすべてと言ってよいほど建設工事関係の入札にかかわる談合問題であり、イコール贈収賄へと発展しております。どうしてこうした問題が後を絶たないのか。そこには各市町村が発注をする基準は定かではありませんが、何億、何十億以上にも上る高額な工事のときには、ゼネコンと言われるような日本有数の大手建設会社の数社に指名がなされ、そのうちの1社が落札をいたします。しかし、落札した会社から工事関係者が地元に来て工事をするわけではなく、せいぜい監督が常駐するくらいで、実際に工事を施工するのは地元の業者であり、しかもその工事を請け負うまでには落札をした大手の会社から下請、孫請などの何段階にも経由して、地元の業者にたどり

着くようになっておりますが、実はこの段階の中に不可解な部分が隠されており、贈収賄という魔物が潜んでいて、善悪の見境がつかない状態にあると思っております。

時代劇を見ておりますと、代官などに菓子折りを持って行って取り入る商人などのシーンがよく出てまいります。正直者は本当の菓子折りを持っていくのに対して、ずる賢い者は箱の中に山吹色の小判を入れて差し出す。すると、代官はにやりとしてそれを受け取りますが、だれでも最初は驚き、悪いことだなという認識もあって、受け取ることに緊張したとしても、なれとは恐ろしいもので、味をしめるとそれが当然のように思え、平気で受け取る習慣がついてしまいます。徐々に悪代官へ変身を遂げていくのであります。まいないを贈ったものだけが得をして、正直者はばかを見る、昔も今も変わらないようですが、ドラマならここで水戸黄門が出てきて、悪代官を懲らしめて、そのようなシーンがあります。見ている我々は胸がすかっという感じがしますが、この水戸黄門の映画は私はかなり古くから見ておりますけども、もう何代も水戸黄門がかわるほど、あれは日本の象徴だそうです。大したもんだなと思いますよ。毎回同じ8時45分には印籠が出てきて、「この紋所が見えないか」と、そういう人がいればいいなと、今も思っています。現在、社会では水戸黄門的な人物もいなければ、たとえいたとしても通用しない時代になってしまいましたが、確実に流れを引いているのは、山吹色の小判が福沢諭吉の札束にかわっていることでもあります。

話が横道にそれましたが、おかしい現象を起こさないためにも、たとえ高額で高度な技術を要する大工事であろうと、最後は地元業者が施工する以上、何も大手を指名しなくても地元業者を指名し、入札をするべきだと考えます。それが実現できれば、何段階も経由をしても、また大きな赤字が出るのを承知の上で工事をしなければ仕事がない状況から救えることが可能ではないかと。それとともに、経済的にも地元が潤う結果につながるものと確信しております。まず、何はともあれ全国に先駆けて、人吉市だけでもそのような万全の方策を立てて、実行に移してみたいかがかと御提案申し上げます。執行部としてはどのようにお考えかをお尋ねをして、1回目の質問を終わります。

- 市長職務代理者助役（淵上憲男君） 皆さん、おはようございます。私の方へ2点御質問をいただきました。

まず、1点目の福永市政20年の評価についてでございますが、福永市政20年の報告を6日の開会日冒頭に代読をさせていただきました。議員からも成果について述べていただきましたが、市政の評価は市長本人、我々がするものではなく、基本的には市民の皆さんがするものだと思います。ただ、私個人として思いますことは、安倍総理大臣も所信表明演説の中で引用されましたけれども、福沢諭吉の言葉に「侍の気風とは出来難き事を好んで之を勤むるの心」とありますけれども、これは困難なことをひるまずに前向きに取り組む心ということでございますが、市長は困難な事業に信念を持って取り組まれ、実現をされましたことは、福沢諭吉の言葉が市長にも当てはまることのあるのではないかと考えているところでござい

ます。

次に、２点目の市長の逮捕に関して一連の不祥事に対する今後の対策についてということですが、６日の開会日の冒頭にもおわびを申し上げましたとおり、今回、人吉球磨広域行政組合における一連の事件で、市長及び市の幹部職員が逮捕されましたことにつきましては、議会並びに郡市民の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけをしましたこと、まことに申しわけなく、重ねて心からおわびを申し上げたいと存じます。

事件につきましては、これからの捜査の進展を見守ってまいりたいと存じますが、このことで市民の皆様の中に市政に対するいろいろな不安や批判があることを承知をいたしております。このような中であっても、市政の停滞は決して許されてないものと考えております。今後、市民の皆様への市政への信頼を回復するために、職員一丸となって全力で努力をし、市政に取り組んでまいり所存でございます。

なお、現在、職員に対しまして、年末等に綱紀粛正について周知を図っているところでございますが、これまで以上に全体の奉仕者である公務員としての自覚を徹底してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

- 建設部長（吉村政浩君） おはようございます。それでは、私の方から岩井議員の１回目の質問にお答えいたします。

御質問の趣旨でございますけども、高度な技術を要する工事であっても大きな工事であっても、また地元の業者で入札できないかというふうな趣旨の質問でございます。現在、市発注工事のうち一般的な工事、それから橋梁下部工事など、施工の実績が確認されたものにつきましては、地元業者の方に発注をいたしているところでございます。橋梁の上部工などの専門工事につきましては、その大部分がけた製作、架設など特殊な技術を要する工事というふうなことでございますので、なかなか地元の方での発注は厳しいのではないかとこのように考えているところです。

今後ですけれども、工事内容を精査をいたしまして、発注できるものにつきましては検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「１９番」と呼ぶ者あり）

- 議長（別府靖彦君） １９番。

- １９番（岩井 実君） さらっと流していただきましてありがとうございました。ここにずっと古いポスターがあります。映画のポスターです。よう持ったでしょう、こぎゃんとは。「太陽西から上る」、浅丘ルリ子さんだそうです。美人ですね。ぴちぴちしてます。人吉市は太陽は西から上って、相良村は北から上っているようでございます。あそこのそのまんま東じゃありませんけども、東から上ればいいのにねと思いながらですね。

ただ、ただいま助役から御答弁をいただきましたが、私は１回目の質問でうかつにも、今

回の一連の不祥事が人吉球磨広域行政組合での出来事であることに触れておりませんでした。何と申しまして、人吉球磨広域行政組合が発注する工事関係の指名及び入札に絡む不祥事であることは、紛れもない事実であり、我々議会に対してもまた市民に対しても助役がわびてしかり、当然のことと受けとめております。

事件の詳細につきましては、今後の捜査にゆだねるしかありませんが、実は私は今もって不思議でならないと感じていることがあります。それは今議会の初日にもかかわらず、市長に対する辞職勧告の採決が行われたことであります。市民間におきましては、賛成をした議員が絶賛をされ、私も含めて不賛成の議員はぼろくそに言われている状況ですが、この採決を問うことには少々問題があったのではないかと、また順序が間違っていたのではないかと思っております。それはなぜかといいますと、今回不賛成に回った議員の名誉回復のためにも、市民の皆さん方にいま一度じっくりと一連の不祥事について考えていただきたい、判断を下してほしいとの願いを込めて申し上げますが、この事件は先ほども言いましたように人吉球磨広域行政組合での出来事であり、この組合の代表理事である福永市長までが逮捕に至ったわけですから、まずもって行政組合の議会で審議をするのが当然であると私は考えております。（「議事進行」と呼ぶ者あり）この議会の理事は球磨郡内の町村長の方々であり、それに加えて人吉市議会……

- 議長（別府靖彦君） 質問者に申し上げます。ここは議会から執行部へ質問する質問にさせていただきますように、お願いします。
- 19番（岩井 実君） しかし、ここから言わなければわかりません。（「討論でいえばよかった。質問だけん」「決議案が出されたとき、討論で反論する。それが基本です」と呼ぶ者あり）
- 議長（別府靖彦君） 静粛に願います。質問者どうぞ続けてください。
- 19番（岩井 実君） あのですね。今、後ろの方から言われるのは私も気持ちはわかります。しかし、私としてはこのことに対してはなぜという気持ちもあります。今、先ほど討論で云々と言われましたけども、のっけにこれをしなくてもいいじゃないかというのを申し上げておりました。（「やめない。やめない」と呼ぶ者あり）いいですか、だめと言えはやめますよ。議長、どうですか。
- 議長（別府靖彦君） ここは議員が執行部へ質問をする場所ですので、質問をお願いします。
- 19番（岩井 実君） 質問の中の一部ですが。
- 議長（別府靖彦君） だから、続けてください。
- 19番（岩井 実君） ほんなら続けます。この議会の理事は、球磨郡内の町村長の方々であり、それに加えて人吉市議会議員を初め他町村の議員各位、合計30名で構成されています。それゆえに、この組合議会で代表理事の処分についての十分な審議がなされ、結論が出た上

であれば、人吉市長である以上、市議会で辞職勧告について議論することは当然であり、市長が今年度末で引退を表明されていたとはいえ、辞職せざるを得ないことは議員全員が理解もし承知もして、全員賛同は得られたとっております。それぞれ考えの違いはあるかと思えますけれども、私はそのような形から私は座っていたわけであって、それがどうであろうととにかく順序を踏んでいただきたいという気持ちでありました。私にすれば、少々急ぎ過ぎたのではないかなという感がぬぐい切れないところでございます。

市長のお父さんの福永一臣さんといいますかね、この方が国会議員現役のころ、ロッキード事件に絡み金銭の受け取りを認めて、記者団に舌を出してテレビに映っておられましたが、正直者の親子だなと思うものの、福永市長が今回の逮捕につながった、当選祝いだと思って受け取ったと言っておられる金額は氷山の一角だという人々が大多数であり、今後の捜査次第ではどこまで膨らむのか、だれもが興味津々で見守っているのが現状であります。

この事件により福永市長は長年培ってこられた信用を一瞬にしてなくされましたが、人吉市も以下同文の感があり、悪いイメージに変化をしたのではないかと懸念をするところでございます。よいことはなかなか伝わっていきませんが、悪いことは瞬く間に広がり、しかも幾つもの尾ひれまでがついて、とんでもない方向へと走っていくのが現実であります。一度なくした信用を回復するまでには、相当な長い日数を要しなければならず、今回のことは決して年度末で終わるわけでもなく、4月22日の選挙で新市長が誕生して体制が変わったとしても、悪いイメージは引きずっていくとっております。新年度からは、新市長を初め執行部、市職員ともに一丸となって心を引き締め、最善の努力をしていただけることが信用回復につながるものと確信をいたしております。どうか私が申し述べたことを真摯に受けとめていただくことをお願いし、このことについては終わります。

次に、2点目につきまして。

- 議長（別府靖彦君）　ちょっと待ってください。答弁も簡潔にお願いしますが、質問も簡潔にお願いします。
- 19番（岩井　実君）　次に、2点目につきましては、部長の御答弁をいただきましたが、主に橋にかかわる工事に関して言われましたけれども、私は橋の工事のことについて申し上げたつもりはありません。私は通告の中でちょっと見えづらかったのかなという感もありましたので、そういう答弁になったかと思いますが、それは部長が言われるとおりかもしれません。しかし、私は建設業関連全般について申し上げたつもりでございます。とにかく地元業者が元請をすれば、たとえ特殊な技術を要する場合でも外注に回せば済むことであり、優秀な人材はどこにでもいます。近い将来には、市庁舎の建てかえも控えておりますので、今後は高額で高度な技術を要する大工事があるときは、大手だけを指名をせずに地元業者を優先して指名入札が実行できる体制をぜひ考慮してほしい、懇願するものであります。

私が申し上げたいのは、この一つのグループになって一つの建設業でいろんなことを采配

を振るわれていたことから、こういうおかしな形になってきたんだと私は思います。そこで、どうしてもやはり満遍なく皆さんに指名を与えていただくように、そのような方策はないものか、このように思っているところでございます。部長、私の言わんとすることは十分おわかりのことと存じます。また、意図するところもお酌み取りいただければ、これ以上は申しませんが、何か答弁があれば一言でも結構です。お聞かせいただければと、このように思います。

私も市議として4期16年の長きにわたり務めることができましたのも、市民の方々の御支持と御支援の賜物だと思っております。また、執行部の職員の方々にも大変お世話になりました。厚くお礼を申し上げます。一般質問におきましては無理なことも言って、皆さんから「あん岩井はこもうしとって、太かことばかり言うだけならば、人吉温泉の湯たい」、このように思われたかもしれませんが、いつも適切に丁寧に対応していただき、大変ありがたく感謝をしておりますが、ついでに言わせてもらえば、できることなら対応がもっと敏速であれば、なおよかったのにと思ったりもいたします。喜怒哀楽が激しい私であります。市民のお役に立つべく今日まで頑張ってきたつもりでございます。あと1期ぐらいは出やっとならうと、支持者の方にも思われていたようですが、年齢的にもまた自分の気持ちの中でも、このあたりで後進に道を譲るべきと考え、退くことを決した次第でございます。特に、この4期目は私ごときに副議長という花道を飾っていただき、この上なき光栄に存じております。市民の方々、同僚議員、また今は不在でも市長を初め執行部の皆さんに心から感謝をいたします。それから、3月末日をもって退職をされる部長及び市職員の皆さんに、長い間本当に御苦労さまでした。今後は健康に留意をされ、新たな人生を楽しんでいただきたいと存じます。私も本当に長い間、ありがとうございました。言葉とともにたくさんの思い出を道連れにして、この議会を去りますが、今後は一市民として外野席から応援をしていきたいと考えているところでございます。

最後に、4月の市長選挙に立候補予定の別府議長、上原議員、ともに全身全霊で頑張ってくださいことを期待しつつ、また願わくば市議選に挑戦される同僚議員の皆さん、どうか全員が晴れて当選を果たされ、またこの議場に帰ってこられることを心より祈念申し上げ、私の最後の一般質問を終わります。

- 議長（別府靖彦君） 答弁はいいんですか。
- 19番（岩井 実君） 答弁は結構です。
- 議長（別府靖彦君） 質問者及び議員各位に申し上げます。ここは一般質問でありまして、議員それぞれが執行部へ質問をする場所です。多少のテンポはあろうかと思いますが、その点わきまえて質問をいただきますようお願いいたします。

次の質問者、お願いします。（「9番」と呼ぶ者あり）

9番。

○ 9 番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。9 番議員の三倉でございます。1 期目最後の議会となりました。月並みな言葉でありますけども、月日のたつのの早さに驚いております。先日、今期限りで勇退される議員さん方は、最後に一言言いたいことがあるから、余り長い質問はしない方がいいと先輩議員さんたちからアドバイスがありましたので、できるだけ短時間で終わるようにしたいと思います。答弁もそのつもりでお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1 つ目の納税場所についてでございます。

これまで納税を J A 支所で行っていたが、J A 支所がなくなって困っている。近くの郵便局ではできないと言われるし、町の金融機関まで行かなければならない。車にも乗れないし自転車にも乗れない。大変困っている。郵便局で納税できないか、またできるようにしてほしいとの要望がっております。自治体によっては納税者の利便を図っているところもあります。

そこで質問です。郵便局でなぜ納税ができないのか、その理由と、納税ができるようにできないかをお尋ねいたします。

次に、2 つ目の各種検診についてでございます。検診につきましては、12 月議会で立山議員から質問がっておりますが、私にも市民の方から意見や要望が寄せられておりますので、質問したいと思います。

まず、検診期間についてでございます。市で行われている各種検診が 18 年度は 6 月から 11 月までの 6 カ月間かけて実施されましたけれども、この期間をもっと短期間でできないのかとのお尋ねでございます。

次に、検診通知についてでございます。検診を申し込んだ人には、問診表が送られてきます。1 種類の検診ごとに 1 枚の問診表が必要なわけですが、この問診表が 1 枚ずつ封筒に入れられ郵送されてきます。2 種類の検診を受けると 2 通、3 種類受けると 3 通送られてくるわけです。同じ日の同じ時間帯に同じ場所で検査を受けるのに、受診する数の封筒が届く状況です。私は、届いたとき 2 通でしたけども、封筒も切手代ももったいないなと思いながら、一つの封筒にまとめて持参するんですが、まじめに 2 通あるいは 3 通持参する人もあり、手間もお金もかかるのに一つの封筒で出せばよいとの意見があります。市の財政を心配しての意見です。この点改善できないのか、お尋ねいたします。

次に、検診結果についてでございます。検診結果が届くのが遅い、もっと早くできないのか、また検診結果の用紙がはがき大、A 4 大とまちまちで整理がしにくく、後で整理しようと思っているうちになくなってしまう。人間ドックのときのように、結果を 1 枚にまとめていただきたいとの要望があります。この点についてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

これで 1 回目の質問を終わります。

○総務部長（沼田寛仁君） おはようございます。三倉議員の第1回目の御質問にお答え申し上げます。

今、郵便局で市税の納入等はできます。ただし、市が発行しております納付書は使えません。といいますのが、市の指定金融機関、肥後銀行、それから市内にあります第2収納機関、熊本ファミリー銀行、九州労働金庫、南日本銀行、熊本中央信用金庫、熊本信用金庫、球磨地域農業協同組合では納付書により納付ができます。といいますのが、オンライン化をしております、お互いの銀行同士で振り込んだ金を相殺して、そして指定金融機関の肥後銀行が市の方に納入いたします。これは明くる日入ってまいります。ところが、郵便局におきましては、オンライン化してございません。これは一般的な金融機関とは違ひまして郵便局でございますので。今、郵政民営化が進んでおりまして、どうも一般の銀行並みの取り扱いになるように今進んでいるようでございます。もしも将来、郵便局がオンライン化されますと、窓口で振り込みは可能です。

現在は、郵便局に振込用紙がございますけれども、これをお使いになりまして、大畑とか大塚とか遠隔地の方は納付ができます。ただし、これに関しましては市の方は手数料を30円、1件につき支払っております、若干システムが違っております、市民の方が納付書を使えない、向こうに行って氏名、住所を書き込んだ振込用紙を使ってもらうということで非常に手間がかかっております。市といたしましても、できるだけ早い段階で郵便局とのオンライン化ができることを望んでおります。これができますと、郵便局でもスムーズに税の納入または介護保険料あたりの納入もできるようになると思います。

以上でございます。

済みません。金融機関を間違ったそうです。熊本県信用組合でございました。訂正方お願いします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） おはようございます。私の方から各種検診につきましてお答えをいたします。

まず、検診期間でございますけれども、本市におきましては毎年6月から11月にかけて、市内の各医療機関と地域を巡回しての車検診によります各種検診を実施をいたしております。

検診の種類は、基本健康診査を初めとしまして、各種のがん検診と合わせて13種類の検診を実施しております。本年度は2万1,608名の方が受診をされております。これらの検診をすべて同時期での実施となりますと、委託先であります医療機関、検診機関はもとより、市におきましても検診データの処理等の事務量の一時期集中が考えられますので、そのための人的確保等が必要となってまいります。また、検診車による検診につきましても、同時実施となりますと現在検診会場となっております各区コミセン、公民館等の限られたスペースでの複数の大型バスによる検診も難しいと思われます。それに一部の市民の方々から、受診料の一部負担金をまとめて払うことになる経済的に厳しいという意見もあるのも事実でござ

います。これらのことを考えますと、すべての検診を同時期での実施は困難であるというふうに考えております。しかし、市民の皆様のニーズにこたえるべく、基本健康診査と各種がん検診を1日ですべて受診できる総合検診も実施をいたしておるところでございます。こちらの方は申し込んでいただければ一時期に検診が受けられるようになっております。ただし、この総合健診につきましては、医療機関、車検診車それぞれ500名、合計の1,000名の定員でございます。

続きまして、検診の通知でございますが、現在検診ごとに実施時期のおよそ2週間前に当該検診の案内と問診票を申し込み者へ送付をいたしております。当然複数の検診を申し込まれた方々には、複数の案内と問診票が届くことになります。現在、施設検診では4種類、車検診では3種類の検診を同じ日時に同じ場所で行なっております。そこで数種類の検診通知となりますと、各検診の案内、問診票、検便の検体容器などを同時に送付することになりますので、その郵送料の問題、またそれに伴う問診票等の打ち出しと、お1人ごとへの各検診の振り分け等で現状より事務の増加が考えられます。今後は、それらの検討を含めまして、受診される方々への住民サービスを第一に考え、対処してまいりたいと考えております。

最後に、検診結果についてでございますが、検診結果は委託しております検診機関から本市に届きまして、それをチェックをいたしまして、終了後市民の方に送付をいたしております。市としましても、検診後早くとも1カ月以内には市民の方々に届くよう、委託先の医療機関、検診機関に常にお願いをしているところでございますが、一部の機関からの検診結果が市に届くのが遅く、その結果、一部の皆さんに御迷惑をおかけしたところでございます。受託機関にはその旨を書面にて通知をし、今後の対応を改善されるようお願いをしてきたところでございます。その結果、迅速な処理のための環境整備をし、対応を改善する旨の回答を得ているところでございます。今後は、受診後1カ月以内に結果通知を発送することが可能となると考えております。

また、検査結果の用紙の統一ということでございますけども、各検診機関でシステムが違っておりまして、各検診機関の特色あるデータの打ち出しをしております。したがって、検査結果を1枚にまとめることは現時点では困難であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「9番」と呼ぶ者あり）

- 議長（別府靖彦君） 9番。
- 9番（三倉美千子君） 2回目の質問に入ります。

ただいま沼田部長と尾方部長よりそれぞれ御答弁いただきました。1点目の郵便局における払い込みにつきましては、市が発行している納付書でなく郵便払込票に住所、氏名を記入して提出すれば払い込みができる、手数料が30円かかるということでしたけども、要望された方には利用されるようお知らせしたいと思います。

また、今後は郵便局がオンライン化をするように、できるだけ市でも努力していただきたいと思いますし、もちろん市発行の納付書により払い込みができるように努力をしていただきたいと思います。

この件につきましては、これで質問を終わります。

次に、2点目の各種検診についてでございますが、検診期間、検診通知、検診結果につきましては、受診者が自分に合う検診方法を選択しますと、100%とはいきませんけども、希望がかなえられるというような考えを持ったわけですね。今後は、市民の方の要望をよく聞きましてアドバイスをしていきたいと思います。また、できないという部分もありますが、努力していただいて、できるだけ要望におこたえできるような体制をとっていただきたいと思います。

先ほどの答弁でお勧めいただきました各種検診の医療機関で行われる総合検診を人吉総合病院で受けたいという要望も出ております。先ほどの説明では、総合検診につきましては医療機関で500名、検診車で500名、合計1,000名の定員ということでした。市民の要望ですので、その1,000名を適当な割合といいますか、適当な人数を人吉総合病院で受けられるよう提案しておきたいと思います。

私はこの4年間、健康に関することを多く取り上げてまいりました。それは私の専門分野でもあります、健康であるということがどれだけ幸せかを多く経験し、多くを見てきて、市民の皆様が健康でいてほしいという気持ちから質問をしております。

今後、医療費の伸びを抑制するためにいろんな施策が行われるようです。例えば、2008年に創設される75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度に対する医療保険者の拠出金負担についてでございますけども、1つは健康診断の実施率、2つ目、保健指導の実施率、3つ目、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群の人や予備軍の減少率という3指標で評価しまして、その達成状況で市の拠出金を加算したり減算する方針を固め、2013年度から実施するというように言われております。これは拠出金を増減させることで国民健康保険を運営する市町村などの保険者に、2008年度から義務づけられる健康診断、40歳以上74歳までですが、これを踏まえた保健指導で実効性アップなど、保険者の努力につなげるとされております。2008年度から実施される健康診断、保健指導につきましては、健康実施機関の質の担保のための委託基準が設けられ、例えば人員については医師、臨床検査技師、看護師が確保されていること、施設設備に関しては応急処置の設備があること、敷地内の全面禁煙とされていること。運営に対しては、受診が容易になるよう利用者の利便性に配慮した検診を実施するなど、受診率を上げるよう取り組むことなどが細かい条件がつけられております。これが平成20年度から義務づけられるということですので、平成19年度、来年度なんですけど、19年度中には具体的な取り組みを始めなくてはならないと思います。ですから、医師会を初め関係機関の協力をいただきながら、うまくスタートできるように期待したいと思います。

きょうは、谷岡さんの3回目の命日でございました。けさお参りをしてまいったところでございますが、3年前、厚生委員長代理をしたときにどうしようどうしよう頭の中が真っ白になったことを思い出します。谷岡さんが、「先生頑張れ」と背中を押してくれているんだと思い直しながら、この4年をやってきましたけども、初めての委員長報告の朝、西岡前総務部長さんが慌てて私を訪ねてこられました。市長からです。「委員長報告に質問があり、わからないときは正確に答弁するために議長に休憩をお願いいたしますと申し出なさい」とのことでした。と言って、メモ用紙にちゃんと文書が書いてありました。たった2行の文書がとてもありがたかったです。私もこうありたいと思ったものです。立山議員の「質問があるけど初めてだからやめておくけん」とおっしゃった言葉も覚えております。市長を初め執行部の皆様、議員の皆様、また議会事務局の皆様には、厚生委員会室で夜中までおつき合いをいただきました。皆様、ありがとうございました。きょうが最後ではありませんけども、一応お礼を申し上げておきたいと思います。またこれからもよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

- 議長（別府靖彦君） 答弁はいいんですか。
- 9番（三倉美千子君） そうですね、答弁は、短くせということですね。
- 議長（別府靖彦君） 質問しましょう、質問。質問しましょう。一般質問です。
- 9番（三倉美千子君） わかりました。
- 議長（別府靖彦君） 暫時休憩します。

午前11時1分 休憩

午前11時17分 開議

- 議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次、質問者をお願いします。（「13番」と呼ぶ者あり）

13番。

- 13番（杉本仙一君）（登壇） 2日目の3番バッターの13番の杉本仙一でございます。今回で私にとりましても最後の議会でありますので、質問者も大分多いだろうなと思いましたが、質問に立たせていただいたわけでございます。残念ながら市長が逮捕ということになってしまいましたが、職員の皆さんも気を落とすことなく頑張っていたきたいと思うわけでございます。

では、質問に入ります。

今まで質問の中で、この件は経費も要らなくてどうにかなるんじゃないかなと思うことが1件と、経費はかかるが、これまで取り組んできた中で継続性、そして市民としての平等性から考えましたときに、形を変えてでも取り組むべきじゃないかと思う1件について質問いたします。

まず1件目は、市内の各町内の区割りを適正化すべきじゃないかということであります。1,000戸以上の町内があるかと思うと、10戸前後のところがあるというような状況であります。まずその辺について執行部の方ではどう考えておられるのか、質問いたします。

2件目に、生活排水システムについてであります。公共下水道も毎年7億円前後のつぎ込みによって、戸数の多いところはほとんどカバーするように進んでいるようですが、今後どのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

また、この件について関係があります地方債の今後の償還方法もお答え願いたいと思います。17年度の地方債の現在高が85億4,000万円ということで、償還財源等についてお答えください。

1回目、終わります。

○総務部長（沼田寛仁君） それでは、杉本議員の御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるように、本市におきましては大規模な町内会、北願成寺とか鬼木とか瓦屋とか、1,000戸、2,000戸を超える町内もございますし、山間部には10戸に満たない町内もあります。私も矛盾は感じております、おっしゃるように、何とか話し合いをして統廃合をお願いできないかなと思っておりますが、あくまでも町内会は形式となりますけれども自主団体でございまして、その地域の中で皆さん方がおつくりになる任意団体でございます。基本的には、行政が運営に対して介入はできない形になっております。ただ、アドバイスとしては、今後そういう形で御相談があれば、積極的にそういう統廃合についてはお手伝いをしていきたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○水道局長（末次 力君） それでは、下水道に関する質問が2点ございましたので、順次お答えいたします。

まず、今後の公共下水道への取り組みについての御質問でございますが、公共下水道事業は昭和48年、公共下水道計画区域を定め、その区域内の一部について昭和49年、第1期の事業認可を取得し、市街地を中心に事業を開始いたしました。その後、事業認可の変更を重ねながら、郊外へと認可区域の拡大を図り、現在第6期の事業を実施しているところでございますが、郊外へと拡大するにつれ費用対効果面や効率性あるいは人口減少や高齢化などさまざまな問題が懸念されます。

一方、事業認可期間を21年度まで3カ年間の期間延伸を行いましたので、19年度から調査を実施し、公共下水道計画区域についての見直しを実施する予定でございます。この公共下水道計画区域が定まりますと、区域外については他の法令に基づく類似施設としての下水道事業を検討していくことになるのではないかと考えております。

次に、今後の起債償還の方法と財源についての御質問でございますが、公共下水道事業の起債の償還額は、平成18年度までは毎年10億円程度のペースで償還を行ってききましたが、今

後は平成19年度の償還額 9 億7,000万円余りをピークに毎年1,700万円から6,500万円の範囲で年々減少してまいります。この起債償還の財源としましては、下水道使用料及び一般会計からの繰入金のほか、後年度の利用者から徴収すべき先行投資分についての債務の繰り延べを目的として、平成16年度から世代間の負担の公平を図るため創設されました資本費平準化債、また平成18年度から雨水処理にかかる財政措置が見直されたことによる国の繰り出し基準の減額に伴い、減額影響分を特別措置分として起債が認められておりますので、これらの制度を活用しましてできるだけ起債償還の繰り延べを行いながら償還をしてまいりたいと考えております。

なお、繰入金の一部は国の政策により借り入れをしました補正予算債、臨時財政特例債及び雨水処理施設に充てた起債の元利償還金については、基準内繰入金として一般会計から繰り入れを行っております。また、平成13年度以前の起債の元利償還金50%、平成14年度以降の起債の元利償還金45%が地方交付税の基準財政需要額に算入されております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（別府靖彦君） 13番。

○13番（杉本仙一君） 2 回目の質問をいたしたいと思います。

答弁の中で町内の中の統合というような合併のような話がありましたけれども、同じ町内の中でのことでございますので、その言葉は当てはまらないんじゃないかと思えます。

1 件目は、前回と申しますと今期は私はしておりませんので、前期のことだと思いますけれども、質問の中できょうも話がありましたが、地元の住民の方々の意見を最大まで尊重しながら進めてまいりたいということでありましたが、私の言うのは先ほど申し上げましたように、町内の中でのことでございますので、行政区の見直しのように受け取られるという面じゃないと思うわけでございます。町内の中で、例えば小さく字ごとに分かれているとか、そういうことの話でございます。例えば、大畑なら大畑の中で字に分かれているというようなことであって、町内の単位をある程度整理した方がいいんじゃないかということを行ったわけでございます。

現在はまだ実現してませんが、市町村の合併も進んでいる中において、その前にまず市の中において整理できるところはやっておく、それが基本ではないかというような思いがございます。町内の嘱託員の仕事も非常に多くなっています。それを整理することによって嘱託員の待遇改善もできると思うわけであります。これも地元の方々の意向だけを待っていては進みません。執行部が進んで取り組んで指導していったこそ、これは進むと思うわけでございます。

球磨村長も当選のインタビューで行政区の再編を言っておられます。また、錦町も3つの区を1つの分館として整備されております。錦の方法は人吉市では無理かもしれませんが、人吉方式をまた考えてもいいんじゃないかなと思うわけでございます。

先ほどから申しますように、私が質問しているのは、一つの町内の中でのことでありますので、例えば永野のように上下を合併するとか、そういうことではありません。

2件目は、公共下水道、集落排水、合併浄化槽、3方法が考えられるわけですが、どうしても、公共下水道の今までの校区ごとの工事費と補助金、単独の事業費と受益人数についてお尋ねするわけですが、山江の集落排水については、現実行って調べてまいったわけですが、合併浄化槽の場合は、処理水を用水路に排出している地区もありますので、できれば道路に側溝を敷設するとか、処理水を流す排水管を敷設すべきというようなことが考えられるわけですが、その3方法を企画して経費面を出していただければなと思うわけですが。

また、合併浄化槽の場合は後の維持管理も設置者でやるわけですので、財源があったら本当は上乘せ補助金でも出して考えていくくらいの施設と考えるわけですが、これから交付税も非常に減っている現在の状況の中では不可能という思いですが、これから先の不公平感のないような行政としてのサービスができるように、できればお願いしたいということで質問するわけですが。

償還方法についてはわかりましたので、これで終わりたいと思います。

○総務部長（沼田寛仁君） それでは、2回目の御質問にお答え申し上げます。

行政区というのは、議員おっしゃったようにございまして、現在、94行政区がございまして、これはあくまでも住居表示あたりに使います行政区でございまして、町内会とはまた無縁のものでございます。これは例えば、上林町の場合であれば、上林1区、2区という行政区を合わせて1町内会で構成しております。この行政区につきましても、当然議員おっしゃるよう合併等があった場合には、他の自治体のバランスもございまして、当然見直しを図っていくことになります。しかし、これは地方自治法第260条第1項に基づきまして、変更する場合には県知事の許可が要になっております。議会の議決を経まして県知事の許可をもらって、そして行政区の変更ができます。結構重い制度でございまして、これにつきましても今後合併等もにらみながら、議会と御相談しながら地域住民の方の御意向を大事にして進めさせていただければと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○水道局長（末次 力君） それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

公共下水道事業は、先ほどお答えしましたように第1期から現在の第6期まで事業を行っておりますが、負担校区ごとの事業費の算出には難しいものがございまして、管渠整備費、処理場建設費を補助事業、起債事業、単独事業に分けて、昭和49年から平成17年までの事業費累計でお答えしたいと存じます。

まず、管渠整備費でございまして、補助事業費が104億1,565万3,000円、起債事業費が73億4,438万8,000円、単独事業費が21億5,290万6,000円となっております。

次に、処理場の建設でございますが、補助事業費が61億2,842万5,000円、起債事業費が9,927万1,000円、単独事業費が676万7,000円となっております。

なお、補助事業の補助率は、管渠整備が50%、処理場建設費が現在55%となっております。ただ、補助率にも変動があり、処理場建設の補助率は60%のときもありました。

計画整備面積でございますが、第1期が174ヘクタール、第2期が213ヘクタール、第3期が230ヘクタール……失礼しました。第2期が213ヘクタール、第3期が230ヘクタールでございます。第4期が150ヘクタール、第5期が142ヘクタール、第6期が120ヘクタールで、全体で1,029ヘクタールとなっております。

また、処理区域内の人口は、平成18年3月末現在で2万6,547人となっております。

なお、計画区域内のうち整備面積は、平成18年3月末現在で756ヘクタールとなっております。残りの大半は山林など整備不要地区でございます。

次に、3方法の比較でございますが、土地の形態、住居の密集度など立地条件がそれぞれ違いますので、正確な費用、また詳細についての算出は難しいと存じますが、水道局におきまして4カ所の地区を抽出して大まかな試算を行っておりますので、これを参考にお答えいたします。

まず、公共下水道でございますが、1戸当たりの投資額が第1期では71万3,000円でしたが、第6期になりますと155万6,000円と2倍以上の上昇率で推移しております。今後想定範囲ではございますが、1戸当たりの投資額が公共下水道で189万4,000円、集落排水設備は処理場の建設も発生しますので272万5,000円、合併浄化槽が157万9,000円となっております。補助率は公共下水道事業は先ほどお答えしましたとおり50%、集落排水設備も50%となっているようでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（別府靖彦君） 13番。

○13番（杉本仙一君） 総務部長の答弁で、勘違いしてとらえてもろとっとじゃなかろうかと言うたことが先ほどいいなったことですか。行政区って思ってもろうても困ると、私が言うのはですね。意味わからんです。今、町内の中に字ごとに分かれるところがあるでしょう。そして、大畑の場合は小川内とか柴笠というように町内の中で分かれておるでしょう。そういうことを言いよるわけです。わかってもらえましたか。

3回目はもう大体答えていただきましたので、特別平行線で言い争うというようなことはありませんけれども、一応まとめてみたいと思いますけれども。

やはり町内の件については、行政指導で早期に実現するようにやはり期待したいと思うわけでございます。どこかの知事のように、住民の住民のとばかり言っていては前に進みません。よいと思うならば、やはり行政指導を進めていくことが必要ではないかと思うわけでございます。

また、生活排水システムにつきましては、やはり市民が不公平感のない生活ができますように、少しでも前進するように期待いたしたいと思います。やはりそれが進まないと、例えば山江でも小さな村でございますけれども、やはりそれが整備されることによって若い人たちが居住地を求めて移動していくわけですね。私たちの大畑においても、やはり長男の方々が跡取りをするような状況の中で、やはり錦に行ったり山江に行ったりするわけです。ですから、できるだけこの辺も考えていただいて進めていただくなればなというようなことでございます。

今回の議会を終わりますと、残り少ない議員活動になるわけでございますけれども、執行部を初めとする職員の皆さん、そして議員の皆さんには大変お世話になりました。今後は、今起きているような不祥事が絶対起きないように、言いにくいこともどんどん言っていく姿勢が必要ではないかと思うわけでございます。また、上に立つ者には言いにくいことでも言う職員ほどかわいいと思うようにならないと発展もないし、問題の発生も抑えられないと思うわけでございます。そういうことで、今後ともそういうことを大事に心に置いて、行政の運営に当たっていただければなと思うわけでございます。

終わります。

○議長（別府靖彦君） では、次の質問者、お願いします。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（大柿長太君）（登壇） 14番議員の大柿でございます。私も今期で最後かと思えば、何かと心寂しい気持ちがございます。通告に従いまして、質問に入りたいと思います。

まず最初に、休校の活用について。

少子高齢化、過疎化の波は都市より地方へ、地方市街地より辺地へと急速に進み、各地で廃校、休校が相次ぎ、人吉市でも現在、矢岳、大塚、鹿目と相次ぎ、個性豊かな学校として小さいながらも地域のシンボルとして存在し、地域を挙げての行事やイベントもにぎやかに行われておりました。地域の学校は、ふるさとを離れた人々にはいつまでも忘れ得ぬふるさとの情景であり、心のふるさとの原点と言っても過言ではないでしょうか。

そこで質問ですが、矢岳小学校、大塚小学校は現在どのように活用されているのでしょうか。

2点目、鹿目分校は本年4月より休校となっておりますが、どのような計画があっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、緑の青少年の家について。

現在、県下に4つの青少年の家があって、それぞれ研究目的を立て、それぞれの目的に合った施設を利用されていることと思います。森の国とも呼ばれる人吉球磨にも、こういった施設の青年の家があってもよいのではないかと思います。球磨郡市には、全体の3分の1以

上の森林があります。また、県有林は県全体の2分の1もあります。県有林紅取団地は、県有林最大の団地であります。森林と水、自然環境の教育研修には最高の場所であり、県施設の緑の環境研修の場とするべきところと思います。

そこで質問ですが、県内4つの青少年の家の利用状況並びに入吉市からの利用状況についてお伺いいたします。

次に、観光振興の自然観光ルートについて。

現在、各市町村でそれぞれ特徴を生かしたそれぞれのイベントなどが行われていますが、郡市一円にかけてルート観光に取り組むことと思います。人吉球磨の大型観光ルートを組むには、全国的にもいわゆるネームバリューのある市房、水上の桜と、子守唄の里五木の自然林と紅葉、人吉温泉と球磨川下りといったところの3つをルート化することではないかと思っています。人吉球磨の中に地域的にも距離的にも3つの地域の点が三角に結ばれ、これを春夏秋冬のキャンペーンの三十三観音めぐりとかひな祭りなどと組み合わせ、年間を通じて人吉を中心としたツアーを組むことではないかと思っています。それについては、人吉球磨を終日観光し、その後、人吉に宿泊していただき、人吉の霧、人吉の情緒、また人吉球磨の味覚をお客に存分味わっていただきたいものでございます。

そこで質問ですが、現在、広域的観光を推進していただけることと思いますが、どのような推進をしていただけるのか、その推進状況についてお伺いいたします。

2つ目に、このルート等に関しては、各町村との連絡とか話し合いなどがあっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、人吉観光の現状。

人吉の観光の一枚看板球磨川下り川開きが3月1日、華やかに開催されました。そのあいさつの中で、年間川下り乗客数が5万人を割ったということでした。こういうことでは何となく寂しさを感じるところでございますが、何といたっても人吉にとっては一枚看板には変わりありません。元来、球磨川下りは人吉から球泉洞まで3時間を要して下っていましたが、清流コース、急流コースに分けて1時間半のコースとして、お客さんのニーズによりコースが選ばれ、その中で急流コースを下ったお客さんが9割、清流コース、人吉から渡まで下ったお客さんが1割といったところです。この清流コースは冬場だけで、夏場の人吉での球磨川下り船は梅花の渡しで日曜祭日に見られるだけで、ショートコース、花立から国民宿舎まではゴムボートの発着船場となっていますが、1回の利用もあっていない現状です。人吉市観光の一枚看板がこれでよいのかと思うものでございます。

そこで質問ですが、人吉の観光の一枚看板について、市の観光行政としてどのように考えていただけるのか。

2点目、市が50%出資している第三セクターくま川下りの会社経営の問題にどこまで立ち入ることができるか、また立ち入ることができるのであればどのような指導、指示をしてい

るのか、お尋ねいたします。

次に、地場産業育成について。

市長は、過疎化減少に歯どめをかけたいと、働く場を確保するために企業誘致したいとして長年にわたり企業誘致懇談会などを開き、懸命の努力をされておりまして、私としてはその努力に敬意を表するものであります。成果が上がっていないのも事実であります。それは努力が足りなかったのではなく、産業構造の空洞化と言われる今日の時代背景によるものであると理解しております。しかしながら、幾ら努力しても事態が変化しない限り、企業誘致は至難であろうし、近々に事態が変化する兆しもないので、企業誘致もさることながら、地場産業開発育成に努めるべきではないかと考えます。では、開発する地場産業は何かといった問題であります、それは次の２つです。観光産業の球磨川下りと近代農業の法人化されました大地上原田であります。

まず最初に、地場産業育成の球磨川下りについて。

現在、人吉市にとりまして球磨川下りは地域の産業の重要な柱であると思います。また、球磨川下りの観光の持つインパクトの大きさを考えると、球磨川下り観光は地域振興の有力な武器ではないかと思えます。人吉市の活性化をいかにして図るかということは、若者がどれだけ人吉市に定着するか、さらにはよそからどれだけ若者が移り住んでくるかということと、表裏一体にあることと思えます。球磨川下りは、動力を人力でする仕事でございます。このような男性雇用型の地場産業である球磨川下り会社の問題は、観光の視点からとらえるのではなく、雇用の場を含めた社会経済の問題からも考えなければならないことと思えます。企業誘致もさることながら、地場産業の育成面からも市として強力な取り組みをしなければならないことと思えます。

そこで質問ですが、現在のくま川下りの運用状況と年間乗客数と従業員数についてお尋ねいたします。

次に、地場産業の２点目の大地上原田について。

上原田地区は、耕地環境、集落形成といった点で、人吉市のモデル農村地帯になると思っております。昨年農事組合法人大地上原田として法人化され、大規模ニンジン栽培が拡大されていますが、今後のさらなる拡大に期待しているところでございます。

そこで質問ですが、平成１８年における当組合のニンジンの作付面積と収穫量及び従業者数についてお尋ねいたします。

次に、農業問題の産業ヘリコプター導入について。

御承知のとおり、我が国の農業は年々厳しい状況にあります。農産物の自由化と乳製品の自由化、その中でも、日本人の主食で自給自足を国の大方針で守ってきた米も自由化され、米の生産調整と相まって新食糧法が施行され、農家にとって厳しい選択の中で稲作経営を強いられているわけですが、それにつけて、農家の後継者はできず、高齢化は進み、精神的に

も体力にも衰退した現状の中で、農作業の省力化、効率化、そして、農業者の健康管理を守る上でも、これからの農業にますます欠かせない重要なテーマではないかと思います。

この産業用ヘリコプターは、これまで狭い圃場から大きな圃場、あるいは中山間地の多様な農耕地で多くの尽力と時間を有した防除のための散布を、リモコン遠隔操作により、手軽に、しかも短時間に散布できる画期的な農業機械ではないかと思います。現在、郡市の町村でも導入し、実施しているところもありますが、市としてこの産業ヘリコプター導入についてのお考えを伺いたいと思っております。

そこで質問ですが、昨年の人吉市における利用状況、実施地域、実施面積、作物名、委託先についてお尋ねいたします。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業への取り組みについて。

水と緑の21世紀はだれもが望むところでありますが、その源である地域が深刻な状況では、それは絵そらごとになりはしないか。住む人がいなくなった集落周辺の跡に見えるものは、荒廃した森林ややぶと化した耕地であろう。山合いの地を開き、集落を起こした先人たちや、高齢化や過疎化の中で緑の地域を守り続ける人たちに、もっと思いをはせることが大切ではないかと思います。

そこで質問ですが、平成19年度から平成23年まで5年間、農業者を中心に、地域住民などと一体となった組織が、地域内の農地や水路などの資源を保全する活動を支援する農地・水・環境保全向上対策事業が19年度から実施されるが、その取組状況及び実施計画についてお尋ねいたします。

以上、1回目を終わります。

○議長（別府靖彦君） ここで暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時1分 開議

○議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。答弁からお願いします。

○教育次長（神瀬文夫君） それでは、私の方から大柿議員の御質問に答弁をいたします。

まず、第1点目の休校の活用ということでございました。

大塚小学校におきましては、大塚校区の公民館の拠点施設として利用しております。また、矢岳小学校につきましては、夏休みの期間中に学年キャンプやクラブの合宿等に利用をされております。それから、来年度から休校になります鹿目分校につきましては、鹿目町内会の集会施設として利用をされる予定でございます。

次に、議員がおっしゃいます緑の青年の家でございますけれども、県下4カ所の青年の家の利用状況について御説明を申し上げます。

まず、平成17年度の利用の実績でございますけれども、天草青年の家が1万5,494人、菊

池少年自然の家が1万3,378人、豊野少年自然の家が1万2,475人、あしきた青少年の家が2万9,209人でございました。

次に、人吉からの利用者でございますが、あしきた青少年の家ができます前までは、豊野少年自然の家とか鹿児島の大隅少年自然の家等を利用しておりましたけれども、あしきた青少年の家が完成しました平成12年度からこの施設を利用しておりまして、17年度が市内の全小学校の5年生が390人、全中学校でございますが、これは1年生でございます。390人。合計の780人でございます。それから、平成18年度が、同じく市内全小学校の5年生が378人、また、中学校1年生が370人ということで、合計の748人でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

まず、観光振興、自然観光ルートと市観光の現状ということでございますが、まず、自然観光ルート、広域観光ルートの推進についてでございますが、昭和60年7月から人吉球磨地域観光推進協議会が、現球磨地域振興局が事務局となり事業を進めております。これまで広域地図の発行のほか、御利益の郷、物産展、三十三観音事業助成、ラジオ番組PRなどの事業に取り組んでまいりました。

平成7年には、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会が本市を事務局として発足し、総合パンフレットの発行や、人吉球磨は、ひなまつり、相良三十三観音事業、温泉施設、観光施設をめぐる人吉球磨ぐるっとスタンプラリーなどに取り組んでおりまして、広域的な観光施策を進めております。

また、昨年5月には人吉球磨グリーン・ツーリズム推進協議会が設立され、自然、文化、農業を中心に、広域連携による活動が展開されているようでございます。さらに、人吉球磨広域行政組合では、住民ディレクターを中心として情報発信事業が民放と共同で進められており、当地域の自然や文化、偉人など、さまざまな文化での情報発信に取り組んでおります。それぞれの組織において定期的に会議が持たれ、事業計画の推進、企画内容の検討など連携が図られ、他地域への観光宣伝事業にも取り組んでいる状況でございます。

次に、観光の現状といたしまして、球磨川下りの今後についてということでございますが、従来から球磨川下りは本市及び当地域の観光のエースと言っても過言ではない存在でございます。これまでもありとあらゆる機会を通じまして広報宣伝に努めてまいりました。しかしながら、近年は観光客のニーズの多様化や乗船時間が長いことなどから、利用者について年々減少している状況にあります。

こういった中、旅行会社へのPRについては、新たな商品開発により再び球磨川下りに目を向けていただく必要がございます。くま川下り株式会社と市におきましては、ラフティングの商品開発や短時間で船遊びが体験できる梅花の渡しを実施をしているところでございます。梅花の渡しについては、実証期間であるにもかかわらず、東京発の全日空の旅行ツアー

に組み込まれるなど、旅行会社の反応もよく、将来的に明るい兆しが見えているところでございます。このような手軽に船遊びが体験できる商品を足がかりに、より多くの人にそのよさを体感していただき、すそ野を広げながら本来の川下りに乗船していただく方向にしかけていく必要があるかと考えております。

現在、市からは役員に取締役2人、監査役1人が就任しておりまして、日ごろから経営に対し意見、助言を申し上げております。

また、新商品の開発については、さまざまな調査と、旅館を初めとした民間団体の協力は不可欠であり、出資比率のいかんにかかわらず、くま川下り株式会社はもちろん、人吉温泉観光協会の皆様とも協議をしながら、球磨川下りがより活性化するように、さまざまな企画、事業展開を提案、実施をしていきたいと考えております。

次に、地場産業育成ということでございまして、球磨川下りにつきましてお答えいたします。

現在の運行状況でございますが、4月から10月は清流コースと急流コースを運行し、11月から3月までは清流コースのみの運行となっております。12月から2月はコタツ舟として運行され、いずれも所要時間が約90分でございます。

平成18年度の乗船客数は4万7,000人、遊覧船事業部分の従業員数は、社長1人、総務2人、営業9人、船頭48人の計60人でございます。

次に、農事組合法人大地上原田への御質問にお答えします。

上原田地区におきまして、機械化一環体系による大規模なニンジン作付に取り組んでおられる農事組合法人大地上原田の平成18年度作付面積及び収穫量は、春まき栽培が0.5ヘクタールで1.5トン、夏まき栽培が7.9ヘクタールで240トン、合計しまして8.4ヘクタールで241.5トンでございました。また、従事者の数でございますが、すべて上原田地区の方々が従事されております。当組合の11名の組合員を中心に、植えつけまでの準備作業、種まきから収穫、選果などに従事された人数が、女性のパート雇用10名を含めまして、延べ人数で680名ということでございます。

次に、農業振興、産業用ヘリコプターの導入についてお答えします。

平成18年の産業用ヘリコプターの利用状況でございますが、実施地域は、大畑、大畑麓、上田代、下田代、東漆田、上漆田、下漆田、七地地区で実施されておりまして、実施面積は1回の散布面積約30ヘクタール、3回散布されておりますので、延べ90ヘクタールが実施されました。作物は水稻でございます。

委託先でございますが、JAの営農支援センターが窓口となりまして、農家からの申し込みを取りまとめ、ヤンマー農機に委託しているようでございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策につきましての御質問にお答えします。

この対策は、新たな食糧、農業、農村基本計画の中の経営所得安定対策の一環として、平

成19年度から平成23年度までの5年間にわたり実施されるものでございまして、農業生産や多面的機能の基礎となる農地や水路などの環境保全活動を促進することを主な目的としておりまして、補助率は、国、県が75%、市が25%となっております。また、この対策は、農地、農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみの共同活動を支援する1階部分と、地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を支援する2階部分とに分かれております。

では、本市の取り組み状況でございますが、1階部分につきましては、非農家の協力が必須条件となっているため、土地改良区など、推進体制がとれた地区を中心に説明会や意見の取りまとめを実施しまして、上田代町、下田代町による田代地区、大畑麓町による大畑麓町地区、上戸越町、下戸越町による戸越地区、上原田町による上原田地区の、以上、4地区を選定しております。

また、それぞれの実施予定面積は、田代地区が81ヘクタール、大畑麓地区が21ヘクタール、戸越地区が39ヘクタール、上原田地区が98ヘクタールとなっております。

次に、2階建て部分の営農活動支援における現在までの取組状況でございますが、本市におきましては、19年度は4地区のうち大畑麓地区、戸越地区、上原田地区の3地区が実施予定となっております。その実施計画でございますが、大畑麓地区ではタマネギが0.15ヘクタール、戸越地区では水稻が14.7ヘクタール、上原田地区ではニンジン、里芋などの露地野菜や、桃など果樹を合わせまして20ヘクタールが実施予定となっております。現在、これらの地区におきまして、営農活動計画など、必要な書類の整備につきまして、説明会を開催しながら事業実施に向けた準備を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（別府靖彦君） 14番。

○14番（大柿長太君） それぞれ1回目の御答弁をいただきましたが、2回目の質問に入ります。

まずは、最初に休校の活用について。

いろいろ地域に合った活用していただけることのようにですが、永年親しんできた学校がなくなるということは、チャイムの音が聞こえなくなったり、子供の声が聞こえなくなったりすることで、地域の火が消えたような寂しさを感じるものと思います。休校、廃校といった問題は全国的なものでございまして、それぞれのアイデアで地域に合った活用をしていることと思いますが、私たちが昨年、同僚議員と研修に行ってきました串木野市では、特認校制度というのを設けて、小規模校8名であった学校が、市内の特認校指定を受けまして、大規模より転入がありまして16名と倍の生徒数になって、地域住民も活気を取り戻し、明るい地域、学校になったということも見受けています。

今後におきまして、休校、廃校、また相次ぐことかもしれませんが、そういうふうにならないように、できるだけ今後の地域、また学校の活性化のために努力していただきたいと思います。

っている次第でございます。

次に、緑の青年の家についてでございますが、県下4つの青年の家では、それぞれ地域の特性を生かした施設で、各地からそれぞれの目的を持って集まってくる研修の場であると思います。利用者も相当数ふえて、七、八万人とか、あしきたの利用者があったようでございます。人吉からの利用は、距離的にまた近いし、また、海といったことで、あしきた青少年の家が一番多かったようでございます。

鹿目分校でございますが、今、地域の公民館活動に使っているということでございますが、鹿目分校は、青年の教育の場として最高の場だと思います。現在、県有林では林業試験や講習、また、緑の少年団などの研修活動が行われていて、県有林のすぐそばでもあり、校舎をそのまま使えば、支出も別に立てるでもなく、すぐ名実ともに緑の青年の家になるのではないかと思います。

そこで質問ですが、県施設のこういった緑の青年の家といったことにはできないのでしょうかと思うわけでございますが、その点、一つお聞きしたいと思います。

次に、観光振興の自然観光ルートについて。

私も球磨川下りに40年従事してまして、毎日球磨川を見ながら多くのお客さんとの出会いが楽しみで、1日3時間お客さんの身近にいて話したことが一番楽しい毎日でした。どこかのホテルのフロントマンより長い時間お客さんと接し、いろんなお客さんとのやりとりの中で、どこからおいでたのか、また、球磨川下りの魅力はなんですかというような、そういうお客さんとのやりとりをやってきたわけでございますが、地域とすれば、福岡、北九州が一番多かったようでございます。

それと、お客さんからよく聞かされましたことや、また経験したことを上げてみますと、一番に企業誘致懇談会などでも言われますように、人吉は自然観光資源や独特の文化が豊富だから、企業誘致より観光振興に努めるべきという意見が多かったようでございます。

また、北九州あたりの旅行エージェントからは、球磨川下りだけで3時間もの時間を費やすことではツアーが組めないと。もう一つの観光資源開発して観光の目玉をつくれというようなことを聞かされました。

それともう一つ、宿泊ホテルの予約がとれないということでございました。大型団体300名以上の修学旅行などは、2カ所に分かれて宿泊したことでした。また、宿泊部屋数が足りなく、日曜、祭日には団体客はえびの霧島泊まりで、日本三大急流という速さで球磨川を一気に下り、帰ってしまいまして、人吉に残ったものは船賃収入3,800円と、売店の売り上げ、大体1人1,000円、500人下れば50万といったところで、売店収入が一番高率がよいというようなことでございました。

観光振興で一番のねらいは、経済の波及効果だと思います。それは、いかにして客足を人吉にとめるかといったことだと思います。人吉の観光の一番のネック、これは何か。宿泊客

収容数が足りないということだと思います。

そこで質問ですが、以上をまとめてみまして、１点目は、自然観光とはどういったところか。２点目、観光の目玉づくり。この１点目、２点目につきましては、前段で申しましたとおり、広域観光ルートがこれに該当するんじゃないかと思っている次第でございます。

それから、３点目の人吉観光のネックの宿泊収容客数の件について、どのように市として考えておられるかお尋ねいたします。観光のネック、宿泊収容数の件について、お願いいたします。

次に、人吉観光の現状。球磨川下りの清流コースと梅花の渡しは、市街地活性化には一番大切なところだと思います。球磨川下りも冬場の渇水期には清流コースで運行しています。花立より国民宿舎までのショートコースは、発着船場もできていて、漁協との話し合いもできています。現在、花立の梅花の渡しも県の観光振興課で取り上げていただき、脚光を浴びているようでございますが、前段の指定観光ルートで申したとおり、観光拠点として開発振興に取り組むところと思いますが、そこで質問ですが、この球磨川下り清流コース、ショートコース、梅花の渡しなどは中心市街地活性化計画の中でどのような位置づけをされているのかお尋ねいたします。

次に、地場産業育成、くま川下り株式会社について。

川下り会社、もともと申しますと、川下り会社３社ございまして、３社の合併当時は、船数が５５艘で、先頭約１１０名、カイド嬢１５名、事務職１０名、あわせて１３０名ぐらいいました。その後の年間の乗客数は１３万７、０００人ぐらいが最高の年でした。

現在、稼働総数２４艘で、年間乗客数５万人前後で、船頭、事務職あわせて６０人足らずの従業員でございます。現在の会社の設立内容とすれば、乗客８万人前後が損益分岐点ではないかと思います。

じゃあ、お客をふやすにはどうするかといった問題ですが、鶏が先か、卵が先かといった問題となろうかと思いますが、問題となっているのは、観光客は日曜、祭日に集中してきます。稼働総数２４艘では、１日１５名乗せて３６０名、２回下りまして７２０名、それも１０時より１１時の時間帯に集中してきます関係で、もう予約の段階で断らなければなりません。また、日曜、祭日に来たお客さんを下さないと、乗船客はふえないわけでございます。

また、大型団体を午前と午後に分けて下すわけにもいきません。こういったことの繰り返しをする中で、旅行エージェントは客を送らなくなるというようなことでございます。

また、現在のガイドは、テープで案内をしています。機械的な社会の中で、人吉の観光は自然と情緒ではないかと思います。人吉観光の振興と雇用拡大には、この球磨川下りの船頭をふやすことと、ガイド嬢での案内ではないかと思います。その点について、市としてどのようなお考えをお持ちかお伺いいたします。１４０名から１５０名のおる従業員で経営をしてきた会社でありますので、現在でもできない話ではないと思っている次第でございます。その点

お聞きしたいと思います。

次に、地場産業育成の農事組合法人大地上原田について。

上原田地区は、人吉の畑地地域の中でも、暫定水源ではありますが、かん水施設が一部整備され、モデル的な農村地帯と思っております。昨年12月に露地野菜生産組合から農事組合法人大地上原田と法人化され、着実に生産が拡大しているようですが、ますます人吉の農業の牽引役として成長してもらいたいものと思っております。

そこで質問ですが、今後、この農事組合法人大地上原田自身がさらなる取り組みを計画し実施されていくわけでありますが、市としてこの大地上原田に対し、アドバイス、支援、指導、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

次に、産業用ヘリコプター導入について。

高齢化した農家での稲作経営で一番苦になる仕事は、この防除作業であります。その労働力と健康であります。店頭に並ぶ農作物に付着した何千分の1の残留農薬でも、現在やかましく問われている今日でございます。農業者はその減益の中で老骨にむち打ち防除に携わっている現状でございます。農業者の健康を守る上でも一番大事なことはないかと思えます。

そこで質問ですが、一昨年、同様の質問を行ったときの答弁の中で、ＪＡでは現在のところ購入計画はないとのことで、市といたしましては、ＪＡと一体となって検討していきたいとの答弁がっております。その後の進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業について。

この事業は、人吉にとって最も必要な事業と思えます。もはや実施地区の選定や説明会、意見の取りまとめ、実施計画もできているようですが、期間も限定されていますので、早急な取り組みをお願いしておきます。

以上、2回目を終わります。

○教育次長（神瀬文夫君） 2回目の質問にお答えいたします。

鹿目分校を県施設の緑の青年の家として活用できないかということでございますけれども、鹿目分校につきましては、もともと学校としてつくられた建物でございまして、議員が言われますように、青年の家ということになりますと、宿泊施設とか飲食施設とかいうものを備えなければならないし、今後そういうのをつくるとなりますならば、相当のお金を費やして改修せにゃいかんということになろうかというふうに思います。

現在、県におきましては、4カ所ありますところの青少年の家、または少年自然の家ということありますけれども、やっぱりあしきたの青少年の家につきましては順調な経営がなされておるようでございますけれども、ほかの施設におきましては、あしきたの青少年の家の半分以上ぐらいの人間の利用状況しかないわけなんです。それで、県におきましても、このあしきたを除く、含めましてでしょうけれども、ほかの施設の利用状況を勘案しまして、この

経営今後どうするかということについても、今後検討されるという話も聞いておるところでございます。

そういう状況からいたしましたときに、新たに、議員言われますように、鹿目分校をそういう緑の青年の施設として利用されるということはかなり厳しいんじゃないかなというふうには感じます。

また、私たちといたしましては、現在、地元町内会と町内の活用ということで話を進めておりますので、議員が申されましたことにつきましても話し合いをしてみたいというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○経済部長（俣野 一君） 2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、観光のネック、人吉温泉の収容人員、人数でございますが、平成17年度熊本県観光統計によりますと、1日の最大収容人数は2,086人でございます。月別では、11月が最も利用者が多く、2万1,608人でございます。稼働率を計算いたしますと、約33%となるようでございます。数値から見ますと、ゴールデンウィークや土曜、日曜日など、お客様が集中する時期はあるかと存じますが、全体的に余裕がある状況でございます。

次に、中心市街地活性化基本計画においては、球磨川管理用道路につきましては、管理用道路についての事業計画はございますが、川下りに関しての記述はないようでございます。

次に、船頭、ガイドの数をふやす計画はないかということでございますが、24艘の船を運航する船頭数は確保されておりますが、船頭は熟練を必要とする仕事でございますので、新人の確保については、会社と連携をとってまいりたいと存じます。また、ガイドにつきましては、年に数回、御要望がございました折、別料金をいただいて対応している状況でございます。

次に、農事組合法人大地上原田にお答えします。

大地上原田への支援につきましてでございますが、当組合では、ことしはさらに面積を拡大しまして、約14ヘクタールのニンジン作付を計画されているようでございます。そこで本市としましても、当組合が本市の企業的農業の先進的なモデル経営体として位置づけるとともに、地場産業育成の観点からも、今後とも球磨地域振興局やJAなど関係機関と連携しながら、当組合の経営向上につながるよう指導、助言などを行ってまいりたいと存じます。

次に、産業用ヘリコプターでございますが、平成17年9月議会で答弁しましたとおり、産業用ヘリコプター導入するに当たりましては、1台1,000万円くらいの大変高価な機械であるということ。次に、費用対効果に見合うだけの利用面積の確保が必要なこと。次に、ヘリコプターを操縦するオペレーターの確保が必要なことといった問題を解決しなければなりません。さらに昨年5月から適用されましたポジティブリスト制度による農薬の飛散の問題も新たに対応しなければならないところでございます。現在のところ、産業用ヘリコプター

導入についての積極的な検討はなされておりませんが、農家からの要望が高まれば、産業用ヘリコプター導入についての協議を進めていかなければならないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（別府靖彦君） 14番。

○14番（大柿長太君） 3回目でありますけど、思いと御要望について申し上げます。

まず、それぞれ執行部の方では努力されていることと思いますが、それぞれまた問題も多岐にわたりましてありますし、大変なことだと思っている次第でございます。1番目の休校の活用と緑の青年の家について言ってみますと、何せこの青年の家の利用者が減っているということで、そこら辺も考えた上で、今後、鹿目町内とも話し合いの上で進めてみたいという御答弁でございましたので、極力その辺で。できますれば、そういう人吉球磨の森林の郷というところでございますので、緑の環境教育という点で、そういう独特のこういった青年の家でもつくっていただければと思っている次第でございます。

そういうふうに、いろいろと問題解決に当たりましては大変と思いますが、できるだけそういうふうに進めていただきたいという考えでおりますので、よろしくお願いします。

次に、観光振興でございますが、これもまたいろいろと問題がございまして、観光振興の一番のねらいは経済の波及効果であると思います。いかにして球磨人吉にお客さんの足を長くとめるかといったことと思いますが、ただいま申されましたとおり、毎日のお客さんでなしに、日曜、祭日に集中してお客さんが来て、毎日それが平均してきていただければ、ホテルも球磨川下りもいいんですけど、その従業員を待機させたり、空間があつたりと、そこが一番問題になるわけでございます。球磨川下りにおきましては、船頭を常時受け入れ態勢をそういうふうで持っていないと、日曜、祭日の客が下されないということでございます。ところが、そこ辺が一番問題でございまして、経済の効率化とか何とかございまして、そこ辺が大変考えるべきところではないかと思いますが、何せ人吉の一枚看板の球磨川下りということでございまして、現在のところ、部長が申されましたとおりの状態で、球磨川下りは存続の危機に來ていると私は思っております。従業員確保とか、そういった客足の減というところで、危機に來ていると思っている次第でございます。何とか人吉の一枚看板の名に恥じないよう、大株主でございます人吉市の強力な取り組みをお願いしておきます。

地場産業育成については、観光の球磨川下りは、観光振興と雇用の場を含めて、社会経済の問題からも考えるべきだと私も申しておりますが、そういう点で、今後、この地場産業を育成するには、私とすれば、この解決が一番いいんじゃないかと思っている次第でございますので、さっきから申しますように、従業員の確保とか、ガイドの雇用とか、そういうことを考えてやっていただければと思っている次第でございます。

ただ、大地上原田につきましては、現在のようなモデルとして育成すれば、生産から加工までという気持ちを私は持っております。こういうことで、今後さらなる執行部の御支援、

御指導をお願いしておきます。

農業振興の産業用ヘリコプター導入につきましては、これからの農業にとって最も重要なテーマではないかと思っている次第でございます。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、農地は1年で荒廃し、ややもすれば山となるところでございます。早急な取り組みをしていくようお願いしておきます。

今回で最後の質問となりましたが、今回までいろいろと私、はしたない質問をしてまいりましたが、執行部におかれましては、誠意を持って的確な御答弁をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 7番。

○7番（本村令斗君）（登壇） 7番議員の本村です。今期最後の質問になりますが、今期も16回、全回質問ができて、いろいろお力添えいただいた方に感謝しながら質問していきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問していきたいと思いますが、1番のところにおきましては、清潔な市政の実現と業者選定、これとが一つの流れとして質問していきたいと思います。

また、昨日と質問自体重なることもあるかと思いますが、若干角度とか変えておるつもりでありますので、御答弁の方、お願いしたいと思います。

ではまず、最初の市長逮捕の背景にある腐敗の構造についてです。

熊本県警捜査2課と人吉市は、3月3日の深夜に福永市長を逮捕し、4日午後には収賄の疑いで熊本地検に送検しました。それに先立つ1月24日には企画次長の北川徹氏が、また、2月7日には福永市長とかかわりが深かった会社役員の西建一氏が逮捕されています。私は、これを機会に人吉市が疑惑の全面解容を行い、今後は清潔な市政を実現するべきであるという思いから、この質問を行います。

3月5日の熊日新聞を見てみますと、このような記事が載っています。調べでは、福永容疑者はごみ焼却施設人吉球磨クリーンプラザで使用する重油納入契約の指名競争入札に絡み、申請期限が過ぎていたにもかかわらず、2002年度の指名業者名簿に同市の納入業者を登録させて指名するなど便宜を図り、見返りとして、業者から5期目の当選を決めた直後の2003年5月中旬、市長室で現金50万円を受け取った疑い。福永容疑者は現金を受け取ったことは認めているというものです。

私は、これまで6回にわたり一般質問で、熊本県庁の選挙管理委員会にある政治資金収支報告書に基づき福永政治経済研究会に納められた献金について質問を行ってきました。さらに、その献金の中身を改めて見てみると、1万円しか納めてない場合にもきちんと報告がなされています。これらのことから、福永市長は50万円もの現金を受け取った場合には報告書に届け出をしなければならないことは知っていたはずで

ところが、市長に50万円渡した業者は、この収支報告書には載っていません。福永市長が報告をしなかったことにより、その50万円が表に出せないやばい金である疑いはますます深まっていると思います。

市長職務代理者である淵上助役と沼田総務部長に公務員としての認識をお伺いします。市の行政をつかさどる者が市長室で50万円もらうことはあってはならないということだという認識はありますか。

次に、川辺川総合土地改良事業組合の解散についてです。

川辺川総合土地改良事業組合は、もはや解散するしか残された道がないのは明らかではないでしょうか。事業組合をめぐる動きを新聞報道などをもとにまとめて見ますと、相良村の矢上村長は、川辺川総合土地改良事業からの離脱を表明し、2月2日には相良村村議会も事業組合の解散協議に同意しています。また、矢上村長は、8日に関係5市町村長に対し組合の解散協議を申し入れるとともに、平成19年度分の組合への負担金は予算計上しないことにしたなどと告げる文書を郵送しています。さらに27日には、事業組合の収入役を会計管理者に置きかえる組合規約変更の同文議決を村議会に提案しない方針を明らかにしています。2月28日の熊日新聞を見てみますと、構成自治体の一つでも決議しなければ、収入役の任期が切れる以降、会計処理の大半ができなくなることや、会計管理者が不在となれば、職員給与と支払いを初め、会計処理は事実上ストップすることが書かれています。

そこでお伺いします。川辺川総合土地改良事業組合は、6月以降から運営ができないことは明らかだと思いませんか。

次に、地元業者も潤う治水対策についてです。

川辺川ダムの中に固執していた国土交通省が、近年、河川改修による治水対策を行っています。私は、このような河川改修による治水対策こそダムに反対する人吉市民の声にもこたえ、また、地元にも経済効果をもたらす事業だという思いから、この質問を行います。

国土交通省八代河川国道事務所は、昨年度に人吉市内を流れる球磨川の洪水時の水位低下をはかるために、11月より中川原公園周辺に堆積した土砂の除去を行いました。このことについて、昨年の12月議会で私が質問したところ、土砂の除去は味岡建設が9,135万円で受注したことがわかりました。本年度は西瀬校区の要望であった西瀬橋周辺に堆積した土砂の除去が行われていますが、やはり地元の業者で受注されていることと思います。

そこでお伺いします。西瀬橋周辺の土砂の除去はこの業者が幾らで受注したのですか。

次に、国民健康保険税の引き下げについてです。

貧困と社会的格差の広がりが大変深刻になっています。とりわけ国民健康保険の高過ぎる保険料と、保険料を払えない人からの保険証の取り上げが命の格差まで生み出しています。これはマスコミも深刻な社会問題として取り上げています。

昨年度の全国での保険料の滞納は480万世帯を超えました。そのうち1年以上滞納して、

保険証を取り上げられて、資格証明書を発行された世帯は35万世帯で、いずれも過去最高です。資格証明書が発行されると、窓口では10割払わなければならないので、支払額が余にも多いということで、受診を控えるという傾向が指摘されています。人吉市でも国民健康保険税の滞納世帯数と資格証明書の交付世帯数がどのような状況にあるのか明らかにする必要があります。

尾方福祉生活部長にお伺いします。国民健康保険の加入世帯数、滞納世帯数とその割合、資格証明書交付世帯と滞納世帯に対する割合はどのようになっていますか。

次に、ストーブの設置についてです。

学校の教育環境の整備は教育委員会の責務です。冬の朝など、教室が寒いために、生徒が学習に集中できないのであれば、教育委員会が責務を放棄していると言わざるを得ません。しかし、人吉三中を見れば、教育委員会はこの責務をきっちりと果たそうとしていることはわかります。それは、教室にもストーブが設置されているからです。ところが、人吉一中と二中には教室にストーブがありません。私はなぜ三中には教室にもストーブが設置されているのに、一中と二中は教室にストーブがないのか全くわかりません。

鳥井教育長にお伺いします。一つ目、なぜ三中には教室にもストーブが設置されているのに、一中と二中には教室にストーブがないのですか。二つ目、三中の方が山間部にあるので寒いと言う人もいますが、一中、二中との温度差を測定したデータはあるのですか。あれば、その結果はどのようになっていますか。三つ目、一中と二中の教室にストーブを完備するためには幾つのストーブが必要で、予算は幾らくらいかかりますか。

以上、1回目の質問です。

- 市長職務代理者助役（淵上憲男君） まず1点目の公務員としての認識についてお尋ねでございますが、新聞報道が事実であるとすれば、当然、公務員としてしてはならない行為であることは当然でございます。

しかし、現在捜査中であり、捜査の行方を見守ってまいりたいと存じます。

それから、2点目の利水関係の収入役の退職により6月から運営ができなくなるんじゃないかという御質問でございますが、現在の収入役は錦町の収入役でございますが、議員おっしゃるとおり、6月で任期が切れますので、当然議員言われるようなことになると思いますが、組合としてもこの対応策を近日中に正副組合長会議を開きまして、対応策を練るということになっておるようでございます。

以上、お答えいたします。

- 総務部長（沼田寛仁君） 私も助役同様、遺憾に感じております。

ただ、今から捜査が、裁判等が始まってきますし、そこで事実関係が明らかになりますので、その辺を見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

- 建設部長（吉村政浩君） 本村議員の1回目の質問にお答えいたします。

地元業者も潤う治水対策というふうなことでのお尋ねでございます。受注業者の名前等を教えてもらいたいというふうなことでございますけれども、西瀬橋上流の土砂除去につきましては、球磨川を管理しておられます国土交通省が発注をされておりまして、国土交通省にお尋ねをしましたところ、工事費につきましては約9,000万ということでございました。受注業者でございますが、三和建設ということでございます。

以上でございます。

- 福祉生活部長（尾方 篤君） 私の方から国保世帯数等についてお答えいたします。

平成18年3月31日現在の数字で申し上げます。加入世帯数が8,840世帯、そのうち国保税の滞納世帯が1,569世帯、国保世帯の17.7%でございます。そのうち資格証明書交付世帯が96世帯、滞納世帯の6.1%でございます。また、資格証明書交付の直近の数字は、平成19年3月1日に105世帯、6.6%となっております。

以上、お答えいたします。

- 教育次長（神瀬文夫君） 私の方からはストーブの設置について御答弁を申し上げます。

まず第1点目でございますが、三中の生徒用ストーブにつきましては、市が備品として購入したものではありません。平成17年以前の寄附によるものと考えております。現在、燃料費につきましては公費で支出しておりますけれども、生徒数で算出した各学校に割り当てた学校予算の中で三中のやりくりになって燃料費を捻出をしていただいておりますというのが現状でございます。

2点目で、三中と一中、二中ではどのくらいの温度差があるか調査したことがあるかということでございますが、同じ条件で調査を行ったことはありませんけれども、各学校の保健日誌をつけておりますので、ある程度の比較は可能でございます。それに基づいて説明させていただきますけれども、設置場所や霧の発生などの気象条件で一概には言えませんが、三中と一中では平均して2度から3度Cくらいの差が確認ができます。しかし、三中と二中ではほとんど差がないようでございます。

それから、中学校の標高についてでございますが、一中が海拔107.6メートルでございます。二中が海拔149.9メートル、三中が海拔214.5メートルということでございまして、ちなみに標高差は三中と一中が106.9メートル、三中と二中では64.6メートルでございます。

次に、3点目のストーブのない教室数と、設置した場合にどれくらいの費用がかかるかということでございましたけれども、生徒が利用します教室のうちのストーブがない教室数でございますが、一中が31教室、二中が32教室でございます。昨年小学校に購入しましたストーブの単価で計算をいたしますと、63台で約338万円ということになっておるようでございます。これに燃料費は別でございます。

以上でございます。（「7番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 7番。

○7番（本村令斗君） それでは、質問席から2回目の質問をしていきたいと思います。

腐敗の構造についての質問では、事実であればやってはならない行為ということで、お二人とも言われましたので、そういうふうな認識であることは真っ当というか、そういうふうなと思いました。

次に、ちょっと角度を変えて聞いていきたいと思います。西建一容疑者が逮捕された翌日の2月8日の熊日新聞には、7日に行われた福永市長への記者会見の様子が一問一答で載っており、このようなやりとりがなされています。

まず、西建一容疑者の逮捕をどう受けとめるとの質問に、命の恩人であり、友人と答えています。また、市長が西容疑者と最近会ったという質問に、昨日市長室で会った。事件について話したが、内容は私の口から申し上げられない。彼とは日ごろから市長室や私の自宅で会っていると答えています。このように、市長の回答は、西建一氏が市役所に頻繁に来ていたことを明確に述べています。

さらに同日の熊日新聞には、ほかに関与者とはというタイトルでこのような記事が載っています。西容疑者は市役所に出入りする姿もたびたび目撃されている。会社事務所などで市の幹部職員や建設業関係者と打ち合わせてしているのを何度か見たとの証言もというものです。このようにマスコミも西建一氏とのつながりは市の幹部職員にまで及んでいることを示唆しています。

今回の汚泥再処理センターをめぐる腐敗の構造の確信は、福永市長が命の恩人とまで呼んだ西建一氏が市役所幹部であり、広域行政組合の最高幹部であった北川氏に指示して競争入札妨害を行わせたことにあります。

そこで沼田総務部長にお伺いします。西建一氏の事務所に出入りしていた幹部職員というのは、あなたではないですか。

次に、川辺川総合土地改良の解散についてですが、これは町村組合長あたりで対応を協議するということですが、なかなかそれが打開策が見えないという、明らかなことだと私は思うんです。それは、やはり相良村の離脱するという実情が、やはり村のことを考えてやっているからというものです。これは、そうしないと相良村が立ち行かなくなってしまうのではないかと思います。離脱しないと。

こういうふうに2月14日の人吉新聞に、矢上村長が13日に人吉市役所を訪れ、井上企画部長に川辺川建設促進協議会からの脱会を告げる文書を提出しています。このとき事業組合解散の理由などを述べるための文書もあわせて提出されていることが書かれていたので、私は企画課に行き、そのコピーをもらってきました。そこには相良村が国営利水事業から離脱を決意したという項目があり、このように書かれています。1、村内の既得水利権の存在が不明解であり、対象農家の間に不安がある。2、行政からの補助金が打ち切られた場合、水代

が高額になるため、対象農家の間に不安がある。3、三位改革の一体のもと、相良村自体が事業費償還金等の負担に耐え切れないというもので、これからも、離脱は相良村や相良村民のことを考えた上でのことであることは明らかだと思います。

このような理由に基づいて、相良村の矢上村長は、川辺川総合土地改良事業からの離脱を表明し、2月2日には相良村議会の会も事業組合の解散協議に同意しています。このように、事業組合からの離脱は明らかに相良村の意思であり、ほかの市町村はこの相良村の意思を尊重して、事業組合の解散協議を行うべきだと思います。

そこで質問します。この相良村の意思を尊重して事業組合の解散協議を行うべきではありませんか。ということです。

それから、4つ目、地元も潤う治水対策についてですが、やはり三和建設か、ここは途中で地元だというのはよく私もわかりました。やっぱり9,000万円ぐらいちゅうことで、前回と同様ぐらいが地元業者に業者の方に回ってきたということがわかったところです。

ダム建設では大手ゼネコンに工事が発注されるのと違い、土砂の除去などの河川改修は、地元業者に工事が発注されることがますますはっきりしてきました。このような河川改修のような治水対策の方が、地域に経済効果をもたらすことは明らかです。その一方で、川辺川ダム建設は、ますます暗礁に乗り上げています。

2月14日に開催された球磨川水系の治水方針を策定する国の小委員会では、穴あきダム案が飛び出しました。その背景には何があるのかを考えるべきだと思います。18日の熊日新聞には、穴あき方式行方不透明、計画大幅変更に課題というタイトルで、このように書かれています。小委員会の近藤徹委員長は、会合後、貴重な生態系をつぶしてまでダム建設はやることではない。穴あきも検討してほしい。言葉の裏には、球磨川の洪水対策にダムは必要と繰り返してきた委員長自信への思いがにじんだダムへの賛否が分かれ、方針策定が難航する状況の打開策を穴あき式に求めたい考えだということです。要するに、近藤委員長が穴あきダム案に触れたことは、今の小委員会が混迷の状態に陥っていることを露呈したものだと思います。

このような展望さえ見えない状況の中で、川辺川ダム推進を唱えることは、治水対策の上で、経済効果の上でも、全く無責任な発言だと思います。私は一刻も早い治水対策の実現と地元への経済効果のためにも、ダムによらない河川改修などの治水対策を進めていくべきだと思うということを述べておきます。

続きまして、国民健康保険税です。先ほど御答弁いただきましたが、特に滞納世帯数の割合が、私が議員に最初に当選したときぐらいにこの割合聞いたんですけど、10.2%ぐらいだったと思うんです。今17.7%ということで、非常にびっくりすると同時に、本当に生活が大変になっているんだなということを驚いたような状況で実感したところです。

質問としては、資格証明書交付された世帯がどのような状況にあるか示した例として、全

国保険医団体連合会の調査結果があります。資格証明書発行全国1の神奈川県では、資格証を発行された人の受診率は一般被保険者の32分の1です。全国2位の福岡県では103分の1です。このように、必要な医療を受けられない実態が明らかになっています。

日本共産党の国会議員団が全国すべての病院を対象にして国保の保険証取り上げによる被害などについてアンケート調査を行っています。3月6日の時点で600を超える回答が寄せられています。その中で、過去3年間で保険証を取り上げて受診がおくれ重症化したケースが全部で930件もあっています。

全日本民主医療機関連合会は、保険証取り上げによって保険の受診がおくれ、その結果、亡くなられたケースをまとめています。過去2年間で25の方が亡くなっています。例えば32歳の男性は、気管支ぜんそくの発作を繰り返していたが、保険証がないために受診せずに、市販の薬のみとなっていました。夜間に激しい発作で市民病院に搬送されましたが、翌日亡くなっています。55歳の自営業の男性は、腹部や背部の痛みや倦怠感があったが、保険料35万円を滞納していたために、保険証は取り上げていたので、受診せずに、市販の薬だけ飲んでいました。ようやく受診したときには、膵臓がんが肝臓に転移した状態で、2カ月後に亡くなられたという痛ましい出来事も起こっています。このような事態が起こる背景には、やはり国保税が高過ぎるという実態があります。

人吉市の国民健康保険税がどのような状況にあるのかを調べるために、熊本県と熊本県国民健康保険団体連合会が共同で出している平成16年度熊本県国民健康保険事業状況という報告書を見てみると、人吉市の1人当たりの保険税は7万4,821円となっていますが、これは県内67市町村のうち15番目、人吉球磨10市町村のうち2番目という高額なものになっています。

私は、昨年から市民の皆さんから寄せてもらった市政アンケートでは、人吉市で一番取り組んでほしいことはなんですかという問いに、国保税の引き下げに丸をつけた人は、71通のうち38通ありました。また、筆記式のところではこのような声がありました。とにかく国保税が高過ぎ。母子手当をもらっても意味がない。子供には人吉市以外のところでの就職を強く希望しています。これは年齢が未記入の女性の方でした。それから、こんなものもあります。憲法25条、絵に描いたもち、国民年金は1月で3万4,500円しかないのに、国民健康保険税6,000円、水道代4,000円、ガス代4,500円、これは77歳の男性でした。というもののなのです。

人吉市は平成15年度に国民健康保険税が引き上げられました。その議案が出された6月議会の施政方針を見てみますと、値上げの理由の一つは、国民健康保険財政調整基金を全部取り崩したので、高額な医療費の発生と偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応する充当財源が不足していることとなっています。

しかし、決算書を見てみると、平成17年度末の国民健康保険財政調整基金の残高は、既に1兆円を超えています。値上げをしたときの理由も既に成り立たなくなっていると思います。

尾方福祉生活部長にお伺いします。国民健康保険税を引き下げるべきではありませんか。また、国保税を払いたくても払えない人から保険証を取り上げることはやめるべきではありませんか。

次に、ストーブについてですが、三中で寄附によってストーブがついたちゅうこと自体はいいことです。本当保護者の思いを感じるものです。ただ、保護者、わかりませんけども、どこからきたのか、思いですね、子供たちに対する。

しかし、一中、二中まだなくて、二中あたりは温度的にもほとんど三中と差がないというのであれば、やはりここは行政の責任でつけるべきではないかと思います。

例えば、さっき申されたように、一中、二中でも寒いことは明らかだと思いますが、特に人吉市は特有な霧などが出ますが、寒いところほど遅くまで残るので、寒さが長引いているときもあるかもしれません。

また、校舎の構造によって寒さが厳しくなっていることも考えなければなりません。私は5年間二中で理科を教えていましたが、二中の構造は中央が大きな吹き抜けになっていて、廊下まで冷たい風が入ってきます。寒い日の朝などは、生徒は教室で授業を受けながらも、肩をすぼめて、手や腕をこすっていた姿が思い出されます。これで学習に集中できる環境が整っていると言えるでしょうか。三中との平等な扱いから考えても、一中、二中の教室にもストーブを設置すべきだと思います。

鳥井教育長にお伺いします。一中、二中の教室にもストーブを設置すべきではありませんか。

以上、2回目の質問です。

○議長（別府靖彦君） 暫時休憩します。

午後2時14分 休憩

午後2時33分 開議

○議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

○総務部長（沼田寛仁君） では、お答えします。

新聞記事の引用をされましたけども、それに関しまして、私は関知しておりません。

ただ、京都の友人が一昨年亡くなりまして、その葬儀のこと等につきまして、一、二回は邪魔したことはございます。

以上、お答え申し上げます。

○市長職務代理者助役（淵上憲男君） 2回目の御質問にお答えをいたしたいと存じます。

利水関係で解散協議に応じて解散すべきではないかという御質問でございますが、解散手続の法的根拠につきましては、議員十分御存じだと思いますので省略をいたしますが、川辺川土地改良事業組合といたしましては、既設導水路活用案によりまして、相良村を含めた

6 市町村での事業継続を正副組合長会議で確認をいたしております。

したがいまして、組合の解散は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○福祉生活部長（尾方 篤君） 私の方から保険税につきましてお答えいたします。

まず、国民健康保険の財政の状況について御説明いたします。

平成17年度の決算におきましては、保険給付費が前年に対しまして5.7%の伸びとなっております。金額としましては1億4,000万ほど増加をしております。これに対しまして国民健康保険税の伸び率はマイナス0.2%、金額にしまして200万円程度の減でございます。平成18年度の最終予算の見込みでは、保険給付費の伸び率が前年度に対し9.5%の増、金額にしまして2億6,000万円の増、保険税はマイナス1.7%で、金額にしまして1,900万円ほどの減になるだろうということで予測をいたしております。このように、医療費は増加を続け、逆に保険税については横ばいか微減の状況でございます。

平成17年度は繰越金が約3億1,000万円ありまして、そのために平成18年度は国保財政が維持できるようでございます。平成19年度への繰り越しは、17年度並みの繰越額は到底見込めない厳しい財政状況でございます。平成19年度の当初予算を編成するに当たりましては、財政調整基金の保有額1億5,000万円の中から1億2,000万円の取り崩しをお願いをしております。

このような中、国保加入者の方には御負担をおかけしておりますけれども、一般会計からの繰り入れも厳しい中、現在、国保税の引き下げはできないような状況でございます。

また、低所得世帯に対しましては、税の7割、5割、2割の軽減がございます。軽減されている世帯は、平成17年度におきましては約50%を占めております。資格証明書の交付につきましても、払うに払えない世帯に対しましては、特別の事情等を考慮しまして、例えば病弱な方がいる世帯とか、子供が生まれたばかりの世帯などには、資格証明書の交付はいたしておりません。

ただ、面談にも応じてもらえないような悪質な滞納世帯に対しましてだけの交付にとどめております。

以上、お答えいたします。

○教育次長（神瀬文夫君） 本村議員の2回目の質問でございますが、ストーブの設置についての質問であったと思います。

この件につきましては、教育委員会といたしましては、ストーブの設置となりますと、まず安全面の確保、火災、事故等へ対する十分な防止策が必要と考えます。現在の教室の現状を見ますと、中学校は40人学級でございますので、ストーブを設置した場合に、クラスにより十分な安全なスペースの確保が困難なクラスが出ることも予想されるところでございます。

この問題につきましては、中学校には設置しない基本方針ではございますけれども、今後

におきましては、学校長の教育方針や意見も大切にしながら、関係各課と十分話していきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 7番。

○7番（本村令斗君） それでは、質問席から3回目の質問をしていきたいとします。

最初の市長逮捕の背景にある腐敗のことですが、沼田部長は一、二回は訪れたというふうに言われましたが、私、この、つきまして調査をしてまいりました。この私は市の幹部職員が、先ほど出したやつをですね、市の幹部職員が西建一氏の会社事務所で打ち合わせしているという、先ほど申しました2月8日の熊日新聞を持って、市の行政と身近であった方々にこの幹部職員というのはだれか知らないですかと聞いて回りました。ある方のところに伺ったときに、手でアルファベットを描きながらNとやられました。私はすぐ指でオーケー出して、わかりました、それで十分とやって、それ以上聞きませんでした、これら調べていることから考えましても、決して一、二回とは言えないんじゃないか、私はそのように思います。

さらに質問を続けていきたいとします。学校給食調理業務の委託業者選定についてです。

先日、私に告発したいということで電話があり、このように話されました。今回の学校給食調理業務の選定先が決まった背景には、沼田部長の指図がある。沼田部長は西建一氏と親密につながっている。その親密さをあらわすものとして、昨年8月と12月、沼田部長、西建一氏、北川氏、それからもう一人市職員の名前を言われましたが、これは伏せておきたいとします。などの4から6名で中国旅行にも行っており、写真もあるそうだ。福永市長に影響力のある西建一氏とつながっていれば、人事権も自分の思いのとおりに行使できるようになる。沼田部長は今回の委託業者選定に当たっても、人事権を通して選定委員に影響を与えていた。

ちなみに人事権という影響力を手に入れた沼田部長は、部下である市職員が意見を言うと、おれが法律だ、おれが条例だと言って強引にやっており、市役所の中に逆らえないという雰囲気ができ上がっておるということです。

沼田総務部長にお伺いします。沼田部長の名誉のためにも、内部調査委員会を助役に立ち上げてもらって、市民が言うような関与があるのかないのかをはっきりさせるべきだと思いませんか。

それから、教育長の方にもお伺いしたいと思いますが、人吉市学校給食センターの食材発注を含む調理業務民間委託に向け、淵上助役を委員長として14人で組織される委託業者選定委員会は1月29日に最終2次審査を行い、委託先を決定しています。先日、情報公開条例を使い、第8回目までの業者選定委員会の議事録を入手しました。それを見てみると、逮捕された北川徹企画部次長が委託業者選定委員会に行っています。不自然だと思ったのは、教

育委員会以外で次長が行っているのは北川次長のみです。

そこで教育長にお伺いします。なぜ北川徹企画部次長が委託業者選定委員会に入っているのですか。

それから、事業組合の解散ですけど、解散は考えていないということでしたが、川辺川総合土地改良事業組合が6月以降から運営できないことは、もはや明らかになっていると思います。それどころか、川辺川総合土地改良事業に固執するならば、それぞれの地域に合った利水事業の実現がおくれてしまいます。本会議に出されている一般会計予算書を見ますと、平成19年度の川辺川総合土地改良事業組合の負担金は541万5,000円となっています。私は、事業組合はきっぱりと解散して、541万円に及ぶ負担金の分は、地域に合った利水事業の実現や国民健康保険税の引き下げのために使うべきであるということを述べておきます。

それから、国保税なんですけど、今のところ出ていく分は多いと。入ってくる分がふえないということなんでしょうが、非常に本当に今市民の生活も大変になってると思います。この格差社会の問題で。これはいろんな検討必要と思いますが、ぜひとも国民健康保険税の引き下げ、これ市民の方にも本当出すのが大変になっているという現状にあると思いますが、何とかできるようにしていただくことを、最後要望として申しておきます。

それと、保険証を取り上げるということは、いろんな事情がある人、払いたくてもいろんな事情がある人からは取り上げないようにしているということでしたので、そこはそうしていただきたいなと要望しておきます。

それから、ストーブ設置ですが、いろんな火災等のことも考えて、40人という学級のクラス時のときにどうかというふうな答弁だったと思いますが、私、授業をしてると思うんですけど、要するに40人の学級ちゅうても、普通横に6列、後ろに7人まで机が並ぶんです。そうすると、2列の分は6台しか並ばないんです、後ろの辺です。これを廊下側に持ってきて、1列下げるんです、後ろ側に。廊下じゃなかった、ベランダ側です。ベランダ側に持ってきて、1人分机を下げると、先生が授業をするところはスペースがありますから、その分、下がった分と合わせるとスペースすると、ストーブ置けるぐらいの。いやいや。ベランダ側でできるんです、これが。黒板のところじゃなくて。そのような方法を考えればできないことじゃないと思いますので、ぜひともこのストーブ設置考えていただきたいと思います。

以上、3回目の質問です。

- 市長職務代理者助役（淵上憲男君） 給食センター関係で調査委員会を設置すべきではないかという御質問でございますが、本選定委員会の委員長は私でございますので、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

これまで教育長が申し上げてきましたとおり、今回の選定におきましては、最終審査に残りました4つの業者につきましては、すべて市内の業者でございます。さまざまな意味で市民の関心も高こうございますので、選定作業の途中でも、4つの業者に関するいろいろな

わさは私の耳にも入ってまいりました。先日の質問に対しまして、業者選定の経緯について教育長が御説明申し上げましたとおり、選定委員一人一人が責任を持って選定委員会の中で選定をした委託業者でございますので、議員が言われるような第三者による調査委員会をつくってまで審議をやり直すことはできませんし、その必要はないと考えております。

以上、お答えいたします。

- 教育長（鳥井正徳君） 北川次長を選定委員に選んだ理由ということでございます。お答えいたします。

北川次長は、人吉市第3次行政改革を担当する企画課長でございます。次長もですが、次長兼務しておりますが、企画課長でもあります。今回の調理業務の民間委託もその一環として行ったものでございます。よって、行政改革所管課長としての立場で選定委員に選任されたわけでございます。

今回の事件が起きますずっと以前でございますので、そのときに選任されたわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

- 7番（本村令斗君） 沼田部長はないんですか。
- 議長（別府靖彦君） どこ。国保。
- 7番（本村令斗君） いやいやいや、沼田部長にもお聞きしましたので、それつくったが いいんじゃないのと。選定委員会をつくることを望まないかと。疑われてますので。
- 総務部長（沼田寛仁君） お答えします。

うわさについては、私は別にどうこうということはございません。いろんなうわさがあっているようでございます。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（別府靖彦君） 7番。
- 7番（本村令斗君） じゃあ、質問席から4回目の質問をしていきたいと思います。

いろいろ今度の業者選定に関してもきちんとやってきたというふうに言われましたが、いろんな問題、先ほど申しましたが、内部調査委員会等つくるべきだと私は思ったんです。先ほど申しました、市民も言ってますけど、マスコミも非常にこう人吉市にもそういうような疑いがあるんじゃないかという目で見ています。その全般を含めて、やはりそういう市民の信頼にこたえるためにも、こういうのは立ち上げて、いろんな問題がないか調べる必要があると思います。

先ほど熊日を見てみましたが、ほかにも、熊日だけじゃないんです。そういうふうにいるマスコミ、ほかにもあります。2月8日の毎日新聞はこのような記事を載せています。西容疑者は福永市長との密接な関係を背景に、市や組合発注業者の業者選定にたびたび介入していた疑いが指摘されており、県警は関与の詳細について調べを進めるというものです。

このように、人吉市への介入もやはり示唆しています。人吉市は、腐敗の構造は人吉市役所内に広がっているという目で見られていることを真摯に受けとめ、清潔な市政のために必要な手だてを打っていくべきだと思います。淵上助役は議会の冒頭で市民の信頼を回復したいと言われましたけど、それをするなら、やはりこれまでの実態を内部調査委員会を立ち上げて真相を明らかにすべきということを最後に申しまして、質問を終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（別府靖彦君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時52分 散会

平成19年 3 月第 1 回人吉市議会定例会会議録（第 5 号）

平成19年 3 月16日 金曜日

1．議事日程 第 5 号

平成19年 3 月16日 午前10時 開議

日程第 1 一般質問

- 1．福 屋 法 晴 君
- 2．笹 山 欣 悟 君
- 3．永 山 芳 宏 君
- 4．上 原 義 武 君
- 5．立 山 勝 徳 君

日程第 2 委員会付託

2．本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3．出席議員（21名）

1 番	笹 山 欣 悟 君
2 番	福 屋 法 晴 君
3 番	永 山 芳 宏 君
4 番	森 口 勝 之 君
5 番	田 中 哲 君
6 番	吉 村 勝 徳 君
7 番	本 村 令 斗 君
8 番	仲 村 勝 治 君
9 番	三 倉 美千子 君
10番	山 下 幸 一 君
11番	下田代 勝 君
12番	簀 毛 正 勝 君
13番	杉 本 仙 一 君
14番	大 柿 長 太 君
16番	立 山 勝 徳 君
17番	田 中 照 久 君
18番	大 王 英 二 君

19番	岩 井 実 君
20番	上 原 義 武 君
21番	杉 本 春 夫 君
22番	別 府 靖 彦 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者助役	淵 上 憲 男 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	沼 田 寛 仁 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福祉生活部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	吉 村 政 浩 君
総 務 部 次 長	多 武 芳 美 君
福祉生活部次長	上 田 泉 君
経 済 部 次 長	浦 川 康 徳 君
建 設 部 次 長	丸 山 善 利 君
総 務 課 長	松 岡 誠 也 君
秘 書 課 長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
情 報 課 長	荒 巻 通 君
福 祉 課 長	中 村 明 公 君
農業振興課長	吉 川 泰 人 君
管 理 課 長	今 村 修 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	末 次 力 君
水道局業務課長	濱 田 芳 彰 君
教 育 次 長	神 瀬 文 夫 君
教育総務課長	新 村 則 幸 君
農業委員会 農事業務局長	東 博 君
監 査 委 員 監事事務局長	松 江 隆 介 君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	上	川	修	一	君
次	長	赤	池	和	則	君
庶務係	長	村	並	成	二	君
書	記	和	泉	龍	二	君

=====

午前10時2分 開議

- 議長（別府靖彦君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日は昨日に引き続き一般質問を行い、その後委員会付託を行います。議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

一般質問

- 議長（別府靖彦君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。

- 2番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。2番議員の福屋です。

私は、市民主義を信念に、平成15年6月、初めての定例議会を緊張感をいっぱい持って迎えました。4年間、人吉市議会議員として、自分なりに一生懸命走り続けてまいりました。先輩議員におくれをとり迷惑をかけないように、市民の皆様の負託にこたえられるように、先輩議員初め福永市長、執行部には議会に関する多くのことをお教えいただきましたことに、まずもってお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

また、3月を最後に退職される職員の皆様には、これまで長い間大変お疲れさまでした。これからは、一人吉市民として、これまでに培った知識を地域活動に生かしていただき、御活躍をお願いいたしますとともに、健康に十分注意され、これまでにたまった疲れをいやしてください。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

定例会ごとに毎回質問をいたしてまいりましたが、5月には新しい新市長が誕生されますので、主にこれまでの継続事業についての質問となりますが、執行部におかれましては今後のこととして回答をいただきたいと思います。

それでは、まず1点目、大橋架け替え工事について質問をいたします。

大橋については、今までに何度となく質問をいたしてまいりました。大橋架け替えのおくれが、人吉市中心市街地へ多大な影響をもたらしたことは事実であります。このことについて、過去に、平成16年6月議会において、住民への説明、景観への影響などに関して質問いたしております。また、平成17年6月には、工事のおくれについての質問をいたしております。ことし3月、全員協議会において、今後の大橋上部工工事についての説明を受けました。

このことを受け、質問をいたします。3点ほど質問をいたします。

まず1点目、完成までに確実に完成できるのかどうか。

2点目、橋の照明設備については、以前にも提案していたと思いますが、高架照明だけで

なく、歩道を優しく照らしてくれるフットライト照明はできないのか検討していただきたいと要望していたと思いますが、その後の計画の中で検討をしていただけたのかどうか。

3点目、解体工事が行われる前にありました配水管ですが、人吉市民の命の源でもあります水に関してであります。新しい配水管は、今後、球磨川の増水や、いつ来るかわからない地震などに耐えることができるのか。

以上、3点お尋ねいたしておきます。

次に、漆田多目的運動広場について質問をいたします。

漆田土捨て場については、確認の意味での質問になります。福永市長が今期限りでの勇退を12月において表明されておりますので、新しい市長の考えもあると思いますので、ただ、このことは動き出したいい事業です。今後やめるわけには絶対いかないと思います。

漆田土捨て場の計画からことしで19年を迎えようとしておりますが、今までに漆田土捨て場の早期着工を私なりにお願いをいたしてまいりました。多目的運動広場を実現することで市民の健康増進、少子・高齢化社会で進む中での市民が触れ合う場所、青少年育成、スポーツ交流都市づくりによる観光の推進、何度となく、このことについて質問をいたしております。

今回、補正予算に土地の買い戻し予算を計上していただいております。全部でなかったのが私としては少し残念であります。現状ではとてもありがたいことであります。これで、今までとまっていた事業が確実に動き出しました。動き出した事業でありますから、今後早い段階での完成に向けての計画書作成、また、それに必要な委託料について早く着手をしていただきたいと思います。また、大畑地域の今後の活性化にもつながっていくと思います。

そこで、2点質問をいたします。

1点目、残地の買い戻しを早期に実現していただきたいのですが、今後の買い戻し計画について執行部はどのように考えておられるのか。また、国、県の補助事業は何かないのか、お尋ねします。

2点目、教育委員会としての計画はどのように考えておられるのか。本来なら、16年3月にはでき上がっていた広場ですので、当時の教育長の答弁では、陸上競技場と多目的運動広場、サッカー場などの計画ということで答弁がなされていたように思いますが、この2点について答弁をいただきます。

次に、市民の声からということで、まず1点目、ふるさと歴史の広場は市民広場でもあるわけですが、整備が進むほどに市民広場としての機能が現在失われつつあるように私は感じています。今までいろいろな団体が利用されてきました。これから先、どのような方向に動いていくのか、なかなか見えてまいりません。知らない間に広場として利用ができなくなっていくのではないのでしょうか。これまでの長い人吉市の歴史の中で、城内グラウンドとして、市民がいつも利用してきた愛着あふれる触れ合いのグラウンドであります。野球大会、子供

のサッカー大会、産業祭、おくんち祭りなど、さまざま歴史を伝えてきた城内グラウンドであります。

市民からいつも聞かれるのですが、人吉市民のなぜということで質問をいたしたいと思います。

まず１点目、ふるさと歴史の広場についてです。広場にある四角い色のついている場所は、なぜつくられたのか。また、広場に必要なのか。２点目、芝生センターに埋められている仕切りは、どのような目的といいますか、役割があるのか。３点目、人吉市歴史館周りの生け垣についてですが、何という木を植えておられるのか、この３点お尋ねします。

次に、指名入札について質問をいたします。このことは、今回の一般質問の中でも２人の議員の方がいろいろと質問をされておりますが、私は、市民に周知徹底をするという意味での質問といたします。

公共工事に関して、市民の間では入札のあり方が問われております。大橋架け替え工事、国民宿舎の温泉掘削工事など、過去に入札のあり方などについて私は質問を行っておりますが、人吉市で工事に参加される企業の資格審査について質問をいたしたいと思います。

人吉市が指名入札を行うとき、また工事を発注される場合、助役を会長とする工事参加者資格審査会で資格審査をされると過去の質問にて答弁をいただいておりますが、今回は、この資格審査会の設置の目的と、どのような組織で、どのような構成がされて、どのように行われているのか、お尋ねをしておきます。

１回目の質問を終わります。

○建設部長（吉村政浩君） おはようございます。福屋議員の１回目の質問にお答えをさせていただきます。

私の方へは、大橋の架け替え関連、それから工事入札の参加資格審査会というふうな形で御質問いただいております。

まず、大橋の架け替えでございますけれども、工期内完成ができるのかというふうな御質問の趣旨でございます。

大橋の工事の状況でございますけれども、御承知のように、平成19年３月、当初完成を目指して着工したところでございますが、平成17年の５月の異常降雨などによりまして、球磨川の出水で仮締め切りの矢板が倒れたことなどによりまして、下部工に約９カ月のおくれが生じたということでございます。そういうことで、平成19年12月の完成予定となったわけでございます。その後、天候にも恵まれまして、順調に進捗をしているところでございます。

下部工でございますけれども、Ａ１橋台、それからＰ１からＰ４橋脚が現在完成をいたしております、残るＡ２橋台、それからＰ５橋脚につきましては現在工事を進めておりまして、Ａ２橋台は既に立ち上がっております。周囲の護岸工事を行っているところでございます。また、Ｐ５橋脚は、躯体の半分、約5.5メートルまで立ち上げておりまして、残り半分

のコンクリート打設作業を現在行っているところでございます。5月の渇水期間内に河川内の下部工事が終わるように、鋭意進めているところでございます。

上部工につきましては、P3・A2区間のうち、P3・P4区間のけた架設を終えまして、今月下旬からP4・P5間の型外しに入る予定で準備を進めているところでございます。今後、7月ごろには上部工けた架設を終えまして、その後、張り出し工、それから橋面工、それから添架物工、それと中川原取りつき道路工などを順次進めていくことにいたしております。

今後も、安全を第一に、より効率的な進捗を図りまして、一日でも早く完成させるように努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、フットランプの設置ということで質問しておたけれども、どういうふうに検討したのかというふうな御質問でございます。

この件に関しましては、16年6月議会でも同じような御質問をいただいて、お答えをしておるところでございますけれども、道路照明の目的でございますが、夜間においては、あるいはトンネルのような急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するため良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全、それから円滑を図ることでございます。

大橋の場合は、ポール式照明を8基設置することにいたしているところでございます。大橋の照明は、道路照明施設設置基準に準じまして、歩行道全体を照らす方式でございまして、その中でも最も一般的なポール照明方式としております。路側の歩道上空から照らす方式ですので、歩道部分が最も明るくなるというふうに考えております。

議員御提案のフットランプでございますが、御承知のように、現在、球磨川右岸堤防のパラペットに設置されているようなものだろうというふうに思いますけれども、道路案内の誘導ランプ的な役割が強いようでございます。

大橋の場合、人吉インターとの重要なアクセス道路の一つでございまして、夜間交通量も多いというふうに予測される橋梁でもございますので、全体を照らす照明方式が最適であろうというふうに考えているところです。

環境、景観につきましては、大橋型式検討委員会で検討していただいているところでございます。この委員会の提言を踏まえまして、また維持管理も考慮いたしまして、ポール照明方式というふうにしたものでございます。

それから、3点目でございますが、新しい配水管、今後、球磨川の増水とか地震などに耐えることができるのかというふうな御質問でございます。今回設置します配水管につきましては、地震、また水害などの災害に対応しました耐震性の鋳鉄管を橋の下流側に添架するというふうなことにしておるところでございます。

それから、市民の声からということで、入札関係でお尋ねでございます。資格審査会の設置目的と、どのような構成かと、組織かというふうなお尋ねでございますが、人吉市工事入

札参加者資格審査会、いわゆる資格審査会の設置目的、組織につきましてお答えをさせていただきます。

人吉市工事入札参加者資格審査会規程がございますので、それによりますと、その設置目的につきましては、人吉市が発注する建設工事の競争入札に参加するものの資格審査及び格付を行いまして、人吉市が発注する建設工事の適正かつ円滑な運営を図るため設置しているところでございます。

資格審査会の組織でございますけれども、会長、それから審査委員をもって組織をすることになっておりまして、会長につきましては助役をもって充てるというふうなことでございます。審査委員につきましては、建設部長、それから建設部次長、経済部長、それから教育次長、水道局長、それから建設部管理課長の職にあるものをもって充てるというふうに規定がでございます。

以上、お答えを申し上げます。

- 教育次長（神瀬文夫君） おはようございます。それでは、福屋議員の方から教育委員会へ大きく2点ほどの質問があったと思います。順次御答弁をいたします。

まず、第1点目の多目的運動広場についてでございますが、その中の第1点目でございます。今後の買い戻し計画についてということでございますが、平成18年度におきまして、総面積が約10万8,000平方メートルのうちの約4万2,000平方メートルの買い戻し、費用といたしまして、用地費4,256万234円、それから補償費779万8,994円を計上して、買い戻しを行う予定でございます。

残地につきましては、4月に改選されます新市長の意見、方針に沿いながら事業を進めていくことになろうかというふうに思いますけれども、教育委員会といたしましては、平成19年度に残りの用地費、また補償費を計上いたしまして、買い戻しをできたらというふうに思っておるところでございます。

なお、事業を実施する場合におきましては国、県の補助事業があるかということでございますが、今後十分に調査、検討を行っていきたいというふうに考えております。

次に、多目的運動広場を教育委員会としてはどのように利用を考えておられるかということでございますけれども、現在、公共工事の盛り土台として使用しておりますけれども、その現在の土砂の仮置きが取り除かれた時点で地形の実測測量を行いまして、土地利用の青写真の作成作業を行っていきたいというふうに考えております。

多目的運動広場としての整備につきましては、現在の厳しい財政状況の中ではございますけれども、今後、体育協会とか各種目の団体の意見をお伺いしながら、各種野外スポーツが楽しめる市民の健康づくりや憩いの場として整備を行いたいというふうに考えております。また、各種大会を誘致、開催することによりまして、スポーツ交流都市づくりも推進できるよう、そのような多目的運動広場になればというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目のふるさと歴史の広場関係でございますけれども、その中の第1点目でございますが、後口馬場の北側は、文化庁の指導によりまして発掘調査で確認をされました建物跡4棟、井戸跡1基の遺構を表示を行うことにいたしました。遺構表示の方法は、史跡としての価値や運動等に利用する市民の安全性を考慮いたしまして、ゴムチップ歩道としておるところでございます。

2点目の質問でございますが、広場北側中央に埋められている仕切りはということでございますが、これは発掘調査で確認されました屋敷の境界を表示しているものでございます。

3点目でございますが、人吉城歴史館北側の生け垣にはクチナシを植えております。また、広場北側の市道沿いの生け垣にはハマヒサカキを植えております。それ以外の生け垣にはウバメガシを植えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 2番。

○2番（福屋法晴君） 2回目の質問に入ります。

大橋に関しては、やはり市民の足を確保するためにも、まず安全第一に早期に完成していただくことが一番かなと考えております。大変とは思いますが、早期実現に向けて鋭意努力していただければいいなと思っておりますので、よろしくお願いしておきます。

フットライトのことにについてですけど、道路照明を目的というのと、いや、人命が一番かなという考えでお話を聞いていたんですけど、歩車道を全部照らすというような説明をされておりますが、この件についてもう少しお話を聞いてみたいということで、2回目、ちょっとお話を、質問させていただきます。

フットライト照明のまずいいところは、夕方暗くなってきたときに発揮をいたします。それは、これからますますふえ続ける少子・高齢化社会で、視力が落ちてきたり、暗くなることで周りが見えにくくなるのではないかなと、これは歩道のことであります。それで、国土交通省が作りましたフットライトとは違って、私の考えているのは、歩道の中央にフットライトを埋め込むことで、人に優しく、また温かみのある人吉、観光客にも優しい人吉、この人吉の城下町として、魅力あふれる人吉としての橋として生まれ変わるんじゃないかなと考えたわけです。建設部長と私のフットライトの考え方が、ここが違うのかなと思うとります。

このような提案をなぜ私がまたしたのかというのは、以前にも話したかもしれませんが、以前、クラブの方で視察に行ったときに、四国の松山市、ここでは市内に流れる川、これに、小さな川ですけど、これにかかる橋にはフットライト照明が施されていました。また、島根県松江市の視察に行ったときも、宍道湖にかかる橋にも、やはり高架照明とフットライトが施されてありました。

人吉市民が一日も早く完成を望んでいる橋であります。人吉市がこれから生き残りをかけ

るためにも大切な観光というのがありますが、観光で人吉市が、観光で人吉市においていただいた方々が勇壮な球磨川に接することもできますのは橋の上じゃないかなということを考えております。観光客に対しても人吉市を売り込む大きなチャンスと、私はこの橋にかけております。

そこで、執行部のその橋にかける思いといいますか、見解といいますか、どのように考えておるのか、建設部、経済部、これは経済にも関係しますので、それとまた地元の観光団体ですか、こういう方々、こういう人と話し合いを持って、こういう橋になったのかということをお尋ねしておきます。

多目的運動広場です。買い戻しについては、補正にて買い戻す予定ということで、これは早期に、予定じゃなくて、早く計上していただいて買い戻していただきたいと思います。

それと、国、県の補助事業というのは、人吉・球磨ではいろんなところですね。前も言いましたけど、自衛隊とか何か、何ていうんですか、ふるさと広場とか何とか、そういう話でつくっておられますので、もし、人吉市がお金を出すんじゃなくて、国、県から少しでも金を持ってこれるようなことで調査をしていただいて、なるべく国、県に金をいっぱい出してもらってつくってもらうような、そういう調査ですね。それをしていただければいいのかなと思います。

それと、競技場に関してなんですけど、やはり前も言いましたとおり、建設部と教育部と、今度は部になりますので、そこでしっかりとした話し合いをやはりしていただかないと、教育委員会の方で予算をつけて、それで建設部の方で工事をする。じゃ、その間はだれが話し合いをするのかというのが見えてきません。そこをしっかりといただければいいのかなと思います。

2回目なんですけど、人吉球磨地方のスポーツの拠点として、青少年育成、高齢者のリハビリの場所として、また子供から高齢者までが同じ場所で健康、体力強化、コミュニティー広場として、世代を超えた憩いの場所として、また福永市長が実現できなかったスポーツ交流都市づくりとして、広場の持つスポーツ観光として、大畑地区の活性化として、早期完成を望みます。今後でき上がるまでには、私なりに一生懸命応援をいたしていきたいと思います。

これについて、鳥井教育長は、教育委員会が退職者がたくさんおられますので、忘れることなく、退職者が一生懸命してきた事業を新しいスタッフとともに私は確実に実現していただけるものだと信じております。どうか、鳥井教育長、頭に入れといてください。この件については終わります。

市民の声からということで、ふるさと歴史の広場ということなんですけど、答弁をいただいたわけなんですけど、広場にあるそういう色をつけて表示をして、そういうのが、観光客に必要なのかなって、わざわざそういうことをする必要はないのかな。あれはどこかに総合表示

板でもつけて、フラットに芝生にしてくれた方がいいのかなと私は考えております。

観光に行って、グリーンの芝生がまずあった広場として、その中にああいうのがぽつんとあった場合、自分として考えた場合に、何の目的を持ってこの執行部はこういうのをつくるのかなと、まず私は感じると思うんですけど、いろんな文化庁の問題があると思うんですけど、じゃ簡単に2回目の質問としますが、境界を示すために、ゴムチップでこう境界をしたんだという話です。あれも必要ない。どうして向こうと、北と南になりますかね。ここにこうポイントを打って、ここにポイントを打つだけで、ここからここに境がありましたよって観光客に言えばいいんじゃないかな。観光客とか、文化のためにするものじゃなくて、広場として扱うんだったら、市民広場として扱うのが大切であって、むだなお金をかけて、ああいうことをされたのかなって、私はマークでいいんだらうと思うんですけど、マークでいいのかどうか、できないのかですね。

それと、北側と南側に、真ん中に馬車道ですか、通っていますけど、北側の方は市民の安全、広場としてゴムチップを使った。じゃ、なぜ南側は切り石をしてあるのか。同じ境界なのに、どうして北と南で違うのかな。それがちょっとわかりません。これは、今から先仕事されるときに、適当にと言ったらいけないんでしょうかね。適当にしていっていいのかな。きょうはこれを使うって、きょうはこっちを使うと、じゃ業者がかわったけん、こっちはこういう石を使います。もしされるんだったら、前にもお願いしたように、御影石があるということですから、ああいうのを利用されても、その境界には何ら影響は出ないと思うんですけどね。私は、ゴムチップとか、そういうのをせずに、総合板の提示でいいんじゃないかなと考えたものですから、これについて答弁をもらいます。

それと、生け垣についてですか、正面玄関はクチナシ、水ノ手橋側はハマヒサカキ、その他のウバメガシとの説明、これもこの同じようなことなんですけど、それは市民からのQ & Aということで2回目なんですけど、どうして玄関は、同じ通りにあるのに、クチナシとハマヒサカキですか、それを分ける必要があるのかなと、その他はウバメガシと、その意味がわかりません。業者がかわったからかどうかわかりませんが、じゃ玄関側は玄関側で、きれいに同じ花でぱっと植えた方がいいんじゃないかなと。じゃ、周りを境をするんやったら、境はまた違うのでいいかもしれませんけど、今度は西側の方を整備したときには何を植えるのかな。ばらばらでいいのかな。

きのうも質問があってましたけど、やはりちゃんとした目的を持ってしていただければなと思います。それで、歴史広場にどうして違うのかという答弁をいただきたいと思います。

それと、入札についてです。入札については、目的と組織、こういうのをですね。目的、どのようにされているのかというのを答弁いただきました。6人の方がですね。建設部長、それに建設部次長、経済部長、教育次長、水道局長、それを統括する助役、渚上助役、現在市長職務代理者でありますので、この人たちはちゃんと市民のことを考えてしてくれている

だろうと思います。

そこで、そのことを信用しまして、２回目なんですけど、まず人吉市が工事入札参加者資格審査会で審査される資格審査、入札参加者の格付ですね。この格付の基準というのはどのように行っておられるのか。また、指名入札を行われるときに、具体的に業者指名をされるときには、どのような方法で業者選定をされているのかについてお尋ねをしておきます。

終わります、２回目。

○建設部長（吉村政浩君） 福屋議員の２回目の質問にお答えさせていただきます。

大橋のフットライト照明を埋め込んだらどうかというふうな御提言でございます。どういふふうにして意見は聞いたのかというふうなお話でございます。

景観につきましては、平成12年に人吉市大橋型式検討委員会ということで設けていただき、検討をいただいたところでございます。この委員会の構成でございますけれども、議会の方から２名の方でございます。それから、関係の町内から２名入っていただいております。それから、一般の方が５名ほど入っていただいております。それから、官公庁関係ということで、国交省の人吉出張所の方、それから球磨地域振興局、市の方からも経済部、建設部などで構成をされておまして、全体で13名で構成をしていただいております。

そのような中で、多方面な御要望、御意見、提言がなされているというふうなことでございまして、その部分につきまして反映をされているというふうに確信をしているところでございます。

それから、入札の関係でございますけれども、資格審査会で審査する資格審査の格付ですね。どんな基準でつくっているのかというふうなこと、それから具体的に業者を指名する場合でございますけども、どういうふうな指名をしているかというふうな御質問でございます。

市が発注する建設工事、調査、測量及び設計等の指名競争入札に参加しようとするものは、入札参加資格審査申請書の提出が必要というふうになっております。申請者の受け付けは隔年というふうなことでございまして、その有効期間は２年となっております。ただし、定期の受け付けの年以外の年におきましても、当該申請書を受け付けることができるものというふうになっております。この場合の有効期間は、次期の定期の受け付けを行ったときまでというふうなことでございます。その入札参加資格審査申請書提出者の中から資格審査格付を行っているところでございます。

格付の基準につきましては、第一に履行の確保を重視し、適正な施工を行い得る能力等を審査し、工事の種類、規模別に格付をすることといたしております。人吉市工事入札参加者資格審査格付要綱によりますと、人吉市が発注する入札に参加しようとするものについて、国、県の経営審査の数値に工事の成績、それからISOの取得等の主観的要素の数値を加えて定めることとしておまして、工事の種類別、施工能力を考慮して決定しているところでございます。

次に、指名業者の選定につきましてでございますけれども、人吉市工事請負建設業者選定要領によりますと、指名競争入札参加者を指名しようとするときは、人吉市及び球磨郡内に事業所を有するものにあつては資格審査格付業者のうちから、人吉市及び球磨郡内に事業所を有しないものにあつては建設工事入札参加資格申請書提出者のうちから、当該工事の請負対象金額に応じ、これに対応する等級に属するもののうちから、事案に対する適性、それから地理的条件等により選定をすることとしておりまして、人吉市契約規則によりますと、なるべく5人以上を指名しなければならないというふうなことでございます。

以上、お答え申し上げます。

○教育次長（神瀬文夫君） それでは、2回目の質問に御答弁いたします。

まず、1点目と2点目の質問についてでございますけれども、広場南側の敷地境界につきましては、平成16年度の発掘調査におきまして、矢黒石の割石を使用した石列が確認をされましたことから、屋敷境界を切り石での表示を行いました。広場北側の屋敷境界は、安全性を考慮いたしまして、ゴムチップの表示をいたしたところでございます。この場所におきましては、議員も御承知のように、老人会の運動会をもうこの場所を用いて利用するというのを聞いておりますので、その安全、特にこの場所につきましては安全性を考慮しておるわけでございます。

こうした遺構表示の内容につきましては、また説明板でわかりやすく解説をしていきたいというふうに思っております。

3点目の質問でございますが、広場内の生け垣は遺構表示のための植栽でありまして、屋敷境界や塀がありました場所はウバメガシを植えております。人吉城歴史館北側の生け垣は、遺構とは関係がなく、それから市道側ということもありまして、景観を考慮した白い花が咲くクチナシを植えております。広場北側の市道沿いの生け垣につきましても、遺構とは関係がございませんので、車道と広場の区画を明確にするために、維持管理がしやすいハマヒサカキを植えておるところでございます。

ふるさと歴史の広場整備は、文化的な価値や意識の表現と市民の憩いの広場としての空間の確保を両立を考えて計画して施行しているところでございます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 2番。

○2番（福屋法晴君） 2回目の答弁をそれぞれいただいたわけですけど、型式検討委員会ですか、こういうのに一般の方が参加されているっていうことを聞きまして少し安心したんですけど、やはり何かされるときに、そういう人が入っているんですよっていうことを言っていたかないと、市民はだれも知らないわけですね。勝手に執行部でしてるんだという感覚でしょう。だから、そういうのを大いに市民に周知徹底したら、いろんな問題も出てこな

いのかなと思います。

大橋に関しては、前にも言いましたが、大橋の工事がこれ以上おくれることは絶対に許されないということでもあります。工期がおくれることなく、期間内に完成できるように、今後とも努力していただきたいと思います。

また、きのうの一般質問でも同僚議員からも提案され、建設部長の答弁で、専門的な工事以外については絶対地元をお願いするというような、検討するとか、そういう発言をきのうお聞きしました。そのことを含めまして、その言葉を私なりに解釈した勝手な解釈かもしれませんが、私は地元優先と判断をさせていただきました。

今後、人吉市で行われる設備工事の照明とか排水とか舗装とか、いろんな関連する事業が上部工で出てきます。完成後のメンテナンス、こういうのは必ず人吉市の業者が行うと思いますので、人吉市のためにも、地元発注ということをお願いしておきます。もしそれが地元発注でなければ、もう一度答弁をいただきたいと思います。

今の答弁で、もう一個つけ加えますと、できたら、人吉・球磨の業者じゃなくて、人吉市にかかわる工事、大きな工事はいろんな問題がありますけど、ある程度の工事はやはり人吉市にすべて落としていただくというのが、やはり人吉市の財政のためにもいいんじゃないかなと思いますので、建設部長、もし発注をしないというんだったら答弁をください。

ふるさと歴史の広場についてですが、これは何回言っても、文化庁の話が出てきたりしますと、私たちには理解できない。何かあると、文化財って言われますので、そこでもう逃げられてしまうのかな、もうどうしようもないのかな。文化財は外すのが一番いいんですけど、何か調べたときに、どうも外せないというような話を聞きましたけど、今からは地方の時代ですので、きのうもそういう話が出ておりましたので、そのことも少し考えていただければと思います。

ふるさと歴史の広場の今後の整備に関して、まずは常任委員会とか全員協議会に必ず説明をいただきたいと思います。私は思います。現在までに、何か整備が始まってからの説明になっているように私は感じている。前回も、そういうことで井戸構についてお話をしております。これは早く議会に対して説明する義務があると思います。それが議会と執行部との、いつも市長が言っておられました両輪ということで、委員会でももめる必要もないし、委員会の議員がすべて把握することによって、同僚議員たちにその話もできると思います。同僚議員に聞かれて、いや知りませんという話を委員会に入らなくてたくありませんので、なるべく早くに提案とかお話をしていただければと思います。

それと、前、定例議会での質問で、いつだったか忘れましたが、城内グラウンドにベンチを置いてほしいと要望をしておりました。その後、その回答が返ってきておりません。教育長にこの回答をこの場でいただきたいと思います。

なぜかといいますと、現代社会においては、観光客は日曜、休日よりも平日にも動いてお

ります。私も実は平日に、観光とは何かなということを考え、130万人ですか、訪れると言われます柳川の川下り、小っちゃい川ですけど、それと100畳の畳の上に、部屋いっぱい大きい梅の盆栽が展示してあります。所狭しと展示してあるところに視察も兼ねて行ってまいりましたが、平日にもかかわらず、若いカップル、高齢者のツアー、こういう方でいっぱいでした。

そこで、なぜなのかなということで、いろんな人と、いろんなところから来ておられましたので話を聞いてみました。地元の人にも話を聞いてきたんですけど、地元の人が一つ一つの確に説明を親切にしてくれました。それと、人吉市と違うところが何かなということ、こう周りを見回し、散策をしたんですけど、先ほどお願いしましたが、教育長に答弁を求めておりますくつろげる場所といえますか、こういうところが至るところにあります。それは、人が腰をおろしていること。自然と時間もゆっくりと動いて、座っていることに安らぎ、ほっとした気分になりました。

観光の重要拠点でもある人吉城歴史館を取り巻くそのふるさと広場、また名城100選に選ばれ、観光客に対し散策をする場所です。その後、ゆっくりと人吉市の空気に触れることができないように現在はしてあると思います。散策をしたら早く戻ってくださいというような感じじゃないかなと私は見ております。

きのうの質問で、田中照久議員が古民家の提案ということでお話をされていましたが、とてもよいことです。これは私も1回しました。それと、森口議員もしました。おもてなしのということでですね。議会でもいろんな人がされているんですよ。

やはり観光客がゆっくり腰をおろし、お茶を飲める場所、休める場所をつくるのも、人吉市の観光の一つだと私は考えます。お茶も飲めないようなところ、そこが観光地かなと考えるんです。教育委員会に対しては大変申しわけないんですけど、文化財だけが観光ではないと私は考えております。やはりそういう散策をされた後、ゆっくりと休め、人吉市の空気に触れて帰るのが観光だと思います。そのことによって、せっかくつくられたこの広場、歴史館、こういうのも生きてくるんじゃないかなと思うんですけど、観光シーズンには広場にベンチを設置していただきたいという要望もしておりましたので、何度も言うようですが、教育長、検討していただいたのかどうか、置くことができるのかどうかということをお尋ねしておきます。

それと、入札に関してですね。これは今初めて聞きまして、申請して、格付が2年ということで、今後もしっかりと工事に関すること、これは助役だろうと思いますから、助役のもとでしっかり対応していただければいいのかなと思います。今回の一般質問の中でも、いろんな工事とか、そういう談合とか、そういううわさが流れています。こういうものは私はどうでもいいと思ってます。ただ、人吉市に関する入札に、こういうことですね。資格審査会とか、入札に参加される人たち、業者の格付、こういうのを人吉市としてしっかりした理念

を持って、それで選定、指名していただければいいのかな。このことは、私たち議会は見守るしかありません。

ただ、今後、人吉市でもいろんな問題が出ましたので、私も議員として、しっかりとその辺は見させていただきたいなと思うとりますので、助役、よろしくお願いしておきます。これについては終わります。

- 教育長（鳥井正徳君） 人吉観光のあり方について、いろいろ御提案をいただきました。大変ありがたく思っております。

例に挙げられました柳川につきましては、私たちが中学校のころ、北原白秋祭というのがありまして、その関係で私も柳川には何回か訪れまして、船下りもしたことを覚えております。最近も行きましたが、人吉市に比べて、本当に議員がおっしゃるようにゆったりしていますですね。人吉市の観光と比べて、非常にこう対比して考えるにいいところじゃないかなと思っております。

それで、要は、ふるさと広場、その関係でいろいろありましたけれども、私は、人吉市教育委員会の立場から申しますと、先ほど次長が言いましたように、ふるさと歴史の広場事業は、文化的な価値や意義の表現と、そして市民の憩いの広場としての空間の確保、この両立をどうするかということじゃなかろうかと思っております。私たちの年代は、あそこはスポーツをするグラウンドとしか頭にはありませんでした。また、施設がなかったからでもございしますが、城内グラウンドの史跡の上でスポーツするなんて思ったこともございせんでした。ところが、今はそういう状況でございします。

ですから、人吉が売り出すのは、やっぱり各方面にあるその歴史的なもの、そういうのを兼ね備えたものとして理解する。そして、それをまず市民に理解していただく。そういう意味で、あそこは、ただ芝生の広場じゃなくて、ここにはこういうのがあったんだぞと、そして史跡としても大事にしようというのを子供のころからやはり今の子供たちに教えていかにゃならんのかなというふうにも思っております。あそこが、芝が伸びまして、恐らく見えにくくなるのは予想されます。しかし、今のところ、そういうふうにして、人吉の観光資源として、そういうふうに教育委員会としては大事にしていきたいなというふうに思っております。これは観光課、あるいは経済部とも、これからも合議しながらやっていきたいと思っております。

議員御指摘の歴史館敷地あたりにベンチのことですけれども、御承知と思いますが、3基ほどベンチは今設置済みでございします。あれではやはり私も足りないと思いますし、ゆっくり腰を落ちつけておろしていただく場所を探しながら、球磨工業高校あたりにもお願いをしまして、非常に積極的にやっていただきますので、増設できるようにしたいというふうに思っております。今は3基ほどは設置済みでございしますので、御了解お願いしたいと思っております。

以上、お答えいたしました。（発言する者あり）

- 議長（別府靖彦君） 入札関係は、どのような答弁を、質問……
- 2番（福屋法晴君） 人吉市に、地元業者に落としていただくということで。
- 議長（別府靖彦君） するちゅうことであればいいということだったけど……
- 2番（福屋法晴君） はい、答弁は要りません。
- 議長（別府靖彦君） するっちゅうことですか。
- 2番（福屋法晴君） はい。いいでしょう。議長。
- 議長（別府靖彦君） 2番。
- 2番（福屋法晴君） 吉村部長、ありがとうございます。人吉市に落としていただくということで今確認しましたので、答弁がないということは、もうこれが的確な回答だと考えております。ありがとうございます。

歴史広場に関して、それとかいろんな部署に関してなんですけど、もう私が言いたいということは、4年間走り続けてきたわがままかもしれませんが、やはり市民主義ということをもまず考えていただいて、それと、執行部提案されるときには、議会がいるんだということを考えていただいて、議会にまずもって説明をしていただくというのが最大限の執行部からの約束事ではないかなと考えます。議会が全然知らないで、執行部が勝手に進めている、それをただ議会が認めている、それだけでは市民も納得しないと思います。やはりこれからは、どの委員会に対しても早期にこういう事業をするんだということを説明をしていただく必要があるのかなと、そこでいろんな議論をして、それで市民に対して一番いい方法というのを探し出すのが、この伝統ある人吉市議会の議会の議場じゃないかなと私は考えます。この場で議論ができない。その前に決まってしまったようなのを議会がただ認めていく、それは人吉市議会じゃないのかなと。

私も、もう一回頑張ってみます。皆さんと一緒にですね。人吉市民の負託を最大限に生かせるようなやはり人吉市議会であってほしいし、本会議場であった方がいいんじゃないかなということ、それを申し上げまして、教育長、それと吉村部長には大変ありがとうございました。いろんな約束をしていただきましたので、最後にいい一般質問を受けたと思っております。また、市民のために、皆さん、執行部の方は一生懸命頑張っていただければいいなと思います。

最後になりますが、私たち新人8名を陰ながら一生懸命支えていただきました早期退職されます上川事務局長に対して、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

一般質問を終わります。

- 議長（別府靖彦君） ここで暫時休憩します。

午前11時3分 休憩

午前11時19分 開議

- 議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。

- 1番（笹山欣悟君）（登壇） 1番議員の笹山でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、行政経営改革について、2点通告をいたしました。

まず、人事評価制度についてであります。

人事評価制度の取り組みにつきましては、12月議会におきましても質問を行ったところありますが、ちょうど12月1日が評価基準日となっております、11月中旬に自己評価、2月中旬に1次評価、2次評価の評価結果の説明があつております。一定の試行が終了したようでありますので、今回の人事評価の試行について、執行部はどのような評価をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、公務員倫理に対する12月議会の答弁におきまして、沼田総務部長は、「一般職のみ公務員倫理をのせました。内容は、1つ、公務員としての自覚を持ち、責任ある言動に努め、市民の批判を受けることがないこと、2、社会人としてのマナー、職場でのルールを遵守し、他人に迷惑をかけないこと、3、どんな相手にも公平公正な対応をしているとともに、不正や違法な行為に対して毅然とした態度で対処しているかという3項目でございます。これにつきましては、当然管理監督職を務めます係長以上の職員はすべてマスターをしているという前提で、今回は省いております。また、あくまでもここで求めますのは能力評価でございます、そういう犯罪を抑止するとか、そういうことではございません。ここで求めますのは、社会人としてのルール、マナーが守られているかということを見ております。よって、当然管理監督者はこのルールの部分はすべてマスターをしているという前提でございます。どうぞ御理解ください」と答弁をされております。

公務員倫理に対する社会人としてのルール、マナーを管理監督者がすべてマスターをしているという前提であれば、なぜ管理職の逮捕者が出たのでしょうか。公務員倫理に対するルール、マナーを遵守しておれば、このようなことは起きなかったと思っております。

私も、このような質問をするのは複雑な心境ではありますが、やはり今回の事件を執行部は真摯に受けとめて、今後このようなことが起きないためにも、公務員である以上は、すべての職員が常に意識を持っておらなければならないと思いますし、倫理観をみずから評価していくべきだと考えております。

改めて、公務員倫理の評価項目を全職員に適用する考えはないのか、お尋ねをいたします。次に、開庁時間延長についてであります。

開庁時間延長については、試行の結果、市民アンケートの結果を踏まえ、市民が何らかの

取り組みを推進してほしいとの意見が大半を占めた。そういったことから、よりよい住民サービスの向上を目指して、平成19年3月12日から毎週月曜日と木曜日、午後7時まで、1階フロアの市民環境課、福祉課、介護障害課、税務課、保険年金課、納税課の6課の窓口で実施されております。約2年ほど経過しましたので、実績等についてお尋ねをしたいと思います。

1点目、平成18年中の各課ごとの月別実績についてお願いいたします。また、1日の平均来庁者は何人あったのでしょうか。

2点目、平成18年中に電話対応等も含めまして来庁者がなかった日があったのでしょうか。もしあるとすれば、どのくらいなのか、各課ごとに説明をお願いしたいと思います。

次に、教育問題で1点通告いたしました。給食センターの民間委託についてであります。

給食調理業務の民間委託については、6月議会、9月議会、12月議会、それに引き続いての質問であります。私の前に、今議会におきましては4人の議員が一般質問を行い、それぞれに答弁がっております。ある程度質問の中身も同じようなことでありましたので、ほとんど出尽くしたのかなというふうに思っておりますが、重複を避けながら、また私なりに気になる点について質問を行いたいと思います。

1点目に、業者選定委員会における評価の方法はどのようにされたのでしょうか。

2点目、1月29日にプレゼンテーションをされ、候補者を決定されておりますが、2月19日の契約締結までの経過について説明をお願いしたいと思います。

3点目、初日の仲村議員の一般質問において、14日付の人吉新聞の記事を見てみますと、教育長は、給食センター所長を兼務する社長を含んで5人、現在の嘱託パートの23人全員を社員として雇うと聞いており、4月からは28人体制となると答弁されたようになっております。私の記憶違いかと思いますが、給食センター所長を社長が兼務するのでしょうか、確認をしておきたいと思います。現在の嘱託パート職員の23名はどのような社員待遇なのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。また、現在の嘱託パート職員の23名は社員として雇用内定していると答弁がっております。雇用内定までの経過について説明をいただきたいと思います。

4点目、食材発注に関する契約につきましては、3種の契約を行うというようなことであります。市と委託会社との発注事務を含む契約、給食運営委員会と食材料の代金の支払いに関する協定、委託会社と納入業者との代金支払いに関する契約ということであります。給食運営委員会と食材料の代金の支払いに関する協定については、協定の締結だけで食材費の支払いを委託業者へ支払うことができるのか。私としては、初日の答弁においてはよく理解をできませんでした。そこで改めて、食材発注事務及び食材の請求と支払いの流れについて、改めて説明をいただきたいと思います。また、給食運営委員会における食材のチェック体制についてはどのようになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

5 点目、給食運営委員会が審議決定権を持っております給食費に関することについて、給食委員会と食材料の代金の支払いに関する協定については、給食運営委員会で協議、決定がなされているのでしょうか。なされているのであれば、いつの給食委員会の会議で決定をなされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

市民の声から 1 点通告いたしました。市のホームページ市民のひろばの投稿についてであります。

私も、市のホームページはよく利用しております。市民のひろばにつきましても、どのような投稿があっているのか、市民の方はどのような意見を持っているのか、非常に気になりまして、よく見ているところであります。ただ、最近は投稿が少ないなと気になっていたところではありますが、市民の方より、市民のひろばに投稿するばってん、載っとらんとたいな、どぎゃんなとととやろかと、そのような相談を受けたところであります。

そこで、お尋ねをしたいと思います。

1 点目、市民のひろばの掲載の仕方が変わりましたが、いつから変わったのでしょうか。また、変えた理由はどのような理由で変えられたのでしょうか。

2 点目、18年中の投稿は何件ほどあっているのでしょうか。また、投稿を掲載しなかった件数は何件でしょうか。また、その理由はどのような理由でしょうか、お尋ねいたします。

3 点目、投稿の掲載については、掲載の判断基準を作成していращやるのでしょうか。

以上、1 回目の質問を終わります。

○総務部長（沼田寛仁君） おはようございます。では、笹山議員の第 1 回目の御質問にお答え申し上げます。

今回の人事評価制度の試行が終わって、市としてはどういうふうに思っているかということでございますけれども、今回初めての試行でございまして、いろんな問題の調整といたしますか、収集も一つの目的でございました。

まず、一番心配しましたのは、その評価のばらつきでございました。このばらつき、自己評価、それからその各課長による評価、部長による評価、3 つでやるわけでございますけれども、まず自己評価につきましては、職員の約 9 割の方が 55 点から 74 点の範囲内で自己評価をされております。想定した範囲であったというふうに考えております。また、各部署のばらつきでございますけれども、約 8 割の部署が全体の平均の 5 点内に分布しておりまして、むしろ予想よりも誤差がなかったかなというふうに感じております。また、その結果は、各評価者、また職員が真剣に今回の自己評価制度を理解してもらったかなというふうにも思っております。

それからもう一点は、育成面談でございました。これを受けまして、職員の弱いところ、または伸ばすところ等を各評価者が個人面談をしまして、約 30 分から 1 時間、相互の話し合いをしまして、それぞれ真剣に評価について議論をしたようでございます。非常に喜んでおり

ます。その中で、評価者からの報告書を見ますと、面談において、自分の気づかない点を指摘され、またよい点を褒められて、今後意欲を持って仕事に取り組みたいとか、そういうコメントもございました。

今後、今言いましたように、今回の試行におきまして、この評価のばらつきを中心に十分データ収集ができましたので、今後に生かしていきたいというふうに思っております。

2点目でございますけれども、時間延長でございます。時間延長につきましては……済みません。答弁漏れがございました。

評価表の中に、政治倫理……失礼しました。倫理観の問題がございまして、公務員倫理、御指摘のとおり、今回非常に御迷惑、御心配をかけて申しわけないと思っております。前も御答弁しましたように、私どもは、その管理監督者はそのことは十分マスターしておるという認識でございました。今回の事件につきましては、まだ裁判等も開かれておりませんし、今後の推移を見ながら、どういうふうにするか考えていこうと思っております。

それから、もとに戻りますけれども、時間延長の件でございますけれども、まず平成18年度中、2月まででございますけれども、平均は21.6人でした。

各課ごとの状況でございますけれども、少し長くなりますけれどもお答え申し上げます。

市民環境課、4月83名、5月68名、6月74名、7月48名、8月50名、9月38名、10月54名、11月40名、12月46名、1月51名、2月55名、3月はまだ今集計の途中でございます。合計の607名、平均1日7名でした。

次、保険年金課、4月14名、5月16名、6月18名、7月17名、8月14名、9月16名、10月20名、11月11名、12月9名、1月10名、2月9名、合計154名、平均1.8人です。

介護障害課、4月1名、5月6名、6月12名、7月10名、8月17名、9月11名、10月22名、11月16名、12月11名、1月5名、2月6名、合計117名、平均1.3名。

それから、福祉課、4月4名、5月13名、6月56名、7月8名、8月24名、9月11名、10月20名、11月9名、12月7名、1月30名、2月8名、合計190名、平均2.2名。

それから、税務課、4月12名、5月14名、6月61名、7月28名、8月53名、9月18名、10月54名、11月21名、12月14名、1月21名、2月25名、合計321名、3.7人。

それから、納税課、4月24名、5月57名、6月62名、7月52名、8月44名、9月38名、10月36名、11月37名、12月63名、1月46名、2月34名、合計493人、5.7名です。

電話等につきましては把握はしておりません。申しわけございません。

それからもう一点は、全く来庁者が来なかった日は何日かということでございますけれども、今年の4月から2月までの11カ月間の実績でございます。6部署におきまして、延べ522名中、5部署におきまして93日でした。

以上、お答え申し上げます。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

質問がかなり多岐にわたっているようでございますので、少し時間がかかると思いますが、御了承をお願いします。

まず、業者選定委員会における評価の方法についてでございます。

今回の調理業務委託に関して、プロポーザル選定方式の中で、選定委員会で決めました人吉市学校給食調理業務委託業者選定基準に基づいて選定作業を実施したところでございます。

この選定基準に基づきまして、第1次選定審査では、主な業務内容、調理現場監督について、社内の安全衛生基準、物資の発注などについてなど17項目にわたり、内容の書き方の注意事項等を添えて、1回目の業務提案書を提出していただきました。

評価は3段階評価、Aは評価できる、Bは普通、Cは余り評価できないと評価基準を定め、市の重点配分項目を設け、200点満点で、選定委員一人一人が評価表を作成し、14名の委員の評価点数合計で1次選定審査の通過者を決定したところでございます。

2次選定審査では、人員配置体制及び調理業務体制、学校給食に対する基本的な考え方、安全衛生管理、職員研修方法とその内容、給食用食材の考え方や食材の発注について、学校との交流、業務遂行能力、信用状況の8項目にわたり、2回目の業務提案書を各社に提案していただきました。

8項目の審査項目について評価点を5段階とし、その点数に市が重視しております審査項目の割り増し率を設定し、評価点と割り増し率を掛けたものがその審査項目の得点といたしました。8項目の合計点数は100点満点で、選定委員一人一人が評価表を作成し、合計点数の高い方から順にA、B、C、Dとランクづけをし、委員個人の判定ランク表を事務局へ提出いただき、集計した後、Aランクを最も多く取得したものを委託候補者としたところでございます。あくまでも、選定委員一人一人の評価を積み上げて決定した選定結果であることを御理解いただきたいと思います。

最終的な評価をランクづけした理由としましては、評価の点数を合計した場合、委員の価値観によって上位の業者と下位の業者に大きく点数がばらつくことがあります。例えば、ある委員の評価1位は90点で、4位が30点の場合もあれば、また、ある委員は、評価1位が70点で、4位が60点の場合もあり得ます。したがって、少数の意見によって判定が大きく変わり得ることもございますので、あくまで委員会全体の公平を期すため、最終評価をランクづけとしたところでございます。

次に、1月29日、最終プレゼンテーションの後の経過ということでございますが、1月29日の第2次選定最終審査後、直ちに選定委員会において委託候補者を決定いたしました。翌30日に市長への報告、決裁の後、合否の通知をしたところですが、4つの業者とも市内の業者であったことや、これまで2度にわたる業務提案、試食会、プレゼンテーションなど、誠意ある御提案をいただいたことへのお礼を含めて、学校給食センター所長と事務員の2名で、30、31日の両日、直接御自宅へ通知を持参したと聞いております。

第10回選定委員会、これは最終プロポーザルを実施したときですが、会社登記の完了後、定款確認の上、会社組織として契約を締結することを申し合わせておりましたが、2月6日に登記が完了した旨の連絡があり、2月8日に最終の選定委員会を開催し、承認しております。

その後、契約書の内容精査、チェック、他官庁の意見聴取、熊本労働局でございます。その後、学校給食センター運営委員会臨時総会を16日に開催し、経過報告並びに委託契約についての承認を経て、19日に契約を締結したところでございます。

それから、社長を含む5人の従業員というような、この23名体制ということで、どのような社員待遇かということでございます。

その前に、人吉新聞にちょっと、委託会社の責任者が所長を兼ねるという記事がございましたが、これは間違いでございまして、所長はあくまでも市の職員でございます。委託会社におきましては、調理現場の責任者として入られるということでございます。

それでは、今回の選定における2次選定審査における評価の中に、調理業務従事者についての職員（パートを含みます）23名以上の確保、3分の1以上の正職員確保、3分の2以上の実務経験調理員確保を内容審査に入れておりました。また、委託業者に説明した業務仕様書には、調理業務従業員を23人以上とすること、食材発注事務等従業者を配置することの2点を記載しておりました。今回、現在の嘱託パート職員23名を全員雇用内定することで、発注側としての希望はクリアできたものと考えております。

委託会社の報告によりますと、今回の採用で、28名のうち、代表者を含む会社のもとの従業員5名と市の嘱託職員4名、合わせて9名が正員の職員、19名がパート職員と聞いております。今後しばらく社員の勤務状況や会社経営を見ながら正社員をふやしていくという内容で、私は報告を受けております。

次に、雇用内容に至るまでの経過でございしますが、2月8日の最終選定委員会での承認の後、2月8日の午後から2月10日までの3日間の日程で、学校給食センターと東西コミセンにおいて、勤務作業終了後、23名全員の個別の面接を実施したと聞いております。2月19日に正式な市との契約後、3月に入って正式な任用通知を渡されていると報告を受けております。

本来であれば、正式な契約締結後に面接は実施すべきであると思いますが、現在の嘱託パート職員の今後の不安を解消する必要性と同時に、場合によっては新規の社員を早急に募集する必要もあったことから、あくまでも雇用予定を前提として実施されたものであると考えております。

それから、食材発注事務、食材の請求と支払いの流れについてと思いますが、まず学校栄養職員は、作成した給食献立に基づいて、委託業者に食材の使用日、生産地、品目、数量等を記載した発注一覧表により食材の発注を依頼いたします。次に、委託業者は、発注一覧表

により運営委員会の指定を受けた納入業者に食材を発注します。次に、納入業者は、依頼を受けた食材を品名、規格、数量、単位、単価、金額、生産地を記載した納品書を添えて給食センターに納品します。次に、納入業者は、納品した食材の月合計代金を委託業者に請求いたします。次に、委託業者は、納入業者の請求額を合計し、請求一覧表を運営委員会に請求します。次に、給食費を学校給食センター運営委員会事務局が各学校へ請求し、学校側は、保護者から集めた給食費から請求額分を運営委員会に入金をいたします。次に、運営委員会は、委託会社から請求一覧表と納入業者からの納入伝票を確認し、銀行振り込みにて委託業者に支払います。最後に、運営委員会からの入金後、委託会社は納入業者ごとに支払うということになります。

以上が運営委員会における請求、支払いの流れでございます。

また、市の一般会計の支出としましては、毎月、事業完了報告提出後、人吉市が委託会社に食材発注事務を含み調理業務委託料を委託会社に支払います。

次に、学校給食センター運営委員会でのチェック体制ということでございますが、給食用食材のチェック体制といたしまして、食材の納品については、これまでどおり指定納入業者が直接学校給食センターに食材の納品を行い、その際に提出される納品書については、従来の運営委員会指定の納品書を使用してもらいます。その納品書には、品物名、数量、金額、産地を記載してもらいます。そして、納品の際には、学校栄養職員、現場責任者立ち会いのもと、これまで同様に発注した食品であるかの確認、品質、数量について厳しくチェックしながら検収を行ってまいります。また、納品書については、運営委員会事務局において検算を行い、その後、委託会社から提出される請求一覧を照合した後で支払いを行います。委託会社には、支払い報告書において納入業者に対する食材費の支出がきちんと行われているか報告を受けることとしており、委託会社の了解を得ながら協定書にも明記していく予定でございます。

委託業者と納入業者は、民と民との契約でありまして、いろいろな問題が発生するおそれについては、例えばマージン等でございます。これまで開催された小中学校の保護者説明会においても、委託することで中間の利益が発生するおそれはないかとの意見がございましたが、学校給食費については、法に基づいて、すべて給食費、給食用食品の費用に充てます。先ほどのチェック体制でも御説明申し上げましたとおり、納入業者から納品書と委託業者からの請求一覧表を運営委員会事務局で照合を行いますし、食材そのものも給食センターで直接検収していきますので、食材の支払い過程で委託業者の中間の利益が発生する仕組みではありません。

また、納品された価格が適正かどうかということにつきましても、これまで食材発注をすべて給食センターで行ってきまして、ほとんどの食品の適正価格は把握しているつもりでございます。きちんとチェックをしていくことにいたします。今回の委託は、よい食材をこ

れまでよりも安価で購入できた場合には、その分はすべて給食内容の充実に反映できるものと考えております。

次に、運営委員会と委託会社の食材の代金支払いに関する協定等についてでございますが、学校給食費の請求や入金に関すること、さらに食材の発注依頼や請求、支払いに関しては、運営委員会の業務でございます。運営委員会における歳入や歳出は、歳入歳出外現金でございまして、市の会計とは独立したものでございます。したがって、運営委員会の決定によって委託業者との間に締結されるべきものであると考えております。

最後に、食材の代金支払いに関する協定についてでございますが、なされていれば、いつの運営委員会に変わったかということでございますが、運営委員会と委託業者で締結協定書の主なものは、発注内容に関することや食品の納入に関すること、代金の請求や支払い等について明記するものでございます。2月16日に開催されました運営委員会臨時総会におきまして、今回の調理業務委託及び食材発注の仕組みについては、全会一致の承認をいただいているところでございます。

また、この協定書締結内容につきましては、3月27日に開催予定の運営委員会定期総会において承認を得ることといたしております。

以上、早口に申し上げましたが終わります。

- 企画部長（井上修二君） 市民のひろばに関する質問でございますが、1点目の市民のひろばの投稿の公開が変更されているが、いつから変わったのか、またその理由はという御質問にお答えします。

これまでは、原稿と同時に公開をいたしていたところでございますが、電子メールを使った広告や勧誘等で不特定多数に一方的に送りつけられるスパムメールなどの迷惑投稿などが増加したため、県下各市の掲示板、掲載状況を調査しましたところ、各市においても何らかの制限が設けられていたところでございます。したがって、本市におきましても担当課で受け付け、投稿内容を確認しまして、市民のひろばとして適切な内容について投稿を掲載するようなことで、平成18年の5月2日から変更を行っております。

次に、2点目の掲載された件数、非公開の件数とは、その理由という御質問でございますが、市民のひろばの公開を変更しました平成18年5月2日以降の件数でお答えします。総投稿数が73件でございまして、投稿した件数が20件で、非公開が53件でございます。また、投稿に対して本市からの回答した掲載が14件でございます。非公開の理由でございますが、名誉毀損の恐れがあるもののほかアダルトサイトにリンクするといった不特定多数に一方的に送りつけられるスパムメールなどがあったため非公開としたものでございます。

次に、3点目の公開基準はあるのかという御質問でございますが、ホームページの市民のひろばの中で、利用に当たっては利用規約を掲載いたしておりまして、この利用規約をお読みいただき、御承諾の上投稿をお願いいたしているところでございます。利用規約では、投

稿内容が法令に反するもの、他人の権利を侵害するもの、未成年者を害するような行為など12項目からなる制限を設けております。これに反した場合は、掲示責任者、市でございますけれども、利用者の許可なく削除する権利を有しているところでございます。

また、非公開とした投稿者につきましては、架空でなく正規のメールアドレスの方には直接回答メールを送付して、御理解をいただいているところでございます。また、非公開としたことにより、非公開とされた方からの問い合わせ等は1件もあっていないところでございます。

以上、お答えします。

○議長（別府靖彦君） ここで暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時31分 開議

○議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。

○1番（笹山欣悟君） それじゃあ、2回目の質問を行ってきたいと思います。

それぞれに一定の答弁をいただきましたけれども、まず人事評価制度についてであります。試行の評価を部長の方からどのように評価をされたのかお伺いいたしました。評価のばらつきについては今後集約しながら検討をしていきたいと。そういったことでありますし、面談等においても真剣に取り組んでいただいている、また気づかない点を指摘されたとか、そういったいい評価をされたようであります。

ただ、私もいろんな職員の方から意見を聞く機会がありました。実は、職員組合の青年部、もしくは女性部の方で、こういった点についてアンケート調査されています。ここにアンケート調査を持ってきてますけれども、この中で、いわゆる職員の方も非常に真剣に考えていらっしゃる様子がうかがい知ることができましたので、少し職員の意見を披露をちょっとしてみたいと思っております。いろいろとたくさんアンケートがありますので、読み上げてみたいと思っております。

どういった考えを持っていらっしゃるかということです。「個人個人で評価を採点する基準の受け取り方には差があるため、不均一な評価が出てきたりしないか」、これ10代から20代の男性であります。「評価はあってよい。本人にとっても自分の能力を客観的に評価してもらうことで見直すことができる。しかし、評価後の面談は職員の多い課では非常に負担になるという現状もあるのではないか」、「30分から1時間は長い」と、「希望制にしてもらってもいいのではないかと考える」、これ30代の男性であります。「適正な評価が行われれば、職員のやる気が出てよいのではないか」、「管理職に対する定期的な研修が必要であ

る」、同じく30代の男性であります。「特に、出先機関の職員の2次評価を部長にしているのは、評価する者、してもらう者、ともに納得いく評価ができないし、してもらえないと思う。かなり厳しい」、これ10代から20代の男性です。「評価シートの質問事項が具体的なようで具体的じゃない」、「予想どおり考え方の基準が人によって大きく違う」、「2次評価者の部長がどれくらい一担当者のことを知っているのか」、「やはり余り高く自分のことを評価できない、平均に合わせてしまいがちになる」、30代男性です。「自己評価をもとに所属長が採点することが必要だが、自己評価に余りにも配慮しすぎているところがある。所属長も明確な基準がないため判断が難しいところもあるのではないか」、30代男性です。「実際面倒な仕事がまたふえたなって感じです。導入しようがしまいが、私は私の業務を行うだけで、評価されるからといって何も変わることはありません。イエスマンにもなりたくないし、考えただけで逆にやる気がなくなります」、10代から20代の男性です。「人が人を評価するのは好みもあるし難しいと思う」、50代女性です。「上司の評価をしてみたい」、同じく50代の女性です。「職員のやる気を引き出すものとしては効果がある。また、上司との面談はコミュニケーションを図るよい機会である」、10代から20代の女性です。「上司と面談できるのはいいことだと思うが、評価者がきちんと平等に評価してくれるのかが気になります。」、10代から20代の女性です。「評価は評価する人の見方でプラスになったりマイナスになったりするものだし、評価する人とされる人の接点があるかないかでも変わってくると思います。また、今高い評価を受けている人のしていることが間違いだったと、本当は低く評価されるべき人が高く評価されたりすることやその逆もあると思います。そんな不確かな評価でまじめに働いている人の給料が左右されるのは不合理だと思います。人吉の職員はそれほど細かく評価されないといけないほどふまじめでしょうか」、40代女性です。「個人がつけた評価がほぼそのまま評価されている実情にある。実際評価する上司も評価しにくい、できないとの声がある。やる気を起こさせるための評価ということだが、本当にそうとは言えない。個人が出した評価を見て、その人に高すぎるから書きかえろ、低すぎるから書きかえろと返した上司がいるとも聞く。何が人事評価かわからない」、40代女性。このような意見が、まあほかにもたくさんありますけども、私がちょっと気になったのが、こういった評価、アンケートの意見であります。

職員の皆さんも大変真剣に評価制度にも考えていらっしゃる、また取り組んでいらっしゃると思っておりますが、やはり今後きちんとした評価制度になっていくためには、やはりこういった職員の意見というのも重要な部分だと思っておりますが、今私がアンケートの意見若干申し述べましたけども、それについて部長が率直にどのように感じられたのか、その点について1点お聞きをしたいと思います。

それから、開庁時間延長についてであります。さっきそれぞれ各課ごとの日数等をお聞きいたしました。多いところで7名、1日平均の7名と、平均の21.6人ということでありま

すが、少ないところでは課ごとによっては1.3人と、多いところでは7人とか、それぞれ課によって違うようであります。確かに全く来庁者がなかった日というのは、それぞれの部署を合わせて522日あいた日の中の93日と、約2割が来庁者がなかったというふうに考えられます。その辺でやはり非常に私とすれば、まあ平均的に来庁者が少ないのかなと思っています。すけども、労力と経費を考えてみたときに、やはりどれぐらいの効果が期待できるのか、そういった部分を2年をたって検討する時期になってるんじゃないかなとは私は思っています。

今後そのまま今の開庁時間延長を続けていかれるのか、改めて例えば今のこういった結果を見て、いろんな費用対効果等を考えながら、時間を例えば7時までの開庁時間を1時間減らして6時までの開庁時間にするとか、週2回の開庁を週1回で市民サービスの向上につなげていくとか、そういったことはどういうふうにお考えでしょうか。その辺についての見解を1点お伺いをおきたいと思っています。

給食センターについてであります。非常に詳しく教育長の方から5点にわたって答弁をいただきました。その中で、若干1点気になった所がありますので、まずそれについてちょっとお尋ねしたいと思っていますが、まず嘱託・パート職員の雇用について、現場責任者を含む5人の従業員と嘱託員4名の9名が正社員と、それから14名がパート職員ということで話を聞いているということでありました。そうすると、23名になるのかなと思って、答弁では28名体制でというふうな話をされていらっしゃいましたけども、9名と14名であれば23名の雇用になってるのかなと思ってますので、その辺ちょっと整合性について、改めてちょっとお伺いしておきたいと思っています。

また、12月の大王議員の質問によって、教育長の方は、まあこちらで何名にしてくれという、今のところは教育委員会としては最低常勤の正職員は十四、五名は必要ではないかと思えますと、しかしその中にパート職員を雇用されていくのではないかと考えておりますし、何名だという大体基準は示せると思いますというふうに答弁をされてらっしゃいます。そういった答弁からすれば、基本的には正職員は十四、五名が必要だと、そういうふうに教育長答弁されてらっしゃいますけども、実際正職員は9名というふうなことで、その辺の違いについてどう考えていらっしゃるのか、この点についてもちっとお聞きをおきたいと思えます。

それから、引き続きお尋ねをしていきたいと思っていますが、業者選定委員会における学識経験者、これ学識経験者はいらっしゃるのでしょうか、いらっしゃるとすればどなたが学識経験者なののでしょうか、また何の専門的な知識を持った人なののでしょうか、それについてお尋ねをおきたいと思っています。業者選定委員会のことですから、できましたら業者選定委員会の会長にお尋ねをおきたいと思えます。

2点目に、人吉学校フーズの設立目的、これは初日の答弁で、学校給食調理業務、それから学校給食にかかわる食材の仕入れ及び販売、それから全各号に附帯にする一切の業務とい

うふうに答弁をされていらっしゃると思います。

2月19日に締結をされました学校給食調理業務委託契約書、これをちょっと見てみますと、ちょっと気になった点があります。そこで一応確認をしておきたいと思っておりますが、第16条に、臨時または緊急の作業と言いまして、甲は臨時または災害その他必要に応じて仕様書に定める業務のほかその他の作業実施を乙に指示することができる。この場合において、乙はその指示に従わなければならない。第2項、前項に規定する作業を行った場合の費用は第4条に規定する委託料とは別に甲乙協議して定めるものとする規定をしております。先ほども言いました学校フーズの設立目的、これと比較してみても考えますと、学校フーズの設立は学校給食調理業務にかかわることです。この臨時的な緊急または臨時的な災害等に対応する場合というのがうたってありませんけれども、これがどういうふうにかかわるのか、その点について説明をいただきたいと思っております。

また、3点目になりますが、業務仕様書をちょっと見させていただきました。業務仕様書の中で二、三理解できない部分がちょっとありましたので、その点についても見解をちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

業務仕様書の1ページ目でありますけれども、業務概要の(3)、業務概要内容の食材発注部門というところであります。クの食材の発注とそれに関する事務、それからケのその他クに附帯する業務、これにつきましては私は運営委員会と人吉学校フーズの契約であれば、それで構わないと考えたものですから、あえてこの仕様書にそういった部分を記載してなければならなかったのでしょうか、それについてちょっとお尋ねしたいと思っております。

5ページの7の業務内容の食材発注部門においてであります、(4)で、乙は特別な事情により指定業者以外の業者からの食材を発注する場合は甲の了承を得ること。なお、甲は当該発注について納入業者選定委員会に報告することとあります。この特別な事情というのがどのようなことを想定しているのでしょうか、その点についてお尋ねをしたいと思っております。また、食材発注というのは、給食運営委員会が行うということで私考えますから、甲が納入業者選定委員会に報告するのではなくて、給食運営委員会が報告するというように考えられるのかなと思っておりますので、その点についてちょっとお尋ねしたいと思っております。

6ページになりますが、8の調理機器等の利用の(4)施設の増改築は認めない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。(5)で調理機器の改造は原則として認めない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでないとあります。この甲の承認があったときの、もしそういったことがやられて、甲の承認があったときに、この費用負担というのはどこがするのでしょうか、またもし契約が終了、もしくは解除された場合に、その改築等を行った場合の現状回復というのはどういうふうになるのでしょうか、お尋ねをしておきたいと思っております。

それから、4点目です。食材発注の事務においてでありますけれども、これについてはいろ

いる難しいところあるんですが、食材代金の運営委員会から委託業者に対する振り込み、それから委託業者から納入業者へ対する振り込み、これが発生するような状況でありますけども、これについては振込手数料が発生するのでしょうか。発生するとすれば、その振込手数料の支払いもとはどこが払うのでしょうか。その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、市民のひろばの投稿についてであります。非常に非公開のメールが、非公開の投稿、70件の投稿の中で50件が非公開となっているということで、非常に私もちょっとびっくりしたところであります。かなり非公開の件数が多いなということで感じたところであります。

そこで、やはりそういった非公開が、まあいろんな迷惑メール等の中で完全にもう公開できないものとか、若干疑わしくて公開できないものとか、いろんなケースがあると思うんですけども、その辺についてやっぱりもう少し市民にわかるようにといいますが、せっかくホームページで市民のひろばちゅうのがあるわけですから、その辺について、もう少し非公開の部分について、何らかの形で市民に理解できるような、そういった部分を公開することはできないのかなあと、ちょっと感じるところですけども、その点についてどういうふうに考えていらっしゃるのか、あと1点だけ確認をしておきたいと思っています。

以上、2回目を終わります。

○総務部長（沼田寛仁君） それでは、笹山議員の第2回目の御質問にお答え申し上げます。

組合がおやりになりました評価に対するアンケート、その感想でございますけども、お聞きしまして、非常に嬉しく感じました。やっぱり職員が真剣に今回の自己評価について、または能力評価について考えてくれているということで嬉しく感じました。もうぜひうちの方も全職員に対しまして同様のアンケートをしまして、その意見は大事にしたいと思います。

お聞きした中で、やっぱりこの評価者がばらつきがあると。主観が入るとか基準があいまいであるとかという御質問はまずそのとおりです。今おっしゃいましたように、自己評価が上がってきます。非常に高い点数をつけてくる。とどうしても評価者は同じ課ですから、A職員、B職員を比較してしまうというところが出てきます。その点はもう1回被評価者の職員に対して評価基準の内容を研修させまして、適切な自己評価ができるような形を再度検討したいと思います。もう本当に嬉しく思いました。

それから、第2点目でございますけども、時間延長につきまして今後どうするのかということでございますけども、平成17年に比べて件数が、訪問者がふえております。もう非常に嬉しいことでございます。ということで、市民の方にはだんだん浸透してきているかなという感じは持っております。もちろん時間等につきましては、今後組合とも十分協議をしていくつもりですけども、もう1年間だけやらせてもらいまして、平成17年、18年、19年の利用者の数を見ながら、そしてふやす分、ふやす課を考えるか、または縮小するかを考えるか、

そういうことにつきましても組合ともう1回議論をしていきたいと思います。

以上、お答え申し上げます。

○教育長（鳥井正徳君） お答え申し上げます。

非常に質問が多岐にわたりましたので、少し順序が入れかわったりするかもしれませんが、御了承をお願いします。

28名にならんじゃないかというようなことですが、今回の採用で28名とお答えいたしましたが、代表者を含む会社のもとの従業員5名と市の嘱託職員合わせて9名でございます。そうすると19名がパート職員ですので28名になると思います。

それから、学識経験者のことですが、今回の調理業務委託は他の委託とは異なり、子供たちの口に直接入る給食を調理する特別な委託であることは申し上げたとおりでございますが、市内の小中学校で実施している学校給食をより一層安全・安心でおいしく児童生徒に提供するために、その特殊性も考慮して、選定委員を選出する必要があったものと考えております。

選定委員会14名のうち外部の学識経験者という視点から見た場合には、校長会会長、市PTA連絡協議会会長と副会長が委員として選出されたものと考えます。校長会会長は、単独校方式のときから通算しまして長年学校給食に携わっていたエキスパートでございますし、市PTA代表2名は保護者の立場から学校給食を定点観測できるとともに、率直な意見をいただける方たちであると認識しております。内部組織の中においても、もちろん私も学校給食に当然携わってきましたわけですが、現在の学校給食センター係長は約20年間給食センターに勤務し、大量調理に関するスペシャリストであるとともに、他の自治体の講習を務めたほど安全・衛生管理マニュアルにも精通した職員でもございます。子供たちのための学校給食という観点から、学校給食に深い造詣のある委員も含まれた選定委員会であったものと考えております。

それから、人吉学校フーズ定款の第2条というその3項目を上げられましたが、法的に問題はないのかということだろうと思います。株式会社の定款については、私はよく存じませんが、会社経営上の基本的なルールのことだろうと思います。市といたしましては、委託会社の定款に対して口を挟むつもりはございません。もし、法的に問題があれば委託会社自身がその内容を変更するため、株主総会で内容の変更決議がなされるものと思います。会社法人として新しく出発したばかりで、会社の組織や運営の合理化についてもまだまだこれからの部分はあると思いますが、市としても自信持って選出し委託した以上、責任を持って業務の確実な遂行を指導してまいりたい、見守りたいと考えているところでございます。

業務仕様書についてですが、特別な事由による云々ということですが、業務仕様書につきましても、業者選定委員会の中で十分な議論をし、また熊本労働局の指導を仰ぎながら作成をいたしました。

特別な事由としましては、例えば牛肉でBSEが発生したとか鳥インフルエンザが発生したとかポジティブリストにない農薬が野菜、果物に使用された場合などのとき、指定業者がもし安全・安心な食材の入手が困難な場合は、指定業者以外の業者から安全・安心な食材を探し、自信を持って子供たちに安全・安心な給食を提供するために、特別な事由によりいたしました。

また、野菜・果物がとれ過ぎて、低価格どころか収穫前の作物を肥料にしたというような、いたたまれない光景を去年もテレビで見ましたし、ある種の魚が豊富だった場合、市と学校栄養士と委託業者で協議した結果、給食材料として使用する場合などが、この特別な事由にもなると思います。安全、新鮮、安心、良質な食材を使用するための特別な事由という意味でございます。

業務仕様書についてでございますが、増改築というようなことでございますが、仕様書の施設の増改築は認めないと、ただし甲の承認を得たときはこの限りではないの部分で、増改築の費用負担はだれがするのかという質問でございますが、給食センターを平成14年から5年間使用しておりますが、現在のところ増改築の必要性はございませんでした。これから増改築の必要はないとは思いますが、委託後もし増改築の必要があると市が判断いたしましたら、市の補正予算で行うと考えています。したがって、委託会社の経費で増改築を行うことはありません。今後、給食センターが市の財産として使用していただくためにも、市の負担で増改築を行う方がよいと考えているところでございます。

契約解除後の現状回復はどうするかという質問ですが、当然市が判断しまして増改築や調理器具の改造を行ったわけですので、今の時点では現状回復を考えておりません。

もう一つ、最後に、振込手数料についてでございますが、市が支払う場合は公金なので発生しないと思います。委託業者が納入業者に振り込みで支払う場合は手数料が発生すると思いますし、この場合は業者間で協議していただくことになろうかと思います。ただいま現金で支払うことも含めて検討中と聞いておるところでございます。

以上、お答えいたしました。

○企画部長（井上修二君） 市民のひろばについてお答えいたします。

非公開が非常に多かったということでございます。その非公開の53件を分類しますと、アダルトサイトへリンクするものが43件、市内の居酒屋について意見募集といったメールで、相手の実名を使って名誉毀損の可能性があるので非公開としたものが3件、それから意味不明のものが3件、これにつきましては相手方に内容の確認をしているところでございます。また、本人みずから削除されたものが2件ございます。そのほか相手が特定されるため非公開としたものが2件となっております。これらの非公開とした投稿者につきましては、架空ではなく正規のメールアドレスの方に対し直接回答メールを送付し、御理解をいただいているところでございます。また、非公開とされた方から、苦情は一切あっておりませんし、今

後も非公開者に対しましては直接回答メールにて対応をしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君）　１番。

○１番（笹山欣悟君）　人事評価でありますけども、今部長の方から、大変嬉しく思うというようなことで感想を言っていただきました。人事評価については、やはりそれぞれの評価の仕方、また見解があると思っております。ただ、職員の皆さんはやはりきちんと真剣にとらえて考えていらっしゃると思っております。やはり職員の方がやる気が出るような制度になっていかなければならない。そういうふうに思いますし、やはりそういった評価制度が今後昇給、昇格、また人事異動、そういった等に影響してくると、そういった評価制度のようでありますから、やはりすべての職員の方が公平に評価される。これが一番の原則でなければいけない。そういうふうに思っています。ただ、今いろんな意見があっておりますし、まだまだ検討すべき課題とかたくさんあるようでありますから、できますれば18年度だけの試行に終わるのではなくて、19年度、また行政評価ですか、これの評価も試行されるようでありますけども、引き続き19年度もこの能力評価においても試行等をしていただきながら、あわせて本格的導入に当たって、本当に公正公平な評価制度になるような検討をしていただきたいと思っております。その辺についてはさらなる十分な協議、また検討を深めていただきたいというふうなことで、お願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

開庁時間については、あと１年間そのままで検討していきたいと、そういったことのようにあります。２年間の評価をすればある程度どういったことでっていうような検討課題が出てくるのかなと、私はちょっと思ったところなんですけども、やはり本当に費用効果等を考えたときにということも、やはり２年目、終わった段階では考える必要があるんじゃないかなと。３年やって４年後にそういった部分を含めて改めてやるというようなことじゃなくて、できたら２年の中でやっぱし検討される部分については、こういったことで検討していこうというようなことを十分私は検討していただきたいと思っております。ただ、１点考えられるのは、やはり市民相談、そういった部分の相談についてもかなり普通の時間であれば、なかなか市民の方の来庁者も多くて相談に来にくい、そういった状況もあるのかなと思っております。開庁時間の中にそういった市民相談の窓口等あれば、その中で知られることなく相談に来やすい状況もあるのかなというふうなこともちょっと考えますけども、その辺についても、例えば19年の中でそういった部分をどういうふうに検討していくのか、そういった点もあわせて、できたらもしあと１年同じような形で実施をされるのであれば、費用対効果とそういった新たに開庁する部分があるのかどうか、また取りやめる必要があるのかどうか、その辺も踏まえてさらなる検討をお願いをしていきたいと思っておりますので、なるべく市民サービスの低下につながらないような形で、市民の方も十分利用される、そういった状況になるように、

つながるようにお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

給食センターの件であります、学識経験者はどなたですかということで聞いたところで、はっきり言うて、今まで選定委員会のメンバー云々という話があったけども、今まで学識経験者という言葉が全くおっしゃってなかった。だから、本当にこのメンバーに学識経験者がいるのかなということをちょっと感じたわけなんです。やはりいろんな委員会等をつくる場合には、必ず外部から学識経験者を入れる、それが原則だと思っています。いろんな今市の方で委員会等つくっていらっしゃいますけども、必ず学識経験者が入っていらっしゃる。そういうように思っています。

ただ、先ほど教育長が言われた、校長会の会長、それからPTA会長、副会長、これ学識経験者だと思っているということで話をされましたが、ただこの方たちは基本的には給食運営委員会の同じメンバーなんですよね。給食委員会の組織の中でも同じメンバーとして入って、それと運営委員会で携わっていらっしゃる。そういったことを考えれば、本当に外部的な専門的な知識を有する学識経験者がいらっしゃるのかなと。そういった方たちの意見を聞いていらっしゃるのかなというふうな疑問が残ります。学識経験者、今一般的に学識経験者ということを考えれば、専門領域の学問で評価を受け、豊富な経験と高い見識を持って、社会的に認められた人が学識経験者と言われているようであります、一般的には。だから、先ほど言いましたように、校長会の会長とか市のPTA協議会の会長等は学校給食運営委員会の同じ組織の中のメンバーでもあるということを考えれば、基本的には外部から学識経験者は入っていらっしゃらないんじゃないかなというふうに考えるところです。

私が考えるのは、例えば、安全・衛生管理の面からのそういった立場の専門家とか、または調理業務に関しての専門家、こういった方たちが学識経験者という形で、その人たちから意見を聞く必要もあったのではないかなというふうにちょっと考えたところであります。これについては、地方自治法施行令第167条の10の2の第4項、それから地方自治法施行規則第12条の4第2項、そういった規定を準用してみたときには、やっぱり学識経験を有する人の意見を聞かなければならないとか、2名以上の学識経験者を入れなければならぬとか、そういったことをちょっと規定をしてあるんですけども、そういったところから判断して、そういった外部からの意見を聞く必要があったのかなということで、そういった取り決めをしてこられたのかなということで聞いたところであります。その辺は必要なかったのでしょうかね。その辺必要なかったのかどうか、ちょっと1点お伺いしておきたいと思います。

それから、2点目に、食材発注の業務の流れを1回目の答弁で教育長から詳しく説明いただきました。非常に詳しく説明いただいて、私もちょっとフローチャートいただいて見とったわけなんですけども、このフローチャートを見たときに、余りにも複雑になっている部分が見えるわけなんです。行政改革の一環で給食の民間委託をやりましたと、そう言いながら結局行政改革の一環で事務の簡素化、また効率化を求めて行ったんだと言いながらも、今

回のこの発注業務を見たときには、非常に事務は複雑に、逆に複雑化している。また非常にわかりにくい、そういった事務内容になっとるんじゃないかなと、そういうふうにちょっと思うところがあります。非常にあえて本当にこういうふうに、今やってる流れ、食材費の発注業務の流れについては非常にわかりやすくなってるわけなんですけども、今回4月から委託した場合には、間に民間業者が入るということで非常に複雑になっていると。あえてそこまで本当にして委託までしなければいけなかったのかなというふうに考えるわけなんです。そこまで複雑にする必要があったのかなというふうにちょっと思うところであります。

また、先ほど中間マージンの発生の恐れ云々というふうな話が教育長の方から、そういった発生する恐れはないというふうに答弁をいただきました。本当に、例えば民と民の間の中で中間に、民と民という形で中間に入りますけども、その中ではやはり民と民の間ではやっぱり商慣習があるんじゃないかなと、商慣習の例えばキックバックとかそういった部分が発生するんじゃないかなと、私はちょっと逆に考えるんですけども。そういった可能性はないって、教育長言い切れませんか。ちょっとお尋ね、聞いておきたいと思っております。

そういったとこで、3回目を終わりたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

学識経験者のことについてでございますが、いろいろ見解を聞かせていただきました。今度の場合は、校長会長はもう本当に経験、給食についてはだれにも負けない経験と見識を持っておられる方でございます。PTA会長もあらゆる面で、副会長もですが、保護者の意見等も常に聞いておられる。そういう意味からも経験豊かな人を入れて、学識経験者に相当する人というふうに考えたところでございます。本来ならば、議員がおっしゃいましたように、もっとほかのいわゆる専門学識経験者を入れるべきでは、そういうことも考えられたと思いますけれども、今度の場合はそのようなことでございました。

2番目のフローチャートが複雑化している。もう少し簡単にできないかということでございますが、フローチャートは本来ならばいろんなことをわかりやすく書くのがフローチャートでございます。私はこのフローチャートに書いてあるのを言葉であらわしてみないかということを行いましたけれども、言葉であらわすと非常に長くなるわけでございますが、今回の場合はなぜああいうまで複雑、まあ私はそんなに複雑化と思ってないんですが、落ち度がないように慎重に、あらゆる角度から検討したフローチャートでございます。そういうことで御了解いただきたい。中に、真ん中に委託業者が入りますもんですから、非常に複雑になるのは仕方ないなというふうに思っております。しかし、落ち度がないように万全にやったつもりでございます。

それから、3番目の中間マージンのことでございますが、民と民との間のことを私からどうこう言うことはできません。絶対にないともあるとも私からは申し上げることができませんが、我々が進めようとしていることについては、あんまりそういうことは心配はしていな

いということでございます。

以上でございます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） １番。

○１番（笹山欣悟君） それでは、続けてちょっと質問したいと思いますが、まず今度は、今回11回の選定委員会の中で、11回目のその業者選定の中で、最終的な審議決定をされているようであります。その中で、学校フーズから提出をされました見積もり等についても選定委員会の中で確認をされ、協議をされ確認をされているようであります。私もこの資料が情報公開によって手に入れることができました。ちょっと見積書で6,346万の見積書を提案されてあると思っています。これちょっと見とって、市の方で業務設計書、委託設計をつくっていらっしゃるんですね、恐らくその業務設計委託書に基づいて見積書が提出をされて、それを協議された、審議をされたと思っています。ただ、そのところをちょっと比較しながら思ったのが、車両費とか、車両費、車両購入費、２台リース契約分というふうな車両費とか事務所経費、こういったものが計上されとったものですから、委託設計書を見た場合にはそういった部分がちょっとなかったかなと思いながら、ただ、そちらの事務管理費ちゅう形で計上されてありましたけども、見積書を見ますと事務管理費じゃなくて車両費とか事務所経費と、そういった形での見積書になっています。その辺で、そういった車両費とか事務所経費というのは、こういった形で見積書の中で認められたのかなということで、これどこの事務所の経費なのかなというのがちょっと疑問に思いましたし、その辺がちょっと理解できませんので、できたら、これわかってらっしゃったら説明をちょっと求めたいと思っています。

それと、先ほど私は職員の方で、私は嘱託・パート23人の雇用形態で聞いたので、教育長がそういうふうに答弁されたのかなって思ってますが、ただ先ほど言われた9名の正職員と19名のパート職員での雇用形態ということですよ。ただ、見積書の人件費を見てみますと、調理責任者、それから副責任者、また正職員というのが正職員だと思っています。この見積書では13名、13名が正職員で見積もり上げていらっしゃる。14名がパート職員として上げていらっしゃる。それから、危険物取扱技師が1名、事務員1名というふうな形での人件費の見積もりを上げていらっしゃる。ということであれば、教育長の正職員9名、それからパート職員19名となれば、見積書とちょっと相違が出てくるのかなと思います。その辺の相違についてはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。合わないなと思っています。まあ金額的には私はわかりませんけども、人数的に見たときに正社員の数の人数とそのパート職員というのが、12月議会では教育長も、まあ十四、五名は正職員でお願いをしたいというふうな、そういった答弁をしていらっしゃるんですけども、実際は9名が職員であると。19名がパート職員になると。ただ、見積もりは正職員が13名、もしかして危険物取扱技師、もしくは事務員も正職員ということであれば15名、15名が正職員での見積もり、14名がパー

ト職員の見積もり、そういうふうになると思います。ということは実際にそぐわない部分がありますけども、その辺をどういうふうに解釈すればいいんでしょうか、それについて見解があればお尋ねいたします。

以上、4回……ちょっと待ってください。それともう1点お尋ねしておきたいと思います。

いろいろとこう食材費のやりとりをしてきた中で、ようこう考えよったら食材費の発注業務の流れとか何かいろいろやりとりしてきたと私は思っております。食材費の発注の流れとか云々については。ただ、よう考えよったら、例えば民間委託基本計画とか、昨年度された資料、基本計画、民間委託に関する基本計画とか、例えばその流れとか、例えば昨年11月1日に教育長名で、学校給食運営委員会の会長名で、小学校の保護者に出された学校調理業務民間委託についてのお知らせ、こういった文章の流れ等を見たときに、給食費の支払いの流れちゅうのが、先ほどいろんな民間にわたって民間から払うとかそういった部分というのが、その説明ではそこまで説明されてなかったのではないかなってちょっと思うんです。

一般質問のやりとりの中でそういった支払いの流れが、給食費の支払いの流れが食材費の発注にかかわって、そういった形で流れていくんですよと。ただ、そこはその給食費については今までどおり変わりませんというような説明を私は受けてきておったと思うものですから、その辺のところはやっぱり最初から説明してあったんでしょうか。それがちょっと私今になって、そういった給食費の流れについてはそこまでのきちんとした説明がなかったんじゃないかなってちょっと思っています。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。一般質問のやりとりの中でそういった給食費の流れも具体的に説明があつてきたと。詳しくはこういった形で給食費が流れていくというのは説明がなかったんじゃないかなって、私はちょっと思ったところなんです。いろいろこの資料を見ながら読んでみたときに。だから、最初からそれだけはきちんと保護者に対して、またこういった議会に対してもそこまでの説明がきちんとされてたのかどうか、その辺だけ確認をしておきたいと思います。

以上、2点だけお願いいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

前のことは忘れましたので、後の方を先に。給食費の流れについて説明をしてたのかということですが。このことについては、私は給食は、集めた給食費は全部子供の給食に使うと、それはもう保護者も納得済み、これまでずっとですね、そういう思っておりましたので、どうしてこうしてというのは具体的には説明してなかったと思います。で、今度は、この20何日に行います委員会で最終的に決めましたならば、その流れ等も含めて、各保護者には通知をしたいというふうに思っております。流れについては、ここで御説明したとおりでございます。要は、集めた給食費は何か何でも全部食材に使ってしまうと。これが原則でございます。

それから、事務所経費、車両経費についてでございますが、見積書についての御質問でござ

ざいますが、今回委託会社から提出されてきました見積書は、あくまで市が提示した業務仕様書に沿って提出された内容でございまして、設定項目が必ずしも一致しないことは特に問題はないものと考えております。しかしながら、人件費が全体に占める割合や保健衛生費、研修費等がきちんと組み込まれているのか、業務管理費が全体に占める割合などが適正かどうか、見積価格の妥当性などを確認したところでございます。

市の委託設計書の中で、業務管理費、諸経費として約10%を積算しておりますが、この内訳は本社管理費、運営管理費、広告費などの経費を見込んだものです。今回の委託は請負契約でありますので、議員御指摘の事務所経費と車両経費については、いわゆる本社の管理運営費としてとらえても差し支えないものと考えております。委員会の中での事務局説明においても、この事務所経費と車両経費を本社運営費ととらえるならば、この経費が全体に占める割合は9.5%と報告がっており、妥当な経費であることを認めております。説明会においても本社との連絡用として、また学校訪問の際にも車両経費が必要になることを説明を申し上げているところでございます。

それから、全部で28名というあれでございしますが、いろいろこの段階では、人数の面も申し上げたと思いますが、その違いはちょっとあると思いますが、今回の採用で28名のうち代表者を含むもとの従業員5名と市の嘱託員4名を合わせて9名が正規の職員、19名がパート職員として採用するということを委託会社から報告を受けているところでございます。私たちが望んでおりました、ほとんど全員採用していただくということでございます。今後しばらくは、社員の勤務状況や会社経営などをにらみながら、正社員をふやしていってもらったらなというふうに希望しているところでございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 1番。

○1番（笹山欣悟君） 給食費の流れ等については、教育長、今度の運営委員会の総会できちっと提案をして、保護者にも説明をしたいということであります。ぜひ、これはやはり私は教育長もきちっと説明をするように、PTA会長とまた学校に対しても当然お願いをしていきたいと思っておりますが、やはり学校学校のPTAの中できちっと保護者に伝わるような、そういった周知といいですか、そういった部分を取り計っていただきたいと思っております。今までいろんな面で質問やってきましたけども、やはりPTAの中に会員であっても、なかなかそういった運営委員会の会議の報告とかそういった部分はなかなか流れが見えてこない、PTAの中で。そういった実態があるわけです。ですので、やはりもう少し会長は会長としての責任があると思いますが、そういった部分をぜひ会員に通知が、周知がいくような方法はそれぞれの単位PTAで取り組んでくれと。そういったこともあわせてお願いをしていただきたいと思っております。そうしないと、そういった部分が全く流れてこない中で、PTAの会員もやっぱり、きょう今回いろんなやりとりさせていただきましたが、その分もなかなか理解していない会員が非常に多いと思うんですよ。ですから、そういう部分をきち

っと、会長、各単位PTAの会長等、また学校長を通してきちんと説明が行き渡るように、ぜひ周知の方よろしくお願いしたいと思っております。

それと、先ほど見積書の件について、今回は9名の正社員と19名のパートでということで報告を受けておると。ただ、見積書ではこれだけのパート職員は14名雇用しますよと、ほかの15名については恐らく正社員ということで雇用しますよというような見積書が提出があって、その見積書を検討していらっしゃるわけですね。ならば実際と違う部分をどういうふうに判断するんですかちゅうことで私は聞いたんです。それやっぱり整合性がありませんので、ならば正職員とパートの職員であれば賃金も違ってきますし、ならその差額分はどうなるんですかと、どこに行くんですかと。きちっと人件費として払われるんですかというふうな不安があるわけです。ですから、あえてそこを聞いたわけです。その辺を見積書と合わない部分はきちっと、教育委員会の方からこういったきちんとした委託契約を結んでやるわけですから、指導とかちゃんと見積書ではこれだけの職員は雇用するということで見積もりが上がってきてるんじゃないですかということで、きちんとした指導を私はしていただきたいと思っています。そうしないと、見積書と合わない人数で、なら人件費は本当にさっき言ったように、人件費として払われる金額というものが人件費じゃない部分に行ってしまう可能性があると思います。それをどうやって監査するんですか、チェックするんですか、全くわからないじゃないですか、それだけの金額を払ってしまえば。そこをやっぱりきちっと対応していただきたい。そういうふうに思っています。

ということで、もう5回目ですので、なかなか今いろいろ給食センターの民間委託については、もう非常に理解できない部分がたくさんあったものですから、私も1年間この議会、もう6月議会から毎議会理解できない部分について質問させていただきました。ときには教育長もちょっと困らせるような質問等もあったように思っておりますが、やはり私は子供たちのこれからの食を考えてみたときに、やはり今の給食の質の低下は、これはもう許されないと、やはり今まで以上の食の提供をしていただきたいと。そういったことがありますし、常に子供たちが喜んで食べる給食でなければいけない。中原小学校のホームページでも毎日給食の情報をされておりますけども、そういった形で子供たちが常に給食に関心があるような、そういった給食の提供をしていただきたいと、またそのセンターにおいて働く職員の皆さんにおいても、やはり今給食に対してやりがいを持って、やはり子供たちにおいしい給食を提供していきたいと。そういった気持ちを持って、今まで仕事をしていらっしやったと思っております。引き続きそういった気持ちをなくさないように、今後ともやりがいのある職場であってほしいと、委託されてもですね。そういった気持ちもありまして、理解できない部分について、少しでも私も理解をしていきたいということで、質問を行ってきたところであります。今後はさらに検証しながら、そういった質の低下等にならないように見守っていききたいと思ひますし、機会がありましたら引き続きこういった議会の中でも質問をして

いきたいと思っております。

また、この４年間私も１６回にわたって一般質問を行いながら、執行部の見解等を問いた
してまいりました。まあ、執行部の皆さんにはいろんな面で御指導いただきましたことに、
改めて感謝を申し上げたいと思っております。また、３月末日をもって退職される職員の皆
さん方には、市民の公僕として長年にわたり勤務をされてこられた、そういったことについ
ても改めて感謝と敬意を表したいと思っております。大変お疲れさまでした。

最後に、教育長に１点だけ答弁をいただきまして、一般質問を終わっていきたいと思っ
ております。教育長の率直な答弁をいただきたいと思いますが、今回逮捕されました西建一容
疑者、この方と会食されたことがあるのでしょうか。以上、お尋ねをして一般質問を終わ
ります。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

私は、姿も顔もわかりません。会ったことも接したことももちろんありません。

なお、いろんな面でお答えしましたような線で、子供の安心安全でおいしい給食をや
りたいということは同じでございます。どうぞ御協力もよろしくお願いします。

○議長（別府靖彦君） ここで暫時休憩します。

午後２時２９分 休憩

午後２時５０分 開議

○議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「３番」と呼ぶ者あり）

３番。

○３番（永山芳宏君）（登壇） ３番議員の永山でございます。３日目、３番目とい
うことで、数字だけは３がそろいましたけれど、ストレートに考え方を述べ、通告に従
いまして質問要望をしてみたいと思います。

人吉温泉マラソンについて鳥井教育長に、防火施設について沼田総務部長に、道路改
良について吉村建設部長に御答弁をお願いしたいと思います。

まず、１点目、人吉温泉マラソン大会についてですけれども、第４回大会が去る２月
１８日に開催されました。第１回大会から招待選手として、連続してワコール女子
陸上競技部所属の福土加代子選手が大会に花を添え、年々参加者もふえ、大会が順調に
成功、成長していることに嬉しく思っている一人でもあります。

そこで質問ですが、大会開催日についてであります。今回で第４回が開催されたわ
けですけれども、曜日の方が日曜日開催でありました。それを土曜日の午後開催して
みてはという提案であります。日曜日開催ということで、遠くから来られる人たちは
走った後、あくる日の仕事の都合とかおのおので、その日のうちにばたばたと帰っ
てしまわれるので、走った後温泉に入り、汗を流し、疲れをとり、球磨焼酎を飲ん
で、またその日も宿泊され、翌日には

昼までゆっくり人吉の観光地めぐりをしてもらおうということで、地元も潤うのではないかと
いう点からであります。

実は、昨年同じ月日の日に沖縄の西表の「やまねこマラソン大会」を応援がてら見てきました。やまねこマラソン大会は5キロ、10キロ、23キロとレースがあるわけですが、小学生から大人まで人吉の大会と同じように多くの方が参加があつてようでした。参加人数の方も年々ふえているということで、若干違うのは人吉は2月の寒い冬の時期ですが、向こうは2月とはいえ初夏の温度の中の暑い中のレースです。開会式もシンプルで町長さんが一人あいさつされ、もうすぐにレースがスタートしました。地元の参加者が多いの言うまでもありませんが、関東、関西からの参加者も多く、名簿をみると見られました。

参加者の楽しみのもう一つの理由は、土曜日の午後開催ということで、レース後の体育館での打ち上げといえますが、反省会、懇親会のもう一つの楽しみようでありました。体育館でそれぞれのグループが輪になって酒盛りといえますが、飲み方をスタートされておりました。そこに大会本部から一隻の、こちらで言えば球磨川下りの舟の半分ぐらいの大きさの舟に海の幸、いろいろな魚介類の刺身が舟いっぱい盛られて出てきます。それを取り合いで取って食べるもう一つの楽しみでもあるようです。そして、島に泊まり、また翌日島めぐりをして帰られるとのことでした。人吉でも同様なことで、準備等問題点もあるかと思いますが、土曜日開催できないかとお尋ねいたします。

2点目の経済効果についてであります。以前大会名が人吉新春マラソン大会だったのを人吉温泉マラソン大会と名称を変更し、また時期も「人吉球磨は、ひなまつり」の期間中に開催されてきていますが、観光振興の点から宿泊の増はあったのか、また福士加代子選手効果はあったのかお尋ねいたします。

次いで、防火施設ということで、中山間地の防火水槽についてであります。地元消防団より防火水槽の1基が老朽化から水漏れがひどく、新設の話がありました。用地等の問題も含め協議をしている中で、中山間地で火災が発生した場合、消防本部、地元の消防団等が現場まで来るのに時間がかかるので、せっかく防火施設を、水槽を整備するのなら、地元の方々のいわゆる簡易な方法で初期消火する方法はできないものかと考えから、現在の防火水槽は地中埋設型といえますが、そういった形式の防火水槽であるため、これを高い所に設置して、集落まで配管を布設し、消火栓のように使用することができないだろうか、どれぐらいの高低差なら消火栓みたいに使用が可能なのかお尋ねいたします。

次いで、道路改良の点から市道戸越永葉線の改良計画についてであります。現在、この路線は黒坂橋から約200メートル地点までの改良がなされておりますけれども、その地点からその路線の一本橋区間までの区間がまだ未改良で、そしてまた山側の斜面は崩落の危険性の所もあり、また通学でもあり、道路改良の計画があるかお尋ねいたします。

以上、1回目を終わります。

○教育次長（神瀬文夫君） 私の方から、人吉温泉マラソン大会について御答弁を申し上げます。

まず、第1点目の開催日についてでございますが、今回の第4回の大会につきましても、2,368名の申し込みがあり、当日は2,130名の選手の方々が大勢の郡市民の声援を受けながら楽しく走っていただくことができました。

大会を土曜日に開催できないかという質問でございますが、土曜日に大会を開催するということになりますと、宿泊者の数は見込まれますけれども、逆に参加者の数が減るのではないかなというふうに考えます。出場申し込みは今回も全国から届きまして、遠くは青森県や宮城県など、九州外から30名の方が、また県外からは433名の方々がエントリーをされておりますが、遠来から参加される選手の方は金曜日から休みをとって参加をしなければならないということになります。また、メイン会場が中学校敷地内でもありまして、前日からの準備におきましても、授業やクラブ活動があり、学校運営に支障が来すのではないかなというふうに思われます。また、スタッフの確保がまた困難になるのではないかなというふうに思います。いずれにいたしましても、次回、第5回の日程につきましては、本大会の実行委員会におきまして、大会日の決定をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目の経済効果についてでございますが、福土選手は持ち前の明るいキャラクターでいつも周囲に笑顔を振りまいていただいております。参加された選手と気軽に握手や記念撮影などにも応じてもらっておりまして、大変喜ばれておるところでございます。前回の第3回の大会では日ごろの練習の方法や健康管理、マラソンを通じての体験など貴重なお話を聞くことができました。今大会では、出会いを大切にしたいとのことで、初めて市養護老人ホーム延寿荘を訪問され、利用者とゲームなどをして交流を図られました。交流の中で、福土選手が涙を流すという場面も見られ、私の方が力をもらったと感激をしておられたということでございました。大会に協賛をいただいております地元企業はもちろんでございますが、日本を代表する選手である福土加代子選手と一緒に走れることが参加者の増加につながっているというふうに思っております。今後、大会参加者をふやし、さらに発展させるには、市民一人一人がおもてなしの心を持ち、行政と住民が共同の精神でお互いに知恵を出し合い、情熱を持って取り組んでいくことが地域密着型のマラソンになっていくことだと考えているところでございます。

また、宿泊につきましては、「人吉球磨は、ひなまつり」の期間中でもあり、旅館等も満杯であったようでございます。今後さらに大会を盛り上げていくためには、選手の方々の御意見やアンケートの結果を参考にいたしまして、スポーツ振興と観光振興が一体となった大会となっていくように位置づけて、多くの選手の皆さんに参加していただくよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

- 総務部長（沼田寛仁君） それでは、永山議員の御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるように、確かに中山間地における消防施設の確保は非常に問題でございます。まず、防火水槽設置する場所が非常に狭隘で確保できない。それから、消火作業も御指摘のとおり団員がほとんどが下に勤務しておりますので、火災発生して初期消火に対して、もう地元の方々をお願いするしかないという状況はもう十分把握しております。今お話がありましたように、水圧式の防火水槽、いわゆる消火栓を兼ねるやつですけども、非常にいいアイデアと思います。ただ問題は、その水槽の設置場所、それから容量が何トンぐらい必要なのか、また水圧、いわゆる3キロ以上ないと消火栓等できませんので、その水圧をどうして確保するか、また、エアーが入りますので、エアー抜きをどうするかという諸問題がたくさんございます。ぜひ関係機関、特に消防署またはその先進地事例あたりも調べまして、調査研究をしたいと思っております。できるだけ実現の方向で検討いたします。

以上、お答え申し上げます。

- 建設部長（吉村政浩君） 私の方からは永山議員の1回目の御質問にお答えいたします。

市道戸越永葉線についての道路の改良計画、それから崩壊のしそうな所、危険な所があるというふうなことでの御質問でございます。市道下戸越永野線の合流点から一ツ橋を通りまして、市道永野八合線合流点までの改良計画の御質問でございますけれども、この道路は矢黒から永野を結んでおります全長2,544メートルの路線でございます。平成4年度には老朽化した黒坂橋の架け替え工事を実施しまして、橋長が24.4メートル、幅員7メートルでございますけれども、平成6年の3月に竣工したところでございます。その後一ツ橋までの測量を実施しまして、幅員が特に狭い区間につきまして、施工計画を行いましたところ、黒坂橋から市道下戸越永野線合流点区間、延長にいたしまして195メートルが幅員の5メートルを確保できてない区間でございましたので、平成11年度から用地の方をお願いをいたしまして、平成12年度から工事を実施し、平成14年の3月に現在の区間が完了したところでございます。

現在のところ最終計画案ではございませんけれども、道路の改良に伴って、一ツ橋の架け替えを行うというふうなことになりますと、迂回路が大変遠くなるということなどを考えますと、現在の橋はそのまま残しまして、ほかの位置に新設するというふうなことになります。そういうふうになりますと、住宅等の移転も発生することになります。相当な費用もかかるというふうに予想されますので、早急な対応というふうなことは現在のところ大変厳しい状況でございます。

今回地元の方の要望もございまして、道路の隣接地の斜面につきましては、見通しがよくなりますように樹木の伐採を行ったところでございますが、場所によりましては議員御指摘のような落石等の危険箇所も見受けられるところでございます。現場の方を確認をいたしまして、そういう所につきましては対応してまいりたいというふうに考えております。

また、一ツ橋につきましては、幅員が5メートルを一応確保されておりますので、今後全線改良につきましては、長期的な計画と予算が必要というふうなことでございますので、緊急に必要な箇所につきまして、離合箇所等の設置等につきまして検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁申し上げます。（「3番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 3番。

○3番（永山芳宏君） 2回目、人吉温泉マラソン大会について、開催日、経済効果について、それぞれ御答弁をいただきましたが、土曜日開催なら参加者数の減、準備の件、会場の件、スタッフの確保の件と問題点もあるようですが、難しいのかなと思いつつも、曜日で参加者が減るというのも年々ふえてきている状況の中で、宿泊増をねらい、経済効果をねらうなら、一歩立たず一歩引くかなという感じもしておりますけれども、第3回大会まで大会関係者による歓迎レセプションが招待選手の福士加代子選手さんも参加されておられた中で、地元の人、また福士選手を見たいという考えの方からかでしょうけども、一緒にレセプションに参加して、一緒に飲んでみたいなどという多くの意見を聞いてきたもんですから、まあ土曜日開催ならそれも可能かなと。まあ、走られる選手は翌日がレースということで、飲み過ぎれば走ることに支障を来すということも考えての意見だったと聞いてきたわけでございます。今回、福永市長、商工会議所の堤会頭らと対談時に福士選手もまた監督の方も同じような土曜日開催を提案をしておりましたので、私、兄弟ですけれども、同じような考えを持っていたのかなということも思った次第でございます。また、福士選手についても、1泊するより2泊した方がいいのかなという点を思った次第でありますけど。経済効果の面でも、ひなまつり期間中の開催であり、宿泊者も満杯であったことは一つ定着してきたかなという要因の一つかなと評価もするわけですが、今後の大会も、まあ次回は第5回になるわけでございますけれども、常に招待選手を呼び続けての大会を実施していくのか、地域密着型のマラソン大会に位置づけて大会を開催していくには、招待選手なしでの開催もできないのか、また今後10回、20回と大会が回を重ねるたびの記念大会といいますか、そういった時に記念大会のときにだけ招待選手を呼ぶ方法をとられるのか、次回の実行委員会での検討項目として取り上げられ、協議をしていただきたいと思う次第であります。

実は、やまねこマラソン大会には招待選手はなしの大会でございました。島ということで、船からの移動になって、ことしの大会はしけで大会が1時間ぐらいおくれたというふうな情報も聞いております。そういったことを踏まえ土曜日開催ということの検討をお願いしたところでございます。第5回の実行委員会でぜひ協議していただきますよう要望して、この質問については終わります。

次いで、防火施設の件で、設備の前例がないということはわかりました。まあ、どれだけの予算がかかるのか、そしてまた用地提供は地元の方々の無償の提供があればいいのかなと

思っておりますけれども、今後調査研究をしてもらい、安心・安全な地域づくりのためにも、地域を支える消防団等の減少もありますし、どうか実現に向けてよろしくお願いしておきたいと思っております。

道路改良の件について、市道戸越永葉線についてであります。道路改良をするには他の路線も同じことが言えるかと思っておりますけれども、測量から始まり、設計、予算化、着工、完了となるわけでございますけれども、やはり地域住民の方々については生活道路の一部でもありますし、そしてまた道路改良につきましては、途中でストップしてしまえば、もう次はいつできるのかという期待感、不安感もあると思います。設計予算のソフト面の事業はどうしても見えにくく、期間もかかると思っておりますけれども、できるだけ早く計画され、路線改良には継続的に実行されますよう要望いたします。

最後に、今期限りで勇退される議員の方々、そしてまた今月末をもって退職される職員の方々、お疲れでございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（別府靖彦君） 次の質問者をお願いします。

20番。

○20番（上原義武君）（登壇） 20番議員の上原でございます。本日は私にとって最後の一般質問となりました。5期20年の間、多くの市民の方々の御支援により市議会議員として議席を与えていただきましたことを、この壇上から心から感謝を申し上げたいと思います。なお、議員生活20年間、今日まで無事に全うすることができたのも、市長を初め議会事務局の皆さん、市職員の皆さん方の温かい御指導と議員各位の深い御理解と御協力があったからであります。衷心より感謝と厚くお礼を申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきますが、その前にこの20年を振り返ってみて、さまざまな問題と取り組んできたことを今思い出しております。その間、議会を二分するような大きな問題が数回起こっております。その時々にも私もその問題の中心人物というような活動をしてまいったわけでございます。

まず、一中改築問題であります。永田正義前市長時代には、一中移転は原城に内定していたようでございます。当時私は一中PTA会長をしておりましたので、早速一中改築期成会を立ち上げ、一中の改築問題に取り組んだわけであります。その後、私は市議会議員に当選、それ以来福永市長と改築問題で激論が約2年間ほど毎回のようには続きました。しかし、市長対議員の力関係ではどうしてもならなかった、こういった思いがしてなりません。一中改築の基本設計予算が1票差で可決したことを今でも忘れることができません。この論戦の中で、この経過の中で私が一中改築は原城が最適であると市長にただしましたところ、福永市長は、原城を壊して恨まれるより残して恨まれたいと、こういう名せりふを残されたのであります。そして、また市長いわく、この原城は、日本でも珍しい中世期の山城の後であり、佐賀県の吉野ヶ里にも匹敵するような遺跡であって、文化庁に申請してこの文化財を、遺跡

を活用し、人吉市の観光のメッカにしたいと、このように言われておりました。

時は流れ、あれから約20年、いまだに何の復原も整備も行われておりません。観光どころの騒ぎではありません。荒れ放題ではありませんか。本日昼休みに、吉村議員と二人で確認に行っていました。雑草が生え、木が生え、竹やぶがあり、そのころは歩いて予定地に行くこともできたんですが、今は歩いて行くことさえできないような、そういった竹やぶと化しておるわけでございます。

次に、議会を二分した問題になったのは、大畑に産業廃棄物処分場が問題となったときであります。当時は文教厚生委員会の所管であり、委員長は山室儀助氏、副委員長は不肖、上原でありました。この問題も議会で賛成、反対二分してしまいました。いよいよ本会議で結論を出すときがやってきました。平成3年、12月議会の最終日の前日であります。山室委員長から突然電話がかかりまして、どうしても委員長報告がまとまらない。できないから、副委員長の私にやってくれないかと、このように言われました。当時の民生部長は、私の斜め前にいらっしゃる現市議会議員の下田代勝さんでございました。私は部長に早速いろいろと内容、資料等を検討しまして、深夜までかかって委員長報告をまとめ、本会議で委員長報告を行なったのでございますが、この委員長報告に対して四、五名の議員から集中砲火があったわけです。現在、議会改革クラブ、私のクラブの会長でもある立山議員からは、7項目にわたる立て板に水を流すような流暢な弁舌で厳しい質問がかけられました。本当にたじたじでありましたが、私は目的を達成することができまして、何とか委員長役を果たした満足感を味わった次第であります。あのときに質問されたさまざまな質問、これが今現在どのようなになっているのか。

それから、次に議会を二分した問題に川辺川ダム問題があります。

川辺川ダム問題で住民投票条例の住民直接請求を掘り起こしたのも私でした。私の最も尊敬していた工藤益雄さんを会長に住民投票を求める会を結成し、運動を展開した結果、有権者の半数以上の署名が集まりまして、市議会で結論を出す日がやってきました。平成13年9月28日であります。このときも住民の意思が議会では通用しませんでした。そして1票差で条例制定案は否決されたのであります。

次に、この3月定例議会では、3月6日の本会議において福永市長の辞職勧告決議案が提案されましたが、また賛成、反対、真二つに割れました。賛成10、反対10票でしたが、別府議長の高い見識と冷静な判断の結果、かろうじて可決したのであります。

以上、これまで私が経験した議会活動の一部について報告を申し上げましたが、要は執行部と議会の力関係におのずから限界があることを私はつくづく痛感いたしました次第であります。

そこで、私は一括して質問をいたします。

まず、建設部長。入札予定価格の公表、公開の問題です。この問題については、国土交通省も指導しているわけではありますが、それはどういうものなのか。そして、県下14市におい

てはその実態はどうなっているのか。これについてお尋ねをいたします。

それから、皆さん御存じのとおり、川辺川ダム建設問題は今大きな転換点となっております。ダム促進協議会の会長、福永市長が逮捕され、それに加えて五木村の西村村長が公選法の連座制の適用で失職の判決が下されました。いよいよこの問題は混迷の度を増してまいりました。

そこで企画部長、川辺川ダム計画発表以来41年が経過しておりますが、執行部及び議会はどのような活動をしてきたのか、またこれまでにさまざまな調査等を行っております。その経過状況と特別委員会などに要した経費は幾らくらいかかっているのかお尋ねします。

そして経済部長、川辺川土地改良事業組合の負担金や関連した経費は、これまでどのくらい要したのか、お尋ねをいたします。

さらに福祉生活部長、就学前児童の医療費無料の件でございます。人吉市は福永市長が「こども王国」とスローガンを掲げやってまいりましたが、子育て支援が本当に政策の一つとして取り上げてきたのかどうか、これについてお尋ねしたい。

就学前児童の医療費無料が、この人吉市、球磨郡市の中でどのようになっているのか。郡市内の町村の状況をお知らせください。また、本市が一部負担をしているわけですが、これを他町村並みに無料にした場合に、いかほどの財政が必要なのか、お尋ねをしておきたいと思います。

以上で、第1回の質問を終わります。

○建設部長（吉村政浩君） 上原議員の1回目の御質問にお答えいたします。

御質問の趣旨でございますけれども、入札予定価格公表の問題についてというふうなことで国の指導、また14市ありますがどうなっているかというふうな御質問でございます。

公共工事の入札、契約に関しましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というようなことが、平成13年に公布、施行されておまして、入札契約に関する情報や過程でございますが、結果についての公表が義務づけられたところでございます。そんな形でございますけれども、予定価格の事前公表につきましては、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高どまりする。それから、業者の見積もり努力を損なわせ、積算技術が低下する。事後公表に関しましては、同工種の価格が類推されるなどの問題点がありますことから、現在のところ法令上の制限はないわけでございます。各自治体の判断に委ねられているというふうなところが状況でございます。

それから、県下の予定価格公表の状況というふうなことでございます。県下14市の工事予定価格公表の状況でございますけれども、事前に公表している市でございますが12市でございます。それから、また事後に公表している市は1市でございます。そういうことで、事後公表している市は1市でございます。（「名前」と呼ぶ者あり）山鹿市でございます。人吉市は予定価格の公表はしておりません。

以上、お答えいたします。

どうも申しわけございません。合志市が事後公表をしております。

以上でございます。すいません。

- 企画部長（井上修二君） 私の方から川辺川ダム建設に伴う特別委員会に要した経費などに関する御質問にお答えします。

特別委員会でございますが、昭和41年7月、川辺川ダム建設計画が発表され、昭和42年の6月に球磨川水系災害対策特別委員会が設置されております。それから、昭和46年3月、委員長により活動の内容報告がなされているようでございます。その後、昭和51年6月に川辺川ダム問題調査特別委員会が設置され、ダム建設後の人吉市にどんな影響を与えるかなどの調査がなされているようでございます。そして、昭和52年12月に解散されているところでございます。また、昭和53年3月に球磨川水系ダム問題対策特別委員会が設置され、現在に至っております。

これら特別委員会に要した費用でございますが、会計書類の保存年限が10年となっており、平成8年度以前の支出についてはわかっておりません。したがって、平成8年度から平成18年度までの10年間の旅費でございますが、430万円余りとなっております。次に費用弁償でございますが、統計年間による開催回数で算出しておりまして、概算となりますが平成元年から平成18年度までの18年間の間で380万円余りとなるようでございます。

以上、お答えいたします。

- 経済部長（俣野 一君） 御質問にお答えいたします。

川辺川土地改良事業でございますが、負担金や関連経費が今まで幾らかかったのかというふうなことでございますが、一部事務組合川辺川総合土地改良事業組合への分担金の総額でございます。これは昭和47年の4月1日に設立されております。それから平成18年度までに1億6,899万3,722円の負担金を支払っております。

以上でございます。

- 福祉生活部長（尾方 篤君） 私の方から、乳幼児医療費助成事業の実施状況でございます。

現在、人吉市ではゼロ歳児から就学前までの乳幼児を対象に助成を行っております。3歳未満は全額助成となっておりますが、3歳以上は所得制限と1月1,500円の自己負担をお願いしております。なお、自己負担額につきましては、平成17年10月以降、3,000円から1,500円に引き下げとなっております。

県下14市の状況でございますが、現在すべての市が就学前の乳幼児を対象に助成を行っております。そのうち、本市を含めました4市が一部負担金を設けております。

また、球磨郡の状況でございますけれども、すべての町村が対象を就学前までの乳幼児としておりまして、自己負担もないといった現状でございます。

それから、就学前までに無料化した場合の予算額でございますけれども、総額で8,760万円余り必要となってきます。あくまでも試算になりますけれども。それに対しまして、現在の予算額に追加分が2,650万ぐらいと推定をいたしております。

以上でございます。

○議長（別府靖彦君） 20番。

○20番（上原義武君） ただいま各部長からそれぞれ一定の御答弁をいただきました。これについて私見を述べてみたいと思います。

まず、建設部長。予定価格の事前、事後公表の件でございますけれども、合志市のみが事後公表で他市は全部事前に公表しているということでございます。人吉市だけが全く予定価格を公表しておりません。こういったところが今回の広域行政組合の一連の不祥事が起こったのではないかと、このように思います。これがいわゆる汚職の温床と言わなければなりません。そういった気がしてなりません。人吉市だけが予定価格の公表をしていないということに対して、執行部の皆さんいかがお感じでしょうか。人吉市も早急に他市同様、予定価格の事前公表を実施すべきだと私は考えます。いかがでしょうか。

続いて企画部長。川辺川ダム建設問題ですが、昭和42年6月に設置されたということでございますけれども、ことしで40年になるわけです。この間の特別委員会に要した経費ですが、会計書類の保存年限という関係で、はっきりしてるのは平成8年度から平成18年度までの10年間、このように言われました。それでも430万円ということです。しかし、私が昭和62年からダム対特別委員会にありまして、その当時は毎年、行政視察を行ってまいりました。今は特別委員会は2年に1回の行政視察になっておりますので、大変現在はこの10年は少なくなっておるわけですから、これを念頭に入れて計算してみると、莫大な市民のお金が使われているわけでございます。これから企画部長、ダム問題はどうなるのでしょうか。

次に経済部長。昭和47年度から平成18年度までで、川辺川土地改良事業組合の負担金が、人吉市分として何と1億6,900万円、膨大な経費がかかっていることがわかりました。これはもちろん、私たち議会が議決しております。私は、これら川辺川ダム建設問題に対して、以前から大変危惧しておりまして、ダムはつくらず河川の土砂の撤去や低地のかさ上げ、あるいは雨水排水ポンプの設置など、地元業者で工事可能なものから早急に整備すべし。また、当局へ訴えていかなければならない問題ではないか、このように考えてきました。それは人吉観光にとってもメリットのある方策であります。わが国の最高責任者、安倍総理大臣も「美しい日本をつくりたい」、このように言われております。やはり人吉市もこの日本三大清流球磨川の河川環境を、1日も早く40年間堆積した土砂の撤去あるいは河川の掘削、あるいはさまざまな雑木の繁茂しているところを整備する。こうして本当に日本一美しい球磨川、日本一美しい観光人吉市をつくっていかなければならないと私は思いますが、いかがでしょうか。

次に、福祉部長。県下各市でも人吉市を含めた4市が一部負担制度となっており、その他10市は完全無料化であることがわかりました。さらに、球磨郡内に限って申し上げますと、人吉市だけが負担しているんです。人吉市以外の町村は全部無料なんです。これで「こども王国ひとよし」と言われるんでしょうか。執行部の皆さん、今まで福永市長にそのようなことを言われたことあるんでしょうか、意見を。市長だからといって意見も言えないような、この庁舎内の状況なんでしょうか。私は不思議でなりません。それぞれの担当部長は、是は是、非は非で市長にも意見を強く言うべきではなかったか、このように考えますがいかがでしょうか。

やはり、人吉市は球磨盆地のこの1市9町村の中心的存在であり、リーダーシップをとっていくべき、この人吉市であります。その果たす役割は大変大きいものがございます。こうした意味からも、福祉生活部長、やはり人吉市だけ特別にするんでなくて、他町村と格差のない子育て支援、これが必要じゃないですか。部長、福永市長にそのようなことを意見具申されましたか。私は、やっぱりそういった専門的なことは市長に各部長が、よそはこうです。人吉市もよそ並みにしようじゃありませんかと提案するのが部長ではないか。されたのか、されないのか。そして意見具申をして、市長がするなと言ったのか、その点をはっきりしていただきたい。

それから、次にこれまでの20年間の福永市政を振り返ってみて、私はこの福永市政に対し、是是非非の厳しい態度で臨んでまいりました。きょうは其中で最も指摘したい福永市政の政治姿勢について、私の考えを述べてみたいと思います。

まず第1点は、不透明な行政の姿勢です。ガラス張りの市政に行財政改革をしなければならぬ。そのように思いますが、いかがでしょうか。まず、そのガラス張り市政、この中には入札制度の改革では、指名入札ばかりでなく一般競争入札制度の導入、あるいは小さな工事等がたくさんあるわけですが、例えば電気工事屋さんにしても、1人2人でできるような工事もたくさん出ておるわけです。もう他市におきましては、小規模企業登録制度というものがあまして、工事店に1人2人やっても、その登録業者の中からそれにふさわしいような小さな仕事が回ってくるということが、よく私もインターネットなどで調べております。こういうことはできないものか。さっきも言いましたように、予定価格の事前公表を行い、どの企業も入札に参加されるような制度を導入し、そして公正、公平に入札制度を確立することが肝要と考えます。この点についてはいかがお考えでしょうか。

ガラス張りの政治の2番目には、私が考えるのに市職員採用の透明化、この情報の公開であります。これはかつて本市議会におきまして100条委員会が設置され、そしてその中でその資料が行方不明になったと、こういうことが浮き彫りになりました。まことに不名誉なことで、この情報の公開、透明性を高めてみてはどうですか。ガラス張りの市政、行財政改革、その中でやっぱり補助金や委託事業の見直しをする必要があるんじゃないか。1度補助

金をつけたら、ずっと補助金がついておることもあるし、あるいはまた必要なところについていない場合もありはしないかと、私はそのような感じがしております。

それから大きな2点目ですが、少子・高齢化対策です。

これはさっき言いました就学前児童の医療費無料化でございますが、重ねて申し上げます。また、高齢化が急激に進んでまいります。これに比例して、ひとり暮らし老人の家庭がどんどんふえてまいります。この対応はどうなっているのか。これから郵便局が会社になります。民間になります。この郵便局と提携し、ひとり暮らし老人の安全確認事業、こういうものを取り入れてやるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、大きな3点目です。地域活性化事業の抜本的改革です。

福永市長は、「物語都市ひとよし」と「こども王国ひとよし」と、何か聞こえはいいんです。言語明朗、実績なし。私はこの20年間、福永市政と取組んでまいりました。そのように思えてなりません。物語人吉が夢物語になりはしないかと、このようなことも過去の一般質問で申し上げました。人口はピーク時5万1,000人おりました。前永田市長のときには、ずっと4万2,500人で推移してきました。ところが福永市長、私たち昭和62年にこの市政壇上に上がって、毎年確実に人口が減ってまいりました。今は3万7,000余り、約5,500人の人口が減っております。これは球磨村の人口が消えてなくなったようなものです。重大なんです。

私は、人吉市の地域活性化、産業の発展、これを図るには、やはり日本三大急流の一つ、球磨川があります。この球磨川を中心とした観光産業の確立、そしてすべての産業、これが観光と結びつけ、人吉市活性化100人委員会でもつくって、そしてひとつそれぞれの専門家が、やっぱりいろんな考え方を提案して、そしてやっていくべきじゃなかろうかなというふうに思うんですが、この点、企画部長いかがでしょうか。

こんなに球磨川下りでもピーク時は13万7,000人いたんですね。去年は4万7,000ですか、侯野部長、4万7,000だったんですね。ということです。まったく観光立市なんて毛頭考えていないんじゃないか。私は市長だけの責任でなし、執行部の皆さん方が、どれほど市長にその現実を具体的に意見具申してこられたのか、私は疑わしいと思います。やっぱり球磨川下りにいたしましても、あの七日町にでかいくま川下り株式会社の本社があります。お客さんは全くいません。あそこに女性の店員さんが二、三名おられます。なぜかと言いますと、船下りはみんな渡から下っています。それを関係者に聞くと、なかなか人吉から渡までは土砂がたまって、船が底をこすとか、そういうことで聞きました。

そういうことも考えますと、やっぱり河川の整備、例えば私はこれも議会の研修で行ったんですが、京都府の亀岡市というところがあります。そこから京都の嵐山まで保津川下りというのがあって、あそこは水は少ないんです。ところが、わざわざこの航路、船の下る道をつくってやってるんですね。そして年間何百万人来るんだそうです。やっぱり考え方じ

やありませんか。

球磨川下りのコースの新設、多様化、さらには木山ノ瀨、これを昔の木山ノ瀨五、六メートル高さから突っ込んで、川底に届かなかったんです。今、ひざぐらいまでしかありません。あそこを昔の木山ノ瀨に復元をして、そして屋形船を浮かべ、夜はぼんぼりちょうちんをして楽しい観光人吉のメッカにしたらいかがでしょう。

農業では、水俣の福田農園のように、あるいは青森のリンゴ狩り、山梨県のブドウ狩り、このように人吉も桃、梅、クリございますし、またメロン、イチゴ等が豊富なこの特産物があるわけです。観光に結びつけてこれもやらなければならない。そういうふうに私は言ってきたつもりですけども、執行部は取りあってくれない。どうこれについてはお考えでしょうか、お尋ねしてみたいと思う。

○議長（別府靖彦君） 上原議員、ちょっと待ってください。

ここで、会議時間を延長します。どうぞ。

○20番（上原義武君） あと16分ですね。早くちょっと進みます。

観光林業、例えばあの錦町がふるさとの森ということで、1株10万円で公募しました。あれにちなんでと言うわけではありませんけれども、山の立木を100本1株で杉檜など100本を1株として、都会の人に公募、そして株を売り出すべきじゃないかなと。そういうことをしたら、必ず年に1度は観光客として来られるかもしれません。そしてまた、手入れは地元の人がやれる。こういうことであります。

特に、また人吉市の特産物といえば焼酎、純米焼酎、これは世界のブランドに入りました。これもPRが大事だと思います。アメリカの大統領は飛行機を利に世界中を飛びまわっております。フランスの大統領は、ワインを世界中飛びまわって売り込んでいます。やはり人吉もこの焼酎はものすごく売れて売れて、今、笑いがとまらんというふうな話も聞いておりますが、こういった特産物を大いに生産し、販売することが、人吉市の税収の増加にもつながるわけでございます。

次に4点目は川辺川ダム問題です。

計画から41年、いまだに建設できておりませんが、いたずらに人吉市はダム賛成、反対で揺れています。本来、この問題はどうすれば人吉市を洪水から守れるか、これが最も重要な課題であります。当局のこれまでの資料は、川辺川ダムをつくるための適切な説明ばかりでありました。それが近年になって、はっきりとわかりました。

もう促進協議会の会長も逮捕され、五木の村長も失職の判決がありました。ここらでダム問題、人吉市としても白紙撤回ということで要望してはどうでしょうか。そのような考えはないのかどうか。

そして、いかにして市民を洪水から守るかということで、先ほど申しましたように、昭和40年災害以後、もう41年堆積した土砂の撤去が、国土交通省は許しておりません。河川掘削

あるいは土砂の撤去、これが急務であると思います。さらに低地のかさ上げ並びに雨水排水ポンプの設置、これが最も急がなければならない、このように私は考えます。

ちなみに、川辺川ダム本体建設は大手ゼネコンが行うわけで、地元の企業は下請しか恐らくできないのではないかと考えております。私の方法による、いわゆる洪水防止方法を実施すると、まず地元の建設業に莫大な仕事が発注され、建設業の活性化が図られ潤います。球磨川は昔のようなきれいに川によみがえり、アユも育ちウナギも育ち、ラフティング愛好家もふえてくるでしょう。ホテルも旅館もおみやげ店も多くの人で賑わい、農産物も売れるのではないか。そのような施策をしたらいかがでしょうか。

以上、私のこの20年間の福永市政に申し上げてきた、こういった点について、私の思いを申し上げたわけです。そこで、各部長から答えていただく必要はありませんが、市長職務代理者ですか、淵上助役に一括してひとつ助役の考え、あるいは感じたことをお聞かせいただければというふうに思います。

2 回目の質問を終わります。

- 市長職務代理者助役（淵上憲男君） 福永市政20年の感想ということで求められましたけれども、非常にお答えがしにくい御質問でございますけれども、ただいま上原議員の方から、福永市政に対する私見を述べていただきました。市民の皆様方に福永市政に対するさまざまな評価があることも、十分承知をいたしております。私を感じますことは、福永市政20年は選挙後の初の議会の6月の施政方針のたびに市長が申しておられたことでございますが、施政は市民のためにある。これを基本理念のもとに、議員各位並びに市民の皆様方の御支援、御協力によりまして、行政と市民が一体となった人吉市の発展を願って、全力で公約実現のために努力をされた20年であったのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

- 議長（別府靖彦君） 20番。
- 20番（上原義武君） 3 回目に質問です。

冒頭に申し上げましたとおり、きょうは私の最後の一般質問でありましたが、この議場に福永市長の姿が見えないのがまことに残念でなりません。お互いに昭和62年、地方選挙によりまして市政壇上に参りました。これまで20年間、あるときは福永市長と口角泡を飛ばし、あるときは私は5 番議員でございましたが、市長とわずか1メートルぐらいの間でテーブルをたたきながら、机をたたきながら激論したこともありました。その反面、またあるときは福永市長と一緒にお酒をくみ交わしながら談笑したことも、このような思い出が今私の脳裏には走馬灯のように思い出されて、本当に市長がきょういらっしゃらない、不在ということは寂しい議会でございます。

私は去る2月19日です。全員協議会がございました。汚泥処理センターの事件について説明がなされました。その全員協議会終了後、私は市長室に福永市長を訪ねまして、市長、本

当にもう出なさらんとですね。本当勇退されるんですか。本当にお世話になりました、お疲れでございましたと、いろいろと会話を交わしました。穏やかな二人の会話を交わしたところでございますが、その中で私が4月の市長選について私が話したところ、「やっぱり市長職というのは本当に厳しい大変な仕事ですよ。上原さん、でもしっかり頑張ってくださいよ」、こう言われました。あの言葉が市長、福永浩介さんと市会議員、上原義武の最後の会話となってしまいました。Government of the people, by the people, and for the people.

以上をもって私の質問を終わります。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（別府靖彦君） 暫時休憩します。

午後4時8分 休憩

午後4時24分 開議

○議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。静粛に願います。休憩前に引き続き再開いたします。

質問者どうぞ。（「16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（立山勝徳君）（登壇） 今期4年間で締めくくる最後の議会の一般質問、トリを仰せつかりました。先ほど、年寄りが最後すったきかなというふうに慰めの言葉をいただきました。紅白歌合戦のトリであれば大スターということではありますが、私では少し役不足であるかもしれませんけれども、通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

まず、税源移譲と新年度予算ということで通告をいたしました。

新しい予算の全体像の特徴をお尋ねしたいということでもあります。平成15年度から前小泉内閣が進めてきました三位一体の改革は、国から地方に流れる補助金、負担金、地方交付税などを大幅に減らし、その代替の財源として税源を地方に移譲するという財政政策であります。税源の移譲については18年度までは過渡的な扱いでありましたが、新年度、いわゆる19年度からはそれぞれの納税者が国に納める所得税をカットし、そのカット分を県や市町村に納める住民税に上乗せして納税をさせるものであります。したがって、今まで暫定的な措置として施行されていた所得譲与税や地方特例交付金などが廃止されることとなります。歳入面から見て、ふえる要素、減る要素に区分して説明をいただきたいと思います。

二つ目です。ことしは特に市長交代を見込んでの骨格予算ということでもあります。したがって、投資的経費は極力抑えてあると思いますが、義務的経費と投資的経費の状況はどうなっているのか、2点目のお尋ねであります。

3点目です。箱物づくりと言われるものは、当初は投資的な経費として支出をされますが、

建設が終われば起債償還や維持管理費としての義務的経費に変わることになります。特に、一部事務組合の負担金が注目をされるところであります。広域行政の負担金の財政見通しはどう見込んでおられるのでしょうか。

4点目であります。昨年は4億円の基金取り崩しをして新年度予算を補い、ことしは減債基金及び地域福祉助成基金でカバーするとのことですが、その金額と残額の状況がどうなっているのかお尋ねします。

以上、4点であります。

鉄道と観光ということで通告をいたしました。人・馬・牛などが物を運んでいた明治時代、「汽笛一斉新橋を」に始まる鉄道建設と普及は、日本を一躍近代産業国家にのし上げ、以来、戦前、戦中、戦後を通じて、昭和30年代後半のモータリゼーションが起きるまで、鉄道は文字通り日本全土を網羅する大動脈としての役割を果たしてきました。そして、陸の孤島と言われた人吉球磨盆地にも、明治41年6月、肥薩線八代人吉間が開通、翌42年11月、人吉吉松間が開通、来年と再来年はそれぞれ100年目を迎えることになります。さらに23年春には、九州新幹線全線開通そしてさらに、再来年春には矢岳展示場でおなじみの蒸気機関車58654号機が大改造をされまして、肥薩線を走らせるとのJRの発表がありました。

鉄道にまつわるこの一大イベントのチャンスを入吉球磨の観光振興や地域の発展にどうつないでいけるのか。まさに入吉球磨の観光能力を問われることになると思います。このビッグチャンスを生かすために、新幹線熊本づくりプロジェクト入吉球磨地域推進本部が立ち上げられていますが、まずその推進本部の現在までの活動状況について報告をいただきたいと思います。

鉄道に関しまして、仮称カルチャー駅構想についてお尋ねします。入吉球磨における最大の文化施設であるカルチャーパレス、またスポーツ施設としてのスポーツパレス、市民プール、相撲場などが集積し、スポーツ文化の拠点となっている場所に隣接して肥薩線が走っています。ここに新駅が欲しいとの声をよく聞きますが、市としてはどう考えておられるかお尋ねをいたします。

次に、くま川鉄道についてお尋ねをします。くま川鉄道の歴史を少しひも解いてみますと、入吉市と中球磨、上球磨を結ぶ国鉄湯前線24.8キロメートルは、採算が合わない赤字路線として、国鉄の第3次廃止予定線にリストアップされ、全線を廃止するのか、バス路線に転換をするのか、第三セクターの鉄道として残すのか、三者択一の選択を迫られましたが、湯前線沿線に県立の高等学校が5校もあり、高校生の通学の足を守れとのスローガンのもと、郡市一体となつての存続運動の盛り上がりによって、平成元年10月、第三セクターによるくま川鉄道として再出発をいたしました。以来、今日まで18年と6カ月、時の流れは少子・高齢化による高校通学生の減少を初め、一般乗客等の減少も拍車をかけ、厳しい経営状態にあります。

そこで質問であります、1点目は高校生を初めとする乗客数の推移について御報告をいただきたいと思います。2点目は、経営の状況を基金取り崩しによる支援策の状況などについてお尋ねをいたします。

以上、2点であります。

市長の政治姿勢、クリーンプラザの周辺整備ということでお尋ねをします。ここに3月6日付毎日新聞の特集記事を持ってまいりました。「霧は晴れたか。人吉市長逮捕。賛成派優遇に住民嘆息」という見出しであります。今回の贈収賄事件の舞台となった一般廃棄物処理施設クリーンプラザのおひざ元にある小さな町内で繰り広げられている住民同士の対立と、あたかもそれを助けるような行政による差別の実態が紹介をされています。私もこの問題については、過去3回、一般質問で取り上げて議論をまいりましたが、対する市長答弁は、町内の融和に向けて努力をするという答弁でありました。努力をした形跡が全く見えないというのが、私の実感であります。

そこで、市長職務代理者にお尋ねをします。赤池水無町内の現状について、どのように認識をされているのか。さらに、現状のままでよいと思われているのか、1点目であります。

次に、部長への質問になると思いますが、いわゆる迷惑施設の周辺整備の名目で、7,687万円の建設費をつぎ込んで活性化センターを建設し、無償で貸し付け、毎年100万円の維持管理費そして地域の活性化交付金として、さらに100万円が交付をされ続けています。その全体像について、御報告をいただきたいと思います。

以上、1回目であります。

○企画部長（井上修二君） それでは、税源移譲と新年度予算についてお答えします。

1点目の19年度一般会計予算における歳入のふえる要素と減る要素についての御質問でございますが、所得税から個人住民税の税源移譲に伴い歳入がふえる要素としましては、個人所得が2億3,330万円余りの増と見込んでおります。次に、歳入が減る要素でございますが、所得譲与税が廃止となり2億2,500万円余りが減となっております。したがって、税源移譲に伴う影響額は830万円の増となっております。

次に、税政改正に伴う影響でございますが、恒久的減税の廃止に伴いまして、定率減税が廃止されたことにより、歳入がふえる要素として市税の個人所得が1億580万円余りの増を見込んでおります。次に、歳入が減る要素としまして、恒久的減税を補てんしておりました減税補てん特例交付金が廃止となり9,800万円余りの減と、また同じく減税補てん償が3,970万円の減となっております。

なお、19年度新たにふえる要素の歳入としまして、地方特例交付金の中で交付されていた恒久的減税に対する補てん分が廃止されたことに伴い、経過措置として交付されます特別交付金を2,630万円を見込んでおります。

したがって、税政改正に伴う影響が550万円余りの減と見込んでおります。

次に普通交付税でございますが、平成19年度から算定方法の抜本的な簡素化を図るため導入される新型交付税制度の影響は、現段階ではほとんどないと見込んでおりますが、補正係数等が不明でございますので、地方財政計画の伸び率4.4%の減、36億2,900万円余りで見込み、さらに3%を留保したところの35億2,000万円を計上いたしております。19年度普通交付税の見込み額を18年度交付決定額と比較しますと1億6,800万円余りの減となっております。また、特別交付税は18年度、最終見込み額と同額5億円を計上いたしております。また、臨時財政対策債は地方財政計画の伸び率9.5%の減で試算し、3億3,500万円余りを見込んでおります。

したがって、最終的に歳入の増の要素と減の要素を合わせますと2億円余りの歳入減となっております。

2点目の義務的経費と投資的経費の状況でございますが、義務的経費のうち人件費は、定員適正化計画による職員の削減、給与構造改革による給与水準の引き下げがっておりますので、特に職員給につきましては職員の新陳代謝により減少傾向にあります。平成15年度から平成19年度の職員給の決算及び予算を比較してみますと7,800万円余りの減額となっております。しかし、平成22年度までは、毎年度10数名の退職者が見込まれることから、それに伴う退職金が増加し、人件費総額のうち職員給の減額分と相殺されと考えられ、相対的には人件費は横ばいの状況が続くものと思われます。

次に扶助費でございますが、障害者自立支援法の創設に伴い、新しい障害者福祉サービス体系が確立され、その制度化における障害者給付費等の大幅な増が予測されていましたが、18年度の決算見込みでは、ほぼ横ばいの状況でおさまっているところでございます。しかし、国の少子化対策に伴う児童手当の伸びは非常に大きく、法改正により18年度は支給年齢が従来の小学校3年就学前から小学校終了まで引き上げられたことから、約5,600万ほどの増と。また19年度も第2子以降の手当の引き上げの法案が今国会に提出されておまして、この法案が通りますと、約3,400万円近く予算が増額になります。このほかにも保育所運営費負担金、生活保護扶助費などは、時代を反映してか、年度間のばらつきはありますものの増額傾向にあることから、扶助費全体としては今後は増加傾向に向かうのではないかと予測いたしております。

次に公債費でございますが、ここ数年は元金及び利子合わせまして15億円ほどで推移しております。市債発行自体は増加傾向にあるものの、大きな増減はあっておりません。これは昭和50年代に高率で借りました30年ものの長期債の元金が終了してきていること、また、低金利による借り入れなどが公債費の伸びを抑制する要因となっております。

しかし、平成13年から地方財政不足を補うために発行されてきました臨時財政対策債の据え置き期間が終了し、元金償還が開始されたこと、また大橋架け替え事業に要した臨時地方道整備事業債の償還、さらには退職手当債の発行に伴う償還などが影響し、国の金利政策と

あわせ、今後、若干増加傾向に転じるのではないかと予測いたしております。

最後に投資的経費でございますが、大橋架け替え事業、歴史の広場整備事業など大型の事業が終了してまいります。また、議員が言われましたとおり、19年度当初予算は骨格予算で編成しておりまして、単独事業のほとんどを補正回しとしたことから、18年度最終見込みと比較しますと、大幅な減となっております。

3点目の一部事務組合負担金の財政計画はどのように見込んでいるかという御質問でございますが、人吉球磨広域行政組合負担金のクリーンプラザ運営費及び公債費、さらには汚泥再処理センター公債費などの増により、現在把握していますところでは、19年度以降の一部事務組合負担金は、約14億から15億で推移していくのではないかと見込んでおります。

4点目の基金関係でございますが、減債基金は19年度1億円の取り崩しを行なっております。19年度末現在高が10億9,000万円余りとなっております。

次に地域福祉助成基金が19年度1億2,000万円の取り崩しでございます。19年度末現在高が1億1,000万円余りとなっております。

以上、お答えいたします。

○建設部長（吉村政浩君） 立山議員の1回目の御質問にお答えいたします。

私の方へは鉄道と観光についてというようなことで、御質問をいただいております。

平成20年から21年にかけてまして、肥薩線の開通100周年、S Lの運転再開、それからくま川鉄道の20周年と、そういうことで23年には九州新幹線開通されるということで、その対応策として今、新幹線熊本づくりプロジェクト人吉球磨地域推進本部を今立ち上げておるけれども、現在までの活動の状況というふうなことでございます。

肥薩線100周年とS L運転再開、それからくま川鉄道の20周年、また新幹線の全線開通に向けた新幹線熊本づくりプロジェクト人吉球磨地域推進本部での取り組みにつきましてでございますけれども、九州新幹線鹿児島ルート全線開業をきっかけとして、地域の活性化を図るための新幹線熊本づくりプロジェクトの一環として、人吉球磨地域においては肥薩線開通100周年を活用した人吉球磨地域の活性化を目指すプロジェクトということで、動き出しているところでございます。

このプロジェクトの目的でございますけれども、日本縦貫鉄道の貫通という肥薩線の歴史的な価値のクローズアップによる持続的な交流人口の増加、また、くま川鉄道設立20周年とも連携することで、肥薩線沿線と人吉球磨地域全体における交流人口の拡大と地域産業の振興、それから肥薩線の全線開通100周年の2年後の新幹線開業を見据えました肥薩線でのS Lの運行とともに、人吉球磨地域の魅力を全国に広く発信することで、この地域全体の活性化を図るというふうなことが目的にあるわけでございます。

現在までの取り組み状況でございますけれども、このプロジェクトの推進のための組織体制の構築に向けた検討を行うために、新幹線熊本づくりプロジェクト人吉球磨地域推進部会

の下部組織といたしまして、交流促進ワーキング部会が立ち上げられまして、去る2月27日に第1回目のワーキング会議が開催されたところでございます。

今後についてでございますけれども、このワーキング部会において肥薩線沿線の地域と人吉球磨地域の民間団体及び行政が一体となりまして100周年記念事業を推進していく組織としまして、肥薩線開通100周年記念事業実行委員会、これまだ仮称でございますけれども、立ち上げるための検討を行なっていく予定というふうなことでございます。

また、肥薩線100周年記念事業という絶好の機会を地域の活性化に結びつけるアドバイスをいただきますために、鉄道専門家それから旅行のエージェントの方々を招聘しまして、意見交換会が開催をされておりまして、貴重な意見をたくさんちょうだいしているというふうな状況でございます。

次に、カルチャー駅の新設というふうなことでの御質問でございます。カルチャーパレスの駅の新設に対しますこれまでの経緯でございますけれども、肥薩線利用促進存続期成会の要望事項の一つとして、過去に何度かＪＲ本社や熊本支社に要望を行ってきたところでございます。当時のＪＲの回答によりますと、スピード化と経費削減の見地から、新駅としては無人駅はつくらないと。また、新駅を設置する場合は、福岡都市圏や豊肥線沿線などニュータウン計画との連動などによる人口増加、利用客の増加が確実に見込めることが基本的な条件であるというふうなことで、そのほか新駅を設置した場合、ダイヤ改正や電算への組み込みに膨大な経費を要するというふうなことで、新設設置がかなりの収益を見込めるものであることも必要であるというふうなことで、そういうふうなことの説明を受けたところでございます。

また、新駅設置に要します経費のほとんどは、要望自治体の負担となることが見込まれますことから、市単独での新駅設置は財政的にも大変厳しいものがあるのではないかとというふうなことを考えているところでございます。

それから3番目に、くま川鉄道の厳しい経営状況になっているというふうなことで、乗客の推移とそれから経営状況と基金取り崩しの支援策の状況についてというふうなことでございます。

くま川鉄道につきましては、総合交通体系の一環として建設部の方で基金の管理をしておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、乗客の推移でございますけれども、1日平均総人員の推移を平成2年度普通旅客840人、定期旅客3,037人、合計3,877人を100としたときに、平成10年度でございますが、普通旅客600人、定期旅客2,319人、合計2,919人で、平成2年度比較の75%と25%の減というふうなことでございます。それから、平成15年度普通旅客でございますけれども464人、定期旅客2,219人、合計2,683人で、平成2年度と比較しますと69%、31%の減というふうになると思います。平成17年度でございますけれども、普通旅客431人、定期旅客2,084人、合計

2,515人で2年度との比較でございますけれども65%というふうになっております。普通旅客は半減をしており、通学生は3割減というふうな大変厳しい状況でございます。

経営状況でございますけれども、まず営業収入が平成2年度は2億5,189万3,000円でございます。平成17年度が1億7,336万8,000円でございますして7,852万5,000円の減と、大幅に減少している状況でございます。

それから、経費の支出につきましては、平成2年度でございますけれども2億7,066万5,000円でございます。平成17年度でございますが2億1,474万8,000円と、経費節減と人件費の抑制によりまして5,591万7,000円の減というふうなことでございます。

くま川鉄道発足以来、経費節減と人件費の抑制などの経営努力は続けてきておられますけれども、少子化による高校通学生の減少に加えまして、マイカーを運転する高齢者の方の増加、それから当初予想しておりませんでした経営存続の大前提であったわけですが、基金が超低金利政策による運用益金の大幅な減などによりまして、経営環境は大変厳しい状況というふうなことでございます。

支援策といたしまして、毎年鉄道事業の経常損失と施設の近代化に対する補助を人吉球磨地域交通体系整備基金から取り崩しまして、くま川鉄道株式会社に助成をしております。ここ数年の助成額を申し上げますと、平成16年度経常損失施設補助合わせまして2,435万5,595円ということでございます。平成17年度が3,493万7,068円というふうになっておりまして、平成18年度は2,519万1,239円を今回の補正予算に計上させていただいておるところでございます。

この支援策の原資となっております基金の状況でございますけれども、開業当時の基金の原資は、1類の自治体拠出金が2億8,500万円、それから2類の民間拠出金でございますが8,909万1,680円、3類の寄附金が9,968万4,868円、4類の転換交付金でございますけれども8,625万920円、合計いたしますと5億6,002万7,468円でございます。

平成18年度分までの助成の総額は3億7,063万7,400円というふうになっております。平成18年度末、平成19年3月31日現在の見込みといたしまして、基金残高が3億9,969万2,327円、このうち取り崩しができない2類及び3類の合計でございますが1億8,877万6,548円でございます。取り崩しができます1類及び4類が2億1,091万5,779円でございますして、総基金残高に対します取り崩しのできる基金残高の割合でございますが52.77%というふうになっております。

このほかに支援策といたしまして、沿線自治体による駅の改築、改良、駅周辺の整備、駐車場、駐輪場の設置、駅への侵入路の整備等が行われてきたところでございます。

以上、お答えいたします。

- 市長職務代理者助役（淵上憲男君） 立山議員の方から、赤池水無町内の現状認識、それから現状に対する認識はどうかという御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、赤池水無町内の現状において、両町内会が融和についてはなかなかすぐに解決できる問題ではないという認識は持っておるところでございます。

現状としましては、去る3月6日の毎日新聞では、赤池水無町内会が32世帯、赤池水無町外園町内会が24世帯といった記載がございましたけれども、私どもが町内会長から提出いただいておりますものでは、赤池水無町内会が31世帯、赤池水無町外園町内会が27世帯の構成ということで把握をいたしております。クリーンプラザ建設に対する感情のしこりがまだまだ両町内にあるようでございまして、融和に向けた的確な方策が見い出せないところでもございます。

しかしながら、融和に向けた糸口といたしまして、町内会の次に来る地域の核たる組織、消防団におきましては、既に両町内が6分団2部として相互の融和を図っているところでもございます。

また、市長におかれましても、赤池水無町内の融和に向け努力をしたい気持ちは十分お持ちであったかと思いますが、平成16年12月議会の立山議員の御質問に答弁をされておりますとおり、全戸を回ったときに罵声を浴びせられたり塩をまかれたり、いろいろ情けない思いも随分あったと答弁をされております。このような状況の中、融和について努力することについては、市長に対する感情のしこりがある以上、入り込む余地がなかったのではないかと存じます。

私どもといたしましても、融和のために新市長に対しましてもお願いをしてまいりたいと存じます。立山議員も早く解決をしてあげたいという思いは、十分伝わっておりますので、議員の協力をいただきながら、1日も早い時期に双方が一堂に会し杯を酌み交わすことができたらという夢を持っておりますし、その夢が実現いたしますように努力をしてまいりたいと存じます。

○福祉生活部長（尾方 篤君） お答えいたします。

赤池水無町活性化センター維持管理経費及び人吉球磨クリーンプラザ関係地域活性化対策支援事業交付金につきまして、人吉球磨広域行政組合からの資料に基づきまして、平成14年度から17年度分につきましてお答えをさせていただきます。

まず、赤池水無町活性化センター維持管理経費についてでございますが、平成13年2月に広域行政組合と人吉市赤池地区一般廃棄物処理施設建設促進期成会の間で、一般廃棄物処理施設建設に伴う条件整備協定書が締結をされております。

その内容につきましては、赤池水無町及び赤池原町における地域活性化と発展並びに生活環境の向上のための活性化センター、公民館、道路改良等諸整備について定めております。これにより建設されました赤池水無町活性化センターにつきましては、広域行政組合と赤池水無町外園町内と公有財産貸借契約が結ばれ、その維持管理経費につきましては、赤池水無町活性化センターの維持管理経費の交付に関する覚書に基づき交付されております。平成14

年度は11月から3月分としまして53万3,000円、15年度からは年間100万円が交付されております。

14年度の維持管理交付金収支決算でございますが、収入が管理委託料と預金利子で53万3,002円、支出が電気、ガス、水道代、浄化槽管理費、備品代など35万6,015円、残額17万6,987円を将来の対象経費支弁の財源に充てるための基金として積み立てておられます。15年度は収入が100万15円、支出が58万9,374円で、残額41万641円を基金に積み立て、16年度は収入が100万17円、支出が52万9,736円、残額47万281円を基金に積み立て、17年度は収入が100万16円、支出が48万8,802円で残額51万1,214円を基金に積み立ておられます。

次に、人吉球磨クリーンプラザ関係地域活性化対策支援事業交付金でございますけども、一般廃棄物処理施設建設に伴う条件整備協定書に定めた活力ある地域振興のための助成措置としまして、人吉球磨クリーンプラザ関係地域活性化対策支援事業交付金に関する覚書を赤水無町活性化委員会と締結し、それに基づきまして平成14年12月から平成29年11月までの15年間交付されることになっております。

交付対象経費としましては、生活環境の保全及び増進に係る経費、廃棄物の適正化及び資源化を図る啓発学習に係る経費、住民相互の親睦、融和、住民との交流に係る経費、青少年の育成に係る経費、交通安全に係る経費などがございます。平成14年度が50万円、平成15年度以降が100万円交付されることとなっております。

平成14年度の収支決算でございますが、収入が交付金で50万円、支出が老人会、子供会への補助、研修費としまして40万1,432円で、残金9万8,568円を将来の対象経費支弁の財源に充てるための基金として積み立てておられます。（「部長、発言中ですけれども、年度的にはいいですから、トータルとして総額を言うてもらえんですか」と呼ぶ者あり）

失礼しました。重複するかもしれませんが、平成14年度から18年までが453万3,000円、支出の部でございますけども、これはまだ18年度の決算が出てませんので、これには18年度を除外した金額ということで196万3,927円でございます。基金積立額が156万9,123円でございます。

それから、事業交付金の方でございますけども、14年度からの合計が450万円、支出済み額が263万5,709円、基金積立額が86万4,327円となっております。

以上、お答えいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○議長（別府靖彦君） 16番。

○16番（立山勝徳君） 一定の答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

まず、税源移譲と新年度予算の関係であります。大まかな四つの状況について御説明をいただきました。そこで、もう少し具体的なものとしてお尋ねをしたいと思います。部長答弁のように、市長が新しい市長にかわるわけだから骨格予算、その典型的な予算を組まれたというふうに思うわけです。ということは、投資的経費は言われたように極力絞ったとい

うことでありますが、そこでお尋ねですけれども、新市長が5月に誕生して6月の補正などでの程度の投資的な原資が見込めるのか、その余裕があるのか。今の時点で予測がつかないとお尋ねをしたいと思いますし、それとかで加えて財政全体の将来展望というのでも出てきますし、またことしもそうでしたけれども、財源不足というのが毎回出てくるとするならば、その財源不足に対する対応策を今後どのようにされていくのか。これが1点目であります。

2点目であります、今、各市内小中学校の耐震度調査というのが、年次的に行われております。永田市政に学校建築に大変力を注がれました。1年2校主義というような形でつくられたそれぞれの学校の施設がですね、やがて補修の時期、あるいは、建てかえの時期に遠からず来るというふうに思うんですが、この学校関係の施設整備については、財政計画の中にどのように頭に入れておくのか、そういったものについて、今の段階での予測についてお尋ねをします。

それから、広域行政組合の関係、これは、もうほんとに、投資的経費が今までかなりありましたけれども、今度は、それが義務的経費ということで、起債の返済とか、あるいは、維持管理費というのがこう、長く続いていくという面が出てくるわけですが、かてて加えまして、旧山江焼却場、旧山江焼却場、あるいは、梢山最終処分場、それから、現在つくられておりますし尿処理場の古い建物の解体、そういった事業が当然出てくるわけですが、これらの解体事業費、将来の財政計画の中でどういうふうに盛り込まれていくのか、このところが非常に気になる点でございますので、御説明をいただきたいと思います。

以上、3点であります。

それから、鉄道と観光ということでありますが、新幹線熊本づくりプロジェクト人吉球磨地域推進本部を中心にしながら、当面は、ワーキンググループを中心にして、実行委員会を立ち上げる予定だということであります。意見交換等も行っているということですが、そこで、少し突っ込んでお尋ねをしますが、肥薩線100周年記念事業、あるいは、新幹線対策、あるいは、SL運転対策などを軸に進めている中で、具体的にはどのようなその課題、どのような課題、あるいは、構想、そういったものを準備をされているのか、今の段階でわかっておれば説明をしていただきたい。どのような具体的な課題があり、どのような構想をその実行委員会あたりが具体的に進めていくのか。

私は、1年ぐらい前でしたか、この新幹線問題プロジェクトについてお尋ねをしたときに、余りにもこの世態が大き過ぎて、実働の部隊がどうなっているのかということをお大変気にしておりましたので、その点について、実行委員会方式でやるというように今聞きましたから、その実行委員会が具体的な構想としてどんなものを今の段階で持っているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、仮称カルチャー駅構想についてであります、カルチャーパレスの周辺の町内、

あるいは、国鉄OBなどのメンバーによって、新駅設置の運動を起こそうという機運が今高まりつつあります。

そこで、去る2月2日には、4名の代表によって市への打診を行っています。取り組みの方法として、新幹線プロジェクトの課題として取り組んだ方がいいのか、JR肥薩線の利用存続促進期成会の、こちらの土俵の方で進めた方がいいのか、そういった具体的な方法論の選択も、市の意見を求めておったわけですが、その点についてどう検討されているのか、御報告をいただきたいと思います。

それから、くま川鉄道であります。るる説明をいただきましたように、利用客は年々減ってる。比例して当然収入も減っていくということであります。

そこで、説明をいただきました基金取り崩しの支援助成というのがあるわけですが、この助成額をここ5年間のトータルをして5で割ってみました。そうしますと、ここ5年間の年平均の助成額は2,857万円、2,857万円ということになります。

そして一方、答弁いただきましたように、取り崩しができる基金の残高2億1,091万ということであります。2,857万円で2億1,000万を割ってみますと、7.38ということになります。ということは、今までの平均額の助成を続けていくなれば、くま川鉄道の基金は、取り崩しができる基金は底をつく、7年間で底をつくということになります。

ここを考えると、くま川鉄道の通学生の足、あるいは、住民の足として存続をするためには、この現状を踏まえてどうするのかということは、今から考えなければならない課題だというふうに思いますが、そういう立場から、経営計画の見直し・検討が必要だと、私は思ってます。市及びくま川鉄道の考え方がわかっておれば、説明をいただきたいと思います。

それから、クリーンプラザについての周辺整備関係について、資金の流れ、あるいは、状況等について、それぞれ答弁をいただきました。ただ、職務代理者の答弁を聞きますと、いかにも、よそごとというような答弁という気がしてなりません。

なぜかと言いますと、もともとは非常に仲のよかった赤池水無町内がですよ、なぜ分裂し対立をしたのか、その原因、発端はどこにあったのかということを行行政としてどう考えておられるのか、そこが一番の問題になると、私は思ってます。

赤池水無町内の半分以上に及ぶ反対を押し切って建設を強行、できたからよかったということは私もわかりますよ。しかし、それを強行することによって、分裂、対立の種をまいた。それはだれがまいたか、行政がまいたわけです。その発端の原因をきちっと行政がとらえて、どうするのかということを考えるならば、今のようによそごとのような答弁にはならんだろうと、私は思うんですが、一体この責任、分裂の責任をどうとらえておられるのか、その点について、1点目にお尋ねします。

それから、活性化資金の流れについて、今、尾方部長の方から、地元町内の活性化をするという名目で、今まで14年度から18年度まで450万円の活動資金が落とされた。その落とさ

れた先は活性化委員会、いわゆる協定に基づく活性化委員会であります。

しかし、問題は、その活性化委員会なるものが、どういう内容、中身になってるのか、その点について把握をされてるのでしょうか、活性化委員会の、例えば、役員名簿とか、そういったものをきちっととらえておられるのでしょうか。

少なくとも、活性化資金が地元にと落とされるという根拠は何かと言いますと、一般廃棄物処理法第9条の4、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。周辺地域の生活環境、外園町内とか、赤池水無町内とか、実質的な組織に区分けをして考えてないんです、この法律は。地域全体に対してというのが基本であります。

しかし、中身はそうになってない。450万円という金は、赤池水無町内におられる31世帯とか、32世帯とか、代理者は言われましたけれども、半分以上の世帯については一銭もそこでは使われてないと、落とされてないという現実をどう考えているのか、その点についてお尋ねします。

周辺整備については、以上です。

2回目を終わります。

○企画部長（井上修二君） それでは、税源移譲と新年度予算について、2回目の御質問にお答えします。

1点目の6月補正予算以降において、どの程度の投資的経費が見込まれるのかという御質問でございますが、提案理由で述べましたように、19年度一般会計当初予算には、継続的な国庫補助事業、さらに、緊急を要する単独事業のみの計上となっております。道路整備、農道・水路整備、学校改修など、単独事業についてはほとんどが補正回しとなっております。

したがいまして、6月補正予算以降における投資的経費は、地方交付税、繰越金など、投資的充当一般財源の枠を考慮しながら、また、新市長の意向を踏まえながら予算計上することになると考えております。

次に、今後の財政の展望と今後の財政不足をどのように補っていくのか、また、どのように考えるのかという御質問でございますが、3点目に御質問がありました広域行政組合が所管する旧山江焼却場などの解体工事関係もあわせて答弁させていただきます。

総体的に申し上げますと、三位一体の改革に伴う税源移譲が完全補てんされたとは考えられないこと、さらには、地方交付税の総額抑制が引き続き図られることから、歳入、特に、経常一般財源の確保につきましては、大変厳しいものがあると考えております。

まず、税源移譲でございますが、個人住民税の税収は、基本的には人口や所得に比例するため、都市圏と地方圏で自治体間の税収格差が一段と拡大するとされておりまして、結論的には、人口の少ない自治体は税の確保が厳しくなると考えられますので、税源移譲そのものに余り期待できないのではないかと考えているところでございます。

一方、地方交付税につきましても、三位一体の改革におきまして、約5兆円規模の削減が達成されたとはいえ、引き続き、赤字補てん廃止を含めた交付税総額の抑制が活発に論じられておりまして、地方の歳出削減を進めながら、地方財政計画の規模縮小を図っていかうとする動きが顕著になりつつあることから、地方交付税の安定的な確保も非常に厳しいものがあると考えております。

また、歳出における退職手当、一部事務組合負担金、介護保険特別会計繰出金の増の伸びが著しいことをあわせて考慮しますと、今後、財政状況は相当厳しい状況が予測されるところでございます。

また、広域行政組合で計画されております旧山江焼却場、旧梢山最終処分場、旧人吉市し尿処理場の解体工事につきましては、各市町村におきましても、大変厳しい財政状況にあると予測しますので、単年度の財政負担が大きくなならないような年次計画をしていただくよう今後お願いをしていきたいと考えております。

また、今後、財政不足をどのように補っていくのかという御質問でございますが、財政力指数から見てもわかりますとおり、国に頼らざるを得ない歳入構造でございますので、まずは国の動向を的確に把握しながら、現状で考えられるベストの財政計画を策定すること、このことが最も重要であると考えております。

次に、計画実施におきましても、財源の確保に最大限の努力を払うことはもちろんのこと、既存の事務事業につきましても、その必要性、優先度の観点から評価、見直しを行い、限られた財源の重点的・効率的配分に努めなければならないことは言うまでもありません。

その上で、財源不足が生じた場合は、実施計画による事業のローリング、計画縮小などで対応することを基本としながら対応し、さらには、財政調整基金及び減債基金の取り崩しを最小限にとどめるよう財政運営をしていきたいと考えているところでございます。

2点目の質問でございます今後の学校施設整備についてどのように考えているかということでございますが、学校施設整備につきましては、耐震化の計画をしっかりと立てた上でないと、大規模改修など学校施設の整備はできないことから、18年度までに実施しました耐震化優先度調査をもとに、耐震診断の優先度を速やかに決定し、耐震化計画、さらには、学校ごとの整備計画を作成した上で、財政状況を勘案しながら進めていくことになるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○建設部長（吉村政浩君） 立山議員の2回目の質問にお答えいたします。

新幹線熊本づくりプロジェクトということでございますけれども、これから取り組むべき今後の具体的な課題と、どのような構想が進められているのかというようなことでございます。

記念事業など具体的な取り組みにつきましては、今後立ち上げられます実行委員会の中で、

企画・立案が行われるというふうなことになりますけれども、新幹線熊本づくり人吉球磨地域推進本部交流促進ワーキング部会の大まかな素案として、肥薩線開通100周年を切り口に、人吉球磨地域全域の魅力を全国に向けてプロモーションするという、それから、ファンクラブの設置や歴史写真を集めることなどを通して、100周年のPRを行う事業、日本縦貫鉄道という日本の大動脈がつながって100年目を迎える歴史的意義を踏まえた記念式典や記念祭を開催するほか、鉄道史学会を誘致し、地域内外の住民に対して、肥薩線を産業遺産、地域の重要な宝と位置づけ、今後の地域発展につなげるための啓発を行うシンポジウムなどの事業がございます。

また、このほか、肥薩線の歴史やスイッチバックなど、鉄道の仕組みなどに詳しい国鉄のOBの方など、民間の方々に人吉球磨を訪れる人々に肥薩線の魅力を易しい言葉で語ってもらおうと、鉄道案内人制度、また、さまざまな産業遺産などの見識のある肥薩線の魅力を高めるための写真撮影スポットを初めとした景観の整備などが考えられているところでございます。そのようなことで、これらの取り組みを進めていくためには、官民一体となりました協力、盛り上がりが必要というふうなことでございます。

特に、景観の整備に関しましては、沿線自治体、住民の方の協力が不可欠だというふうなことでございまして、先ほど申し上げました意見交換会の中で、三大車窓の景観が樹木の成長によりまして悪くなったというふうな御指摘もございました。

JR九州熊本支社にお尋ねしましたところ、列車の運行に支障がある場合など、安全上必要な部分について、JRの所有地内の樹木伐採を行っているということでございまして、見晴らしのための伐採は、まだされたことがないというふうなことでございました。

また、伐採をするとしましても、所有者との協議などが発生し、なかなか難しいというふうに考えているというふうなことでございました。

それから、市町村などから具体的にどこを伐採してほしいというふうな話があれば、個別に検討させていただきたいという回答をいただいております。市といたしましても、現地の調査や協議をさせていただきながら、解決に向けて努力してまいりたいというふうと考えておるところでございます。

また、この肥薩線100周年の取り組みは、現在、人吉球磨地域からの取り組みではありませんけれども、御承知のように、肥薩線は、北は八代から、南は県境を越えて宮崎、鹿児島、両県にも至っておりますので、肥薩線100周年事業を効果的に展開し、全国に情報発信するためには、沿線全域の広域的連携も進めていく必要がございます。段階的に関係団体への働きかけや協議を進めることも、今後の課題ではないかというふうと考えているところでございます。

それから、カルチャー駅のことでございますが、周辺町内や国鉄のOBの方のメンバーで設置のための運動を起こそうとする機運があるというふうなことでございまして、このこと

につきましては、新幹線プロジェクトの課題とするのか、肥薩線利用存続期成会の課題とした方がいいのかというふうな市の意見を今求めているがというふうなことでございます。

先ほど、肥薩線関係で御答弁いたしました新幹線熊本づくりプロジェクト会議には、まだ、このことについて相談をしておりませんので、今後、肥薩線利用促進存続期成会の方で振興局のプロジェクト担当者と事務レベルの協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、くま川鉄道のことでございますが、5年間の基金による助成金の平均ということで2,857万円と、取り崩しのできる基金残高でございますけれども、これを除した場合、7年間ということで基金が底をつくのではないかとというふうな御心配でございます。

経営の体制の見直しというふうなことが必要だというふうなことを思うというふうなことでございますが、くま川鉄道の経営体制の見直しにつきましては、くま川鉄道においてこの18年間を振り返り、このように厳しさを増している経営環境の中で、発足当時の最大の目的でございました高校通学生の足の確保と高齢化社会に対応する地域の重要な公共交通機関として存続していくためには、これまでの経費節減や人件費の抑制などの経営努力に加え、各部門の業務の見直しなどによる経営体制の見直しも、今後の重要な課題であると考えておられるところでございます。

以上、お答え申し上げます。

- 市長職務代理者助役（淵上憲男君） 2回目の御質問でございますが、分裂の責任はということでございましたかね。（「発端」と呼ぶ者あり）ああ、発端ですか。（「だれがつくったのか」と呼ぶ者あり）この件につきましては、立山議員、平成14年の9月、12月、それから、平成16年の12月に、3回御質問をいただいておりますが、その発端というのは、過去、市長には全然質問されていないわけですが、私に突然振られまして非常に答弁に困っているところでございます。

ただ、申し上げますことは、先ほど、よそごとのように聞こえたということでございますが、決してそういうことではございません。現在でも対立があるということは事実でございますので、先ほど申し上げましたように、一日も早く融和が図られるよう努力する以外にはないのではないのでしょうか。御理解方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 福祉生活部長（尾方 篤君） 活性委員会につきましてお答えいたします。

まず、役員構成でございますが、会長さんは、外園町内会長さんでございまして、そのほか副会長さん、あるいは、部長さんあたり、12名で構成をされておるようでございます。すべて外園町内の方で構成をされておるということでございます。

また、活動内容でございますが、18年度の事業計画から御紹介しますと、町内会、文化部、体育部、女性部、子供会、老人会で実施されておられまして、廃品回収、美化作業、夏祭り、敬老会、研修会、門松づくり、新年の集い等がございまして、両町内の現状につきましては、

我々も憂慮をしておるところでございます。でき得ることであれば、活性化センターを核としまして、活性化支援事業交付金が、その方向で今まで以上に有意義に活用されることを希望しまして、一日も早く、昔の町内に返っていただくことを願っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「そのための努力をしますか」と呼ぶ者あり）はい、助役の答弁にもございましたように、我々行政としてできる限り、御協力は申し上げたいというふうに考えております。

○議長（別府靖彦君） 16番。

○16番（立山勝徳君） ちょっと時間が気になりますけど。

それでは、3回目の質問をいたしますが、まず、新年度予算関係に、大まかな骨格を知りたいということで質問いたしました。

細部的には、いろいろお尋ねをしたいことがあるわけではありますが、時間の都合などもありますので、少しまとめておきたいというふうに思います。

小泉内閣が進めてきた三位一体の改革は、国が各地方に流してきた補助金、負担金、地方交付税などを減額し、その減った部分を補うために税源を地方に移譲して、地方の自主財源を確保させようとするものであります。しかし、現実には、平成15年からの4年間で約10億円程度の歳入減となっています。

さらに、ことしから、国が収納してきた所得税の一部をカットして、そのカット部分を住民税に転嫁するという税源移譲のルールが敷かれました。しかし、この手法は、住民の所得が低く、担税能力が弱い地方自治体にとっては、厳しい税源移譲となるわけであります。税源の豊かな自治体との格差は、ますます開くことになります。

したがって、財源確保のためには、住民の所得を向上させること、これが一番であり、今まで以上に重要になってまいります。とは言っても、現実には、市場至上主義、弱肉強食の競争社会は、所得格差、貧富の格差をますます拡大し、少子高齢化の進展と相まって、予断を許さない財政展望であることは必至であります。

このような厳しい状況が予測される中で財政を担当することは、市民の目から見れば目立たない縁の下での力持ちであります。夕張市の例を見るまでもなく、健全な財政があってこそ健全な市政の運営ができるわけであります。担当部課の努力に期待をします。

歳出に関して意見を述べておきます。

一般廃棄物処理施設「クリーンプラザ」、汚泥再生処理センターを舞台とする今回の不祥事は、いずれも、入札をめぐる談合疑惑であり、贈収賄容疑であります。ごみを燃やしてクリーンにする、汚水を処理してクリーンにするという浄化施設の建設をめぐるどす黒い利権のうごめきに、クリーン施設も、立つ瀬がないと嘆くのではないのでしょうか。

これらの不祥事の裏には、公金のむだ遣いが潜んでいることは必至であります。厳しい財政事情の中でいかに苦勞して財源を確保しても、つめに火をともして光熱費の節約に励んで

も、不正の裏に公金のむだ遣いがあるならば、それらの苦労は水泡に帰すわけであります。今回の不祥事をお互いが十分に胸に刻み、今後の市政運営に邁進されるよう要望いたします。

予算については、以上で終わります。

鉄道関係についてであります。新幹線プロジェクトを初めとする今後の方向性、あるいは、具体的な問題も少し説明をしていただきました。そこで、1つだけ、私が問題提起といえますか、考え方について意見を言っておきたいと思えます。それは、S Lの運転をどうや
はりうまく活用するかということでもあります。

御承知のように、J R九州の中では、肥薩線というのは非常に有数の赤字路線であります。しかし、私もよく本社に行って、そして話すんですが、肥薩線は採算で考えないでほしいと、J R九州の環境路線、環境路線という立場から、J R九州のイメージ路線として、赤字であっても肥薩線を残してほしい、そういうことを言い続けてきました。

たまたま今回、そのJ R九州の肥薩線にS Lを運転をするということになったわけですから、S Lに乗る人たちを相手に考えないで、九州に1カ所しかないS Lが走る線と、このイメージをどう全国に発送するのか、ここにやはり重点を置いていただきたいなというふうに思えます。九州では肥薩線に行けばS Lが走っているんだと、そのイメージを広く訴えていく。このことを真剣に考えてほしいと思えます。

それから、もう1つは、新幹線とS Lが競合して走る線が出てくるわけですね。新八代付近とか、あるいは、球磨川下流域もそういう場面があるかもしれません。近代車両の最たる新幹線と昔活躍したS Lが、同じところで交差をする。そういったカメラスポットといえますか、そういったマニアに対するサービス、そういった場所も、ぜひつくってほしいなということでもあります。

もう1つは、今、先ほど申し上げました58654号機が解体作業をされておりますが、特に、子供たちあたりには、その解体改修の過程といえますか、今こういうふうな修繕をやっています。こういうところに苦労があります。

この間、1回だけテレビがやってましたけれども、そういったS Lの改修の過程というのを情報として流してもらう。それが、子供たちの関心を呼ぶのではないかと、このように考えておりますので、以上3点、ぜひ具体的に検討していただきたいと思えます。

それから、くま川鉄道関係であります。かなり、くま川鉄道自身も危機感を持つての対応がされているであろうということで、部長答弁の中から読み取ったわけですが、経営計画を見直すといいいましても、組織、要員配置、運賃、列車ダイヤ、作業手順、駅の設備施設、沿線のスポット、職員の意識、そして何よりも、沿線自治体や住民の理解と協力が大切だと思えます。

この場合に、1つだけ提言をしたいのは、現場第一線で働く、例えば、運転手とか車掌とか、そういった乗客と常に朝から晩まで接している人たち、そのところの意見をやはり聞

いてみて、そのことをやっぱり生かしていくということで、ぜひ、御一考をいただくように、市の提言として、くま川鉄道にも言ってほしいなと思ってます。

それから、カルチャー駅構想についてであります。中間の無人駅だと、簡単に考えても、先ほど部長が言われましたように、ＪＲ九州側から考えれば大変なことでもあります。ホームの設置、あるいは、運転時間、列車ダイヤ、信号・保安施設、利用客の動向、乗務員、建設費など、かなり激しいハードルが控えておるといのは事実であります。しかし、何といっても、周辺地域や自治体の盛り上がり、ＪＲを動かすであろうというふうに考えておりますので、事業計画を含めて、ぜひ前向きな検討をお願いしておきたいと思います。

以上、鉄道関係を終わります。

市長の政治姿勢についてであります。

融和をするためにぜひ頑張るといふことで、市長代理者の方から言われたわけですが、現場の実態について十分にわかっていただいているのかなというふうに思うんですね、やはり。消防団と一緒にやっていますよと、それは確かに前向きの一つの現象ではありますが、まだ、老人会、子供会、いろんな組織対立があるのは事実であります。

冒頭に申し上げました「霧は晴れるか、人吉市長逮捕」のこの特集記事、冒頭に、関係者が福永政治の縮図、福永政治の縮図と呼ぶ地区がある。人吉市赤池水無町、燃料入札をめぐる贈収賄事件の舞台となったごみ処理施設「人吉球磨クリーンプラザ」のおひざ元という書き出しであります。福永政治の縮図と書かれています。

そこで、お尋ねをしたいのですが、活性化委員会というのが、名目上は確かに赤池水無町内と赤池原町、これは、協定書によれば関係地域というふうに呼ばれておりますけれども、実態はやはり赤池水無町にある外園町内が完全に独占的な状態で運営をされているという事実は、残念ですけれども、確認をしなければならないと思います。

そこで、お尋ねをしたいんですが、私は、いつも年４回の市長の施政方針を読むときに、判を押したようなうたい文句が出てまいります。「一党一派に偏らない市政」、「公平公正な市政」、これは常に出てくるんです。この文章を赤池水無に当てはめることができるでしょうか、できると思いますか。できないんですよ。

逆に、この「一党一派に偏らない市政」と「公平公正な市政」、その丸反対の現象が、赤池水無町内では行われている。市が全面的な責任者だとは申しませんが、結果としてそういう状況になってくるといふことは、認識をしてもらわなければなりませんし、真剣に考えてもらわなければならないと思います。

先ほど、上原議員が、「国民による、国民のための、国民の政治」ですか、英文で言われました。市長は、「市政は市民のためにある」と言われ続けてきました。本当に市政が市民のためにあるとするならば、ぜひ、赤池問題について、その融和を図ることを目標にしながら、執行部全体の努力を切に要望して、質問については終わりたいと思います。

私は、きょうはここでお別れの言葉は申し上げません。もう一度４月の選挙に挑戦をして、皆さんと一緒に人吉市の発展と市民の幸せのために頑張りたい、そういう思いをしているからであります。今後ともよろしく願いを申し上げまして、質問を終わります。

以上です。（傍聴席で拍手する者あり）

- 議長（別府靖彦君） 静粛に願います。以上で本日の一般質問は全部終了いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第２ 委員会付託

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第２、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

議第１号から陳第50号まで、一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

- 議会事務局長（上川修一君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成19年３月第１回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。なお、議第１号平成18年度一般会計補正予算（第４号）につきましては、３ページに記載の別記１のとおり、議第13号平成19年度一般会計予算につきましては、４ページの別記２のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、５ページに記載をしてあります。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第1号	平成18年度人吉市一般会計補正予算(第4号)	各委[別記1]
議第2号	平成18年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算(第2号)	総文
議第3号	平成18年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	厚生
議第4号	平成18年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	厚生
議第5号	平成18年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	厚生
議第6号	平成18年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第3号)	厚生
議第7号	平成18年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	厚生
議第8号	平成18年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第2号)	厚生
議第9号	平成18年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	厚生
議第10号	平成18年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	経建
議第11号	平成18年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)	経建
議第12号	平成18年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算(第1号)	経建
議第13号	平成19年度人吉市一般会計予算	各委[別記2]
議第14号	平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算	総文
議第15号	平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第16号	平成19年度人吉市老人保健医療特別会計予算	厚生
議第17号	平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計予算	厚生
議第18号	平成19年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第19号	平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	厚生
議第20号	平成19年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第21号	平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第22号	平成19年度人吉市国民宿舎特別会計予算	経建
議第23号	平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算	経建
議第24号	平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	経建
議第25号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総文
議第26号	人吉市副市長の定数を定める条例の制定について	総文
議第27号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第28号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第29号	人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第30号	人吉市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第31号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改	

	正する条例の制定について	総文
議第32号	人吉市乳幼児医療費助成に関する条例及び人吉市予防接種事故 災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第33号	人吉市一般廃棄物処理施設建設基金条例の廃止について	厚生
議第34号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第35号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第36号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第37号	市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第41号	訴えの提起について	経建
議第42号	訴えの提起について	経建
陳第50号	投票所の変更に関する陳情	総文

〔別記 1〕

議第 1 号 平成18年度人吉市一般会計補正予算（第 4 号）			
○総務文教委員会	《歳入》	全 部	
	《歳出》	1 款	議会費
		2 款	総務費（3 項戸籍住民基本台帳費を除く）
		9 款	消防費
		10 款	教育費
		12 款	公債費
		13 款	諸支出金
		14 款	予備費
	第 2 条		継続費の補正
	第 3 条		繰越明許費の補正
	第 4 条		債務負担行為の補正
	第 5 条		地方債の補正
○厚生委員会	《歳出》	2 款	総務費（3 項戸籍住民基本台帳費）
		3 款	民生費
		4 款	衛生費
○経済建設委員会	《歳出》	6 款	農林水産業費
		7 款	商工費
		8 款	土木費
		11 款	災害復旧費

〔別記 2〕

議第13号 平成19年度人吉市一般会計予算				
○総務文教委員会	《歳入》	全部		
	《歳出》	1款	議会費	
		2款	総務費（3項戸籍住民基本台帳費を除く）	
		9款	消防費	
		10款	教育費	
		11款	災害復旧費（4項文教施設災害復旧費及び5項その他公共施設公用施設災害復旧費）	
		12款	公債費	
		13款	諸支出金	
		14款	予備費	
	第2条		地方債	
	第3条		一時借入金	
	第4条		歳出予算の流用	
○厚生委員会	《歳出》	2款	総務費（3項戸籍住民基本台帳費）	
		3款	民生費	
		4款	衛生費	
		5款	労働費（1項3目シルバー人材センター費）	
		11款	災害復旧費（1項厚生労働施設災害復旧費）	
○経済建設委員会	《歳出》	5款	労働費（1項3目シルバー人材センター費を除く）	
		6款	農林水産業費	
		7款	商工費	
		8款	土木費	
		11款	災害復旧費（2項農林水産施設災害復旧費及び3項公共土木施設災害復旧費）	

〔提出陳情件名〕

陳第50号 投票所の変更に関する陳情

〔継続審査件名〕

○厚生委員会

陳第42号 乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情

陳第44号 療養病床の廃止・削減の中止を求める陳情

陳第45号 小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう
求める意見書提出のための陳情

陳第46号 「障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書」提出を求める陳情

陳第47号 公的年金改善に関する陳情

○経済建設委員会

陳第25号 市道羽田地内第1号線の拡幅に関する陳情

陳第33号 市道487号北泉田地内第4号線の公道としての正常化と整備を求める陳情

陳第38号 大橋架け替えの早期完成を求める陳情

○市庁舎建設に関する特別委員会

陳第6号 市庁舎を中心市街地へ移転建設する陳情

陳第39号 人吉市南部地区への市庁舎移転に関する陳情

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（別府靖彦君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時49分 散会

平成19年 3 月第 1 回人吉市議会定例会会議録（第 6 号）

平成19年 3 月28日 水曜日

1. 議事日程 第 6 号

平成19年 3 月28日 午前10時 開議

日程第 1	議第25号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総 文
日程第 2	議第26号	人吉市副市長の定数を定める条例の制定について	
日程第 3	議第27号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 4	議第28号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 5	議第29号	人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 6	議第30号	人吉市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 7	議第31号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 8	議第32号	人吉市乳幼児医療費助成に関する条例及び人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	厚 生
日程第 9	議第33号	人吉市一般廃棄物処理施設建設基金条例の廃止について	
日程第10	議第34号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第11	議第35号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第12	議第36号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	経 建
日程第13	議第37号	市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第14	議第41号	訴えの提起について	
日程第15	議第42号	訴えの提起について	各 委
日程第16	議第 1 号	平成18年度人吉市一般会計補正予算（第 4 号）	
日程第17	議第 2 号	平成18年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第 2 号）	総 文
日程第18	議第 3 号	平成18年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	

日程第19	議第4号	平成18年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）	厚生
日程第20	議第5号	平成18年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第21	議第6号	平成18年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
日程第22	議第7号	平成18年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第23	議第8号	平成18年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第24	議第9号	平成18年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	経建
日程第25	議第10号	平成18年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	
日程第26	議第11号	平成18年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第27	議第12号	平成18年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）	各委 総文
日程第28	議第13号	平成19年度人吉市一般会計予算	
日程第29	議第14号	平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算	厚生
日程第30	議第15号	平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	
日程第31	議第16号	平成19年度人吉市老人保健医療特別会計予算	
日程第32	議第17号	平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計予算	
日程第33	議第18号	平成19年度人吉市介護保険特別会計予算	
日程第34	議第19号	平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	経建
日程第35	議第20号	平成19年度人吉市水道事業特別会計予算	
日程第36	議第21号	平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	
日程第37	議第22号	平成19年度人吉市国民宿舎特別会計予算	経建
日程第38	議第23号	平成19年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計予算	
日程第39	議第24号	平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	
日程第40	議第43号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第41	諮第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第42	諮第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第43		球磨川水系ダム問題対策特別委員会委員長の報告	
日程第44		市町村合併に関する特別委員会委員長の報告	
日程第45		市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告	

日程第46 人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第47 人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第48 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

日程第49 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

2．本日の会議に付した事件

・ 日程第 1 から日程第49まで議事日程のとおり

・ 追加日程

発議第 7 号 人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議第 8 号 人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

意見第26号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書（案）の提出について

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

3．出席議員（21名）

1 番	笹 山 欣 悟 君
2 番	福 屋 法 晴 君
3 番	永 山 芳 宏 君
4 番	森 口 勝 之 君
5 番	田 中 哲 君
6 番	吉 村 勝 徳 君
7 番	本 村 令 斗 君
8 番	仲 村 勝 治 君
9 番	三 倉 美千子 君
10番	山 下 幸 一 君
11番	下田代 勝 君
12番	簀 毛 正 勝 君
13番	杉 本 仙 一 君
14番	大 柿 長 太 君
16番	立 山 勝 徳 君
17番	田 中 照 久 君
18番	大 王 英 二 君
19番	岩 井 実 君
20番	上 原 義 武 君
21番	杉 本 春 夫 君
22番	別 府 靖 彦 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者助役	渕 上 憲 男 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	沼 田 寛 仁 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福祉生活部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	吉 村 政 浩 君
総 務 部 次 長	多 武 芳 美 君
福祉生活部次長	上 田 泉 君
経 済 部 次 長	浦 川 康 徳 君
建 設 部 次 長	丸 山 善 利 君
総 務 課 長	松 岡 誠 也 君
秘 書 課 長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
情 報 課 長	荒 巻 通 君
福 祉 課 長	中 村 明 公 君
農業振興課長	吉 川 泰 人 君
管 理 課 長	今 村 修 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	末 次 力 君
水道局業務課長	濱 田 芳 彰 君
教 育 次 長	神 瀬 文 夫 君
教育総務課長	新 村 則 幸 君
農業委員会 農事事務局 会長	東 博 君
監 査 委 員 農事事務局 会長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	上 川 修 一 君
-----	-----------

次	長	赤	池	和	則	君
庶務係	長	村	並	成	二	君
書	記	和	泉	龍	二	君

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

午前10時1分 開議

- 議長（別府靖彦君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第1 議第25号から日程第7 議第31号まで

- 議長（別府靖彦君） それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

それでは、まず日程第1、議第25号から日程第7、議第31号までの7件を議題とし、総務文教委員長長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

- 11番（下田代勝君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会に付託をされました日程第1、議第25号から日程第7、議第31号までの7件につきまして、審査の結果を御報告いたします。

まず、議第25号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、平成18年6月、地方自治法の一部改正で、平成19年4月1日の施行に伴い、助役制度の改正、これは副市長へでございます。それから、収入役制度の廃止、一般職の会計管理者を置くこと、ただし収入役在任中はその在任期間は在任できるということのようでございます。それから、吏員制度の廃止、「事務・技術吏員」とあったものを「職員」に一本化していくと、となったことによりまして、関係する12本の条例の一部改正を一括して行うものでありまして、あわせて用語の修正を行うものであります。

審査の中で、条例12本を別議案とすればどうかと、また議第25号そのものの改正はどのようなかなどなど質疑がありましたが、審査の結果、異議なく認めることに決しました。

次に、議第26号人吉市副市長の定数を定める条例に制定については、その定数を1名とするものであります。これも異議なく認めることに決しました。

議第27号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、扶養手当、これは条例第8条関係でございますが、この改正でありまして、現行、配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以降5,000円を6,000円に改正するものであります。

審査の中で、大学院とか準大学院の、そういうところに進学していることに対しましてはどうかということでございますが、あくまで16歳から22歳という原則年齢ということで、全員異議なく認めることに決しました。

議第28号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、条例第7条、休息时间、これは15分でございますが、この廃止を行うものであります。

審査の中で、勤務時間中の掃除について意見があり、再度協議を進めるとの応答がありまして、異議なく認めることに決しました。

議第29号人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定は、これは法律の条項によりまして、その条項がずれたことによるものでありまして、異議なく認めることに決しました。

議第30号人吉市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例は、用語の改正でございまして、「障害の等級」というものを「障害等級」ということにかえる、そういう用語の改正であります。全員異議なく認めることに決しました。

議第31号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、別表第1の中に、学校運営協議会、これは会長が年1万6,000円、委員が1万5,000円と、学校評議員が1万円を追加するものであります。審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第25号から議第31号までの7件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第25号、26号、27号、28号、29号、30号、31号は、原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第8 議第32号から日程第11 議第35号まで

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第8、議第32号から日程第11、議第35号までの4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。

- 9番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第8、議第32号から日程第11、議第35号までの4件について、審査の結果を報告いたします。

まず、議第32号人吉市乳幼児医療費助成に関する条例及び人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、平成19年4月1日から結核予防法が廃止されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。これまで結核予防法の中で定められていた内容につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中に新たに追加されております。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第33号人吉市一般廃棄物処理施設建設基金条例の廃止については、基金の所期の

目的が果たされたため、条例を廃止するものでございます。この条例は平成9年3月に施行され、原資4億円を積み立てて基金を開始しており、平成12年度末の基金残高は5億667万円余りとなっております。平成13年度からクリーンプラザ及び汚泥再生処理センター建設事業などに基金を取り崩してきましたが、今回、基金残高1,704万2,233円を汚泥再生処理センター建設事業として取り崩し、基金を廃止するものでございます。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第34号人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定については、用語の改正と料金債権の放棄を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

料金債権の放棄につきましては、第27条の2に、市長は料金に係る債権で消滅時効が完成したものであって、規則で定めるものについて債権を放棄することができることを加えてあります。

この条文を加えた理由としまして、これまで水道料金の公法上の債権は、地方自治法236条の規定により5年で自動的に消滅時効となり、不納欠損処理を行っていましたが、このほど最高裁の判断により、総務省は水道料金債権消滅時効について、民法第173条第1号の規定により2年とすることに变更されたため、債務者からの時効の申し出がなければ債権を消滅させることができなくなることから、回収見込みのない債権については債権放棄することができるよう改正するものという説明がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

次に、議第35号人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令により、水質汚濁防止法第2条第5項に規定する、特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量についての排出基準が5ミリグラムから2ミリグラムに強化され、特定事業場から下水道に排除される下水に対する処理困難な物質に係る水質規制の基準を定めた下水道法施行令第9条の4第1項第29号、亜鉛及びその化合物が1リットルにつき亜鉛5ミリグラム以下から2ミリグラム以下に改正されましたことにより、人吉市下水道条例の一部を改正するものでございます。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第32号から議第35号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第32号、33号、34号、35号は、原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第12 議第36号から日程第15 議第42号まで

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第12、議第36号から日程第15、議第42号までの4件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

- 17番（田中照久君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました議第36号から議第42号までの4件について、審査の結果を御報告いたします。

まず、日程第12、議第36号人吉市手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは人吉市手数料条例（平成12年度人吉市条例第4号）の一部を次のように改正するというものであります。

別表第1中、35、前各項に規定のない事項についての証明300円を、35、愛がん用鳥獣の飼養登録（更新を含む。）申請、または登録票再交付申請、申請1件につき3,500円、36、前各項に規定のない事項についての証明1枚につき300円に改めるものであります。

これは平成19年度4月1日から県の権限移譲により、愛がん用鳥獣、メジロ、ホオジロに限り捕獲許可及び飼養登録に関する事務を行うこととなります。メジロ及びホオジロの飼養につきましては、1世帯にいずれか1羽と限られており、飼養登録の期間は1年間となっております。毎年更新登録が必要となっております。なお、ホオジロにつきましては、新たな捕獲はできなくなりましたので、飼養鳥の更新登録のみとなります。

この愛がん用鳥獣飼養登録等の事務につきましては、現在、県で登録手数料として3,500円徴収されており、権限移譲後は本市でも登録手数料3,500円を徴収することになりました。これに伴い、人吉市手数料条例の改正を行います。球磨郡内各町村の手数料の状況であります。全町村3,500円で条例改正を行うことになっております。

今回の権限移譲は、あくまでも申請に対する捕獲許可及び飼養登録の事務移譲であります。また、周知については、市のホームページと3月15日発行の市広報に掲載をお願いをするというものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第13、議第37号市道占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。市道占用料徴収条例（昭和31年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正するというものであります。

第4条第2項中、第19条を第18条に改めると。別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中、「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改めるというものであります。

審査の中で、改める前の方がわかりやすくはないかといった意見が出されましたが、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第14、日程第15、訴えの提起についてであります。議第41号からこの2件について説明をいたします。

今回提訴を予定しております2件は、いずれも市営住宅の入居者が長期にわたり家賃を滞納しているため、入居者本人に対し、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく督促のほか、催告、臨戸訪問による納付指導を行いましたが、分納誓約も守られず、自主的滞納解消が見込めないため、公営住宅法第32条第1項第2号及び人吉市営住宅条例第38条第1項第2号の規定に基づき、住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いを請求するものでございます。

審査の中で訴訟の経過についても説明を受けました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第36号から議第42号までの4件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第36号、37号、議第41号、42号は、原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第16 議第1号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第16、議第1号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

- 11番（下田代勝君）（登壇） 日程第16、議第1号平成18年度人吉市一般会計補正予算のうち、総務文教委員会に付託をされました総務企画及び教育委員会関係につきまして御報告をいたします。

歳入に3億5,744万4,000円を追加するものであり、これらは予算の最終見込み、または確定、交付決定等に伴うものであります。

歳出につきましては、14款予備費に2億2,784万8,000円、2款総務費に8,229万8,000円を、13款諸支出金に529万円を増額補正しております。1款議会費に412万2,000円を、9款消費費に940万円を、10款教育費に1,251万4,000円を、12款公債費に1,700万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

審査の中で、入湯税のあり方、また分湯についての税のあり方、固定資産税増収の要因、球磨川架橋継続費補正の理由、職員退職希望者数、特殊勤務手当などなどの質疑応答がありまして、さらに債務負担行為、給食調理業務委託料、これは18年から22年度ですが、この減

額の理由、選定委員会議事録の提出取り扱い、業者見積書の提出、情報開示について、平成18年12月議会、平成19年3月議会等における、職員採用でしょうか、正社員の数の差異などなど議論がありまして、審査の結果、賛成多数で認めることに決しました。

なお、少数意見の開陳があります。

以上でございます。

- 議長（別府靖彦君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。

- 9番（三倉美千子君）（登壇） 日程第16、議第1号平成18年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の補正は、主として事業費の確定や事務事業の決算見込みによるものでございまして、総務費、戸籍住民基本台帳費は、給料等人件費に係る分64万2,000円を減額するものでございます。

民生費は8,159万4,000円を減額するもので、内容は、国民健康保険事業特別会計繰出金を3,000万円増額、介護保険特別会計繰出金を1,571万2,000円減額、心身障害者福祉費の日中一時支援事業委託料等を1,922万4,000円減額、心身障害者福祉費の扶助費を2,879万円減額、児童措置費の扶助費を2,843万3,000円減額などが主なものでございます。

衛生費は1,882万7,000円を減額するもので、内容は、老人保健医療特別会計繰出金を1,313万7,000円減額、老人保健費の委託料を489万7,000円減額、人吉球磨広域行政組合負担金を623万8,000円増額などが主なものでございます。

審査の過程においては、各項目においてそれぞれ質疑がなされましたが、その中で委員から、生ごみ処理容器及び処理機の補助については、広報誌やホームページに掲載しているということだが、さらなる周知を行い、ごみ減量につながるよう努力してほしいとの意見がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（別府靖彦君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

- 17番（田中照久君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第16、議第1号平成18年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出中の6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費の補正予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

6 款農林水産業費を139万8,000円減額し、補正後の額を 5 億8,400万5,000円に、7 款商工費を330万6,000円減額し、補正後の額を 4 億1,822万円に、11款災害復旧費を5,712万円減額し、補正後の額を5,121万円に、それぞれ減額補正をお願いするものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、農業委員会費を 1 万1,000円減額いたしております。事業費の確定、最終決算見込みによるものであります。また、11節需用費の 2 万9,000円の増は、農業者年金業務など各種事業の調整によるものであります。

6 款、1 項、2 目農業総務費、15万円増額しておりますが、これは人吉市農業担い手対策事業補助金の農業後継者に交付する補助金額の変更に伴うものであります。

6 款、1 項、3 目農業振興費を26万円減額しております。これは 1 節報酬24万4,000円の減、9 節の旅費 7 万6,000円の減、農業振興地域促進整備等審議会委員に係る経費の減によるものであります。19節の負担金・補助及び交付金 5 万6,000円の減額であります。負担金に18万7,000円、下球磨地区農業用廃プラスチック類処理対策協議会負担金を追加しております。補助金は、農業制度資金利子補給費補助金53万3,000円を追加し、また交付金は不耕起乾田直播栽培普及推進事業奨励金28万2,000円などを減額いたしております。補助金及び交付金の減額は、事業費の確定によるものでございます。

6 款、1 項、4 目畜産業費を33万1,000円減額をされております。8 節報償費33万1,000円の減額は、各種畜産品評会、共進会への出品の減によるものであります。

6 款、1 項、5 目農地費を172万1,000円減額してあります。3 節職員手当等134万2,000円の減額は、川辺川新利水計画事業に伴う時間外等勤務手当の減によるものであります。13節委託料10万5,000円の減額は、農道台帳業務委託料などの減によるものでございまして、決算見込みによるものであります。19節負担金・補助及び交付金を10万2,000円減額してありますが、負担金の熊本県土地改良事業団体連合会負担金に31万8,000円追加し、県営南部錦 4 期農免道整備事業負担金27万2,000円などを減額いたしております。これは事業費や補助額の確定によるものであります。

6 款、2 項林業費、2 目林業振興費を77万5,000円増額してあります。8 節報償費の84万4,000円の追加は、有害鳥獣駆除、シカの駆除に伴う謝礼でございます。13節委託料14万7,000円の減額は、造林業務委託料等の決算見込みによるものであります。また、19節負担金・補助及び交付金の14万8,000円増額してあります。森林整備地域活性支援事業交付金20万9,000円は、森林整備施設面積の増によるものであります。23節償還金・利子及び割引料 8 万5,000円は、原田第 5 分収林組合への分収金であります。28節繰出金15万6,000円の減は、藍田財産区特別会計繰出金の高齢級間伐促進事業補助金の諸掛費率及び労務単価の改定によるものであります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費を140万円減額いたしてあります。28節繰出金 100万円の減は、梢山工業団地造成事業特別会計の決算見込みによるものであります。

7 款、1 項、2 目商工業振興費を8,000円増額してあります。19節負担金・補助及び交付金に8,000円追加しております。熊本県信用保証協会負担金に10万8,000円追加し、人吉市商店街活性化事業補助金を10万円減額いたしております。これは事業費の確定見込みによるものであります。

7 款、1 項、3 目観光費を81万7,000円減額してあります。15節工事請負費の30万1,000円の減、18節備品購入費23万5,000円の減及び19節負担金・補助及び交付金28万1,000円の減は、事業費の確定や決算見込みによるものであります。

7 款、1 項、4 目石野公園運営費を109万7,000円減額いたしております。1 節報酬と9 節の旅費の減は、石野公園事業審議会開催の減によるものであります。需用費62万7,000円の減、13節委託料22万3,000円の減は、決算見込みによるものであります。

11款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費を316万1,000円減額しております。これは現年災農地等災害復旧事業で取り組んでおりました上永野地区農道復旧工事等の事業費の確定によるものでございます。

審査の中で、農業用廃プラスチック類の処理対策協議会負担金について、これはどういったものか、総額と処理の仕方についての質問に、執行部からは、廃棄に必要な経費を負担金で出している。農業用廃プラスチック類の処理は、下球磨地区で5万1,513キ口あり、71万8,900円程度の処理額となる。農家、JAも一部負担しているが、自治体においても負担する。

また、委員からは、会社が引き取れないのかとの質問に、専門業者でないと回収処理はできないとのことでした。

また、委員から、不耕起乾田直播栽培普及推進事業奨励金について減額の理由は何かとの質問に、執行部からは、水田稲作を対象としていたが、麦、大豆にも対応できる機械であり、麦、大豆を対象とした。麦については対応してもらったが、大豆については、ことは実績がなかったため減額につながった。

また、委員からは、水田稲作の不耕起の奨励金はなくなったのかとの質問に、JAへ事務局を移行した、JAが部会を設置したとのことでした。

また、不耕起面積をふやすことにしたが、米に関してはなくなったと聞いたがとの質問に、執行部からは、麦、大豆の奨励に切りかえていくとのことでした。

また、委員から、有害獣のシカの駆除の報償費の増額だが、説明をとの質問に、執行部からは、平成18年度は209頭の捕獲実績に対し204頭が捕獲対象である。県としては、県内で人吉市が推定頭数8,400頭余りと最も多く、毎年1,000頭ほど駆除できないかという話がある。ただ、そうすると、現在、2分の1補助を受けてやっており、その補助率を上げてほしいと県には話をしているというものでございました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、８款土木費でございますが、２億３,８８３万１,０００円の増額補正でございます。補正の主なものでありますが、８款、２項、３目道路新設改良費、１９節負担金１,４２６万円は県営事業の負担金でございます。国道４４５号ほか、国・県６路線の側溝整備や、舗装補修及び改築等の工事費の一部を負担するものであります。

８款、２項、５目橋梁新設改良費の１５節工事請負費１億６,５８０万円の減額は、用地の関係で上部工分の１８年度交付金が配分されなかったため、工事費を減額するものであります。

８款、３項、２目住宅建設費の１５節工事請負費１億４,９１２万３,０００円は、追加配分があった東間団地第２期工事費を増額するものであります。なお、第２期工事予算につきましては、全額１９年度へ繰り越しをいたします。

８款、４項、１目都市計画総務費の１９節負担金・補助及び交付金５,０３８万７,０００円は、平成１７年度１０月１日から平成１８年９月３０日までの運行に対し、経営損失分をバス運行補助金として産交バス株式会社に交付するものであります。このうち１,０１６万４,０００円は県補助金が交付され、市の負担額は４,０２２万３,０００円となります。前年度と比較し１９８万９,０００円の負担増となっております。

８款、４項、４目街路事業費の補正は、交付金事業、紺屋町南町線外１線で、新町地区の建物調査に時間を要したため契約まで至らず、用地及び補償費を減額し、上部工工事費へ予算を組み替え、加えて１８年度交付金が現計予算より１億６,７００万円ほど多く追加配分されたので、この分もあわせて工事請負費に３億９,９８９万１,０００円を増額補正するものであります。

８款、５項、２目河川改良費の１９節負担金３,５８０万円は、県営事業の負担金でございます。草津川の護岸改修のほか、急傾斜地崩壊対策事業３件、河川改修事業１件の計５件の県営事業費の一部を負担するものであります。

１１款、３項、１目道路橋梁災害復旧費の１５節工事請負費５,０８８万１,０００円の減額は、補助災の災害査定におきまして、復旧面積や延長が大幅に減額され、認定された工事費が２,８８６万９,０００円となったため、補助災の工事費を減額するものであります。

審査の中で委員から、路線バスの見直しはどう考えているのかとの質問に、路線バスの見直しは昨年行ったので、今回の補正にはまだ反映はされていないと。あさぎり町など系統の見直しを進めており、平成１９年度で見直しを進めたいと考えているというものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（別府靖彦君） 本件については、少数意見の留保がなされております。

ここで少数意見の報告を求めます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。

○１番（笹山欣悟君）（登壇） 議第１号平成１８年度人吉市一般会計補正予算（第４号）に

ついて、反対をしましたので、少数意見の開陳を行います。

私は、議第1号平成18年度人吉市一般会計補正予算（第4号）について、すべての議案に反対するものではありません。私が反対するのは、第4条、債務負担行為の補正項目のうちの給食調理業務委託料の変更についてのみであります。

今回の債務負担行為の補正は、委託業者が決定し、その委託業者の見積書の提出によって616万円の減額補正を行うものであります。私は、委託業者の見積書の提出によって減額補正を行うということでありましたので、資料として業者見積書の提出を求めましたが、執行部より、「見積書の単価、数値については非開示としている。あくまでも選定委員会の中で見積書の適正化について、設計書に照らし合わせながら協議したものである。さらに、見積書そのものにはある意味、業者のノウハウである。今後の見積もりに関しても、5年後、債務負担が終わった後にも設計の根拠になるということもあり、懸念して数字の部分は控えさせていただきたいと思っている」との答弁でありましたので、見積書の提出ができない以上、適正な価格なのかどうかも審議できません。

また、一般質問においても、嘱託・パート職員の、正社員・パート職員の人数について、見積書による人数と教育長の答弁による人数の食い違いがあっていることもあり、その点についても見積書によって審議する必要があると思っておりましたが、見積書の提出がない以上、審議できないということになります。

以上のようなことから、給食調理業務委託料の債務負担行為の補正の変更については、審議ができない、また納得できないということを申し上げ、第1号平成18年度人吉市一般会計補正予算（第4号）については反対するものであります。

以上、少数意見の開陳を終わります。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの各委員長の報告及び少数意見の報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。採決は起立採決といたします。議第1号について、各委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

- 議長（別府靖彦君） 結構です。起立多数であります。

よって、議第1号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第17 議第2号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第17、議第2号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

- 11番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第17、議第2号平

成18年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査の結果を御報告いたします。

歳入歳出それぞれ888万6,000円を減額するものでございます。主なものは、歳入については一般会計繰入金の減、歳出につきましては自主文化事業委託料の減でございます。

審査の結果、異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第2号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第18 議第3号から日程第24 議第9号まで

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第18、議第3号から、日程第24、議第9号までの7件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。

- 9番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第18、議第3号から日程第24、議第9号までの7件について、審査の結果を報告いたします。

議第3号平成18年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出をそれぞれ6,981万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を44億9,236万円とするものでございます。

歳入におきましては、国・県支出金及び交付金の決定などに伴うもので、療養給付費等国庫負担金の現年度分を3,212万6,000円減額、退職被保険者等療養給付費等交付金を7,389万5,000円減額、保険財政共同安定化事業交付金を1,854万9,000円増額、一般会計繰入金を3,000万円増額などが主なものでございます。

歳出におきましては、保険給付費の決算見込みなどによるもので、一般被保険者療養給付費を1,116万6,000円増額、退職被保険者等療養給付費を7,863万1,000円減額、高額医療費拠出金を3,173万7,000円減額、予備費を2,803万増額などが主なものでございます。

審査の過程においては、後期高齢者医療制度が開始された場合の今後の事業運営のあり方などについて質疑がなされました。

その中で、委員から、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など、いろんな制度が絡み合っており、わかりにくい部分もあるので、対象となられる市民の方には十分な理解がな

されるよう、周知徹底してほしいとの意見がありました。

次に、議第４号平成18年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出それぞれ１億4,450万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億2,119万1,000円とするものでございます。

歳入におきましては、老人医療費に係る支払基金交付金、国・県支出金の減額、歳出におきましては、老人医療給付費の減額が主なものでございます。

次に、議第５号平成18年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、５件の貸付予定に対し、実績が２件になったことにより、歳入歳出をそれぞれ450万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ760万6,000円とするものでございます。

次に、議第６号平成18年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出をそれぞれ8,919万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億5,893万9,000円とするものでございます。

歳入におきましては、第１号被保険者保険料を1,047万8,000円減額、国庫負担金の介護給付費負担金を1,076万5,000円増額、支払基金交付金の介護給付費交付金を5,093万1,000円減額、県負担金の介護給付費負担金を2,295万7,000円減額、一般会計繰入金を1,571万5,000円減額などが主なものでございます。

歳出におきましては、保険給付費の介護サービス等諸費を2,477万9,000円減額、同じく保険給付費の介護予防サービス等諸費を7,176万9,000円減額、地域支援事業費の介護予防事業費を2,014万1,000円減額、一般会計繰出金を4,018万7,000円増額などが主なものでございます。

次に、議第７号平成18年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出をそれぞれ433万8,000円減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3,649万7,000円とするものでございます。

歳入におきましては、介護予防サービス計画費収入を946万減額、歳出におきましては、サービス事業費の居宅介護支援事業費を327万9,000円減額などが主なものでございます。

審査の過程において委員から、地域包括支援センターの嘱託職員が１月分雇用できなかったということだが、初年度の体制を整えるのに大変だったと思うが、影響はなかったのかとの質疑があり、執行部からは、専門職のケアマネージャーが不足しており、なかなか見つからないという状況で、他の職員がその分も対応したとの答弁がありました。

次に、議第８号平成18年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）は、事務事業の決算見込みによるもので、収益的収入及び支出におきましては、給水収益の945万9,000円の減額、その他の営業収益1,955万7,000円の増額、営業費用の総係費1,955万9,000円の増額、資本金的収入及び支出におきましては、市道紺屋町南町線道路改良工事の延期により、配水管改良工事ができなかったことによる建設改良費900万円の減額となっております。

審査の過程において委員から、給水収益の減少については、もう少し詳しい調査をしてほしいとの意見がありました。

次に、議第9号平成18年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出をそれぞれ3,777万4,000円増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ17億5,669万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、事務事業の決算見込みによる精算に伴うものが主なもので、歳入におきましては、事業費負担金を1,365万4,000円増額、使用料を1,008万1,000円減額、歳出におきましては、事業費を1,615万5,000円減額などが主なものでございます。

審査の過程において委員から、18年度は下水道審議会が開催されなかったということだが、料金改正のときだけではなく、下水道のあり方について市民の声を聞くという形では開催できないのか、その方が市民の理解も進むのではないかととの質疑があり、執行部からは、今後は審議会を開催して市民の方に説明し、意見もお聞きしていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、市民の中には下水道事業だけに多額の予算が使われているようなイメージがあるのではないかと。し尿ごみ処理施設など、広域行政組合に10億円近い予算を繰り出していることなど、下水道区域外にも多額の予算が使われていることを説明し、市民の方が公平感を持たれるような方法を福祉生活部と一緒に検討してほしいとの意見がありました。

以上7件、審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第3号から議第9号までの7件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号は、いずれも原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第25 議第10号から日程第27 議第12号まで

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第25、議第10号から日程第27、議第12号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

- 17番（田中照久君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第25、議第10号平成18年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出それぞれ5万円を増額し、歳入歳出予算の総額を21万6,000円とするものであり

ます。

歳入では、財産収入で1万7,000円の増額、これは国民宿舎財政調整基金の運用利息の精算によるものであります。また、繰越金を3万3,000円増額し、18万3,000円としております。

歳出は、1款総務費に1万8,000円増額し、3万1,000円に。これは一般管理費、財政調整基金の利子積立金の増であります。予備費を3万2,000円増額し、18万5,000円とするものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることにいたしました。

次に、日程第26、議第11号平成18年度梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ775万6,000円とするものであります。

まず、歳入であります。繰入金、一般会計繰入金を100万円減額しまして、665万4,000円とするものであります。前年度繰越金に60万円を追加し、110万とするものであります。

歳出であります。工業団地造成事業費委託料を78万5,000円減額するものであります。予備費に38万5,000円を追加し、87万6,000円とするものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第27、議第12号平成18年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）であります。議第12号平成18年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算それぞれ2,667万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,717万6,000円とするものであります。

歳入では、1款、1項、1目基金運用利息に148万8,000円を増額いたしておりまして、これは定期預金利息と普通預金利息、それに国債利息の合計が198万1,503円となるための増額であります。

2款、1項、1目人吉球磨地域交通体系整備基金繰入金2,519万円は、くま川鉄道株式会社に交付します助成金2,519万1,139円を基金から繰り入れるものでございます。

歳出の1款、1項、1目基金費148万7,000円は、預金利息と国債の利息を基金に積み立てるための増額であります。

2款、1項、1目鉄道経営対策事業費2,519万1,000円は、くま川鉄道に対し2,519万1,139円を助成するものであります。内訳は、17年度の経常損失額が1,490万7,565円、18年度に実施した施設整備事業費が1,028万3,574円となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（別府靖彦君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第10号から議第12号までの3件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第10号、11号、12号は、いずれも原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

=====

日程第28 議第13号

○議長（別府靖彦君） それでは、次に日程第28、議第13号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（下田代勝君）（登壇） 日程第28、議第13号平成19年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託をされました総務、企画、教育委員会関係につきまして、審査の結果を御報告いたします。

歳入総額は139億5,062万7,000円となっております。歳出につきましては、総務企画関係で37億5,744万7,000円が計上されております。

歳入におきまして、主なものとしまして、市税で市民税が2億4,348万6,000円の増、固定資産税が3,486万1,000円の増となっております。主な原因は、家屋建築等課税客体の増によるものでございます。また、地方交付税が地方財政計画の伸び率4.4%の減などで、普通交付税が35億2,000万円、特別交付税は過大見積りを避けまして5億円計上されております。

歳出におきましては、主なものとしまして、2款、1項、1目一般管理費に8億7,328万7,000円、前年比で6,867万3,000円の減となっております。主な原因は、職員の定年退職者の減等によるものでございます。

3目文書広報費は7,828万9,000円で、前年比871万6,000円の減となっております。主な原因は、例規集追録をインターネット検索へ移行させたことによる印刷製本費の減などによるものでございます。

6目財産管理費は4,072万7,000円で、前年比458万6,000円の減となっております。

9款、1項消防費は4億8,379万7,000円で、1,325万7,000円の増となっておりますが、主なものは、人吉下球磨消防組合負担金等の増によるものでございます。

審査の中で、都市計画区域で市道整備がなされていないところがあると、そこらについてはどうなのかと。それから、広域行政組合、消防組合への給与ベースは市町村どのような協議がなされておるのかと。固定資産の18年度評価がえは行われたのか、増の原因はと。退職手当の中に市長分は入っているのかと。海外研修への考え方、行政へのその研修成果の反映はと。体育指導員の交代はあるのか、などなど多くの議論がなされました。

教育委員会関係では、10款教育費は11億3,951万4,000円計上されておりまして、前年比2億4,967万2,000円の減となっております。

主な内容は、教育総務費に1億2,717万円。この中に外国青年招致事業、ALTでございますが、2名分、学校専門指導員、これが5校5名分などが含まれております。

2項小学校費に1億4,886万8,000円で、この中には樹木剪定、害虫駆除委託料、屋内消火栓ホース取りかえ委託料、学校図書購入費などが含まれております。

3項中学校費に9,169万3,000円、4項幼稚園費に1,781万9,000円。

5項社会教育費に2億9,717万7,000円。主なものは、カルチャーパレス特別会計へ繰出金6,080万円、公民館費へ3,609万9,000円などでございます。

6項体育保健費に2億9,895万円。主なものは、弓道場建設工事費等1億2,102万5,000円などであります。

7項給食センター費に1億5,783万7,000円。主なものは、需用費として燃料費など、それから3,052万4,000円、委託費として給食調理業務委託料、給食配送業務委託料などでございます。

審査の中で、学校図書の購入は交付税に算入されていると思われるが、どうなのかと。学校建物共済の支払い状況はどうしているのかと。相良藩願成寺駅学習室の活用等はどうなっているのか。堀合門等の台風等の場合の倒壊防止策はどうされているのか。体育大会等への、そういう大会等へ出す補助金の基準はあるのかと。漆田地区の多目的広場、これは18年度購入地の中の未買収地の3筆はどうなっているのか、どうするのかと。多目的広場に400メートルトラックは設置できるのかと。さらに、給食センター民間委託は大丈夫かと市民の声があるが、などなど多くの議論がなされまして、審査の結果、賛成多数で認めることに決しました。

なお、少数意見の開陳があります。

以上でございます。

○議長（別府靖彦君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。

○9番（三倉美千子君）（登壇） 日程第28、議第13号平成19年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

総務費の戸籍住民基本台帳費では1億272万8,000円が計上されており、前年度予算額と比較しまして896万8,000円の増となっておりますが、増額の主な理由は、人件費及び産休育児休業に伴う賃金等の増によるものでございます。

次に、民生費では、前年度予算額と比較しまして4,589万9,000円増の40億9,317万円が計上されております。新規予算の主なものは、後期高齢者医療制度改正に伴うものとして、住基、税情報等提供システム開発委託料及び保険料徴収システム開発委託料に1,500万円、OA機器等購入に700万円、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金に933万9,000円など、また障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業サービスとして実施するものとして、相談支援事業委託料に1,714万7,000円、地域活動支援センター事業委託料に1,510万円などが計上されております。

次に、衛生費では18億1,816万7,000円が計上されており、前年度予算額と比較しまして2,205万7,000円の減となっておりますが、減額の主な理由は、汚泥再生処理センター建設事業が完了したことによる、人吉球磨広域行政組合負担金の減によるものでございます。

次に、労働費のシルバー人材センター費では、前年度とほぼ同額の1,541万円が計上されております。

審査の過程において委員から、後期高齢者医療広域連合へ住基及び税情報を提供するに当たり、個人情報保護条例との関連はどうか、また情報提供などのシステム開発は、市単独でやるより県全体でやった方が効率的ではないかとの質疑があり、住民情報の提供については、税務課、納税課、市民環境課合同で協議しており、問題はないと考えている。システム開発については、各自治体で住基情報のシステムが違うので、開発及び委託契約はそれぞれ行うことになるとの答弁がありました。

また、委員から、満88歳に到達した方に2万円を支給している敬老祝金について、市内の地域振興券という形では支給できないのか。福祉まつりの記念品なども、品物を渡すより、そういう形の方が市内の商店街も少しは潤うのではないかと意見がありました。

ほかに郵便配達員がひとり暮らしのお年寄りの見守りを行っているところもあるが、市ではそういった高齢者の見守り運動はどうなっているのかとの質疑に対して、執行部から、昨年11月に地域包括支援センターが中心となって地域包括ネットワークを立ち上げており、郵便局、警察署、消防署、町内嘱託員、民生委員、24時間営業のコンビニなど、いろんな組織の方に入っていただき、高齢者の見守り、情報提供を行っているとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（別府靖彦君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（田中照久君）（登壇） 日程第28、議第13号平成19年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました歳出の5款労働費、これは1項、3目シルバー人材センター費を除く、それと6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費について、審査の結果を御報告いたします。

まず、経済部関係であります、5款労働費に1,720万円、6款農林水産業費に4億2,731万3,000円、7款商工費に3億9,099万4,000円、11款災害復旧費の26万円のうち2万3,000円を計上いたしております。

5款、1項、2目人吉球磨地域交通技能振興費170万円は、人吉球磨能力開発センター補助金であります。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に4,593万3,000円を計上されております。前年度と比較いたしまして448万9,000円の減額でございます。主なものは、農業委員会職員の人件費の減及び農業委員会委員研修費の減であります。

6款、1項、2目農業総務費に1億5,861万8,000円を計上してあります。前年度に比べまして1,395万6,000円の増額でございます。職員に係る人件費の増が主なものであります。

1節報酬167万2,000円は、農家振興組合長85名分の報酬費でございます。19節負担金・補助及び交付金の121万5,000円は、熊本農業農村振興対策協議会負担金など4件及び人吉市農家振興組合長連絡協議会補助金など4件分であります。

6款、1項、3目農業振興費に7,400万7,000円を計上してあります。前年度に比較しまして1,325万1,000円の減額であります。圃場整備事業等の償還金補助金などの減によるものでございます。

予算の主なものでございますが、1節報酬49万9,000円、9節旅費のうち費用弁償15万3,000円は、ひとよしふるさと物語大畑地区推進協議会など2件分の委員報酬及び費用弁償でございます。13節委託料561万円は、梅園管理委託料など8件分であります。19節負担金・補助及び交付金に5,528万9,000円、負担金の24万8,000円は、熊本県野菜振興協会負担金など3件分であります。補助金の4,535万円は、人吉市農業活性化対策事業補助金など6件分及び圃場整備事業償還金、真菅地区など12件分でございます。また、交付金969万1,000円は、不耕起乾田直播栽培普及推進事業奨励金など3件分であります。21節貸付金1,000万円は、農業近代化資金等として貸し付けるため、JAに預託するものであります。

6款、1項、4目畜産業費に513万円を計上してあります。前年度に比較しまして206万円の減額でございます。畜産環境保全緊急対策整備事業補助金等の減によるものであります。主なものであります、8節報償費100万5,000円は、各種畜産品評会、共進会の出品に対する報償費であります。

6款、1項、5目農地費に8,796万3,000円を計上してあります。前年度と比較しまして

2,078万2,000円の減額でございます。大野地区水路整備工事費などの減によるものであります。

予算の主なものでありますが、13節委託料218万円は、田代溝用水路整備の実施計画などでございます。15節工事請負費6,746万円は、田代溝用水路整備に伴うものでございまして、頭首工など整備工事を予定しております。16節原材料500万円は、水路、農道整備に伴う原材料費であります。19節負担金・補助及び交付金の921万5,000円は、川辺川総合土地改良事業組合負担金、県営事業負担金など7件及び出席負担金のほか、補助金が川辺川総合土地改良区補助金など3件分でございます。

6款、2項林業費、1目林業総務費に3,747万2,000円計上いたしております。前年度と比較しまして511万2,000円の増額でございますが、人件費の増によるものであります。

6款、2項、2目林業振興費に1,719万円を計上してあります。前年度と比較しまして3,991万9,000円の減額となっております。森林整備地域活動支援事業交付金の減のほか、骨格予算によるものでございます。

予算の主なものでございますが、13節委託料108万3,000円は、有害鳥獣駆除のための駆除隊への委託料など2件分でございます。19節負担金・補助及び交付金の1,286万8,000円は、負担金の熊本県緑化推進協議会負担金など12件及び交付金の森林整備地域活動支援事業交付金、2,520ヘクタール分でございます。

6款、3項水産業費、1目水産業振興費に100万円を計上しております。これは球磨川漁協への補助金でございまして、稚魚放流事業に対しまして補助を行うものであります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費に1億920万2,000円を計上いたしております。前年度と比較しまして216万4,000円の減額でございますが、主なものは職員の人件費の減によるものでございます。28節繰出金471万8,000円は、梢山工業団地造成事業特別会計繰出金でございます。

7款、1項、2目商工業振興費に2億192万円を計上いたしております。前年度と比較しまして409万9,000円の減額でございますが、旅費及び商業活性化ソフト支援事業、Local to Local産業交流事業補助金などの減によるものでございます。

主なものでございますが、13節の委託料110万6,000円は、梢山温泉源泉槽清掃業務委託料など2件分でございます。19節負担金・補助及び交付金の2,360万2,000円は、負担金が熊本県物産振興協議会負担金など10件分でございます。また、補助金は、人吉たばこ販売協同組合人吉支部補助金など12件でございます。21節貸付金1億7,500万円は、中小企業経営安定資金貸付預託金など3件分でございます。

7款、1項、3目観光費に5,736万8,000円を計上しております。

予算の主なものでございますが、11節需用費499万9,000円のうち印刷製本費380万円は、人吉観光パンフレットなど印刷に伴うものでございます。12節役務費1,220万7,000円のうち

広告料1,200万円は、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの広告料でございます。13節委託料693万7,000円は、花火大会委託料など12件分でございます。19節負担金・補助及び交付金の3,110万9,000円は、負担金が日本温泉協会負担金など14件、補助金が入吉温泉協会補助金など9件分でございます。

7款、1項、4目石野公園運営費に2,250万4,000円を計上しておりますが、前年度と比較しまして410万8,000円の減額でございます。これは各工芸館管理運営業務委託料、工事請負費などの減によるものでございます。

審査の中で委員からは、ひとよしふるさと物語大畑地区推進協議会委員について、今の活動状況についてJRとの関連で期待しているのかとの質問に、執行部からは、18年度は協議会を1回開催をした。内容は梅園と大畑駅を中心にした協議をしている。活性化のためにできるところから協議が進むように願っている。

また、委員からは、食育活動推進事業補助金について、補助金の名称が毎年変わっているようだがとの質問に、名称の変更は県の補助名称の変更に合わせるためである。内容については、少しずつ充実したものとなってきている。

また、給食センターとのかかわりはどうかとの質問に、この補助金は給食納入とのかかわり合いはない。タマネギの収穫体験など、あくまでも食育部分に関しての補助である。

また、委員から、環境保全型農業総合推進事業補助金についての質問に、執行部からは、エコファーマー、有機農業による付加価値をつけることを目的にしている。土壌診断などの必要があり、補助をしているというものでありました。

次に、8款土木費の本年度予算額は22億383万5,000円でございます。前年度と比較しまして4億1,963万9,000円の減となっております。

8款、2項、2目道路維持費の15節工事請負費1,800万円は、市道の補修工事費でございます。

8款、2項、3目道路新設改良費の15節工事請負費2,147万円は、五日町道路側溝と城本荒毛線、祇園道栗林線の改良工事費です。

8款、2項、4目橋梁維持費の13節委託料750万円は、入吉橋の橋梁調査業務委託料でございます。昨年9月にコンクリート床版の一部が剥落しましたので、今後どのような補修が必要なのか、調査をするものであります。

8款、2項、5目橋梁新設改良費の15節工事請負費の3億500万円は、球磨川架橋の上部工工事費であります。

8款、3項、2目住宅建設費の15節工事請負費2,904万4,000円は、原田、西瀬、桜木団地、相良団地、244戸の火災警報器設置工事費と、桜木団地3棟の外壁改修工事費でございます。

8款、4項、1目都市計画総務費の28節繰出金4億9,000万円は、公共下水道特別会計への繰出金でございます。昨年度より5,000万円の減となっております。

8 款、4 項、4 目街路事業費の13節委託料 1 億7,300万円は、電気、電話、水道の添架物をそれぞれの管理者が大橋に設置いたしますが、これらの添架物の目隠しとなりますカバーの設置工事等をそれぞれの管理者に委託するための委託料でございます。15節工事請負費の 3 億3,600万円は、大橋の橋面工、斜路、階段工、照明施設工のほか、新町側の道路改良工事費でございます。17節公有財産購入費と22節補償・補填及び賠償金は、新町側未買収の用地代並びに建物補償費であります。

審査の中で委員から、大橋の関係だが、昨年度より約7,000万円の増額だが、どうなっているのかとの質問に、特殊な業者があり、計算も複雑であるため、補償額の提示には至っていないというものでありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（別府靖彦君） 本件につきましては、少数意見の留保がなされておりますので、ここで少数意見の報告を求めます。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

1 番。

- 1 番（笹山欣悟君）（登壇） 議第13号平成19年度人吉市一般会計予算について、反対をしましたので、少数意見の開陳を行います。

私は、議第13号平成19年度人吉市一般会計予算について、すべての議案に反対するものではありません。私が反対するのは、歳出、10款教育費、7 項学校給食センター費、1 目学校給食センター運営費、13節委託料の給食調理業務委託料のただ 1 点についてのみであります。

先ほど議第 1 号平成18年度一般会計補正予算（第 4 号）の給食調理業務委託料の債務負担行為の変更についても反対をしました。学校給食調理業務の民間委託については、今議会も 5 人の議員が一般質問を行い、執行部の見解を問いただしてきました。しかし、私は、まだまだ理解できない部分が多く残っていると思っております。ましてや、委託業者が決定して以降、多くの市民の皆さんから、今度の民間委託はやっぱりおかしい、なぜその業者が選ばれたのか不思議でならない、議会でとめることはできないのだろうかといったような意見、苦情をたくさん聞いたところであります。

また、議会においても、多くの議員が学校給食調理業務の民間委託について一般質問を行ってきましたが、総務文教委員会において、執行部より学校給食調理業務の民間委託についての説明はなく、民間委託そのものについての審議もなされておられません。

先ほど議第 1 号平成18年度一般会計補正予算（第 4 号）の給食調理業務委託料の債務負担行為の変更についても、見積書の提出ができない以上、適正な価格なのかどうか審議できないということで反対をしました。やはり今回の給食調理業務委託料については、子供たちが直接口にする給食であり、真剣に、また慎重に取り組む必要があると思っております。保護者、また市民に対する説明も不十分であるし、今までの審議過程の中でも審議が不十分であ

ると言わざるを得ません。

以上のようなことから、給食調理業務委託料については納得できないということを申し上げ、議第13号平成19年度人吉市一般会計予算について反対するものであります。

以上、少数意見の開陳を終わります。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの各委員長の報告及び少数意見の報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで本件について討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

まず、7番議員の発言を許可します。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。

- 7番（本村令斗君）（登壇） 議第13号平成19年度人吉市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

私がこの議案に反対するのは、一つ目に、農林水産業費に川辺川総合土地改良事業組合負担金が含まれているからです。

国営である川辺川総合土地改良事業から離脱しないと、相良村が立ち行かなくなってしまうと判断した矢上村長は、事業からの離脱を表明しました。2月8日には関係市町村に対し組合の解散協議を申し入れるとともに、平成19年度分の組合への負担金は予算計上しないことにしたなどと告げる文書を郵送しています。このことより、いずれ事業組合の運営ができなくなることは明らかです。事業組合は、当面の会計処理を行うために新たな収入役を置きますが、これは問題の先延ばしにすぎません。それぞれの地域に合った利水事業の実現のためにも、関係市町村は事業組合の解散協議を即刻行うべきだと思います。

二つ目には、総務費に川辺川ダム建設促進協議会負担金が含まれているからです。

3月23日に球磨川水系の長期治水方針を策定する国土交通省の検討協議会が開催されました。24日の熊日新聞にはこのような記述があります。「国交省は、次の段階となる河川整備計画で洪水調節施設として川辺川ダムの明記を目指す。ただ、潮谷知事が県民説明会を強く要望、近藤委員長も方針内容を地元で説明するよう同省に注文している。整備計画策定では知事の意見を聞くことになっており、ダム建設は今後も難航が予想される」というものです。川辺川ダム建設がますます困難になっていくことは明らかだと思います。

昨年度行われた中川原周辺の土砂の除去と、本年度行われた西瀬橋周辺の土砂の除去は、いずれも人吉球磨の業者が受注していることがわかりました。河川改修による治水対策の方が地元業者が潤うことは明らかです。新しい市長へと交代する新年度においては、川辺川ダム推進の呪縛から新市長を解き放ち、市民が望むダムによらない治水対策こそ進めていくべきだと思います。

三つ目には、教育費に給食調理業務委託料が含まれているからです。

このことにつきましては、笹山議員による少数意見の開陳と同様な理由によるものです。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

なお、この予算を編成された市職員の皆さんには、この4年間も大変お世話になり、ありがとうございましたということを述べておきます。

- 議長（別府靖彦君） 次に、6番議員の発言を許可します。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。

- 6番（吉村勝徳君）（登壇） 6番の吉村です。私は、議第13号平成19年度一般会計予算に対して反対をいたします。

私は、この予算書の全般に反対するつもりはないのですが、今平成19年予算の中で、教育費のうちに学校給食民間委託問題が含まれておりますので、反対をいたします。ほかに反対の意見を述べる場ありませんので、この議案の中で反対の意思を述べさせていただくものであります。

そもそも前年度より数々の意見具申をしてまいりましたが、何一つ市民の意見を顧みず、闇の中で計画を押し通り、執行してきた教育委員会のその態度にはあきれて物が言えません。私は一般質問の中でも申し上げましたが、今回のこの議案の中については、ますます疑惑が大きくなるばかりであります。そこまで執行部や教育委員会は、その市長の大恩人が怖いのですか。それとも、あなた方全員が共同正犯者のように見えます。少なくとも市民が疑義を申し立てた場合、もう少し紳士的な姿勢があってもいいのではないですか。

一般的な常識としても、市の行政に不法に介入をして、その上で不当な利益を上げ、しかも警察でその事実を認めている人の直近の身内であることがわかった上で、しかもその義理ではあっても父親が市行政介入事件で逮捕された数日後に本契約を結ぶ。世の中の常識を逸脱しているのではないかと思うわけです。

一般質問でも申し上げたように、最初から決められていたという市民の声もあります。人吉市の子供たちに物事を教える立場にある教育委員会がすることとはとても思えません。

しかも、委員会での審議中、議員の資料開示すらも応じなかった。これはそうですが言って……、議員各位の議員調査権をどう思っておられるのか、このことは議会軽視とも思えます。それとも、議会を無視してあるのでしょうか。いずれにいたしましても、この案件については、とてもとても関係した人吉市民の納得を得るわけにはいきません。

したがって、私もこの議案に賛同するわけにはいきません。

以上の理由をもって、私の反対討論を終わります。

- 議長（別府靖彦君） 以上で討論を終了します。

それでは、採決をいたします。採決は起立採決といたします。議第13号について、各委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

- 議長（別府靖彦君） 結構です。起立多数であります。

よって、議第13号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第29 議第14号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第29、議第14号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

11番。

- 11番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第29、議第14号平成19年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算について、審査の結果を御報告いたします。

歳入歳出の予算の総額は、それぞれ9,115万3,000円でございます。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料2,958万9,000円、3款繰入金6,080万円でございます。歳出の主なものは、1款、1項、1目、11節需用費の修繕料、光熱水費など1,797万4,000円、13節委託料の舞台業務委託、清掃業務委託料など2,829万円でございます。

審査の中で、入場者の動向はどうなっているのかと、ピアノの台数、そしてまた調律等、その維持管理はどうしているのか。モニターテレビが不鮮明になっているが、その修繕等の考えは。使用料手数料が下がった理由など、質疑応答がありまして、審査の結果、異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（別府靖彦君） 委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第14号について総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第30 議第15号から日程36 議第21号まで

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第30、議第15号から日程第36、議第21号までの7件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。

- 9番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第30、議第15号から日程第36、議第21号までの7件について審査の結果を報告いたします。

議第15号平成19年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ

49億9,699万6,000円とするものでございます。総額で、前年度予算額と比較しまして7億1,080万1,000円の増額となっております。これは、平成18年10月から始まった保険財政共同安定化事業拠出金に4億9,523万4,000円、退職被保険者等療養給付費1億4,107万1,000円の増が主なものでございます。

次に、議第16号平成19年度人吉市老人保健医療特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ41億8,465万7,000円とするものでございます。総額で、前年度予算額と比較しまして4億1,806万4,000円の減額となっております。これは、診療報酬の引き下げ、並びに自己負担割合や自己負担限度額の引き上げなどによる医療給付費の減が主な要因でございます。

次に、議第17号平成19年度人吉市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ1,139万7,000円とするものでございます。高齢者住宅整備資金として150万円を貸し付ける事業でございまして、5件分の予算計上が主な内容でございます。

次に、議第18号平成19年度人吉市介護保険特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ30億9,850万円とするものでございます。総額で、前年度予算額と比較しまして5,019万1,000円の減額となっております。

歳入におきまして、65歳以上の第1号被保険者保険料は5億5,317万8,000円で、前年度と比較しまして2,236万9,000円の増額となっております。歳出におきましては、保険給付費が28億4,436万9,000円で、前年度と比較しまして9,528万7,000円の減額となっておりますが、これは、制度改正後の各サービス間の利用の動きが全般的に流動的なことから、平成18年度の最終補正予算額と同額を計上しているという説明がありました。

審査の過程において、委員から、介護認定にかかる訪問調査嘱託職員は4名で足りるのかとの質疑があり、執行部から、ほかの嘱託員2名も加わるので、全部で6名になるが、制度改正に伴い、1件当たりに要する時間が今までよりも長くなっているため、今後、相談件数がふえてくれば、調査員の増員も必要になってくるとの答弁があり、これに対し、委員から、担当課だけではなく、部として柔軟な予算の対応をお願いしたいとの意見がありました。

また、地域支援事業費のげんきデイ温泉委託料、いきいき筋トレクラブ委託料、栄養改善ネットワーク委託料などの内容について質疑がありましたが、その中で、委員から、げんきデイ温泉委託の委託の受入先については、温泉旅館だけでなく、公衆浴場にも呼びかけていただき、周知徹底をお願いしたいとの意見がありました。

次に、議第19号平成19年度人吉市介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ3,853万8,000円とするもので、総額で前年度予算額と比較しまして、ほぼ同額となっております。審査の過程において、委員から、介護サービス事業は内容が多岐にわたっているが、特に、要支援1・2の部分でとめられれば、要介護の方へ移行しないので、現場の職員とよく話し合い、利用者の方に十分な周知をし、事業をやってほしいとの要望がありました。

次に、議第20号平成19年度人吉市水道事業特別会計予算は、収益的収入予定額は5億9,655万6,000円、収益的支出予定額は5億857万6,000円、当年度純利益予定額は8,168万1,000円となっております。また、資本的収入予定額は4,500万1,000円、資本的支出予定額は3億1,259万4,000円、収支の不足額は、収支調整金、損益勘定留保資金、繰越利益剰余金で補てんすることとなっております。19年度に予定されております建設改良工事は、人吉大橋橋梁添架及び球磨川架橋添架、老朽管布設がえに伴う配水管改良工事等15カ所となっております。

次に、議第21号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ15億9,836万円とするものでございます。総額で、前年度予算額と比較しまして1億2,055万9,000円の減額となっております。

歳入におきましては、事業費負担金980万2,000円、下水道使用料に6億4,869万8,000円などが見込まれております。歳出におきましては、人吉浄水苑中央監視制御設備改築工事委託など、事業費の委託料に1億8,850万円、汚水準幹線・枝線管渠築造工事などの工事請負費に7,760万円、人吉浄水苑及び各ポンプ場の運転管理業務委託、汚泥運搬処理業務委託、下水道使用料徴収業務委託など、維持管理費の委託料に2億268万6,000円などが主なものでございます。

審査の過程において、委員から、受益者負担金の前納に対する報奨金を実施していることについて、税について廃止されていることから、今後、類似都市などを調査し、検討してほしいとの意見がありました。

以上7件、審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第15号から議第21号までの7件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午後0時1分 休憩

午後1時2分 開議

- 議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第37 議第22号から日程第39 議第24号まで

- 議長（別府靖彦君） それでは、日程第37、議第22号から日程第39、議第24号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

- 17番（田中照久君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第37、議第22号平成19年度人吉市国民宿舎特別会計予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ20万円とするものでございます。

歳入でございますが、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料に1万6,000円、これはN T Tと九州電力の電柱敷きの行政財産使用料でございます。4款繰越金は18万円であります。

歳出でございますが、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費に1万3,000円、建物共済保険料1万2,000円が主なものでございます。予備費に18万7,000円を計上してあります。

審査の中で、委員から、基金残高は幾らかとの質問に、18年度末1,410万6,870円であるとのことでございました。

審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第38、議第23号平成19年度梢山工業団地造成事業特別会計予算について、審査の結果を御報告いたします。

歳入歳出予算をそれぞれ572万円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、2款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金に471万8,000円を計上されております。3款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金に100万円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございますが、1款、1項、1目工業団地造成事業、13節委託料に520万9,000円を計上してあります。これは、前年度からの継続で、用地測量委託料でございます。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第39、議第24号平成19年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ372万5,000円でございます。

歳入の1款、1項、1目基金運用利息の本年度予算額は372万円でございます。これは、基金の運用利息でございまして、定期預金利息63万5,173円、国債利息308万5,400円、合計の372万573円を見込んでおります。

歳出の1款、1項、1目基金費の本年度予算額は372万4,000円でございます。これは、基金運用利息で発生しました利息を基金に積み立てるものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第22号から議第24号までの3件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第22号、議第23号、議第24号は、いずれも原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第40 議第43号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第40、議第43号を議題といたします。

お諮りします。議第43号は、選任同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議第43号は選任同意することに決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第41 諮第1号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第41、諮第1号を議題といたします。

お諮りします。諮第1号は推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第1号は推薦することに決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第42 諮第2号

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第42、諮第2号を議題といたします。

お諮りします。諮第2号は推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第2号は推薦することに決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第43 球磨川水系ダム問題対策特別委員会委員長の報告

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第43、球磨川水系ダム問題対策特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（簗毛正勝君）（登壇） 球磨川水系ダム問題対策特別委員会の報告をいたします。

今期最後となりますので、これまでの経過、審査内容等につきまして、総括的に御報告いたします。

今期の本特別委員会の審査を行う中での背景ですが、川辺川ダム建設及び国営川辺川総合土地改良事業という2つの大きな事業があります。その中で、平成15年5月に川辺川総合土地改良事業に伴う川辺川利水訴訟で、国側の敗訴という、福岡高裁の判決が下され、その判決を受け、新利水計画策定に向け、熊本県を総合調整役に関係6団体での事前協議が開始されました。

そして、これまで協議・検討がなされ、県においては、農林水産省提案の既設導水路活用案で進めると整理をされたところであります。

しかし、新聞報道等でも御存じのことと思いますが、相良村の事業への不参加表明、また、事業組合からの脱退等要求がされており、また、ことし1月に、農林水産省が、国道交通省の照会に対し、利水事業を川辺川ダムに依存せずに進めることを国交省に通知し、30年以上にわたり利水事業を目的の一つとしたダム計画も大きな節目を迎えようとしています。そのような社会情勢の中で、今定例会中を含め、20回開催し、審査を重ねてまいりました。

まず、本特別委員会は、平成15年6月議会にて設置され、当初に今期の調査・研究項目について、これまで人吉市議会において要望をされておりました8項目に、先ほど申しました背景を踏まえ、利水事業と河川環境の2項目を加えた10項目について取り組むということに決定いたしました。

川辺川ダム建設及び国営川辺川総合土地改良事業については、それぞれの事業内容の説明を受け、その後は、事前協議、意見交換会等の新利水計画策定の状況、また、森林保水力の共同検証や、ダム事業費の増など、委員会開催ごとに、国、県、市執行部から説明を受け、時には、現地視察を含めた調査研究を行いながら推移を見守ってまいりました。

特に、今期は、3年連続して避難勧告が発令されるなど、球磨川の出水に見舞われ、本特別委員会としても平成17年9月22日に大きく冠水した相良村川辺地区へ出向き、出水のあり方、被害の状況、洪水の痕跡等について詳細に検証してまいりました。

また、台風による大雨を原因とする球磨川、川辺川の長期濁りの発生は、流域にとって大きな問題を投げかけ、本会議でも全会一致で、球磨川における濁水対策を求める意見書が可決されたところであります。

この非常時に際し、本特別委員会において、平成18年9月20日、最上流部である八代市泉町の朴木堰堤周辺から、その下流部にかけて、直接濁りの調査を実施してまいりました。その後も、球磨川、川辺川の濁りについて注視してまいったところでございます。

次に、行政視察については、隔年で実施しており、平成15年11月に和歌山県橋本市へ河川

環境について、奈良県吉野郡十津川村へ旭ダムの清水バイパスについての視察を実施、平成17年11月には広島県三次市へ、水位対策及び河川環境、灰塚ダム、河川防災ステーション、同じく広島県の山県郡安芸太田町へ、温井ダムの多目的ダム法に基づくダムの操作管理と選択取水設備の視察を実施しております。

視察後、河川防災ステーションについては、防災・治水対策の面からも、本市に建設ができないものか、要望をする必要があるという意見から、国交省に設置要件や今後の予定・計画等を尋ね、回答を得ております。

次に、陳情関係ですが、平成15年11月25日、球磨川水害体験者の会から、7・3水害の徹底検証についての陳情が市議会に提出され、本特別委員会に付託を受け、6回にわたり審査を行いました。

審査につきましては、論点のポイントを整理し、調査・検証をする必要があるという意見があり、国交省から衆議院調査局の調査報告書等に基づき、市房ダムの放流が水害の直接の原因となる主張の理論的妥当性や、ダムの放流と水害の因果関係等の市房ダムの7・3水害への影響について、また、球磨川上流の被害及び支流の状況、河川改修状況について現地視察等を踏まえ、説明を受けました。

委員からは、検証は十分行われている。国の調査機関で、市房ダムの放流が水害の直接の原因とする主張は、理論的に妥当でないとの結論が出ている。これ以上の徹底検証は難しい。国土交通省の説明に納得がいかない、というような意見が出されましたが、採決の結果、賛成少数により、不採択と決しました。その後、本会議においても賛成少数により不採択となっております。

以上、これまで皆さんに御報告してまいりましたものを総括的に申し述べさせていただきました。

最後に、本特別委員会のまとめとしまして、この4年間の審査を踏まえ、治水対策の必要性については再確認をしたところであり、今後の国、県など、関係機関の動向を見守りながら、検討を重ねていく必要があるとの結論に達しました。

また、最近は、清流球磨川と言えるような状況になっておりますが、水質汚濁対策について、国土交通省からの説明で、一応の認識は得ておりますが、今後の調査・研究及び対策を国、県など関係機関に要望していく必要があるという結論に達しております。

以上で、球磨川水系ダム問題対策特別委員会の報告を終わります。

○議長（別府靖彦君） ただいまの報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、球磨川水系ダム問題対策特別委員会委員長報告は終了いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第44 市町村合併に関する特別委員会委員長の報告

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第44、市町村合併に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「11番」と呼ぶ者あり）

11番。

- 11番（下田代勝君）（登壇） 市町村合併に関する特別委員会の報告をいたします。

3月26日に、今期18回目の委員会を開催をいたしました。

まず、全国及び熊本県内の合併状況について、次に人吉球磨圏域市町村における平成17年度決算状況について、執行部から説明を受けました。

全国の状況を見ますと、昨年4月から17町村が減少しており、引き続き、自治体の再編が推進される状況にあるかと。県内においては、熊本市と富合町が法定協議会を設置し、合併協議会がスタートしたこと。県は、総務省から「市町村合併推進構想（第1次）」の具体的内容が不十分といった指摘を受けたため、追加修正する方針であること。

また、人吉球磨地域については、先般、「基礎自治体に関する勉強会」報告会を実施しております。今後、各市町村は、この検討結果を情報として共有するとともに、行政基盤の充実強化を図る方向性を検討するということでございました。

次に、財政関連につきましては、近隣市町村財政比較分析表によりまして、1市1町4村の主要一般財源の推移、財政力指数、経常収支比率などをういた現状分析があり、今後とも厳しい行政経営が予想されるところであります。

さて、本特別委員会でございますが、今回が、今期、最後の報告になりますので、4年間の審議計画を総括して報告をいたします。

本特別委員会は、平成11年の地方分権一括法に基づき、市町村合併についての方向性が打ち出されたことによりまして、平成13年の12月議会において設置され、さらに、平成15年改選後の6月議会において、再度、設置されております。

今期に入りまして、平成15年の7月の1市1村、相良村との法定協議会の解散という自体から、本市といたしましては、その後も合併を推進するとして一貫した姿勢で、周辺町村の動向について、その状況を見つめてまいりました。

平成17年3月末には合併特例法が失効し、同年4月からは新たな時限立法の5年間の新合併特例法、いわゆる旧法から新法へ移行するなど、さまざまな状況の変化はありましたが、依然として、人吉球磨地域の合併の動向は見えない情勢でございます。

旧法においては合併特例債がなくなり、新法では、総務大臣の合併指針に基づいて、知事が市町村合併推進審議会の意見を聞いて合併構想を策定をし、合併協議会設置の勧告、あっせん・調定ができる。また、合併協議推進勧告等の措置を講じることができるというものでしたが、これまで報告してまいりましたように、熊本県知事は、市町村の将来のあり方に関する選択は市町村みずから自主的・主体的に行うことが基本で、県はその選択を尊重するこ

とが重要と考えているとの立場であります。

平成18年5月には、「熊本県市町村合併推進構想（第1次）」を策定しましたが、その内容は、市町村の意見等を踏まえ、段階的な検討を行うこととし、将来的に望ましい組み合わせと検討の方向性を示すとともに、県として、各地域の合併基本の醸成を図りながら、さらに合併を進めるというものであり、残念ながら、合併市町村の具体的な組み合わせまでは踏み込んでいないといった状況でございます。

また、本特別委員会では、市町村合併にとって、財政問題も大変重要な要件という考えから審議をしてまいりました。歳入における主要一般財源の推移は、三位一体の改革により影響が非常に大きく、地方交付税の総額の圧縮などが進む中、今後も市の歳入の根幹を支える主要一般財源の確保は、相当厳しくなっていることが予想されるわけでございます。

いわゆる「平成の大合併」と言われる今回の合併でございますが、平成11年3月末に、3,232あった全国の市町村数が、平成19年3月末現在で1,804市町村になる予定であると公表されております。この8年間で、実に約55.8%に減少し、合併市町村においては新たな地域づくりが進められていますが、それぞれに課題もまた山積みしているようでございます。

熊本県下は、94市町村が48市町村になりました。人吉球磨地域においては御承知のとおり、平成15年4月1日に、あさぎり町が誕生したわけでございます。

この中で、合併が進まなかった地域は、熊本市周辺と球磨郡に集中しておりまして、国が示した人口1万人ラインが、県下16町村のうち、6町村が球磨郡内という状況にございます。時限立法が切れる平成22年までには、さらに全国的に合併が進んでいくものと予想されます。

そのような中であって、本特別委員会としましては、この3月議会をもって実質審議は終了しますが、執行部はまず自治体事務レベルの共通認識を持つことが重要だと考えます。

加えて、厳しい財政状況の中で、首長、議会、住民のそれぞれが、市町村を取り巻く社会環境の変化や地域のさまざまな課題について、一層、理解を深めることが大切であると考えます。

人吉球磨地域における市町村合併は、現在では、確かな動きや進展は見られていない状況にありますが、地域振興、地域分権確立のために、さらに自治体が地域間競争の中で自主性・自立性を高める選択肢の一つとして、引き続きその必要性、方向性を検討していかなければならない重要課題であります。

今後も、国・県の合併推進への取り組みと、周辺町村並びに人吉球磨地域の動向を見極めながら、議会としての大きな責任を果たしていかなければならないことを申し上げまして、今期における委員会報告といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（別府靖彦君） ただいまの報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市町村合併に関する特別委員会委員長報告は終了いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第45 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

- 議長（別府靖彦君） 日程第45、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。
（「16番」と呼ぶ者あり）

16番。

- 16番（立山勝徳君）（登壇） 3月26日に開催いたしました、市庁舎建設に関する特別委員会の最終報告をいたします。

今期の市庁舎建設に関する特別委員会は、前期特別委員会で絞り込まれた人吉木材市場跡地、中心市街地一角、人吉農協跡地、貯木場跡地の4カ所の庁舎移転候補地についての審議から始まりました。

この庁舎移転候補地の検討を進める中で、貯木場跡地については、熊本南部森林管理署庁舎建設により、平成15年9月、移転候補地から除外することになり、それ以降は、木材市場跡地、中心市街地一角、農協跡地の3候補地について検討を重ねてまいりました。

まず、平成15年10月に、市がコンサルタントに委託した市庁舎移転候補地比較検討内容調査業務の基本となる評価指標について、市庁舎移転建設研究委員会の検討結果をもとに、特別委員会で精査を行い、平成16年12月には、市庁舎移転候補地比較検討内容調査業務の最終報告を受けました。

その後、同調査業務報告書をもとに、行政サービスの利便性、将来のまちづくり、景観形成、敷地条件と庁舎規模確保の可能性、経済性、防災拠点の6項目からなる評価指標についての評価判定と、評価基準の考え方、平準化と点数化など、総合的評価の検討を行い、この点数化したものを総合評価の中でどのように取り扱っていくのかを審議を重ねてまいりました。

その過程で、平成18年7月に、木材市場跡地に複合商業施設の建設計画が浮上し、陳情も取り下げられたため、協議の結果、移転候補地から除外し、中心市街地一角と人吉農協跡地の2候補地に絞られることになりましたが、移転候補地の選定に当たっては、将来の市町村合併を視野に入れたところで、総合的判断が必要ではないかといった委員の意見などもあり、特別委員会としては、移転候補地を1カ所に絞るまでには至りませんでした。

また、建設資金の調達法については、三位一体の改革等により、主要一般財源である普通交付税などが大幅に減少しており、今後、市税及び地方交付税の伸びに期待が持てない状況にあり、現段階において、庁舎建設に必要な一般財源の確保は厳しいものがあるとした上で、資金調達の方法・事業手法等について、民間資金の能力を活用するPFI手法や、市街地再開発事業、起債等について研究委員会の検討結果をもとにしながら、特別委員会としても審議を重ねてまいりました。

まず、P F I手法については、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を行う公共事業の手法であり、平成11年7月に、P F I法が制定されて以来、全国の自治体において、廃棄物処理施設、老人福祉施設建設事業などに取り入れられております。このP F I手法を庁舎建設事業においてみると、財政負担の平準化効果という点では、どのP F I事業にも共通した大きなメリットがあると言えます。

そこで、設計・建設業務は、P F I事業者にゆだねるとしても、維持管理・運営面での行政事務以外のどの部分をP F I事業者にゆだねるのかといった導入可能性の範囲などについて十分な検討が必要であります。

特に、人口規模の小さな本市においては、庁舎だけでは事業規模も小さく、図書館、文化ホールを併設するといった複合的整備を取り入れた検討も必要となってくることが予想されます。

また、民間に幅広い業務を任せることになるので、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握して、管理や指導をしなければ、公共サービスの質の低下を招く可能性もあります。

現在、市町村庁舎の建設事業における全国でのP F I手法による事例は、まだありませんので、庁舎建設における事業手法としては、総合的に見てまだまだ不透明な部分が多いという検討結果となりました。

また、市街地再開発事業については、一部地権者の同意がなかなか得られないこと、さらに保留床に対する市の負担金の問題などがあり、困難を要すると思われます。

さらに、起債については、現在使用できる地方債は一般単独事業債がありますが、庁舎建設事業は、原則として用地が確保されており、相当額の自己財源を投入することが可能と認められるものについてのみ、起債対象とすることができています。

その起債額は、標準面積に標準単価を乗じて算出し、仮に、鉄筋コンクリート4階建て以下としたとき、約12億9,600万円の事業費となりますが、充当率が70%で、地方債の発行可能額は約9億円となります。

市庁舎移転候補地比較検討内容調査業務報告書に出された3候補地の庁舎建設費は、44億円から86億円と、いずれも高額となっており、この建設費概算から、地方債借入の約9億円、基金が平成17年度末現在高約3億27万円余りあり、これを合わせても約12億円しかなく、相当の一般財源が必要とされ、財政面で大変厳しい状況との判断をいたしました。

この庁舎建設の財源を検討する過程で、平成18年5月に、中心商店街活性化法と、都市計画法、大店立地法からなる「まちづくり三法」の大幅な改正が行われ、中心市街地の再生を図るため、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた意欲ある地区について、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生、並びにこれらに関するにぎわい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用を総合的に支援する事業として、「暮らし・にぎわい再生事業」が新たに創設されました。

そこで、中心市街地の空き店舗・空きビルを市役所分庁舎として活用を考えた場合に、この事業に適合するものかどうか、研究委員会の空き店舗調査や改正まちづくり三法の研究報告を受け、移転候補地選定、資金調達法の審議とあわせて、検討・協議を行ってまいりました。

この事業では、まず、商店街や地域住民など、多様な担い手の参画を得た協議の場、「中心市街地活性化協議会」を設立し、具体的数値で実現可能なものとして明確に折り込まれた中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受けることが必要となります。

また、準工業地域の立地制限をするなどの見直しも条件となっているため、都市計画や商工を初めとした関連セクションの事業計画等の見直し調整が必要であり、基本計画策定には相当の時間を要し、国の認定を受けるハードルも、決して低くはないと言えます。

そのような中、現状としては、本市の中心商店街の動きは出てきたものの、現時点においては、分庁舎機能に適合する補助対象となる空き店舗・ビルも、老朽化とマンション建設により解体などにより、該当するものがなくなるという結果になり、改正まちづくり三法に基づく分庁舎としての空き店舗活用も、困難な状況となっています。

以上、特別委員会としては、検討協議の結果、庁舎移転候補地については、中心市街地一角と農協跡地の2カ所までは絞り込みを行いました。最終的には、総合的判断が必要とされ、移転候補地を1カ所に絞るまでには至りませんでした。

また、資金調達と事業手法についても、厳しい財政状況下、はっきりと期待できる資金や事業手法を決定するには至らず、今後は、市の長期的財政計画も含め、調査研究や検討を重ねていく必要があるとの結論に達しました。

以上、市庁舎建設に関する特別委員会の最終報告を終わります。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市庁舎建設に関する特別委員会委員長報告は終了いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第46 人吉球磨広域行政組合議会の報告

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第46、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

- 14番（大柿長太君）（登壇） 人吉球磨広域行政組合議会について報告いたします。

平成19年度第1回定例会が、平成19年3月2日午前10時から、カルチャーパレス第2会議室において開会され、会期を同月29日までとして専決処分の承認1件、平成18年度補正予算関連2件、平成19年度当初予算関連5件、議員提出議案を含む条例の一部改正関連8件、損害賠償関連2件、熊本県市町村組合総合事務組合の規約の一部変更に伴う同文議決1件が上

程されました。

まず、承認第1号は、熊本県後期高齢者医療広域連合が、熊本県市町村総合事務組合に加入することに伴う規約の一部変更等について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行い、その承認を求めるものでありました。

次に、平成18年度補正予算関連では、議案第1号一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ2,545万円を追加し、総額をそれぞれ36億7,224万1,000円とするもので、主な歳入は、ごみ処理手数料の273万9,000円、資源売払金2,271万1,000円の増額で、歳出では、主に決算対応によるものでありました。

次に、議案第2号特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ794万2,000円を減額の上、総額をそれぞれ3億8,745万8,000円とするもので、主な歳入は、サービス収入852万1,000円の増額と基金繰入金1,690万円1,000円の全額を減額し、歳出では、主に決算対応によるものでありました。

次に、議案第3号から議案第7号までの平成19年度当初予算関連では、それぞれ歳入歳出の予算の総額を一般会計21億5,625万円、食肉センター特別会計893万7,000円、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計1,325万5,000円、特別養護老人ホーム特別会計3億7,667万9,000円とし、前年度当初予算総額と比較し、14億5,610万4,000円の減額予算とするものでありました。

次に、一般会計の経費の負担金の総額は20億530万5,000円で、前年度の負担金の総額と比較して1億8,808万5,000円の減額としたものでありました。

次に、議案第8号から議案第12号までの条例関連では、公開する公文書の適用範囲を広げるための情報公開条例の一部改正を初め、地方自治法の改正に伴う事務局設置条例の一部改正、一般職の給与に関する法律の改正に準じた、一般職の職員の給料に関する条例の一部改正、休息時間廃止に伴う職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、及び改正条例の一部にそごがあったとして、一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものでありました。

次に、議案第13号及び議案第14号の損害の賠償については、施設業務用フォークリフト車の一般搬入者への接触、並びにリサイクル啓発中の公用自動車が、信号機のない交差点で一般車両に追突した2件の事故についての総額76万8,547円の損害賠償の額を決定し、和解するものです。

次に、議案第15号熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更については、当該事務組合からの宇城広域消防衛生施設組合外4組合の脱退と、会計管理を置くことによる規約の一部変更について、同文議決を行うものでありました。

次に、発議第1号から発議第3号までの3件は、地方自治法の改正に伴い、委員会条例、議会会議規則並びに議会傍聴規則の一部改正するもので、提出者1名、賛成者7名の署名を

もって、議員提案がなされました。

以上の提案理由説明後に、議第15号について採決を行い、原案どおり可決され、引き続き、日程第22号汚泥再生処理センターの現場視察を行い、散会いたしました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第47 人吉下球磨消防組合議会の報告

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第47、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「6番」と呼ぶ者あり）

6番。

- 6番（吉村勝徳君）（登壇） 平成19年2月、人吉下球磨消防組合議会定例会の会議報告をいたします。

平成19年2月27日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場におきまして、議員8名、執行部20名による計28名にて、議会が開催されました。

議事内容は、専決処分の承認を求めることについてということで、専第1号組合を組織する地方公共団体に、新たに熊本県後期高齢者医療広域連合が加わったため、規約の一部変更が必要となったものであります。これは、平成19年1月24日に専決処分がなされております。議案どおり可決をいたしました。

議案第1号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについてということであります。

知識経験監査委員であった伊津野吉郎氏から、平成19年1月19日付で退職の申し出があり、新監査委員に前五木収入役の岩田一郎氏が選任されたものであります。原案どおり可決をいたしました。

議案第2号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院規則の一部改正を受け、勤務時間条例の一部改正を行うもので、休息時間が廃止になることから、現在の休息時間12時から15分間を17時からの15分間、計30分間の休憩時間を廃止し、12時からの1時間を休憩時間とし、退庁時間を15分延長し、17時30分までの勤務時間としたものであります。これも、原案どおり可決をしております。

次に、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

給与法、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正を受け、改正するものであります。これまで、配偶者以外の扶養親族については、2人目まで6,000円、それ以外は5,000円となっておりましたが、3人目以降についても、同額の6,000円とするものでございます。

管理職手当について、給料表の級ごとに対して、定率で支給されておりますが、今回の改正により、給料法の級ごとに定額とされるものであります。最高号給の給料月額100分の

25を超えてはならないとするものであります。

別表第2の級別職務分類表の一部改正で、5級及び6級の欄の末尾にそれぞれ、「及びこれに相応する職務」を加えるものでございます。これは、現在の職務と異なった専門の職を設ける場合等に対応するため、例えば、地方自治法の一部改正で、現在の収入役の任期が切れた後、職員のうちから会計管理者を任命する必要性が生じた場合等が該当するものでございまして、原案どおりで可決いたしました。

議案第4号平成18年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出の総額を歳入する総額に94万1,000円を追加して、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,923万4,000円とするものでございます。

内訳については、時間外手当、それから人件費、積立金もろもろで、最終的に予備費を139万5,000円の増額とすることで、原案どおり可決をしております。

議案第5号平成19年度人吉下球磨消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額を5,901万9,000円、6.63%の増といたしまして、9億4,898万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、分担金の9億487万7,000円が一番大きくて、7.21%の増額でございます。それぞれ原案どおり可決をいたしております。

最後に、一般質問がありまして、人吉市選出の仲村勝治議員から一般質問がありました。内容については、市町村消防の広域化について、それから職員手当等についてでございます。

以上、報告を終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第48 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

- 議長（別府靖彦君） 次に、日程第48、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。（「12番」と呼ぶ者あり）

12番。

- 12番（簗毛正勝君）（登壇） 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告をいたします。今回は、第1回定例会と第2回臨時会について報告いたします。

まず、第1回定例会ですが、去る2月27日に開催されました専決処分事業の承認、条例の一部改正、平成18年度一般会計補正予算、平成19年度一般会計負担金の負担割合、平成19年度一般会計予算について審査を行っております。

専決処分事項の承認についてでございますが、これは、地方自治法第286条第1項の規定により、平成19年2月1日から、熊本県市町村総合事務組合に、熊本県後期高齢者医療広域連合を加入させ、共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を変更するものであります。

条例の一部改正についてでございますが、管理職手当及び扶養手当について、職員給与条例の一部改正を行うものであります。

補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,210万円とするものであります。

平成19年度一般会計負担金についてでございますが、これは、市町村の一部一般会計の負担金の総額及び負担割合を定めるもので、負担金の総額を6,208万2,000円、人吉の負担割合を8.7%、負担金を541万4,364円、山江村の負担割合を18%、負担金を1,115万6,982円、相良村の負担割合を22.9%、負担金を1,422万9,230円、錦町の負担割合を14.1%、負担金を874万4,062円、あさぎり町の負担割合を21.4%、負担金を1,328万7,201円、多良木町の負担割合を14.9%、負担金を925万161円とするものであります。

平成19年度一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,645万1,000円とするものであります。

以上につきまして、賛成多数により全議案を可決しております。

次に、第2回臨時会についてですが、去る3月26日に開催されました収入役の選任について審査を行い、あさぎり町の山本栄蔵氏が選任されました。

以上で報告を終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第49 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（別府靖彦君） 次に、日程第49、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長、市庁舎建設に関する特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○総務文教委員会

(平成19年3月第1回定例会)

事件の番号	件名	理由
陳第50号	投票所の変更に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民生活及び地域振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
陳第42号	乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第44号	療養病床の廃止・削減の中止を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第45号	小学校就学前の子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求める意見書提出のための陳情	慎重審査を必要とするため
陳第46号	「障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書」提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第47号	公的年金改善に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため

	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○ 経済建設委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第25号	市道羽田地内第1号線の拡幅に関する陳情	慎重審査を必要とするため
陳第33号	市道487号北泉田地内第4号線の公道としての正常化と整備を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第38号	大橋架け替えの早期完成を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○ 議会運営委員会

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため

	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため
--	-------------	----------------

○市庁舎建設に関する特別委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第6号	市庁舎を中心市街地へ移転建設する陳情	慎重審査を必要とするため
陳第39号	人吉市南部地区への市庁舎移転に関する陳情	慎重審査を必要とするため

- 議長（別府靖彦君） それでは暫時休憩します。

午後 1 時52分 休憩

午後 2 時12分 開議

- 議長（別府靖彦君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

=====

日程の追加について

- 議長（別府靖彦君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第 7 号人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第 8 号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、及び意見第26号違法伐採問題への対応強化を求める意見書（案）の 3 件を日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、3 件を日程に追加いたします。

=====

追加日程 発議第 7 号 人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

- 議長（別府靖彦君） まず、発議第 7 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

- 10番（山下幸一君）（登壇） お疲れさまでございます。発議第 7 号、提案の理由を説明いたします。

発議第 7 号について提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

発議第7号、人吉市議会会議規則の一部改正案は、地方自治法の一部改正に伴うものでありまして、委員会に議案の提出権が認められたことなどにより、会議規則に所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの説明に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。発議第 7 号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。発議第 7 号について原案のとおり決する

に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程 発議第8号 人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（別府靖彦君） 次に、発議第8号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

- 10番（山下幸一君）（登壇） 発議第8号の提案理由を説明申し上げます。

発議第8号について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

発議第8号人吉市議会委員会条例の一部改正案は、地方自治法の一部改正及び人吉議会議員の定数条例の一部改正に伴うものでございます。地方自治法の一部改正により、閉会中においては、議長が委員を選任することができるようになりましたので、委員会条例に所要の改正を行い、また、議員定数が削減されたことにより、常任委員会の定数の見直しを行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。発議第8号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。発議第8号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程 意見第26号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書

- 議長（別府靖彦君） 次に、意見第26号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「6番」と呼ぶ者あり）

6番。

- 6 番（吉村勝徳君）（登壇） 意見第26号、意見書の案文を読み上げることによって、提案理由の説明にかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第26号

違法伐採問題への対応強化を求める意見書（案）

地球温暖化が世界的規模で危惧される中、その防止対策における森林の果たす役割は極めて重要な位置づけとなっている。

森林は、森林資源の供給、生物多様の維持、地球環境の保全など多面的機能を有している。

国内のみならず世界中の森林が、その機能を最大限且つ持続的に発揮できるように努めなければならない。

しかし、違法伐採などにより、開発途上地域の熱帯林を中心に世界の森林の減少が続いており、木材輸出国の自然環境のみならず、地球環境への影響が懸念され、各国における持続可能な森林経営の取組みを著しく阻害するものとなっている。

また、我が国においては深刻な林業不振が今なお続いており、その一因に輸入材の二割を占めるといわれている違法伐採された外材がある。この量は国産材の量に匹敵するものであり、国内の林業経営に壊滅的な打撃を与えるものであり、地球温暖化防止対策の一環であり森林整備の推進を著しく妨げるものとなっている。

このため、違法伐採問題については、国際社会が協力して、森林の保全などを進め、世界全体で持続可能な森林経営を推進していくことが必要である。

一昨年7月、イギリスのグレンイーグルズで開催された主要国首脳会議において「違法伐採の取組みは森林の持続的経営の第一歩である」旨が合意され、昨年7月に開催されたロシアのサンクトペテルブルグでの同会議においても、その重要性が再認識され、世界有数の木材輸入国である我が国も、違法伐採問題に対する取組みを強化することが求められている。

よって、国においては「違法伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて、違法伐採木材の輸出入規制に関する国際的な取組み・協力など、違法伐採問題への対応をさらに強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月28日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	扇千景様
内閣総理大臣	安倍晋三様

外 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
農林水産大臣 松 岡 利 勝 様
経済産業大臣 甘 利 明 様
環 境 大 臣 若 林 正 俊 様

意見第26号

違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、意見書を会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年3月28日

人吉市議会議長 別 府 靖 彦 様

提出者 人吉市議会議員

山 下 幸 一	立 山 勝 徳
本 村 令 斗	笹 山 欣 悟
吉 村 勝 徳	大 柿 長 太
三 倉 美千子	田 中 哲
大 王 英 二	上 原 義 武
簀 毛 正 勝	福 屋 法 晴
仲 村 勝 治	田 中 照 久
杉 本 春 夫	永 山 芳 宏
下田代 勝	杉 本 仙 一
森 口 勝 之	岩 井 実

以上であります。

- 議長（別府靖彦君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第26号については委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第26号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（別府靖彦君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第26号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- 議長（別府靖彦君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

発言の申し出

- 議長（別府靖彦君） ここで、今期をもって勇退される議員、並びに3月31日付で退職されます職員及び市長職務代理者淵上助役から、あいさつの申し出がっておりますので、これを順次、許可します。

まず、議員各位からお願いします。田中照久議員から。

- 17番（田中照久君）（登壇） 議長の許可を得ましたので、最後のあいさつをさせていただきたいという具合に思います。

私は、昭和62年の選挙で、市民の皆様方の絶大なる支援をいただき、議会へと送り出してもらい、5期20年間、変わらず支援をしていただきました市民の皆様方に、この場をかりまして衷心より厚くお礼を申し上げます。

それとともに、20年間、末席を汚した者の1人でもございます。また20年間を振り返ってみますと、さまざまなことがありましたが、その中でも、議員の皆さん方を初め、執行部の皆様には大変お世話になりました。

また、私も、議会の中で、執行部の皆様に対し嫌なこともたくさん申し上げたこともあるかと思いますが、これも市民の立場に立ってのことであつたとお許しをいただきたいと思います。

今後は、これまで学んできましたこと、御指導いただきましたことを少しでも地域の皆様方、また市民の皆様方の役に立てることができれば幸いと考えているところであります。

また、今回、同僚の議員の中から2名の方が市長選へ出馬をされます。2名とも当選をとは言えませんので、どうかお二人ともしっかり頑張ってくださいますようお願いいたします。

それから、今回また、同僚の議員の皆様方が、市議選に出馬を予定されている議員の全員が再び当選をされ、またこの議場に帰ってこられて、福祉の向上に、それから市民が住みやすい人吉づくりに汗を流していただきますようお願いをいたしまして、私の議員最後のあいさつといたします。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

- 議長（別府靖彦君） 次は、岩井実副議長。
- 副議長（岩井 実君） また出ろという言葉もありましたが、私も、4期16年、皆様方の足手まといになって、後ろからついてまいりました。

自分とすれば、やり残したことは死ぬまであるんだという気持ちは往々にしてあるわけですが、まあ、これも年も60を超えて、まだまだやるかという気持ちには到底なりかねます。

そういうことから、それぞれ思惑はありましたが、若い人にこれを譲り、そして新しい人吉をつくっていただきたいという気持ちもありまして、後輩にこの席を譲るように考えたわけであります。

そういうことから、皆様方には、執行部の方そして議員の方々にも、大変お世話になり、私の破れ口を聞いていただき、ありがたく思い、ここで勇退をさせていただく、ごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（別府靖彦君） 上原義武議員。

○20番（上原義武君）（登壇） それでは、私の議員生活最後のごあいさつを申し上げます。

私は、昭和62年4月、若い47歳の福永市長とともに、人吉市議会議員に初当選以来、連続5回、議席を与えていただきました。その間、大きな問題として、一中改築問題、頭無川雨水排水ポンプ場設置問題、産業廃棄物処分場問題、川辺川ダム問題、一般廃棄物処理場問題、住民投票条例制定問題なども、数多くの問題と取り組んでまいりました。

なお、市監査委員を4年間ではありましたが、その間に、住民直接請求が思い出されて仕方ありません。これら多くの問題の中で、川辺川ダム問題以外は、すべて過去のこととなってしまいました。

今、この壇上に立って心残りがあるわけですが、当時、私たちが初当選した当時、人口4万2,500人の人口が、この20年間に約5,500人減少し、球磨川下り観光客数が、ピーク時の13万7,000人から4万7,000人に減ったこと。あるいは、中心市街地の空洞化と産業界の衰退であります。

特に、今こうして眺めてみますと、残念なことに、私と一緒に市長に就任された福永市長の姿が、この議場に見えないことが何とも言いようのない気持ちでいっぱいでございます。

このように、5期20年間、市民の多くの方々の温かい御支援により、市議会議員として議席を与えていただきましたことを、この壇上からではありますが、改めて深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、議員生活20年間、無事にこうして全うすることができたのも、市長を初め、監査事務局の皆さん、議会事務局の皆さん、そして市職員の皆さん方の温かい御指導と、議員各位の深い御理解と御協力があったからであります。重ねて衷心より厚くお礼を申し上げます。

終わりに、今回限りで勇退される議員各位におかれましては、お体に気をつけられますようお願いいたします。また、4月の選挙に再挑戦される議員各位には、高得票で当選されますよう祈念申し上げます。

申しおくれましたが、この3月をもって退職される市職員の皆さん、本当に長年のお務め御苦労でございました。お世話になりました。どうかお体に気をつけてお過ごしください。

最後に、人吉市が球磨盆地の中心地として、限りない繁栄と発展を期待しながら、私のあいさつといたします。長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（別府靖彦君） 議員各位の中でほかにございませんか。

それじゃ、執行部職員、お願いします。吉村建設部長。

○建設部長（吉村政浩君）（登壇） 議長にお許しをいただきまして、お疲れのところ、発言の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

私は、41年余りの間、人吉市職員としまして奉職をさせていただき、この3月31日をもって定年退職を迎えることになりました。まず、市民の皆様に、これまでの御厚情に対しまして、心から深くお礼と感謝を申し上げます。

その間、商工観光課を振り出しにしまして、13カ所の職場で仕事を与えていただきましたけれども、私自身、浅学非才といいますが、そういう身でございまして、また、努力不足もありまして、場面場面におきまして方向を見誤ったり、立ち往生も再三再四というふうなことでございましたけれども、しかしながら、議員の皆様方、それから、市長を初めとして四役の皆様、また、よき先輩職員の方、同僚職員の皆様の温かい御指導、御鞭撻をいただきまして、きょうまで勤務することができましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

今、振り返ってみますと、本当に多くの皆様との出会いがあり、仲よく、明るく、苦楽とともに仕事をさせていただきましたことが、私の生涯の宝物でございますし、これからの糧にさせていただき、勉強させていただければというふうに考えているところでございます。心境といたしましては、万感こもこも至るというふうにいいですか、そのような心境でございます。

議員各位におかれましては、次期の統一地方選挙に臨まれます皆様には、全員ぜひ当選を果たされますように、御祈念を申し上げますとともに、御勇退をされます各位におかれましては、健康に十分に留意され、それぞれの道で御活躍をされることを御祈念を申し上げます。

私も、今後、一市民といたしまして、微力ではございますけれども、地域において何かお役に立つところはないかというふうに考えているところでございます。

最後になりますけれども、今後、人吉市のますますの御発展と、市民の皆様の、それから議員の皆様、執行部の職員の皆様の御健勝、御活躍を心から祈念を申し上げまして、退職のあいさつとさせていただきます。本当に長い間、まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（別府靖彦君） 神瀬教育次長。

○教育次長（神瀬文夫君）（登壇） 皆様方には、大変お疲れのところ、あいさつの機会を与えていただきましてありがとうございます。

今般、3月31日をもって定年退職を迎えることになりました。私は、34年余りの市職員として勤めさせてさせていただきました。まずもって、市民の皆様方に感謝をし、お礼を申し上げます。

この間、議員の皆様方、執行部の皆様方に、温かい御指導、御鞭撻をいただきましたことにつきましても、衷心から厚くお礼を申し上げます。

私は、最初の職場は、学校給食センターが設立をされました昭和47年の9月でございました。その後、いろんな職場を経験させていただきました。あるときには技術吏員として、あるときには事務吏員として経験をさせていただきました。そして、定年を迎える最後の年は、また、給食センターの調理業務の民間委託にかかわることになりました。最初と最後、学校給食に終わったことも、何かの縁があったのかなというふうに思っております。

最後になりましたけれども、人吉市のますますの発展を祈念いたしますとともに、今回、勇退されます議員各位の御健勝と、さらに、4月の選挙に立候補されます各議員の御当選、また市民の皆様、執行部の職員の皆様方の御健勝、御活躍を心から祈念いたしまして、退職のあいさつとさせていただきます。本当に長い間、お世話になりました。（拍手）

○議長（別府靖彦君） 末次水道局長。

○水道局長（末次 力君）（登壇） 大変お疲れのことと存じますが、退職に当たり、あいさつの機会を与えていただきましてありがとうございます。

私は、昭和46年入庁し、今日まで36年、事業畑一筋に勤めてまいりました。その間、議員の皆様初め、職員の皆様方の温かい御支援と御指導をいただき、無事、退職を迎えることができました。

また、とりわけこの2年間は、異なる会計や決裁区分、あるいは上下水道という本市のライフラインの維持・確保ということを考えますと、どうなるんだろうかと心配いたしていましたが、職員の皆さんの日々の努力・協力によりまして、大過なく過ごすことができました。改めて、この場をかりて御礼申し上げたいと存じます。

これからは、微力ではございますが、身近な周辺のできることを一つ一つやっていきたいと思っております。議員並びに職員の皆様も健康に留意され、市の発展を目指し、今まで同様に、それぞれのパートで御活躍されますことを御祈念申し上げます。長い間、大変お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

○議長（別府靖彦君） 東農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（東 博君）（登壇） お疲れのところ、まことに申しわけございません。

私も、今年度末をもちまして定年退職を迎えることになりました。まず、市役所に採用されまして以来、市民の皆様、議員の皆様、同僚の職員の皆様、そして、農業委員の皆様や多くの方々に大変お世話になりました。厚く御礼を申し上げます。

ことは、議員の皆様におかれましては、改選の年を迎えられまして、勇退を決意された方、そして市長選挙や市議会議員選挙に臨まれる方、それぞれの方向性を定められていると伺っておりますが、どうか健康に留意され、それぞれの初期の目的を達成されますよう御祈

念申し上げます。

市職員の方々につきましては、今までどおり、市役所行政は市民のためにあるということを念頭に頑張っていたいただきたいと思います。そして、市民に感動を与える行政という立派な目標を掲げておられますので、その実現に向かってさらに努力していただきたいと思います。願する次第でございます。

この後、私は農業をしながら、楽しみながら暮らしていきたいと思っておりますが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、多くの方々の御指導と御厚情に感謝を申し上げますとともに、この人吉市が、さらに発展しますよう陰ながら御協力をさせていただきたいというふうに思っております。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（別府靖彦君） 新村教育総務課長。

○教育総務課長（新村則幸君）（登壇） この3月末日をもちまして、定年退職となりました。在職中におきましては、議員の皆様、また市民の方々、また執行部の方々には、大変御指導を賜りましてありがとうございました。厚くお礼を申し上げ、また感謝申し上げます。

本市にとりましても、大変財政状況等厳しいものがありますが、今後におきまして、私の担当でございます学校安全ほか教育行政を初めとしまして、各分野のさらなる充実と御発展、衷心からお祈り申し上げたいと存じます。

最後になりますが、議員各位、また執行部各位の御健勝をお祈り申し上げまして、退職のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（別府靖彦君） 上川議会事務局長。

○議会事務局長（上川修一君）（登壇） お疲れのところ、退職に当たり、あいさつの機会を与えていただきましてまことにありがとうございます。

このたび、私は、この3月を最後としまして、36年間の役所生活にピリオドを打つわけでございますが、この間、市民の皆様はもちろんのこと、議員の皆様や、福永市長を初め執行部の皆様、そして議会事務局の皆様方には、公私ともに大変お世話になり、この席をおかりしまして心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

特に、議会においては、在籍しました13年の間、本当にいろいろなことがありました。100条委員会、住民投票条例、辞職勧告、懲罰動議、政治倫理、議員定数、そして会期延長しての深夜議会など、たくさんの大きな出来事を経験しましたし、人それぞれ、いろんな考え方があったんだなと実感をしていました。

正直言いまして、そのことで悩み、自分の無力さに落ち込んだことも何度かありました。しかし、今、考えてみますと、議員の皆さんの言動すべてが等しく人吉市民のことを思っていることであったことは紛れもない事実でありますし、そう確信をいたしております。

私は、定例会だけでも52回務めさせていただきました。そのすべてが緊張の連続でした。

議場に入れば、自然と身が引き締まり、なぜか神妙になりました。それだけ、この議場は神聖でかつ威厳があり、今後もそうでなければなりません。

皆様には、この浅学非才な私を局長にまで育てていただきましたこと、心から感謝しております。私としても、特に議会運営に当たりましては、正副議長を中心に、議会の権威・権能を常に心に置きながら、厳正・公平な運営に努めてきたつもりではありますが、時として、私の不徳によりまして、議員の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことを改めておわびを申し上げます。

いよいよ統一地方選挙も間近となりました。皆さん、必ずやその栄冠を勝ち取られ、この伝統ある人吉市議会の議席を飾っていただきますことを心からお祈り申し上げます。

また、今期限りで御勇退をされます議員の皆様方には、長年、市政発展のため御尽力されたことに対しまして、衷心より敬意を表するものでございます。

最後になりましたが、人吉市の今後ますますの御発展と、皆様方の御健勝、御活躍を心からお祈りをし、そしてこの議場に心から感謝を申し上げ、退職のあいさつとさせていただきます。長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（別府靖彦君） 市長職務代理者 淵上助役。

○市長職務代理者助役（淵上憲男君）（登壇） 議長のお許しをいただき、発言の機会を与えていただきましてまことにありがとうございます。

市長が、3月3日に収賄容疑で逮捕され、その後の捜査の行方を見守ってまいりましたが、去る3月23日、熊本地裁に起訴されるということになりました。5期20年にわたり、市政運営に携わってこられた福永市長が、最後の議会に出席できないため、議員各位にお礼のあいさつを申し上げることができませず、まことに申しわけなく、市長本人もさぞかし無念の思いであると存じます。

ただいま、岩井副議長を初め、今議会をもって勇退される議員から、ごあいさつを伺いたしまして、まことに感慨深いものがございます。それぞれの事情があつての勇退とは存じますが、皆様方とはいろいろと思い出もございました。これまでの市政発展への御尽力に対し心から感謝を申し上げますとともに、今後は、それぞれの道を歩まれ、健康には十分御留意いただきまして、お健やかに過ごされまして、できますれば、市役所におでかけの際にはアドバイス等いただければ幸いに存じます。

あわせて、4月の統一地方選挙に挑戦される皆様方には、よい結果が得られますように努力され、引き続き、市政の発展のために頑張ってくださいたいと存じます。御健闘を心からお祈りを申し上げます。

定年並びに希望で退職する職員も、この議場のほか合わせて18名おりますが、皆さんも長年、人吉市役所の職員として、市民の福祉の向上や市政の発展と進展に励んでいたいたその功績は、言葉には言い尽くすことができません。ただただ感謝を申し上げるほかありませ

ん。

皆さんが残した成果は、市内あらゆるところにあるわけございまして、市役所の職員として自信と誇りを持ち、これまでの仕事を自分の宝物として、退職後も頑張ってください。同時に、今後は、一市民として地域社会あるいは市政の発展に御尽力いただければ幸いに存じます。

最後に、改めまして、議員各位そして退職される職員の皆様に心から感謝を申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

- 議長（別府靖彦君） 最後に、議長席からではございますが、私から一言、ごあいさつさせていただきます。

4年前に就任以来、これで何とか無事に議長を終えることができそうです。ひとえに、皆々様のおかげと深く感謝の意を表します。ありがとうございました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- 議長（別府靖彦君） 以上をもちまして、平成19年第1回人吉議会定例会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後2時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 別 府 靖 彦

人吉市議会議員 本 村 令 斗

人吉市議会議員 仲 村 勝 治